

平成20年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成20年3月5日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 日程第 2 会期の決定について
 日程第 3 諸般の報告
 日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について
 日程第 5 第 2号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第 6 飯島町農業委員会委員の選任について
 日程第 7 予算審査特別委員会の設置について
 日程第 8 第 3号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例
 日程第 9 第 4号議案 課設置条例の一部を改正する条例
 日程第10 第 5号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 日程第11 第 6号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 日程第12 第 7号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例
 日程第13 第 8号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例
 日程第14 第 9号議案 平成19年度飯島町一般会計補正予算（第6号）専決
 日程第15 第10号議案 平成19年度飯島町一般会計補正予算（第7号）
 日程第16 第11号議案 平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第17 第12号議案 平成19年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第18 第13号議案 平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第19 第14号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第20 第23号議案 飯島町道路線の認定について
 日程第21 第24号議案 飯島町道路線の変更について
 日程第22 第25号議案 飯島町道路線の廃止について
 日程第23 第26号議案 飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する変更契約の締結について
 日程第24 第27号議案 飯島町土地開発公社定款の一部変更について
 日程第25 第28号議案 長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 森岡一雄 | 2番 曾我 弘 |
| 3番 宮下覚一 | 4番 坂本紀子 |
| 5番 三浦寿美子 | 6番 野村利夫 |
| 7番 宮下 寿 | 8番 竹沢秀幸 |
| 9番 平沢 晃 | 10番 内山淳司 |
| 11番 松下寿雄 | 12番 織田信行 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林広美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治 総務課財政係長 中村栄一
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 折山 誠 |
| 議会事務局書記 | 吉川 恵子 |

本会議開会

開 議 平成20年3月5日 午前9時10分
議 長 おはようございます。今日は暦の上で啓蟄です。余寒が続いていますが春近しの感で
ございます。
定足数に達していますので、ただ今から、平成20年3月飯島町議会定例会を開会いた
します。
この定例会においては、平成20年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定され
ております。林代表監査委員さん、河野教育委員長さんにはご出席いただきありがと
うございます。
議員各位、理事者並びに説明員には、会期中を通じて慎重なご審議と、円滑な議事運
営にご協力いただきますようお願いをいたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
開会に当り、町長からごあいさつをいただきます。
町 長 おはようございます。3月議会招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平
成20年2月15日付飯島町告示第8号をもちまして、平成20年3月飯島町議会定例会
を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙の中を全員のご出席を賜りま
して誠にありがとうございます。
さて、今年の冬は例年になく寒さが続き3月を迎えたわけではありますが、心配をされま
した大雪の被害もなく、南の方からは桜の便りも聞かれる頃となりました。今後凍霜害等
もなく安定した気象状況が続き、春の農作業が順調に進むことを願うものでございま
す。
さて、今3月定例会は新年度予算を審議をいただく重要な議会でもございます。平成20
年度予算は私にとりまして町政2期目のスタートとしての予算であり、自立し持続発展可
能なまちづくりを目指した3年目の予算でございます。施策の基本は中期総合計画3年目
を迎え、この実現に向けたまちづくりの実践、ふるさとづくり計画、集中改革プランを軸
とした行財政改革の推進に置き、その施策の重点を、1つとして「住民主役の協働のまち
づくりを進める予算」、2つに「子育て支援、若者定住、新規企業導入など人口増と活性
化を促進をする予算」、3つには「交流の時代の新しい基盤整備や地域特性を生かした産
業進行を促進をする予算」、更に4つとして「安心・安全なまちづくりを進める予算」、
5つ目最後に「生活の質を高める快適環境をつくる予算」、この5つをキーワードに置い
てそのスローガンを「協働と子育てで未来をはぐくむ健やか予算」として施策の点検を行
いながら、限られた財源を有効に生かすために重点的かつ効率的な予算配分に意を払い、
予算編成を行ったところでございます。また新しく出発する地方公共団体の財政の健全化
に関する法律の趣旨にも意を払い、将来に向けて足腰の強い財政基盤を確立するための財
政対策も盛り込みました。詳細につきましては明日の新年度予算提案時の施政方針で詳し
く述べさせていただきたいと思っております。
さて本議会定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件2件、条例案件
6件、補正予算案件6件、平成20年度予算案件が8件、その他案件6件の計28件であ

ります。特に専決補正予算におきましては原油価格の高騰を受け、産業振興に対する緊急
支援を行うための専決予算、及び新年度予算として後期高齢者医療制度が開始をされるに
伴いまして、特別会計の新設もお願いをしております。いずれも重要な案件であります
のでなにとぞ慎重な審議をいただきまして、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上
げまして、議会招集のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、9番 平沢 晃 議
員、10番 内山淳司 議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期は、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の
報告を求めます。

議会議長 平沢議会運営委員長。
議会運営委員長 会期について報告いたします。去る2月21日に議会運営委員会を開催し、本定例会の
会期につきましては、案件の内容からいたしまして、本日から3月17日までの13日間
と決定されましたのでご報告申し上げます。

議 長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月17
日までの13日間としたいと思います。

議 長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)
異議なしと認めます。従って会期は本日から3月17日までの13日間とすることに決
定しました。委員長自席にお戻りください。

事務局長 会期の日程については事務局長から申し上げます。
(会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
初めに町当局からの報告を求めます。

町 長 それでは私の方からは3件につきましてご報告をさせていただきたいと思
います。先ず飯島町土地開発公社の平成20年度の事業計画及び予算についてご報告を申し上げます。
このことにつきましては、去る2月29日の飯島町土地開発公社理事会において審議をお
願ひし、議決をいただきましたので、ここにご報告を申し上げます。新年度はかつてない
大型の予算規模となっております。初めに事業計画の概要についてご説明を申し上げます。
土地の取得計画では継続事業であります伊南バイパス用地を、新年度は田切地区を中心
に従来までの取得費500,000,000円から800,000,000円として積極的に国との協議の中
で進めてまいりたいと考えております。公有地取得事業では町道の芝宮線改良工事にか
かる用地取得を行ってまいります。工業用地の造成事業につきましては久根平工業団
地用地及び陣馬の工業団地の拡張、並びに七久保の農産物加工販売施設用地にか
かる造成工事を140,000,000円余りで行ってまいります。また新たな工業団地につ
きましては国県との協議調整を進めて鋭意進めて促進をしてまいりたいと考えて
おります。

次に用地の処分計画では平成17、18、19年度に取得をいたしました伊南バイパス用地を国土交通省へ売却するほかに、久根平、陣馬工業団地への拡大計画に伴う用地を売却をしております。

次に予算概要について申し上げますが、主な収入見込みといたしまして平成17、18、19年度に取得した伊南バイパス用地を国に385,000,000円で売却をし、工業団地の売却収益も270,000,000円ほど見込んでおります。これに対して、伊南バイパス用地売却原価385,000,000円、工業団地への売却原価263,000,000円でございますが、この結果によりまして事業収益におきましては単年度で8,000,000円ほどの黒字となる見通しでございます。詳しくはお手元の事業計画並びに予算書のとおりでございますので後ほどご覧をいただきたいと思っております。

続きまして平成20年度の財団法人飯島町振興公社事業計画並びに予算についてご報告を申し上げます。このことにつきましては

去る2月の27日の理事会におきまして審議をお願い承認をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定によってご報告を申し上げます。平成20年度の振興公社事業は町の指定管理業務の3年目といたしまして、1つには本郷道の駅の産地形成促進施設の指定管理業務、2つには千人塚公園指定管理業務、3つ目に与田切公園指定管理業務、そして4つ目に図書館の指定管理業務の4業務と、独自事業であります山岳施設の管理業務、道の駅本郷管理業務、観光業務、観光協会の事務局の業務、信州いいじま桜守の事務局取り扱い業務、及び千人塚公園の事業としまして、マレットゴルフ、釣り、オートキャンプ等の事業がございます。主な収入といたしまして指定管理料の収入、施設利用の収入、委託料の収入、マレットゴルフ事業収入、キャンプ場の事業収入などにおきまして、合計で41,405,000円に対しまして、事業費といたしましては一般管理費及び事業外費用を加えて収入予算同額となります。対前年比では98.1%の事業規模となったわけでございます。各種管理業務の履行は元より今後とも更なるサービスの向上を図り、飯島町振興公社の目的達成のために一層の努力をしております。振興公社の予算事業内容につきましてもお手元の資料のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思っております。

最後に株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成20年度の事業計画及び予算計画につきましてご報告を申し上げます。このことにつきましては去る2月15日の開催の同社取締役会において承認をされておりますので、地方自治法規定によりましてその概要を報告を申し上げます。

最初に同日開催をされました臨時株主総会におきまして前駒ヶ根市長中原正純氏と前駒ヶ根市商工会議所会頭渋谷敦氏の後任取締役といたしまして、杉本幸治氏及び山下祥弘氏の選任及び監査役として山田敏明前副町長に代わって箕浦副町長の選任が議決をされ、続いて行われました取締役会におきまして、代表取締役に駒ヶ根市長の杉本幸治氏を選任をいたしましたのでここにご報告を申し上げます。

次に、平成19年度の決算見込みであります。伊南4行政区域が営業エリアとなったこと、またインターネット加入者の増が順調な経営状況にありまして、営業利益が100,000,000円を超える見込みとなりましたので、行政負担としてのチャンネルリース料は各行政におきまして基金積み立てとすることといたしました。次に平成20年度の事業計画であります。総資本金265,500,000円で伊南4市町村をカバーする地域情報機関と

して、昨年同様にデジタル放送への対応としてデジタル放送加入促進、行政チャンネルのデジタル化に取り組んでまいります。有線放送電話は設置以来飯島町が16年、駒ヶ根市が15年を経過し、施設の老朽化、利用の減少が見られるので、利用者の意向調査を行った結果、飯島・駒ヶ根地区の電話をその意向に沿って廃止をするともに、告知放送設備の更新を行うことといたしました。経営面におきましては営業エリアの拡大に伴い故障時における早期復旧体制の整備や、加入者に親しまれる放送番組の制作ときめ細かな生活情報の提供に努めて、経営基盤の安定化を図ってまいります。予算計画といたしましては、収入としては利用料及び通信料の収入が中心でありまして、売上高から売上原価を差し引いた売上利益は504,000,000円ほどを見込んでおります。管理経費等では告知端末設置や減価償却費の変更等によりまして、この額を差し引いた営業利益はマイナスの10,000,000円ほどを見込んでおるところでございます。詳しくはこれもお手元の資料をご覧をいただきたいと思っております。

以上3点につきましてご報告を申し上げます。

ただ今報告のありました件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を行います。

次に議長から申し上げます。

初めに12月定例議会において可決しました「上伊那圏内において安心して安全な出産ができる環境を整えるための対策と援助を求める意見書」「看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める意見書」「道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書」「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確立を緊急に求める意見書」につきましては、平成19年12月20日に関係行政庁に提出いたしましたので報告いたします。

次に、請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、例月出納検査の結果について報告します。平成19年12月から平成20年2月における例月出納検査の結果、指摘事項の報告は特にありません。

次に、曾我弘議員から体調により早退の旨の通告がありました。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議長

日程第4 第1号議案教育委員会委員の任命についてを議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長

本案について提案理由の説明を求めます。

議長

それでは第1号議案教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

町長

本年3月9日付を持ちまして教育委員として3期12年、その内11年間教育委員長として町の教育行政の進展のために格別のご尽力をいただきました、ここにおられます河野通昭さんが退任をされることになりました。ここに改めてそのご功績に対し心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。さて、後任の教育委員の任命について、今回地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正をされ、平成20年4月1日より、委員の

任命にあたって委員の内に20歳未満の子どもを持つ保護者が含まれるようにしなければならないというふうに規定されたため、慎重に検討をいたしました。本日教育委員としてご提案申し上げます当町本郷第三耕地の塩沢良和氏には、お手元の経歴書にございますとおりでございますが、昭和45年4月飯島町役場に奉職され、以来38年間、現在は地域福祉センター所長として勤務しておりますが、この3月31日をもって退職をされます。職員として経歴の中にも教育委員会勤務が11年間あり、特に平成10年から3年間は学校教育の係長として学校教育及び生涯学習の指導的立場にあったことから、教育全般に渡って造詣の深い方であるというふうに思っております。またこのような経験を生かして教育行政の振興に尽力をいただけるものと思っております。つきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。なお任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条の兼職禁止にかかわる規定により、地方公共団体職員との兼職ができないことから、この平成20年4月1日から平成24年3月31日まででございます。よろしくご審議の上、議員各位全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
討論を省略し、これから第1号議案教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立願います。
[賛成者起立]

議長 ありがとうございます。お座りください。
起立全員です。従って第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

議長 [塩沢良和さん入場]
再開いたします。
ここで、只今選任同意されました塩沢良和さんからご挨拶をお願いいたします。

塩沢良和氏 [塩沢良和さん登壇・挨拶]
只今教育委員に選任されました本郷の塩沢良和と申します。今まで教育改革などの教育という言葉が報道等で耳にしましても他人事のように思っておりました私であります。元より浅学非才な私でありました。今日この場にお招きをいただきまして改めて責任の重大さを思い知った次第であります。これからは町長さんをはじめ議員の皆様のご指導を賜りながら教育の現場や町民の皆様の期待に応えられるよう、自分なりに一生懸命任を果たしてまいり所存であります。本席の皆様方には格別なるご指導ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願いをいたします。ありがとうございました。

議長 塩沢良和さんありがとうございます。
暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
[塩沢良和さん退場]

議長 再開いたします。

議長 日程第5 第2号議案固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)
議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第2号議案固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員は、当該市町村の住民市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者の内から当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任をすることとされておりまして、任期は3年とすることが地方税法第423条第3項及び6項に規定をされております。現在、宮脇幸男さん、堀越壽一さん、上原勇さんの3名が在任中ですが、堀越壽一さんが平成20年3月31日に任期満了となります。任期満了後の委員として引き続き堀越壽一さんを選任するにあたり議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
討論を省略し、これから第2号議案固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立願います。
[賛成者起立]

議長 ありがとうございます。ご着席ください。
起立全員です。従って第2号議案は原案のとおり同意することに決定されました。
暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

議長 [堀越壽一さん入場]
再開いたします。ここで、ただ今選任同意されました堀越壽一さんからご挨拶をお願いいたします。

堀越壽一氏 [堀越壽一さん登壇 あいさつ]
只今ご紹介をいただきました堀越でございます。私も委員としまして長年に渡りまして席を汚してきたわけございまして、ぼつぼつ交代とそういうことでお願いをした過程でございます。町長さんをはじめ議員の皆様方も町のために非常に奮闘されておりまして、その点私も非常に感銘しております。そういうことございまして、私ももう1期、皆さん方と共に一緒にさせていただくように心を決めましたので、今後ともよろしくご指導をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども私のご挨拶とさせていただきます。

議長 堀越壽一さんありがとうございます。
暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
[堀越壽一さん退場]

議長 再開いたします。

議 長 日程第6 飯島町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。
お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づく議会推薦の農業委員は3名とし、お手元に配布の名簿のとおり、杉原和男さん、森本令子さん、宮脇明子さんを推薦したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって議会推薦の農業委員は3名とし、お手元に配布の名簿のとおり杉原和男さん、森本令子さん、宮脇明子さんを推薦することに決定しました。
暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
[杉原和男さん、森本令子さん、宮脇明子さん入場]

議 長 再開いたします。
それではここで、只今推薦されました3名の皆さんからご挨拶をいただきます。初めに杉原和男さんからお願いいたします。
[杉原和男さん登壇・挨拶]

杉原和男氏 ただ今紹介いただきました杉原和男であります。山久耕地に住んでおります。このたびの農業委員の改選期にあたりまして議会推薦ということでお話しをいただきました。大変未熟なものでありますけれども、町長さんをはじめ行政の方々、議長さんをはじめ議員の皆さん方、また役場の職員の方々のご指導とご協力をいただきまして、農業委員としての職責を果たしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 杉原さんありがとうございました。
次に森本令子さんお願いいたします。
[森本令子さん登壇・挨拶]

森本令子氏 おはようございます。私はこのたび推薦されました上の原耕地の森本令子と申します。自分の力も顧みずにこの大役をお受けしまして今大変戸惑っておりますが、皆さんに教えていただきながら、また他の農業委員さんの足手まといにならないように微力ではございますが任期中全力で努めたいと思っておりますので、なにぶんにもよろしくお願いいたします。

議 長 森本さんありがとうございました。
次に宮脇明子さんお願いいたします。
[宮脇明子さん登壇・挨拶]

宮脇明子氏 南割耕地の宮脇明子と申します。推薦いただいたんですが、なにぶんにもわからないことばかりなんですけれども、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 宮脇さんありがとうございました。
暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
[杉原和男さん、森本令子さん、宮脇明子さん退場]

議 長 再開いたします。

議 長 日程第7 予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。
お諮りします。本件につきましては、別紙のとおり議長を除く11人の委員で構成する

「予算審査特別委員会」を設置し、本日及び明日提案されます「平成20年度飯島町各会計予算及び予算関係議案」をこれに付託して審査することにしたいと思います。
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って本件については11人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置することに決定しました。
ここで、予算審査特別委員会の開催について申し上げます。本日、本会議終了後において、正副委員長選出のため予算審査特別委員会を開催いたしますので、委員の皆さんはご承知おきください。

議 長 日程第8 第3号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第3号議案飯島町後期高齢者医療に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は国の医療制度改革の一環として健康保険法等の一部を改正する法律によって、従来の老人保健法の題名を、高齢者の医療の確保に関する法律として、その内容を全面改正する中で、75歳以上および65歳以上で一定の障害のある方を対象として、後期高齢者医療制度が規定され平成20年4月1日から施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律、長野県後期高齢者医療に関する条例、その他法令の定めがあるものの他に、飯島町が行う事務について条例を制定するものであります。この条例においては各種の提出書類の受け付け、届け出の他、保険料徴収にかかる各種受け付けや徴収時期、督促、延滞金などを定めたものであります。なおこの後期高齢者医療にかかる会計は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条により特別会計を設けることとなっております。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。
(補足説明)

住民福祉課長 議 長 お諮りします。只今提案説明のありました第3号議案飯島町後期高齢者医療に関する条例につきましては、平成20年度予算に関連しますので予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第3号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。
これから質疑を行います。特別委員会への付託は決定いたしましたので、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

5番 三浦議員 この後期高齢者医療制度なんですけれども、すぐ4月から始まる運びになっているわけなんですけれども、大変に今問題が浮き上がってきておりまして、先の2月28日の衆議院では野党4党が廃止法案を提出するような事態も生まれてきているわけでありまして、大変問題の多い制度だというふうに私は認識しているわけなんですけれども、こうした事態について状況についてどんなふうにお考えがあるのか聞いておきたいと思っております。

町 長 国の法律が制定をされて、それに基づいてまあ各都道府県ごとに広域連合を組織してその運営に当たるといふ大きな1つの流れの中でのこの町の条例制定でございますので、この法律そのものについて今コメントする立場にはないわけでありましてけれども、ただ国のこの医療制度というものが世界で最も高い高齢化社会の中で、持続可能なこの医療制度というものを今後続けていかなきゃならないという大きな考え方でもって、目的はあくまでも今までの老人保健医療ということに、更に一步進めてこの高齢者の医療を確保をしていくというこの前提に立っておるわけでありまして、いろいろとまあこの負担の問題も出てくるわけでありましてけれども、基本的にはこの高齢者医療を確保して持続可能な医療制度を構築していくという基本的な考え方に立っての制度でありますから、これを是として各広域連合、自治体もその対応をしていくべきものというふうに思っております。

議 長 他に質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 日程第9 第4号議案課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは第4号議案課設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は国の医療制度改革により、この4月から高齢者の医療の確保に関する法律が施行され後期高齢者医療制度が始まります。主体的には長野県後期高齢者医療広域連合において事務を行います。先ほど提案申し上げました3号議案のとおり当町で行う事務が発生をしております。そのためこの事務を所管するところを住民福祉課と定めます。よって本条例の住民福祉課の分掌事務に後期高齢者医療に関する事項を追加するものでございます。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

5番
三浦議員 課の設置条例の一部を改正する条例については、やむを得ず賛成をせざるを得ないということで賛成をいたしますが、後期高齢者の医療制度についてはその内容については年齢により医療を差別するものであるというふうに認識をしております。今も中止撤回を求めて運動をしているところであります。または先程も申しましたが、野党4党も中止撤回を求めるといふことで廃止法案を国会で提出をしたということもあります。そういう問題の多い制度であります。当面の事務的な処理を実質的にはやっていかなければならないというこの町の状況の中でこの設置はやむを得ないというふうに判断をしたということになります。この課の設置によってこの後期高齢者の係は、高齢者のための福祉や医療がほんとに住民のためになるような組織として活動をしていただきたいというふうに願っております。

議 長 他に討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第4号議案課設置条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに意義ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第5号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第5号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は健康保険法等の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律等の施行を受けまして、国保被保険者が医療機関に支払う一部負担金の年齢区分の変更、それから負担割合の変更、更に特定健康診査が保険者に義務づけられてまいりましたので、このための必要な改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。
(補足説明)

住民福祉課長 議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

5番
三浦議員 私は今回、国の法律とはいえ、この国民健康保険条例の改正は高齢者の医療の差別というふうに思っているわけでありまして。その中で特に70歳から74歳の高齢者の方の医療の負担というものは、今回今まで1割負担が2割負担となっているようなことで、改悪の法案であって、これを取り入れてくるということは非常に残念でありませんが、これは法律で決まっているわけです。しかし私自身の考えとしてはこの盛り込まれた条例に賛成することはできないということで、今回はこの国民健康保険条例の一部の改正については反対をいたします。

議 長 他に討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第5号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。
[賛成者起立]

議 長 ご着席下さい。起立多数です。従って第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 第6号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第6号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律案等による改正でございます。更に後期高齢者医療制度の創設に伴って条例

改正を行うものでございます。主な改正でございますが、後期高齢者医療制度の創設に伴って後期高齢者支援金分の負担が必要になってまいりました。そこで今までの一般介護の区分に後期高齢者支援分を加え、国保税の税率を改正すること、またそれぞれの区分ごとに課税賦課限度額の限度額の変更を行い、更に国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金を受給している場合に国民健康保険税を特別徴収する方法によって徴収するということが改正の主な部分でございます。なお税率の改正につきましては総額では現行どおりとする内容で、国保運営協議会へ諮問いたしまして、その内容で答申をいただいておりますので答申を尊重しそのとおりの内容となっております。細部につきましては担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

住民福祉課長
議 長

(補足説明)
お諮りします。ただ今提案説明のありました第6号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年度予算に関連しますので、予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第6号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

議 長

これから質疑を行います。予算審査特別委員会への付託が決定いたしましたので、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑を行います。質疑ありませんか。

議 長

(なしの声)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ここで休憩をとります。再開時刻を11時00分といたします。休憩。

午前10時48分 休憩
午前11時00分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

議 長

日程第12 第7号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第7号議案飯島町福祉医療費の給付金給付条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は主には安心して子どもを育てることのできる環境整備の一環として、乳幼児医療対象者を乳幼児及び児童として中学校3年生まで拡大をするものであります。この他、健康保険方等の一部を改正する法律、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づいて条文の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長
議 長

(補足説明)
お諮りします。只今提案説明のありました第7号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年度予算に関連しますので予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第7号議案は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

11番
松下議員

これから質疑を行います。特別委員会への付託は決定いたしましたので、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑はありませんか。

11番
松下議員

中身でなくてその、ちょっと字句についてお伺いをいたしたいと思います。障害者というこの「害」はこのまんまでいいのかどうか。

住民福祉課長

ただ今のご質問、障害者の「害」の字でございますが、実はあの実際に障害のある方につきまして、この「害」という字が非常にあのイメージ的に良くないという方もおられます。たまたま昨日、郡の課長会がありまして、広域連合の方からこの「害」をどういうふうにして市町村でやっておりますかという話がありました。宮田村はこの「害」は県・国からの申請書、あるいはそういうものに関わるものは国ではまだこの「害」を使っておりまして、漢字の害で一切やっているということですが、宮田村独自のいろいろの計画でありますとか町の障害福祉年金とかそういった場合の「害」は「ひらがな」を使っていると、こういうのが宮田村でございました。あとの市町村につきましては漢字を使っているということでもございました。実はその内容を受けまして私、今朝職員に話をしまして、こういうイメージ的に良くないということがあるので、たまたま今日検討していただきたいという話を朝の朝礼でしたところであります。現在はこの「害」を使っておりますけれども、今後検討していきたいとこんなように思っております。

議 長

他に。

6番
野村議員

同じく字句の問題でありますけれども、この給付金の「乳幼児及び児童」、「児童」という字を15歳まで使っていくということは、これは児童福祉法からきているのか、あるいは少年法の方から来ているのかその点についての解釈をお願いしたいと思います。

住民福祉課長

これにつきましては法規審査委員会でもこの「児童」という扱いをどうするかということでも検討した経過がございますが、児童福祉法に基づきますと満18歳未満はということがございまして、これを使っていくということで事務局では考えております。

議 長

他に質疑ありませんか。

議 長

(なしの声)
他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長

日程第13 第8号議案飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第8号議案飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は下水道法の汚水水質基準の改定に伴う関係条文の改正と、もう1点は七久保浄化センターが本年4月1日より供用開始することに伴いまして、関係条文に施設を追加するものでございます。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

建設水道課長

(補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)。

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第8号議案飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第9号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算第6号専決を議題としま
す。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第9号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算第6号専決について提案理由
の説明を申し上げます。今回の補正は12月飯島町議会定例会後において補正の必要が生
じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき1月15日
付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき今回の議会において報告を
申し上げ承認を求めるものでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額に
それぞれ2,683,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,215,877,000円とするものでござい
ます。内容は原油価格高騰対策といたしまして農業及び商工業振興対策を行うもので、農
業では県の「強い農業づくり交付金事業」を受け、原油価格高騰対策機械導入支援を行う
もの、及び町単独の事業で原油価格高騰緊急対策施設栽培経営支援事業として施設栽培者
にリッター当たり2円の補助を行うこととしたもの、並びに商工業振興資金の保証料補給
金に原油価格高騰対策支援分を加えることとしたなどによるものでございます。また道の
駅花の里いいじまの施設に建物と建物をつなぐ防雨（雨を防ぐ）、あるいは防雪（雪を防
ぐ）シェードを備え、利用者の利便を図りたいとの要望があり、この事業の半分を町でと
りあえず立替をし、この分を後年度で町に入れていただくこととし、この設置に必要な予
算を盛り込んだものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からそれ
ぞれお答え申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申
上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
4番

坂本議員 では「強い農業づくり交付金事業」なんですけれども、現在のところどのくらいな件数
っていうか、どのくらい要請来ているんでしょうか。もう少し具体的にお願いいたします。

産業振興課長 強い農業づくり交付金につきましてはこれは1件でございます。これはあの国の事業で
ありまして共同施設の機械をですね、1割以上燃料を削減できるような機械を導入した場
合に、国が3分の1の補助をするという制度でございまして、今回本郷地区営農組合がこ
の緊急対策の支援を受けてやるということで、事業費は4,000,000円で国の補助は3分の
1ということで1,333,000円ということでございます。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第9号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算第6号専決を採決します。お諮りしま
す。本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第9号議案は原案のとおり承認することに決定されました。

議 長 日程第15 第10号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算第7号を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第10号議案平成19年度一般会計の補正予算第7号について提案理由の説明
を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ91,908,000円を
追加し、歳入歳出それぞれ4,307,785,000円とするものでございます。
先ず平成19年度事業につきましては、厳しい財政環境にございましたが概ね計画どお
りの財政運営ができましたことは、町議会の皆様はじめ町民の皆様のご深いご理解とご協力
の賜物と心より感謝を申し上げます次第でございます。今回の補正では町税の増額補正、及
び起債の繰り上げ償還のための繰入金の補正、並びに諸事業の確定に伴う補正が中心でござ
います。
町税につきましては法人町民税について一部に好調な事業所もございまして、納税額が
増加したことによる増額補正でございます。また繰入金につきましては財政健全化計画に
基づきまして、今年から3年間に渡って実施をいたします起債の繰り上げ償還に充てるた
めに、財政調整基金からその一部を繰り入れるものでございます。
歳出予算の主な内容につきましては先ず総務費では保健センター業務の効率化を図るた
めに、事務部門を本庁舎へ移転するための経費を計上いたしました。保健窓口の一元化は
保健や福祉サービスを提供する際のワンストップサービスを実現し、住民の利便性向上に
つながるものと考えております。エコシティ駒ヶ岳へのチャンネルリース料は、今年度
も将来の情報化施策への備えとするために、高度情報化基金へ積立をしまいでございます。
先程報告の中でエコシティの内容に触れて申し上げた内容でございます。民生費では障害
者自立支援事業や介護保険特別会計への繰出金など、また衛生費におきましても高齢者イ
ンフルエンザ予防接種やピロリ菌検査希望者の増加などの実績に基づく補正でございます。
商工費のIターン者定住奨励事業も追加申請によるものでございます。また土木費におき
ましては町道堂前線の整備に向けまして、用地を先行取得をするための予算を計上いたし
ました。教育費では老朽化した図書館の図書管理システムを区市町村振興協会の交付金を
活用して更新をいたします。利用者のサービス向上が期待できるものと考えております。
全般としましてはここにきて必要になりました諸施設への備品の設置や修繕等に要する予
算を補正計上させていただきました。なお3月末にならないと確定できない事業等もかな
りございますので、これらにつきましては3月末の専決で最終補正を予算編成をさせてい
ただき、後刻ご報告をさせていただきたいと思っております。その他の補正内容細部につ

きましてはそれぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)
 会計課長 (補足説明)
 住民福祉課長 (補足説明)
 産業振興課長 (補足説明)
 建設水道課長 (補足説明)
 教育次長 (補足説明)
 議会事務局長 (補足説明)
 議長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午後 0時 3分 休憩
 午後 1時30分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。
 只今から第10号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 歳出の関係でございますけれども、34ページ、4231のその3,000,000の用地買収は分かりますけれども、距離あるいは面積等のご指示をお願いします。それから35ページの繰出金でございますけれども、これが即13号議案に回るわけでありまして、その目的といいますか内容についてお答えをお願いします。

建設水道課長 それではあの4231の道路用地の3,000,000の補正の関係でございますけれども、場所につきましては、飯島精機の入り口の道路でございます、面積が357.81㎡でございます。延長につきましてはちょっとわかりませんので後でお願いをしたいと思います。
 都市計画の関係の4451の繰出金の関係でございますけれども、この関係につきましては交付金で国から前年度の元金の45%が交付金で返ってきます。その分が基準額になっておりますので、それに相当する額を繰り入れていただくということになっておりますので、それが基準額ということでございますので、それに足すために最後に繰り入れをしていただくと、それに合うように繰り入れをしていただくということでございますのでお願いしたいと思います。

3番 その先程の可決された8号議案との関連は全くありませんか。今の内容につきまして。それとその飯島精機の入り口の道路ということはマルヤスの下の飯島精機ですよね。ちょっとどういう理由なのかちょっと説明をお願いします。

建設水道課長 その基準額の繰入金の関係につきましては、七久保の関係につきましては浄化センターの建設についての関係については関係ありませんので、ただ繰入金の分についてはその基準額、要するに前年度の元金の45%に相当額するものが繰り入れということでございますので、それに下回っておりますので9,900,000ですか、のよう繰り入れてそれに達するようにしております。それでその飯島精機の関係につきましては入り口の関係について公

議長
 9番
 平沢議員

総務課長

産業振興課長

住民福祉課長

社の買収等の道路ということでございまして、先に公社で買っていただいたということでございますので、その道路分について町が補てんするというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。
 他に質疑ありませんか。

2点ほどちょっとお聞きしたいと思います、先ずあの繰越明許費ですね、第2表ですが、先程ちょっとお聞きしたときにまあいろいろの状況あったと思っております、一応繰越になっております。これはまあ天候の都合とか先程ちょっとお聞きしたんですが、起債等の許可が遅れたとか何か突発的な事故があったとかいうようなものかどうかということなんですが、これは、ということとは会計年度独立の原則にこれはちょっと反するようなことにもかなうんじゃないかというようなちょっとことでお聞きをしたいと思います。
 それでもう1点、衛生費の関係になりますが、2891これに対して一応あの補正予算がかなり当初より多いわけですがねこれ。まあ我々補正予算というものが予算の調整後に生じた理由に基づいてするもんだというように私は理解しておりますが、この関係についても先ほどお聞きしたところを、容壁っていうか外壁の塗装というようなことをお聞きしました。これはもう当初から予定を立てれるものではなかろうかというように私は理解いたしますが、この点事後に発生したものでしょうか、この点2点、お願いいたします。お尋ねいたします。

繰越明許費の私の先程の説明の中で、理由の一つとして今年の冬の天候の関係等を申し上げました。繰越明許については今、議員おっしゃったようにいわゆる会計の単年度での完結の原則の例外として繰越明許を認められておりまして、その理由としてはその天候異変によるという理由も今までも認めていただいております。で、今回は特別現場において事故が起きたとか、起債の借入が遅れたとかそういうことではございませんので、あくまでも現場の気象状況その他の都合によるという内容でございます。この点についてももう少し詳しくということであれば産業振興課長の方からお答えをさせていただきます。

この災害につきましては補正予算で対応していった、直ちにまあ発注をしたところでございますけれども、実際にはその奥をですね、国の事業をやっております国事業とこちらの災害復旧と同時に施工してきたために、道路が1本でありましたのでちょっとこの部分の国の事業を優先して工期に間に合わせた関係がありまして、少し着手が遅れた部分もあります。そしてまたあの、ここ雪が降りまして降雪の関係で工事が遅れるということで、災害査定の時にももう既に査定官の方から、これは明許で繰越明許費を組んでやらないと3月までに工事が終わらないという量だなというようなことも意見をいただいております。歳入歳出予算ですので原則は3月31日に竣工するんですけども、そういった事情によりまして、年度を越す場合には繰越明許費の予算を盛って事業を執行するということとなりますので、この繰越明許費の予算を承認していただきたいということで提案をしておりますのでよろしくお聞きいたします。

只今のご質問の2891診療所費の関係でございますが、先程言いましたように先生の方からは要望が出ていたということでございますが、実はあの先生の方から要望が出ていたのは医師住宅の方だったんです。それであのまあ時期を待っていただきたいということでお話をしてきたわけですが、総務課との話の中で新年度予算に入れるか補正に入れるか

ということでありましたが、できるだけ早くやってやろうということで今回の補正になったわけでありまして。それで見たと状況では医師住宅は非常にあの真っ黒といますか黒くなっちゃってるということですが、やはりあの医師住宅だけを残すとまた色の違いも出てくるということで、診療所の方も含めてやれば 200,000 ほど安くなるという、別々にやるよりも 200,000 ほど安くなるということだったので、1,900,000 の予算を計上させていただきました。以上であります。

議長
5番
三浦議員

他に質疑ありませんか。

それではいくつかお聞きをしたいと思います。最初に障害者自立支援事業なんですけれども、先程歳入の方で補助金が負担金に変わったために減額補正と増額補正ということがここに出てきたというふうにお話があったと思いますが、この金額を見ますと実質的には減額になったということになるんでしょうかね、この補助金が負担金に変わること減額になったというふうに解釈してよいのでしょうか。

それからその関連で歳出なんですけれども、大幅な25ページですね、事業については減額が補助費ついてされたわけなんですけれども、先程のお話ですと予算を立てるときにはそういうことも不足にならないようにということで予算が立ててあるので減額だというふうな内容だったというふうに理解をしているんですけれども、今現在飯島町の障害をお持ちの方のこの制度の対象になる方の人数、また申請件数や認定をされている方で利用をしている方の現状を教えてくださいたいと思います。

それから、23ページ、高度情報化基金に12,000,000円積み立てを高度情報化基金に積み立てをしたわけなんですけれども、今総額いくらになっておるのかということをお聞きしておきたいと思います。

それからもう一つ34ページの地方特定道路整備事業で入札の差金が出たためというふうに減額補正がされておりますが、それをそのまま細かい需用費全て含めてマイナス補正をされたものを、減額補正をされたものが土地購入費に17,122,000円というところまで細かく充てられるということについて、私はあのこの計画については実施計画という形で道路がいつまでどんなふうに事業がなされていくかという計画が立てられているはずだと思いますが、こういうふうに道路の用地を前倒しに購入していかなければ、この計画が計画どおりにならないというふうになっているのか、前倒しに早く事業を完成させてしまいたいという中での購入計画なのかということが非常に気になるところでありまして、例えばこうしたあの減額が出た場合に、地域の皆さんの生活道路などの維持に対して要望がかなり出ている部分について充てるとか、そうした違った形での利用の仕方ということには考えが至らなかったのかどうか、その点についてをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ先ほど宮下覚一議員が質問をしました内容なんですけれども、飯島精機の入り口のこの土地、道路の用地の購入という点で、購入した理由ですね、どんな理由でここを購入することになっているのかということについてもう少しわかりやすくお話をお願いしたいと思います。以上です。

住民福祉課長

それではあのご質問のありました社会福祉の関係の補助金から負担金になるという件でございますが、これはあの補助金から負担金になったで減額になったというわけではなくて、この減額というのはサービス量の低下といますかサービスの限度内における負担

金の補助ということでございますので、サービス量が低下しておりますので減るということでご理解をいただきたいと思います。25ページにあります障害者自立支援事業の関係で扶助費22,476,000の減額でございますが、これの主なものにつきましては特に知的障害者入所サービスの減、それから児童デイサービスの減、それから共同生活介護の減というようなものが主なものでございます。それで人数的なことが話がございましたが、平成19年度の認定の状況は14件ということでお聞きをしております。それで新体系への制度利用につきましては22人、旧体系が21人というようなことでお聞きをしております。なおあの旧体系、新体系につきましては23年度からは新体系にどの施設も移行すると、こういうことでございますので町の方でもそれに向かって現在研究、また保護者の新年度に入りまして保護者との説明会をしてまいりたいとこんなように考えております。以上であります。

総務課長

高度情報化基金の積立額のご質問でございますが、ちょっと正確な数字を持ち合わせなくて恐縮でございます。毎年12,000,000ずつこのところ5年ほどは積んでいただいていると思いますので、6~7千万にはなっていると思います。正確な数字がなくて恐縮でございます。

建設水道課長

地方特定道路整備事業の関係でございますけれども、この事業につきましては年度、事業費が決まっております、その事業費の中で事業を進めて交付金をいただいて事業を進めているとこういうことでございますので、この事業につきましては他の単独道路事業にこの事業が余ったからその事業に充てるとこういう事業ではありませんので、この1年間の、だしこの堂前線の地方特定道路整備事業は5年間で要するに交付事業と一緒に合わせて153にタッチすると、こういう事業でございます、この事業を先につきましては用地買収に回して流当して先に買っていきと、あと来年度は工事の方が増えるという状況になってくるかと思っておりますけれども、そういう形の中でやり繰りをして進めていくとこういうことでご理解をいただきたいと思っております。そして道路先行取得の関係につきましては産業振興課長の方から説明させていただきますのでお願いをしたいと思います。

産業振興課長

これにつきましては土地開発公社が仲に入っていることでございますが、久根平の工場団地に既にあの入っている会社の用地を土地開発公社が取得しまして、これをあの別の工場用地、会社へ売るということで、その現在入っていて土地を提供してくれる会社につきましては代替地を欲しいということでずっと探しておりました。で、飯島精機さんが広く土地を持っておられまして、この土地の一部を代替地用地として提供していただけたという話になりましたけれども、地形的にどうしてもそれが道路から入れないということでごございまして、そこを町道にして2つの区画に飯島精機さんと代替地用地と2つの区画にするために奥の方の飯島精機さんの工場用地の進入路が確保できなくなってしまうということが地形的から分かりましたので、そのところを公共用地として公道にするために町が用地取得をするということでございます。以上です。

議長

11番

松下議員

他に質疑ありませんか。

31ページの2941ですが、合併処理浄化槽設置整備事業についてであります、30基の内18基あったということで、推定でまだ合併浄化槽にしなければならない戸数の残がどのくらいというものがわかりますか。

建設水道課長 今、合併浄化槽の関係につきましては75%の普及になっております。75%前後だと思えますけれども、そこら辺に設置しておりますが、全体800いくつの個数があつての75%でございますので、そこら辺の数値でお願いをしたいと思えますけれども。

議 長 他に質疑ありませんか。

5番

三浦議員

先程一つ聞き漏れをしてしまいました、自分の中です。高齢者のインフルエンザの予防接種ですが増額補正をいたしました。で、実施の件数それから町内でインフルエンザの発症の状況というのはどんな状況であったのか、またちょっと予測される部分がありましたらお願いをしたいと思えます。

住民福祉課長 只今のインフルエンザの予防接種でございますが、接種者は1,903人ということで、当初こちらで見込んでおりました人数より440人ほど増となっております。なおインフルエンザの発生状況につきましては特にあの担当の方へは連絡は来ておりません。以上であります。

議 長 他に質疑ありませんか。

8番

竹沢議員

28ページの子育て支援センター事業に関連をして質問というかご意見を申し上げたいと思うんですけれども、今回は冷蔵庫の補正でこのことはいいんですけど、子育て支援センターですけれども今年度事業スタートいたしまして、私共も現地行って所長の説明もお聞きしました。大変利用者も多くて、特に県外から飯島町へ転入されたお母さん方の利用も多くてですね、お友達も増えて、あのセンターの中で一緒に子育てすることによって、まあ最初に、余分にまあお子さんを作るのはいささか差し控えていたわけですが、このセンターの利用を通じていろいろ交流する中で、また幾人もお子さんを産んでみたいと、そういうお母さんのご意見もあるということで素晴らしい成果だというふうに思っております。ところでこの現状の利用なんですけれども、私共の孫も利用させていただいておりますけれども、平日ですけどね、一旦その、教育委員会なりの方針もあると思えますけれども、お昼の時間にはお家へ帰って、またあのお家で食事してまた来ると、こういうあの仕組みになっております。近隣の中川村のチャオにありますバンビーニという施設がございますけれども、これはあの名前自体は全国公募したそうですが、朝9時半から4時までで年間500円の料金とりますけれども、20人くらい毎日利用されておまして、この場合あのお家からお弁当とかそういうものを持ってって食べることができまして、湯茶の用意と冬場ですと電子レンジなんかを用意してあります。まあそういうことであの飯島からも大勢の方利用しているのが現状であります。そういう意味です、今後の検討課題ということでお母さん方の声もありますけれども、一旦そのお子さんがお昼にお家へ帰ると、食事をしてですね普通お昼寝しちゃって、つまりそういうサイクルですので、また再び来るっていうのはですね、おっくうであるというようなことがありまして、その施設を1日フル活動できて授乳期間に渡りお母さんも子どもも交流できるようなそういう施設になると充実するんじゃないかということで今後検討していただきたいと思えます。以上です。

議 長 答弁はいいですか。

8番

竹沢議員

教育次長

所見がありましたらお答えください。

竹沢議員さんからの中で若干その教育委員会の考え方ということですので、その部分だけお答えをしておきたいと思えます。一応管理規則上では8時半から5時15分までの開設時間になっておりますが、その中で1時間遊びの広場については休憩の時間をとって、今議員さんのおっしゃるとおり、一旦お昼に帰ってそれからまた出て来ていただくという方法をとっております。でその考え方ですが、子育て支援センター、国の補助事業の中でやっておるこの支援センターにつきましては、一応その中で1つの大きな目的として子育て支援センターの中の方針としてもそうなんです、親子の生活リズムをきちんと身につけていただくということで、子どもや親の生活習慣を築くために昼に一旦家に帰って、それで一緒に親子でお昼を食べていただいて、昼寝をして、それで出て来ていただくというような形で指導をしておりますので、そんな形で昼休み遊びの広場を1時間休憩をとっておるとそういう形をとっております。なおあの日常的な養育、子育てに関する相談については昼も関係なく終日受け付けておりますので併せてその点をお願いをしたいと思えます。以上でございます。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第10号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第16 第11号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第4号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第11号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第4号について提案説明を申し上げます。今回の補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,727,000円を追加して、歳入歳出それぞれ997,475,000円とするものでございます。主な内容は歳入では療養給付費の増による国庫支出金7,600,000円余り、県支出金1,000,000円余りの増額となっております。歳出は決算見込みによりまして国保被保険者の療養給付費の増が見込まれることから17,200,000円余りの増額、法改正による国保システムの改修に690,000円、人間ドック検診補助に300,000円、それぞれ増額をいたしたいと思えます。なお不足分につきましては予備費を充当することといたしまして、予備費を9,557,000円減額をいたしました。以上が主な補正内容でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第 1 1 号議案平成 1 9 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号を採決します。
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。従って第 1 1 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 1 7 第 1 2 号議案平成 1 9 年度飯島町介護保険特別会計補正予算第 3 号を議題
 とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 続いて第 1 2 号議案平成 1 9 年度飯島町介護保険特別会計補正予算の第 3 号について提
 案説明を申し上げます。今回の補正は歳入歳出予算の総額からそれぞれ 41,402,000 円を
 減額をして、歳入歳出予算の総額を 783,324,000 円とするものでございます。主な内容は
 歳入では階層区分の変更による第 1 号被保険者からの介護保険料 5,600,000 円の減額、介
 護支援サービス等の給付費の減に伴い、国庫支出金 8,200,000 円余り、県支出金
 5,900,000 円余り、支払い基金交付金の 15,800,000 円余りの減額、また介護支援サービ
 ス等の給付費の減により一般会計からの繰入金を 5,400,000 円余り減額となっております。
 歳出につきましては決算見込みによりまして介護支援サービス等の給付費が減額となる見
 込みから、保険給付費を 40,100,000 円の減額、任意事業であります食の自立支援事業
 680,000 円余りの減額が主な内容でございます。なお不足分につきましては予備費を充当し、
 予備費を 623,000 円減額をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長か
 ら説明申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げま
 す。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番 給付費がかなり 39,700,000 円の減額と、サービス給付費ですね、等が諸費が減額にな
 っているということですので、実際にサービスを利用する方が減っているというふうに解
 釈を私したわけですが、制度も変わったり、今の経済状況の中で実際に使うサービ
 スを差し控えているそういう利用者の方が増えてきたとかそういうような実態があるのか
 どうか、その辺把握していたらお聞きをしたいと思います。

住民福祉課長 只今のご質問でございますが、はっきり言いましてあの使われなくなった理由の分析は
 しておりません。ただあの介護保険も先程の自立支援もそうですが、一応人数に限度額一
 杯までの予算計上をいたします。その関係で毎年ですけれどもやはりこの時期に仮決算を
 いたしまして、減額というのが出てまいります。例年のとおりになっておるわけござい
 ますが、施設サービスにおいて前年度に比べまして 6%ほどの減になっておりますし、ま
 たあの居宅サービスにおきましてもこの限度額を使わないという方が非常に増えてきて、
 居宅サービスでは 50%くらいの利用と、こういうことで減額になっております。以上で
 あります。

議 長 他に質疑ありませんか。

議 長 (なしの声)
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第 1 2 号議案平成 1 9 年度飯島町介護保険特別会計補正予算第 3 号を採決します。お諮
 りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。従って第 1 2 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 1 8 第 1 3 号議案平成 1 9 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号
 を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第 1 3 号議案平成 1 9 年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算第 3 号について提
 案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額 9,964,000 円を増額して、
 総額で 950,508,000 円とするものでございます。歳入につきましては一般会計からの繰入金
 を公共下水道に交付税措置される基準に満たすために 9,964,000 円増額するものでござい
 ます。歳出につきましては予備費を歳入額と同額増額をして、利子償還費の財源の内容を組
 み替えるものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上
 げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第 1 3 号議案平成 1 9 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号を採決します。
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。従って第 1 3 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 1 9 第 1 4 号議案平成 1 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3
 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第 1 4 号議案平成 1 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号に
 ついて提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては財源組み換えによるもので
 ございます。歳出につきましては本郷の東部地区管理費、汚泥脱水施設の管理費を 234,000
 円増額し、予備費を同額減額するものでございます。細部につきましてはご質問によっ
 て担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申
 し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (なしの声)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
議長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第14号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20 第23号議案飯島町道路線の認定について
日程第21 第24号議案飯島町道路線の変更について
日程第22 第25号議案飯島町道路線の廃止について
以上3議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長 ただ今一括上程されました第23号議案飯島町道路線の認定について、第24号議案飯島町道路線の変更について、並びに第25号議案飯島町道路線の廃止について提案理由のご説明を申し上げます。先ず認定につきましてですが、道路法第8条第2項の規定によりまして町道豊岡西横支1号線、旧本郷幹線、山沼2号線の3路線の認定を行うものでございます。変更につきましては道路法第10条第3項の規定によりまして、町道上の原幹線、他42路線の変更を行うものでございます。廃止につきましては道路法第10条第3項の規定により、町道北河原中平幹支4号線、他1路線の廃止を行うものでございます。詳細につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
議長 (なしの声)
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
議長 (なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第23号議案飯島町道路線の認定について、第24号議案飯島町道路線の変更について、第25号議案飯島町道路線の廃止についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長 (異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。従って第23号議案、第24号議案及び第25号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23 第26号議案飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する変更契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長 それでは第26号議案飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する変更契約の締結につきまして提案理由の説明を申し上げます。平成18年6月16日に契約に付した

飯島町公共下水道根幹的施設七久保浄化センターの建設工事委託を、事業の確定によりまして日本下水道事業団と変更委託契約を締結するため承認を求めるものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。
建設水道課長 (補足説明)
議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
議長 (なしの声)
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
議長 (なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第26号議案飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する変更契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長 (異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。従って第26号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24 第27号議案飯島町土地開発公社定款の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長 それでは第27号議案飯島町土地開発公社の定款の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。郵政民営化法等の施行及び土地開発公社経理基準要項の改正に伴う定款の一部変更でございます。併せて条文の整備が必要な箇所につきましても一部変更をすることといたしました。なお附則にありますとおり、この定款の変更は公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、県知事への認可申請を必要といたしますので、施行日は長野県知事の許可の日からとしたものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。
産業振興課長 (補足説明)
議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
議長 (なしの声)
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
議長 (なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第27号議案飯島町土地開発公社定款の一部変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長 (異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。従って第27号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25 第28号議案長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第28号議案長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。本町が加入しております長野県後期高齢者医療広域連合の議会の安定的な運営を図るための規約の一部変更でございます。先ず第1点目でございますが、広域連合議員の任期の取り扱いに係る規定を変更するというところでございます。広域連合の議会は市町村長及び市町村議会議員から選出された16人の議員で構成をされております。現行の連合規約では任期2年と定めておりますが、出身市町村長または市町村議会の議員の任期を超えることはできないという定めになっております。このために再選された場合であっても広域連合の議員の身分を同時に失ってしまうということで、広域連合議員に欠員がその都度生じてしまって議会の運営に支障をきたしているということでございます。そこで任期2年の間に市町村長または市町村議会の議員として任期が到来しても、再選された場合については広域連合議員としての任期が継続するというふうに変更するものでございます。なお、正副連合長の任期につきましても議員の任期の取り扱いと同様に改正をするものでございます。

2点目でございますが、予算において用いる科目名称の変更でございます。予算書の実態に合わせて規約の方も変更するという整備でございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第28号議案長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第28号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しました。
なお、先ほど申し上げましたが、この後会議終了後2時45分から正副委員長選出のため予算審査特別委員会を開催いたしますから、委員の皆さん方は第1委員会室へご参集ください。

本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後 2時28分 散会

平成20年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成20年3月6日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 第15号議案 平成20年度飯島町一般会計予算

日程第2 第16号議案 平成20年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第3 第17号議案 平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第4 第18号議案 平成20年度飯島町老人保健医療特別会計予算

日程第5 第19号議案 平成20年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第6 第20号議案 平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第7 第21号議案 平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 第22号議案 平成20年度飯島町水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄	2番 曾我 弘
3番 宮下覚一	4番 坂本紀子
5番 三浦寿美子	6番 野村利夫
7番 宮下 寿	8番 竹沢秀幸
9番 平沢 晃	10番 内山淳司
11番 松下寿雄	12番 織田信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林広美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治 総務課財政係長 中村栄一
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	折山 誠
議会事務局書記	吉川 恵子

本会議再開

開 儀	平成20年3月6日 午前9時10分
議 長	おはようございます。ご苦勞様でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。ここで、昨日設置されました「予算審査特別委員会」の正副委員長が選任されておりますので報告いたします。委員長に宮下覚一委員、副委員長に内山淳司委員が選出されました。以上報告を終わります。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。 議事進行についてお諮りします。これから提案になります第15号議案から第22号議案までの8議案については、いずれも平成20年度予算に関する議案でありますので、これを一括議題として総括質疑の後、予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。これに異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第15号議案から第22号議案までの8議案については、これを一括議題として総括質疑の後、予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。
議 長	日程第1 第15号議案平成20年度飯島町一般会計予算。 日程第2 第16号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計予算。 日程第3 第17号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。 日程第4 第18号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計予算。 日程第5 第19号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計予算。 日程第6 第20号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。 日程第7 第21号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。 日程第8 第22号議案平成20年度飯島町水道事業会計予算。 以上平成20年度予算8議案を一括議題とします。町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。平成20年3月議会定例会を招集し、平成20年度の一般会計予算案をはじめ各特別会計及び事業会計予算8議案を提案をするにあたりまして、新年度の施策に関する私の所信の一端とこれに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。お手元に関係資料をお配りしてございますので、併せてご覧いただきながらお聞きいただきたいと思っております。 さて昨年来、原油価格は上昇の一途を続けておりますが、これは一つには中国やインドなどをはじめとした発展途上国の経済振興に伴って原油需要が急増をしていることが主な原因といわれております。国民にとりましてはガソリンや灯油など生活に最も身近なエネルギーの値上がり、家計ばかりでなく社会全体の経済へと波及し、見通しが立たないまま今に至っております。更に原油高騰はガソリンに代わる食物燃料の増産といった世界的な動きが、食糧生産物の切り替えを促し、結果的に小麦や大豆などの価格上昇をもたらすなど、食糧の多くを輸入に頼るわが国に食品高騰という痛手まで与える結果となりました。

また数年前に起きた食品の偽装問題はいまだに後を断つことなく発覚し、食の安全に対する信頼が崩壊をするとともに、大きな社会問題となっております。このような問題は日々の生活に不安をもたらすものであり、また一過性のもではありませんから社会全体の課題として捉え、問題解決に努力していかなければならないと考えております。

さて昨年4月に施行されました地方分権改革推進法に基づいて設置された「地方分権改革推進委員会」は昨年9月に中間的なとりまとめ発表をいたしました。地方分権改革の理念は国と地方との役割を明確にすることと地方の自主性・自立性を高めることであります。これを基本として地方が主役の国づくりができるよう中央と対等・協力の関係に立つ自治体の確立。自治行政権、自治立法権、自治財政権を確立した完全自治体の実現。行政の総合性を確保するための広域連携による自立と連携の推進。民主導による地方経済基盤の活性化などを掲げて、いわゆる地方政府の早期確立を促す内容となっております。私ども地方自治体はこうした分権の担い手としてその自治体に即した政策を考え、体力を付け、自己責任の下で実践をしていく能力が今後益々強く求められていくものであらうと感じております。

このような中であって私は社会の情勢が如何に変わろうとも、飯島町に暮らすすべての皆様がお豊かで安心して暮らしを営み、幸せと生きがいと誇りを感じることでできる地域づくり・まちづくりを行うことが使命であると思っております。昨年私は多くの町民の皆様を支えられて町政二期目を担当させていただくこととなりました。合併議論の末に自立を選択し、町の発展を目指して協働のまちづくりを主眼に置いた政策を進め、多くの種をまいた一期目の町政はまさしく町民主導の姿の芽を出すことができた4年間であったと感じております。いずれにいたしましても未来の飯島町を見据えた諸施策を的確に講じ、活力と創造と安らぎに満ちた町の将来の礎を築くことを念頭に置き、全力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様にご理解とご協力を賜りますよう先ずもってお願いを申し上げます。

次に経済情勢と国の予算編成について、平成20年度の経済見通しは世界経済の回復が続く中、19年度に引き続き企業部門の堅調さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、自立と共生を基本とした改革への取り組みの加速・進化と政府・日銀の一体となった取り組み等により物価安定の下での民間事業中心の経済成長になると見込まれております。その結果実質成長率は2%程度になると見込まれております。労働雇用については厳しさが残るものの緩やかに改善し、完全失業率は前年を下回る3.8%程度になるとしております。しかしながら地方経済面では都市と地方との格差が課題になっており、全体としては景気回復の恩恵を受けることができずに先行きの不安を抱きながらの状況に変わることはありません。また引き続き原油高は続くとみられ、米国をはじめとした先進国経済にとりましては不利に働くといった要素から、日本経済への影響を注視をしていかなければなりません。国の平成20年度予算案は経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、あるいは基本方針2007、これは骨太の方針と言われておるものでありますが、この方針にのっとり最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ちお年寄りが安心できる希望と安心の国の実現のための予算として、歳出全般にわたる徹底した見直しと新規国債発行額についての抑制を柱としております。また予算配分の重点化効率化にあたっては活力ある経済社会の実現、地方の自立と再生、及び国民が安心して暮らせる社会の

実現に施策を集中し、更に各施策の成果目標と厳格な事後評価を行うことで更なる歳出の効率化・合理化を進めることとしています。一方行革に関しては行政のスリム化や効率化を一層徹底し、定数の純減による人件費改革の徹底が盛り込まれております。このような方針に基づいて編成された国の平成20年度の一般会計予算の規模は83兆613億円となり、前年度比で1,525億円、0.2%の増となっております。歳出改革が進む中で重点化された予算によって新規国債の発行額を4年連続減少とするなど努力を見ることが出来ます。これにより公債依存度も平成20年度当初で30.5%となり、昨年度よりは改善が図られてはいますが、依然として高水準にあります。また長期債務残高は平成20年度末で553兆円に達する見込みであり、増加傾向は改善をされておられません。先進主要国との比較においてもわが国は突出した状況にあって、極めて深刻な状況が続いております。

次に地方財政について、国の地方財政対策は平成20年度において地方税収や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が見込まれていることから、地方財政計画の歳出において人件費における職員定数の純減や、給与関係経費の抑制、地方単独事業費の抑制を図っています。また地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策を講じることとしております。これらにより平成20年度の地方財政計画の規模は前年度比で0.3%増と、平成15年以来の増加となり、総額83兆4,000億円となっております。このうち地方交付税総額は15兆4,000億円であり、前年度に比べて0.2兆円、2,000億円の増加、関連する臨時財政対策債においても2兆8,000億円となり、0.2兆円、2,000億円が増加するなど一面増加する姿となっておりますが、地方と都市の偏在是正を目的として平成20年度から始まる地方再生対策費の創設による増加分である4,000億円を除けば0.2%のマイナスであります。地方財政計画においては地方歳出の抑制に努めてもおお財源不足額は5.2兆円の規模であり、交付税特別会計の借入金償還を後年度に繰り延べるなど、かろうじて財源確保を行うといった厳しい状況に変わりはありません。県の平成20年度当初予算案は県税収入が平成14年度にかつてない落ち込みを示して以来、若干の回復傾向はあるものの、いまだ本格的な回復までには至っていないことに加え、公債費が年々減少傾向となる見通しでありながらも、依然高い水準にあることから義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造にあるとしております。このような中で県民ニーズに応えるべく自然との共生を理念に、力強い産業づくりと安全安心な社会づくりや学校教育を通じた明日の担い手となる人づくりを育成するなど、真に必要な施策を推進するとともに、一方で行政改革プランに基づき引き続き県債残高の縮小に努めるほか、基金の取り崩しを極力抑える更なる財政の健全化に向け取り組んでいくとしております。向こう5年間の中期財政試算においても行財政改革プランを前提に財源確保に努めるとしており、減少を続ける基金に歯止めをかけるためにも地域経済の活性化による県税収入の確保や、交付税の復元など最大の課題であるとしております。この結果、県の平成20年度当初予算案は総額で8,331億円となり、前年度に比べて1.6%縮小した予算となっております。なお歳出においては前年度に比べて扶助費が2.2%伸びたことに加えて、一般公共事業が6.0%の増額、県単独事業は12.2%減額、公債費は1.5%減額となる予算となっております。

次に町の財政見通しであります。当町の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。平成18年度決算における経常収支比率は前年度より1.4ポイント、実質公債費比率も2.9%悪化し、財政は硬直化の方向へ進みました。実質公債費比率は18が起債発行に許可を要するラインであり、現状では16.7%と下回っている状況にはありますが当面する大型事業の継続などによって上昇傾向となるため、注視していかなければなりません。また昨年制定されました財政健全化法に基づく4つの新しい財政指標につきましても、平成19年度決算分から公表が義務づけられてまいりますので、早期に指標を明らかにしたうえで分析と的確な対策を講じてまいりたいと考えております。歳入面では地方財政計画の規模は地方再生対策費の創設によって総額では増加をしたものの、これを除けば昨年度を下回っております。また地方交付税に関連する臨時財政対策債も同様に下回ることとなり、当町の予算にも同様の影響が表れております。すなわち交付税が前年度より増えているのは地方再生対策費に起因するものであって、従前からの交付税が増えたものではありません。税収とともに一般財源として重要な位置付けを成す財源でありますので、これらの将来にわたる安定的な確保は常に重要な課題であると認識をしております。更に経済情勢は全体として回復基調にあるとはいえ、原油価格に起因する世界経済の影響など混んとした情勢から、これが町税の確実な増収に結びつくという確信は持たず、不安を募らせる要因となっております。一方行政需要は国の諸施策や住民ニーズの多様化に加えて、質の高い行政サービスが求められております。特に福祉・医療・環境・IT関係費の大幅な増加など経常経費が毎年増加をしております。以上のことから今後依存財源が減少していく中で、増加する一方の財政需要に当町がどう対応していくかが最大の課題であり、現在の行政サービスの水準を維持していくことは大変難しい状況となっております。今後当町の行財政運営につきましては経済情勢はもとより、国の地方財政対策に大きく左右される場所であり、見通しは極めて不透明な状況であります。総じて地方財政規模は大幅な歳出カット等により縮小していくことが考えられます。こうした状況下において当町ではこれまでの大型事業の実施に伴う公債費等の伸びが著しく、今後も増加する傾向にあることから、実質公債費比率は上昇をしていく見込みであります。更に繰出金や扶助費などの経常経費も増加しており、引き続き苦しい財政運営を余儀なくされることとなります。そこで予算編成にあたってでありますけれども、平成16年度から平成18年度にかけて行われた三位一体の改革では補助金改革、税制改革、地方交付税改革を同時一体的に行って、約4.7兆円の国庫補助・負担金を減額し、地方交付税は総額で約5.1兆円抑制をされました。一方これに代わる税源移譲は約3兆円にとどまる結果となりました。平成19年度は本格的な税源移譲が行われましたが、全体としては交付税の削減や国庫補助金の減少、景気が本格的に回復基調とならない影響などもあって、平成20年度も引き続き歳入は厳しい状況にあることは変わりなく、当町の財政は大きな財源不足を生ずることとなり、引き続き改革を断行せざるを得ない状況になっております。一方で地方分権の波は確実に押し寄せてきており、飯島町ふるさとづくり計画及び集中改革プランによる改革を継続しつつ、行財政運営の効率化を図り将来に希望の持てる活力あるまちづくりを進めるための施策の選択と実行を強力に推進し、重点投資型のメリハリある予算編成を行いました。そこでまちづくりの重点施策であります。平成20年度の予算の性格は昨年度に引き続いて中期総合計画の後期計画、これは2006年から2010年、5年間ですが、こ

の序章にして補強された事項を具現化するための年度として位置付け、厳しい財政状況下においても次代を担う子ども達の成長支援や町の活力を強気に推進することと、何よりもそのベースとなる財政基盤を健全に保つことを念頭に平成20年度予算の軸足を「協働と子育てで未来をはぐくむ健やか予算」と位置付け、以下の点を基本とした施策を選択し予算の重点配分を行いました。

1つとして住民との協働のまちづくりを推進をしていきます。平成19年度は住民の皆様のご理解をいただき、協働のまちづくりの推進母体となる地域づくり委員会を立ち上げることができました。この組織を中心として将来に住民と行政が自立したまちづくりの良きパートナーとなるべく、当面は既存組織との連絡調整や問題等の掘り起こしをしていただけよう町も協力支援をしてまいります。また同様に取り組みを始めました農地・水・環境向上対策事業につきましても全ての住民が協働し、町の素晴らしい農村環境を維持保全していくという理念に基づき、仕組みづくりと事業推進についてサポート態勢をとってまいります。

2つ目に子育て支援・若者定住の促進を図ります。長期的な人口減少が続く中、人口増施策の一環として重要な子育て支援につきましては、平成19年度から「こども室」を設置し、一貫した組織体制を構築し重点的な取り組みを行ってまいりました。町の将来を担う子ども達が減少をするということは大変に憂慮されることでありまして、平成19年度の活動を踏まえて平成20年度は一層の充実ときめ細かな対策を盛り込んだところでございます。また若者の定住を図る必要があることから働く環境の整備や住宅供給といった定住支援対策事業に取り組んでまいります。

3つ目として新しい基盤整備や新規企業導入を含む地域振興を促進をいたします。地域にとって悲願でありました国道153号伊南バイパスの飯島工区がいよいよ着工となりました。これに合わせて関連アクセス道等の基盤整備を進めるとともに、地域の足を確保するという交通体系の基盤の充実も引き続き図ってまいります。また人口増や活力のあるまちづくりにつながる企業誘致を含む地域振興のための事業推進も力を注いでまいります。

4つとして安心・安全なまちづくりを進めます。毎年のように各地で災害が発生し多くの罹災者を見てきております。平成19年度においては防災計画を整備し体系的な防災対策を確立致したところであります。平成20年度も引き続き予期せぬ災害に備え安心な安全なまちづくりに向けた予算を計上をいたしました。

5つ目として継続事業を確実に推進をいたします。平成6年度から始めた当町の下水道事業は計画的に事業推進が図られ、いよいよ平成20年4月をもって七久保地区が一部供用開始となります。飯島地区とともに確実な事業推進を図ってまいります。

そしてこれらの重点施策を推進するために、以上の5項目に掲げる施策の推進するためには町民の皆さんの積極的な参加と行財政の効率的な推進が不可欠であります。新年度予算は電子自治体の基盤となる情報化推進の検討やホームページのリニューアルなど広報広聴機能の充実を図ってまいります。また次期長期構想に向けての行政評価手法の検討や職員人材育成のための人事評価制度の試行、総合評価方式の試行導入による入札制度の見直しなどに着手をいたします。更に財政面においては平成19年度に策定した財政健全化計画に基づき、引き続いて起債の繰り上げ償還を実施して公債費を削減し、将来世代の負担軽減と健全財政への基礎を構築いたします。

最後に国県事業の推進に向けて国直轄事業や県施行事業につきましては、引き続きその整備促進を強気に要請をしてまいります。すなわち国道153号伊南バイパス、天竜川、与田切川、中田切川、とその水系にかかる地山治水、砂防事業、また主要地方道竜東線、県道飯島飯田線の改良整備、県営治山と土地改良事業などを各期成同盟会と共に一層の整備促進を求めてまいります。道路特定財源など予断を許さない状況がありますが、この堅持確保について引き続き町民の皆様のご理解とご協力を切にお願いする次第であります。以上が本予算での重点項目であります。

それでは提案をいたしました平成20年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。先ず一般会計は4,175,000,000円で前年度対比3.3%の増、国民健康保険特別会計は980,000,000円で4.2%の増、平成20年度から新設となります後期高齢者医療特別会計は112,000,000円、老人保健医療特別会計は後期高齢者医療制度へ移行するために99,000,000円で90.6%の減、介護保険特別会計は853,000,000円で5.8%の増となっており、福祉関係の会計は老人保健会計を除いて前年度に比べて増額の予算となっております。また公共下水道事業特別会計は584,000,000円で35.8%の減、農業集落排水事業特別会計は228,000,000円で6.2%の減となりました。また水道事業会計は439,000,000円で4.9%の減であります。これら8会計の合計予算規模は7,400,000,000円余りで、全体としては11.7%の減額となる編成をいたしました。一般会計の当初予算が前年度に比べて増加しましたのは起債の繰り上げ償還を実施するために168,000,000円を予算化したものであり、これを除けば全体としては33,000,000円の減額であります。国民健康保険特別会計の予算規模が大幅に増加したのは医療給付費の伸びを見込んだものであります。平成20年度から新たに始まります後期高齢者医療制度では特別会計を編成して会計処理を行います。主体となる75歳以上の被保険者となる方の保険料を予算計上しております。老人保健医療特別会計は後期高齢者医療制度へ引き継ぐ形となるために予算規模は大きく減少をしております。介護保険特別会計は保険給付費の増額により予算規模も増加したところであります。また公共下水道事業特別会計につきましては平成20年度は、七久保浄化センターの完成に伴い予算規模が減少をいたしております。農業集落排水事業特別会計は維持管理業務の見直しなどにより減少をしたことから予算規模が減少したところであります。また水道事業会計につきましては公共下水道事業に合わせての水道管布設替工事が中心となっていることから、公共下水道事業特別会計同様に予算規模が減少しております。

それでは最初に一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。町税につきましては地方への経済回復の恩恵が今後も大きくは期待できないものの、徐々にではあります好転していることにより町民税は若干の増収を見込んでおります。また固定資産税は平成18年度が3年に一度の評価替の年に当たり、資産価格が減少をいたしました。平成20年度は減少傾向と見込んでおります。また軽自動車税は同額、町たばこ税は販売本数の減少により減額を見込んだところであります。地方譲与税は自動車重量譲与税、地方道路譲与税とともに減少をしております。地方消費税交付金は微減、自動車取得交付金も微減となる見込みであります。また地方特例交付金は平成18年度から創設された児童手当特例交付金と平成20年度から新たに住宅借入金特別控除にかかる住民税の減収補てん分が措置されることになったために、前年より増加を見込んでおります。なお地方税収の動向を

踏まえ平成19年度から交付されることとなった特別交付金は継続をして交付されます。次に地方交付税であります。平成19年度の予算額に比べ増加しておりますが、地域の偏在是正対策のために新たに交付される地方再生対策費の63,000,000円を除けば減少しております。また関連する臨時財政対策債につきましても大きく減少する見込みであります。これらを合わせますと平成19年度予算に対し53,000,000円の増額を見込んでいます。国県支出金につきましては平成19年度の地域住宅交付金事業が完了したことなどにより減額となっております。また繰入金につきましては福祉医療費の給付のために地域福祉基金を飯島中学校施設整備事業に公共施設等整備基金から繰り入れを、そして起債の繰り上げ償還のために財政調整基金より繰り入れを行います。なお平成20年度におきましては全体的な財源不足を補う目的での繰り入れは行ってはおりません。町債は328,000,000円で前年度に比べて3.8%の減少となっております。この内臨時財政対策債が約45%を占め、建設事業に充てる町債は180,000,000円に留めました。以上歳入について申し上げましたが、今後制度改正や景気の動向などにより不確定要素を含んでおります。現時点で得た情報を基に慎重に精査のうえそれぞれの予算計上をしたところであります。

次に歳出予算の概要について中期総合計画に掲げている施策を基本に説明を申し上げます。第一にみんなで知恵を出し汗を流して協力し合う協働のまちづくりについてであります。地方分権の時代が到来し地方自治体が自己決定と自己責任の上で行う行政運営が求められております。同時に持続し発展するまちづくりを行うには簡素で効率的な行財政運営も必須要件であります。このような中であって多様化高度化する行政課題への全てに行政だけで対応することは困難であります。行財政改革の断行は必要不可欠であり、今後も強力に推進していかなくてはなりません。しかしスリム化した結果、行政で対応しきれない部分は住民の皆さんや地域、企業が行政と連携協力しながら解決をしていくほかはありません。平成19年度は協働の中核となる地域づくり委員会が立ち上がり、活動母体が構築をされました。また農地・水・環境向上対策事業においても、協働の理念のもとに引き続き各地区の組織が積極的に取り組んでいただける体制ができました。今後の活動に期待を寄せるのと同時に行政として側面的な支援をしてまいります。また国の重点施策でもあります電子自治体の推進については、情報機器の整備を中心に業務の効率化を重点とした情報化施策を展開してまいります。広報広聴面ではCATV、議会、町の両広報の他、ITを積極的に活用した活動を展開してまいりたいと思っております。更に友好都市交流やグリーンツーリズム事業による町外の方々との交流活動、またふるさと大使を通じた情報交流や情報発信など積極的に取り組んでまいりたいと考えております。平成17年度までJICA、これは国際協力機構でございますが、この草の根技術協力事業によりまして飯島町国際協会がパキスタンからの研修生を受け入れて実施をいたしました「りんごプロジェクト事業」は、地域の皆さんのご協力により多くの成果を得た事業であります。残念ながら平成19年度は国の情勢不安により一時中断をしておりました。しかし平成20年度から再開できる運びとなりまして、飯島町のりんごが遠くパキスタンで栽培普及されていくという夢プロジェクトが期待されるところであります。

2つ目の交流の時代の新しい基盤整備を進めるまちづくりであります。秩序ある土地利用を図り快適かつ活力のあるまちづくりを進める上で、道路改良に始まり住宅、環境衛生、

交通から防災に至るまで生活基盤の整備は必須要件であります。平成19年度から町ではだれもが安心して住むことのできるまちづくりの推進を目標に、5年間の都市再生整備計画を推進しております。平成20年度もこの計画の目標に基づきまちづくり交付金事業として各種の事業を展開してまいります。平成19年度においては循環バス運行事業、防災無線デジタル化事業、地域交流センター建設事業、国道153号伊南バイパスアクセス道路の改良事業に取り組んでまいりました。平成20年度は国道153号伊南バイパスアクセス道路の改良事業と循環バス運行試行を実施してまいります。道路交通面では、先ず循環バス運行事業は試行運転を継続します。試行を重ねる中で地域の皆様の意見や要望をお聞きしながら、その調整や方向付けを図ってまいりたいと考えております。国道153号伊南バイパス建設事業につきましては、平成19年度においていよいよ飯島工区が着工となりました。他の地区においても計画どおり用地買収等が進められます。なお平成19年度には駒ヶ根市・福岡地籍区間が供用開始となり利便性が高まりました。早期の全線開通が望まれるところであります。主要地方道竜東線は間もなく北河原・中平線までの吉瀬・中平間が開通となる予定であります。引き続き建設促進につきましても積極的に関係機関と連絡をとりながら進めてまいります。また一般町道につきましては、平成20年度は新たな東西の動脈であり国道153号伊南バイパスのアクセス道でもあります町道堂前線に継続して集中投資してまいります。更に町道改良につきましては電源立地地域の対策交付金を有効に活用して取り組んでまいります。与田切川、中田切川の河川砂防事業の促進、更に西山地帯をはじめ百間ナギの崩落対策等、治山治水事業の促進についても国県へ積極的に働きかけをしてまいります。消防防災面や交通安全、防犯対策につきましては町民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。平成19年度においては地域防災計画に基づく住民向けの防災のシオリを作成し、これらを住民の皆様へ周知してまいりました。平成20年度は具体的な危険箇所や避難箇所などを明示したハザードマップを作成して全世帯に配布し、普段の備えにしていだきたいと考えております。また水道事業において計画的に進めてまいります。非常時の飲料水確保につきましては緊急遮断弁を七久保南部配水池と田切低区配水池に設置をいたします。更に住宅の耐震対策事業として耐震診断や耐震補強工事に対する補助を行うなど、積極的な防災対策を継続してまいります。

第3の生活の質を高める快適環境のまちづくりであります。年々生活水準の向上と生活様式の近代化が進んでおります。質の高い快適な日常生活を営むための環境づくりは、自然環境の保全とともに極めて重要なテーマとなっております。公共下水道事業においては、いよいよ七久保浄化センターの稼働が始まり一部供用開始となります。年次計画に基づき所要額を予算計上をいたしました。更に平成20年度は環境工事とともに飯島処理場の第2期工事の設計に着手をいたします。また農業集落排水事業は維持管理を中心とした業務が中心であります。維持管理の効率化などによりまして総額では減額となっております。公共下水道事業及び農業集落排水事業とともに繋ぎこみ率が年々向上してまいります。また接続をしていないご家庭にありましては1日も早く接続をし、ご利用いただくようお願いを申し上げる次第であります。合併処理浄化槽の設置整備事業は、区域を変更した地区も含め引き続き設置促進をしてまいります。一方上水道事業では下水道事業関連の配水管布設替工事を中心であります。引き続きまだ開始をされていない老朽石綿管

の更新事業を行う一方で、配水池へ緊急遮断弁の設置工事を行うなど水道水の安定供給に向けて努力をしております。住宅対策面では若者の定住促進対策として建設を進めてまいりました「特定公共賃貸住宅」は平成20年度から入居開始をいたします。また平成14年度から始めたIターン者に対する定住奨励事業につきましても引き続き実施をしております。更に民間業者との連携で構築をいたしました住情報ネットワークは町の公式ホームページにて情報発信しておりますが、利用者の利便性向上に向けて一層充実をしております。これらの施策により町外から1人でも多くの若者たちがこの地をふるさととして定住していただくことを切に願っているところであります。

次に環境衛生面についてであります。今やエネルギー需要の高まりと化石燃料依存からの脱却や環境保護といった世界的要請は急速に高まっております。特にわが国における新たなエネルギービジョンの策定は国全体はもとより、それぞれの地方においても考えていかななくてはならない喫緊の課題となっております。当町もこのNEDO「新エネルギー産業技術総合開発機構」の協力によりまして、平成19年度において町内における新たなエネルギー源について将来の方向性について検討を行ってまいりました。平成20年度はビジョンを基本に実現方策へ向かう検討を一步進めてまいります。塵芥処理費等に要する予算につきましては、ごみの減量化対策としてコンポストや生ごみ処理機を購入補助する予算化を行いました。町民の皆様が環境保護に対する意識関心が高まっております。是非ごみの減量化による資源循環型社会の形成にご協力をいただきたいと思います。

第4に共に支え共に生きる健康福祉のまちづくりについてであります。健康と福祉の面では住民の誰もが性別や年齢にかかわらず共に支え合い、共に安心して健康で暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携の下に各事業の推進のための諸施策を講じてまいります。児童福祉面についてであります。昨年度に引き続き子育て支援を中心として、次世代を担う子どもの育成や保護者負担の軽減、ひいては将来のまちづくりの原動力となるような人材育成を目指して施策を重点化いたしました。平成19年度に新しい東部保育園に併設して事業を開始いたしました「地域子育て支援センター」は、子育てに悩む保護者の方々の相談の場としてその利用が定着をしております。平成20年度は相談に対応するスタッフや体制の充実を図り、支援体制を強化をしております。保育料の軽減につきましては2人目の保育料2分の1、3人目以降10分の9の軽減を、そして平成18年度からは第2子以降の園児であれば全て3分の1軽減をすることとしたものを、平成20年度においても同様に継続して保護者負担の軽減を図っております。平成15年度から実施をしております就学前までの入院・通院を対象とした乳幼児医療費について、平成18年度からは小学校3年終了時までを無料化を、続いて平成19年度は小学校6年終了時まで無料化を拡大し、子育てをする保護者の負担を軽減を図ってまいりました。平成20年度はこれを中学3年生まで拡大をして、一層の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。また子育て支援の側面から商工会と連携して行っております「子育て応援券交付事業」は継続をして実施をいたします。次に高齢者福祉であります。介護保険事業につきましては高齢化とともに介護認定者も増加をし、保険給付費は年々増加をしております。今後は給付の適正化に努めるとともに、地域包括支援センターを中心に介護予防にも力を入れてまいります。また福祉タクシー券の交付や訪問理美容補助といった生活支援から、高齢者祝い事業や高齢者活動団体への補助など生きがい支援のための事業についても継続

をして実施をしております。障害者福祉面では障害者がその人に適したサービスを利用しながら、地域社会で自立した生活を営めるよう、将来にわたって支援をしていくために障害者自立支援法による様々なサービスが始まりました。介護給付、訓練等にかかわる給付、生活支援事業など制度の周知を図り、適正な運営に努めてまいります。また小規模授産施設「こまくさ園」及び「共同作業所やすらぎ」はこれまでどおり運営し、引き続き障害者福祉の増進を図ってまいります。このような中であって高齢者や障害者の福祉施策として給付を行っております介護慰労金や障害者福祉金、福祉年金等は行政改革の一環として平成18年度から段階的に削減をお願いしてまいりましたが、平成20年度においては平成19年度と同額を維持して給付をすることといたしました。なお医療面においては、不妊で悩む方のために平成20年度も県の不妊治療助成事業に上乗せの補助をして治療費の負担を軽減をしております。またより健全な出産を助長するため、これまで妊婦健診に必要な費用を2回まで公費負担をしていたものを5回までと拡大をして支援をしております。予防接種事業につきましては接種枠の拡大に伴って中学校1年生と高校3年生向けに、麻疹、風疹の予防接種ワクチンを予算化をいたしました。平成19年度から昭和伊南総合病院と連携して実施しております胃がん予防のためのピロリ菌スクリーニング検査は、多くの希望者が見込めるために増額予算を盛り込んでおります。また3歳児子育て未来飛行、乳幼児相談などの母子保健事業につきましても引き続き実施をしております。この他町民の皆様がいつまでも健康で暮らせるための各種の検診の実施や保健指導にも力を注いでまいります。なお、国民健康保険特別会計は医療費の伸びを見込んだ予算を、また老人保健医療制度に代わって新たに始まりませ後期高齢者医療制度特別会計につきましては、保険料等に対応する予算を編成をしたところであります。なお今全国的に医師不足から地域医療の維持確保が危ぶまれております。伊南行政組合運営の昭和伊南総合病院も近隣の自治体病院同様、極めて厳しい状況にあり、いくつかの診療科目において廃止縮小を余儀なくされております。行政、病院、地域医師会など病院間連携も含めて懸命な努力を重ねておりますが、一朝一夕には解決できない根の深い難しい問題であります。住民の皆様にもこの点是非ご理解をいただき、1次、2次、3次医療の住み分けを行いながら、地域医療の確保を図るべく懸命の努力を行ってまいりる所存であります。是非ご協力をお願いいたします。

第5に地域の魅力を活かした産業づくりであります。これからの産業はそれぞれの分野で自立した経営を実現するには、地域特性の確立と併せて産業間の連携協調やバランスのとれた成長が求められます。農業面では地域複合営農の再構築と1,000ヘクタール自然共生農場づくりを目指して、安心安全農業を理念に、競争力のある売れる農産物づくりをめざすとともに、他産業と連携した新たな農業展開を図ることが重要であります。平成19年度において政策転換のありました米政策改革、水田経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策の充実に向けて引き続き推進をしております。林業面では健全な森林の育成を促進をするとともに、環境の視点も重視して整備を進めることが肝要であるとの考え方に基き予算を構築しております。商工業面では技術力の高い工業振興と地域のふれあいを基本とした魅力ある商業展開を進めるとともに、交流事業等を通じて農業、商工業、観光の各産業がお互いに連携し合い、地域の特色と資源を生かして産業を展開をすることによって、人口増や町の活力につながる諸施策を予算化をいたしました。具体的な予算で

ありますが、新しい、町を代表する農産物の一つとしての栗の栽培について前年度に引き続き補助金を計上いたしました。今後はいよいよ加工販売へ向けた活動が本格化をしております。地産地消の拠点施設として整備をいたしました「道の駅花の里いいじま」は、オープンをして満6年目を迎え、おかげさまで多くの方々にご来場をいただき、来場者が100万人を突破いたしました。平成18年度からは管理運営を指定管理者「道の駅花の里いいじま利用組合」に委ね、更なる充実が図られてきております。町といたしましても引き続き財政的支援を行ってまいります。この他、県営事業として本郷ため池整備事業について全体計画の策定を、また中央道を横断する4本の農業用水路の耐震対策を行うために、県の補助を活用して実施設計に着手をいたします。更に頭首工台長を整備するなど水源の保全と安定確保に力を入れてまいります。林業面では従来の森林育成に加えて県民税として新たに始まる「森林税」を財源とした「森林作り支援交付金」を活用をして、里山を中心とした森林整備に着手をいたします。また、松くい虫の被害に対応する防除・駆除事業は引き続き実施をしております。林道整備に関しましては林道横根山線の改良工事を中心に維持管理を進めます。商工面では新しく企業振興策を講じました。企業が増えること、活性化をすることは雇用創出、経済の進展、人口増といった諸々の良好な波及効果を生み出し、元気あるまちづくりに貢献をいたします。そこでこうした機会を適時に支援するための具体策として、商工業振興資金の原資となる預託金を増額をし、融資枠を広げて事業者が設備投資や運転資金を確保する際の利便性を高めました。また、町内企業が参加する企業展や工業展は、参加することで受注が受けられるばかりか、技術力をアピールすることで事業拡大の絶好の機会へつながっていきます。このような活動に対し商工会への支援事業を通じて積極的な支援策を講じたところであり、企業の誘致策として円滑かつ迅速な用地確保を実現する観点から、現在の農工実施計画の見直しを行い、更なる企業導入について積極的に進めてまいります。なお厳しい状況が続いている中小企業に対しましては、経営確立のための支援策を引き続き継続をしております。

第6の生きいき学び楽しむ生涯学習のまちづくりについてであります。人口減少、出生率の低下といった社会的課題が私たちの将来の不安を深刻なものとする一方で、子育て支援の重要性がますます高まってきているのは自明の理であります。広く教育という施策の分野では家庭や学校ばかりでなく、地域ぐるみの子育てを含め総合的な子育て支援をするとともに、町民の自主的な参加による学習・スポーツ活動の活性化を図り、芸術文化活動の推進や伝統芸能等の継承を進めるとともに、歴史遺産の保全や活用までを総じて諸施策を講じたところであり、子育て支援面においてであります。子育て支援面においてありますが、現在、子ども達を取り巻く環境は複雑さや難しさを増しており、その要因も多方面にわたっております。こうした課題を一元的に捉えて大切な子ども達が健やかに成長できる環境を提供しようと、平成19年度に「こども室」を設置し、妊娠乳幼児期から青少年期まで一貫したこども施策を展開をしております。平成20年度もこの「こども室」の機能を更に充実させるべく力を入れてまいります。新しい取り組みといたしましては家庭相談員のこども室への配置であります。特に家庭の教育力の低下に伴う養育放棄や虐待などの家庭問題を中心とした相談に対して課題解決に向けたバックアップを行います。また、子どもの居場所づくりと地域の大人との交流や体験活動を通して豊かな心を育むと同時に、地域の教育力を高めることを目的に始めました「子ども広場推進事業」は大変好評で、平成20年度は飯島、田

切、本郷地区へも広めていく計画であります。学校教育においては小中学校3校へそれぞれ特別支援教育支援員を引き続き配置し、発達障害に対する子ども達へのよりきめ細かな対応を図ってまいります。また小学校1年生学習習慣形成事業では、町の独自の予算で対応をすることといたしました。設備関係では中学校のパソコン教室の機器更新や、給食センターの食品庫整備、備品の充足に至るまで、子ども達が快適で充実した学校生活を送ることができるよう予算を盛り込んでおります。生涯学習・社会教育面では、図書館事業につきまして新しい管理システムでの運用を開始いたします。利用者の皆様への一層のサービス向上につながるものと期待をいたしております。地域文化面では、10周年を迎える「いいじま文化サロン」を核として引き続き取り組み、文化の魅力を伝える中心的担い手としての活動をしていただきたいと考えております。歴史民俗資料館飯島陣屋は平成20年度をもって開館15周年を迎えます。より多くの方々に親しんでいただきたいことと、歴史的資料保存継承という役割を果たすため、施設の維持補修のための予算を計上いたしました。またこれらのほかにも国の直轄事業及び県施工事業につきましても、諸関係機関と連携を図りながら更に事業促進が図られるよう要請等努力をしております。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と、新年度予算の大綱について申し上げます。何よりも町の活性化は経済の進展と併せて人口増と定着が最も重要な要素であって、そこにつなげる不断の努力が必要となります。町長として町民の皆様の先頭に立ち、「安心安全で住みよい町」、「暮らしやすい町」、「活力のある町」づくりに全力を傾注してまいり、そのためにも厳しい現状を認識をし、職員の更なる意識改革を実践し、常に住民の皆さんとの気持ちの融合を図ることに視点を置いて、今後の行財政運営にあたってまいります。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なるご理解とご協力を切にお願い申し上げます。平成20年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要の説明といたします。長時間ありがとうございました。

議長

以上で平成20年度予算8議案にかかる提案説明を終わります。
ここで休憩をとります。再開時刻を10時30分といたします。休憩。

午前10時11分 休憩

午前10時30分 再開

議長

休憩をとき会議を再開いたします。これから予算8議案について一括して総括質疑を行います。なお予算審査特別委員会へ審査を付託することになって決定しておりますので、本日は総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。

これより質疑を始めます。質疑ありませんか。

5番

三浦議員

それではお聞きをしていきたいと思っております。最初に道路特定財源の考え方についてお聞きをしたいと思っております。大きな問題として現在取り上げられている中で、その性格がだんだんと見えてくるようになってまいりました。そのほとんどが不要不急の大型の高規格道路などに使われている、そうした特定財源だということが見えてきました。既に建設をされた使われずに無駄だといわれるような採算のとれないそうした道路なども連日テレビなどで報道をされているところでございます。政府の方針では無駄をなくすどころか長期計

画では10年間で59兆円という多額な税金を使って道路の関連事業だけに使うというふうにしていくというふうにはなっていないというふうに見ておるところです。確かに国道153号線伊南バイパスのように国の直轄事業もあると思いますけれども、今のような道路特定財源の使われ方を認めるというようなことの対応では、これからも地方の道路行政としては問題の解決になっていかないのではないかとこのように私は強く感じているところですが、この点町長はどのように見ているのかお答えをいただきたいと思います。

それから後期高齢者の医療制度の内容についての捉え方でございます。私は昨日も条例などの提案をお聞きしております、あまりにも安易ではないかというふうに感じているところ。この制度の実施をされた場合に、町内の高齢者の皆さんの身にどのような事態が起きるのか、町政にこれからどんな影響がそういう意味で起きてくるのかということとをきちんと検証をし、そういう中で条例や予算を盛り込むということが前提だということに私は感じているわけ。そういう中で実際には昨日もお聞きして思いましたが、感じましたが、そういうところには検証もしていないと、国からの通達があればそのまま町のやるべきことだけ事務的なことだけやればいいというふうには感じたわけですが、こういうあり方問題があると私は思いますがその点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから「協働のまちづくり」であります。力を入れて20年度予算、協働のまちづくり、盛り込まれてきているわけですが、しかし住民の皆さんの意識とのズレがあるんじゃないかというふうには、ずっとかねがね感じているわけ。なぜか一生懸命やればやるほど上滑りをしているというような気がしてなりません。実行をしていくとした過程に問題があるのではないかとこのように感じているわけですが、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから介護保険や障害者の自立支援などについてであります。介護を受けられる方や障害をお持ちの方が地域の中で安心して生活をしていく、そのための大前提となっている自立のための支援、療養のための、介護のための支援というものが、実際に昨日も補正予算でもありましたように、当初の予算よりも大きく減額補正がされていくわけ。毎年予算はそれを含めて大きく見積もっているというようなお話しでしたが、そうしたらその予算に見合った利用をしてもらえようとした対策が必要ではないかと、実際に昨日もお聞きしましたら、介護保険の場合は限度額の50%ぐらいしか実際には利用をしていないということでしたので、もっともこの制度が利用できるような対策が求められると思いますが、こうしたことは全体として、やはり他の事業でも検証をしながら原因を究明してその対策を立てていくことが求められていると思いますが、こうした考え方についていかがでしょうか。

あと農業問題を少し、予算は事業が一つ一つ終わる中で減少傾向にあるわけですが、そういう中で今飯島町にとっては農業ということは本当に大事な産業として位置付けられて、自然共生農場の普及推進というようなことでも、農家の皆さんと一緒に頑張って頑張っているところですが、もっともそういうところに研究をしたり、みんなで力を合わせていくための施策が盛り込まれていく必要があるんじゃないかというふうには思いますし、また新しい農業に従事をしていただくという方達を町内だけではなくもっと

広く受け入れをするようなそういう施策ももっとも強めていく積極的なそうしたことが必要ではないかというふうには私は思っているわけですが、この点についての農業に対するこれからの町の方針についてももう少しお答えをいただきたいと思います。

それから先程、施政方針をお聞きしながら「生ごみ処理機」の環境問題を言っておりますので、以前に「ふるさとづくり計画」の中では、以前に補助金を出していたのを廃止をしたという経過があるわけ。これをまた復活したということについては、私は大変良いことだと思いますけれども、廃止をする必要があったのかどうかと、その計画に対して総合的な判断に、以前のその廃止をするにあたっての判断に誤りがあったのではないかとこのように感じましたので、その点についてのお考えをお聞きをしたいと思います。以上質問を1回目を終わります。

議 長
町 長

順次答弁をお願いします。自席で結構です。

それでは予算の総括的な部分でいくつかのご質問がございましたので順次お答えをしてまいりたいと思います。先ずこの道路特定財源の問題であります。これは飯島町のみならず全国的に共通する今のこの最大の課題であるわけであり。その予算編成に当りまして今国会でいろいろこの衆参のああした状況の中で、どういう方向に行くかということが全く予断を許さない状況で続いているわけであり、今回の予算編成に對しましては飯島町の場合、多くの全国の市町村がそうでありまして、当然のことながらこの道路特定財源が維持されて、そして従来の形の中での道路財源が確保されるという前提の中で予算編成をしておるわけであり、そのようにご理解をいただきたいというふうには思います。この暫定税率を設定した上で特定財源が30年余りに渡って政策が進められてきたわけであり、日本の国土の発展、交通体系の様変わりする交通体系に對処していくという大きな国家的な見地に立っての施策でありますので、事実今このそれぞれの地方・地域を含めて国の今ある姿はこの道路特定財源によって維持されてきたという、果たしてきた役割というものは計り知れないものがあるというふうには私も思っております。一昨年暮れであります、当時の阿部内閣の中で今後の基本方針としてこの道路特定財源の暫定税率を維持しながら必要な道路整備を進めて、そして一部ま一般財源化も考えていくという一つの閣議決定の最高方針が出されておまして、まあそれ沿っての今いろんな議論がされておるわけであり。確かに高速道路なり主要地方道なりまた市町村道なり、整備されたところとまだまだ飯島町も含めて整備されていないところと、様々なこの格差と申しますか、状況があるわけですが、ご承知のように飯島町は正に今この道路特定財源に期待をして整備促進を進めていっていただかなければならない、またしていかなければならない課題が、一番その大事な場面にさしかかっている状況であります。153、竜東線、それからそれぞれの町道の改良がまだまだ山積しておりますので、何としてもこれは暫定税率を維持して財源を確保していただいた上で、補助金それから直轄に関わる道路費用を確保していただいて、計画どおり進めていただきたいということを切に望んでおまして、議会の皆さん方も全員の賛成をいただいて、このことの要望に對してのいろんな活動をいただいておりますので、是非ひとつ三浦議員もこのことについて賛同をいただいておりますので、同じ考え方によって町の計画しておるいろんな道路事業進められますようにご協力をご理解をいただきたいというふうには思います。

後期高齢者医療の問題でございます。まあこれもあの国家的な大きな施策でございますが、それぞれの地域も含めて高齢化が進むこれからの日本の、あるいはまた地域の医療を何としても持続可能な医療体制を確保していくという大前提に立っておるわけでありまして、まあ初めて導入する制度でありますのでまたいろいろ始めてみて試行錯誤の部分が出てくるかと思っておりますけれども、不都合な部分、見直しせざるを得ない部分というものは常にこれは制度の問題として見直しをしながら、安定的な持続可能なこの医療確保、特に高齢者の医療確保というものを維持していくということで、飯島町もこの国の施策に乗ってひとつ同じように進めていくということには変わりないわけでありまして。飯島だけ他の考え方でもってこのことを進むというわけにはまいりません。一部負担の問題も出てきようかと思っておりますけれども、これはまた町も十分なPRをして是非ご理解をいただかなきゃならないというふうに考えておりますので、予算もそうした考え方に沿って編成をしてあるところでございます。

協働のまちづくりの問題であります。これもなかなかあのおっしゃるように口で申し上げても実態行動として付いていかない部分があるということは私も十分承知しておりますけれども、やはりこれもこれからの厳しいこの町の財政運営、そして何としてもこの住民が主体的に自分たちの地域をどういうふうに考えて形作っていくかという、これからのこの地方分権の基本的な考え方であるその住民参加、汗を出し知恵を出しということを進めていかないと、これからの飯島町を含めた地域の行財政運営というものは成り立たないということでございますので、そこにまあひとつの活路を求めて進めていくこの協働のまちづくりであります。いろんな種を蒔いてその芽が少し出てまいりました。地域づくり委員会にしろ、あるいはまた個々に具体的な地域の取り組みも子育て支援も含めて出てまいりましたので、これはあの始めて1年・2年でこの成果を見るというわけにはなかなかいかない息の長い課題でありますので、少しこの長い目で見ていただいて、で議員の皆さんも率先してまあひとつこうした考え方の中の先頭になって地域に溶け込んでいただいて、いろんな場面でもってご参加をいただき、またアドバイスもいただき、そして一つずつ出来ることから協働のまちづくりというものの意識の高揚を図っていくところから始めていくと、こういうことでございますので、今年もいくつかのことをまた全地区に広げてというような課題も持っておりますので、まだまだ始まったばかりでありますけれども、そうした一つの方向付けだけはご理解をいただきたいというふうに思っております。行政としても精いっぱいのご支援を申し上げていきたいというふうに思っております。

介護保険と自立支援の問題でございます。まあこれもあの後期高齢者医療とある程度考え方は連動する部分もありますけれども、やはりこの長寿社会あるいは福祉国家というものを進めていく中で、安心してそうした健康でない方のサポートをしていくという大きな見地からの制度でありますから、これもまあ国の施策に乗っかって、飯島はそれに沿ってというだけのことでなくてですね、この具体的な介護認定等も十分な公正な見方でもってやっていただいておりますし、予算も精いっぱい盛り込んで必要な対応をできるようなこの道も開いておるわけありますから、その対応をしていくと、まあその利用率が結果的にまだそれに及ばないというご指摘もございましたけれども、これは確かにあの行政としての私どものPRをしてその分析もしてというようなことは当然求められてまいりますが、ある制度を最大限有効に活用をしていただく、行政はそのPRに精

いっぱい努めていくということで、それぞれの連携をしたこの介護制度・自立支援制度が定着をしていくように、これもまあある程度時間もかかるかと思っておりますけれども、ひとつそれぞれのまた各地域の機関、委員等も通じながら、民生委員や健康推進委員も通じながら、そうしたことの啓蒙も図っていつて、何としてもこの制度を定着化していきたいというふうに考えております。

それから農業問題、農業振興でございますが、確かにまあ今の日本の農業、まあ国際的にも非常に厳しい状況に立っておるわけでありまして。後継者の問題、農産物の価格の問題、国際的にもWTOのこの農業交渉、貿易関税がなかなかその交渉が難航しておって見通しが立たないと、まあそんなことが日本のこの農産物の価格の低迷に原因しておる部分もありますし、加えてまあ最近の外国からのこの輸入穀物の高騰や、まあ餃子の問題もあるわけありますけれども、それらのことについては一方で今日本が地産地消、食糧自給率を5年ぐらいで45%に高めていくという大きな目標に沿っての一つの考え方としてはチャンスであろうというようなことも農業委員会でも申し上げてまいりました。従ってそうしたことも含めて町にはこの他の地域に模範的な営農センターというものを核にした各地区の営農組合と、そしてその2階建てである法人が、生産法人としての2階建ての部分があるわけありますので、これらを有機的にまあひとつ活動の中で頑張らせていただいて、そしてこれからの、なかなかその担い手がないために農地が荒廃していくというようなことのできるだけ無いように、組織営農という一つの飯島独自のこのメリットでもって良さでもってまあこのことを維持してほしい、行って欲しいと、そういうことに対して行政もできるだけの支援をしていくという考え方の予算編成でございますので、そんなことでひとつお願いしたいと思います。

最後にこの生ごみの処理でございます。これはあの一つに生ごみの処理を復活したものの、こういうだけの問題ではございません。現在、広域で中間処理施設の最終的な共同施設としての方向が出されようとしておるわけあります。要はやはりこれはあのいかに減量化と分別ということにかかっているわけでありまして、そのことのためにも、かつては一つの立ち上がり、意識改革を含めてですね、ごみを出していただく方の意識改革も含めて、その出発点となる3年間の生ごみ処理の支援をして、自前処理で減量化というところにまあ結び付けたのがこの制度でありますけれども、やはり財政的問題を、当時のチャイルドシートなんかもそうでありましたけれども、立ち上げ支援をして、そして自覚をしていただいた上でそのことを浸透して行ってもらって独り立ちしてもらおうという考え方の中でやってまいりましたが、どうもなかなかその一時的に有料化した段階で減量化も進んだわけあります。このままではやはり共同処理をする中間施設としての規模があまりにまた拡大をし過ぎてしまって、莫大な金の設備投資につながってしまうようなことが、広域連合一体としてまた出てまいりました。そこで各町村ももう一度まあ、そうした喚起を促すためにもこの問題については市町村補助をして、立ち上げの部分の理解をしてもらって、いつまで続くかということちょっとまだ今、定かの考え方をしておりますけれども、もう一度復活してそのことを見直してもらおうという意味で復活をさせていただいたと、こういうことでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上何点かについてお答えをいたしました。

他に質疑。

議長

11番
松下議員

それでは堂前線についてちょっとお尋ねをいたします。この事業は町の将来を左右するような一大プロジェクト事業になるのではないかと思います、それに対する開発プロジェクト計画とはどのように進んでいるのか、これも平成23年ですか、後まあ5年ぐらいでバイパスがあそこまで開通すると、それに合わせてのこととありますので、そんなに時間的な猶予はないように思われます。今の段階でどのような考えであるのかお聞きをしたいと思います。

それから住情報ネットワークについて効果があるのかどうか、その検証をしておりますか、お答えを願いたいと思います。

それから本郷のため池整備事業について4,000,000の予算が計上されておるわけですが、これはまあ計画策定ということだと思いますが、工事の見通しについてどのような規模で何年度から着工できるのか、その点を見通しについてお伺いをしたいと思います。

町長

堂前線の整備の関係でございますが、お話にございましたように国道153の伊南バイパスが平成23年を目標に飯島工区の工事が進んでまいります。当然まあそのアクセスとしての堂前線もそれに合わせる形で完成し開通させたいと、こういうこととございます。従ってあの道路だけの建設でもってその目標が達成するというものでは決してございません。むしろこの道路の整備が町の活性化振興のための一手段であるという位置付けでございますから、再三申し上げておりますように、これに囲まれたエリアの部分、特に下在が中心になろうかと思っておりますけれども、このことを含めて町全体の土地利用計画、いわゆるまあ国土利用計画の飯島町版でございますが、基本構想と同時に中期総合計画に組み込まれたのが22年まででございます。ちょうどタイミング的にはそれにまあ一致してくる時期になるわけでございますので、この大きくは次期長期構想それから5年間の中期総合計画、その中に含まれる国土利用計画の飯島町計画、いわゆる土地利用計画というものをこのバイパス開通、堂前線開通に合わせた部分も含めて、町全体的に農振の解除といえますか農振の見直しも含めて検討する必要があるということで、今いろいろと既にもう着手をして検討に入った部分、それからこれからいろいろまたそのことを詰めていく部分、検討協議をする部分あるわけでございますけれども、特にあのバイパスと堂前線に囲まれた下在区域の土地利用について、今、町ではプロジェクトを立ち上げてその利用方向というものを検討を着手をいたしました。今まだ現段階では職員が中心でありますけれども、一部に商工会でありますとか、それからこの囲まれたエリアの中にいろんな事業をやっておられる方々等のワークショップ等も通じてそのご意見を聞いております。いずれこれはあの基本構想審議会の中で最終的に位置付けて議論をいただく方向に行くわけでありまして、その事前の一つの考え方としての素案づくりというものをそういう段階で進めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。で、全体としては次の長期構想、中期総合計画の根幹的な一つの土地利用計画として位置付けて、最終的には議会の議決までお願いしていく内容になっていくことと思っております。

それから、情報化の問題でまあいろいろあの内部の情報それから住基ネット等との問題もありますので、この点につきましては担当課長の方から申し上げたいと思います。

それから本郷のため池整備の問題でございますが、これもなかなかいくつも同時に手掛けてというわけにはまいりませんでした。従ってあの七久保・片桐の水利組合が所管しま

す中山間農地防災事業をずっと十何年も進めてまいりまして、いよいよまあ方向が見えてまいりましたので、次の町の位置付けとしてこの本郷の新井のため池を中心とした老朽化対策に対応する工事を進めていくということになりまして、今年度5,000,000でしたか調査費を盛ったところとあります。今後の計画については県とのちょっと協議も進んでいかなければなりませんけれども、見通しについては担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

建設水道課長

住情報ネットワークの関係でございますけれども、細かい数値につきましては今ここに資料ありませんのでお知らせするわけにはいきませんが、毎月の各業者から資料をいただきまして入れ替えをしながらネットを送っているということでございますのでお願いをしたいと思います。

産業振興課長

本郷のため池の件でございますけれども、現在七久保地区の七久保・片桐水利組合の関係で今工事が行われておりまして、それが終わるの見計らって次の本郷の事業に着手するというので、財政的にもいくつも一緒にできませんので、そういう形で基本的には考えて進めてまいりました。で、来年でほぼ七久保の方の工事が飯島地区分については終わる見通しでございますので、続いて本郷に着手するためには今年その計画書を策定して、規模だとかどのくらい事業費がかかるか、そういったところまで含めて計画を立てる計画にしております。それをまたあの県の事業費等の関係がございますので、できるだけ早く工事に着手できて完成するようには進めてまいりますけれども、事業費についてはまた県と協議をしながらやっていきたいと思っておりますが、後ほど実施計画の中で今現在でこういう形で進めたいという町の計画はございますけれども、なかなかあの県の予算の関係もございまして、町の思うようにはいかない、これは七久保の農地防災を見てもそうなんですけれども、極力早い完成を目指して町としても進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長
3番

他に質疑ございますか。

宮下覚一議員

今回の20年度予算、子育て支援を中心にしてですね福祉も含めてかなり重点的に行うということで、その辺は評価するわけではありますけれども、農業面を含めて質問ありましたが、商業がですね全くといっていいほど触れられていないです。それで現状かなり厳しい状況である中で商業面に対する支援といえますか施策についてどう考えておられるかお願いをしたいと思います。

それからもう1点、自主財源、町税でしたかね、増額を見込まれるというふうにさっきはっきり謳ってあったと思っておりますけれども、今の状況を考えるとかなりこちらも厳しい状況であるわけでありまして、増額を見込まれるというその根拠が何かありましたらお願いいたします。

町長

まああの産業面につきましては農・工・商、それぞれバランスのある一つの振興ということで精いっぱいまあ努力をしておるわけでございますけれども、まあ農業等は組織営農、あるいは林業も含めてそうでございますが、多面的なこの施策の中で何とかまあ維持していくという汗をかいてまあやっていくということで努力をいただいております。まあ工業も既存企業これもまああのいろんな外部要因に左右される面が非常に多いわけでありまして、町としてもまあ設備投資、運転資金に対する投資、やっていく

ことの中でまあ頑張らっていただく。この商業については行政面からこの手を差し伸べて直接その売り上げを伸ばす、あるいはその活性化をというようになかなか行きつかないのが今現実としてまあ思っております。ただまあ全体的なこの基盤整備の中では当時の広小路街路構想、それからその構想がなかなか実現できなただために一つの商業集積としてコスモの商業集積をしたという経過もありますし、まあその周辺の活性化をまた期待しながらマイタウンも出たということがあるわけでありまして、非常にこの商業をめぐる最近の情勢というものが、大型店それからいろんなまあ買い物の利便性というか、そうしたことも含めて、多様なこの大人も子供も含めたこの購買、物を買ったり消費したりするということが、農業や工業と同じような目線ではいかないのもう宮下議員ご承知だと思いますけれども、まあできるだけこの制度資金等でやっておりますが、今、飯島町のこの直接地元のお店で買う滞留率というものが13%ぐらいに低迷しておるということで、これではなかなか地元の商業というものは成り立たないというのはもう当然であります。かと言ってまあ確かに行政的にも職員にもできるだけ地元で買ってというようなことと、それから先程の商工会と連携してこのプレミアムの付いた子育て商品券等もやったりというようなこと、いろいろまあやっておりますけれども、基本的にはこれは事業者の経営する皆さん方の一つのまあ発想とそれからその取り組む一つの、大型に対抗してって言うてもなかなかその限られる部分もあるわけですが、旧態依然の考え方でなくてですね、この発想の転換をしていかないと行政にそのことを齎寄せしてどうこうのというだけでは、商業の振興というものはこの今のこの地時代の考え方では状況ではいかないではないかというふうに思っておりますので、まあできるだけあの商工会とも連携してやっていかなければならないと思っておりますけれども、是非ひとつそれぞれの経営する皆さんの発想の転換を、これらの時代を読む形の中でやっていただきたいということも期待しておるところでございます。

税収につきましては基本的には予算書を見ていただきますと、一部企業によっては増資も見込めるというような表現もしておりますけれども、ほぼ横ばいでございます。ということはもう少し期待をしたい一部の中間決算等を見ても期待をしたいわけでありまして、万が一今ちょうど経済のこの動向が国際的にも非常に浮き沈みしておりますから、これがあの歳入不足を生じてしまっただけでは困るという形を非常に警戒しております。従ってまあ堅く見積もるとというのがこれまでの一つの考え方でありまして、全体としてはまあ底上げをしていくことを期待した数字にしながらも、安全の底堅い形の中で予算計上をしたという形でございます。ただ結果的にはあの毎年若干なりきの決算の状況ではその予算を上回る財源というものが、また次の施策の中に生かされるような税収が入ってきておることは事実でございますので、そういうことも期待しながらひとつ堅い形でまあ計上させていただいたということでございます。

3番

宮下覚一議員

あのそういうことではなくてですね、14ページに一般会計歳入の概要という中の4行目、「町民税は若干の増収を見込んでおります」というふうに謳っておりますので、まあ今の法人税を含めてということでありまして、まあ法人税については景気がいいとはいえ全体的にはやはり今下がっているわけでありまして、この増収の根拠ですね、これがありましたらお聞きしたいということです。

住民福祉課長

町民税につきましては個人と法人ということで徴収をするわけでございますが、法人につきましては若干の伸びが期待できるということ、伸びといたしますが、昨日76,000,000円の法人税の追加をさせていただきました。そういうような関係から前年度予算に比べますと若干の伸びが期待できると、前年度予算でございますので前年度予算より20,000,000円ほどまあ期待できると、いうことで計上をさせていただいております。ただ個人につきましてはいろいろの資料からいまして横ばいと、こういう内容となっております。

5番

三浦議員

只今の宮下覚一議員の商業についての質問でお聞きをしております、お聞きをしたいなあと思っておりますのは、できるだけ行政としても支援をしていくというふうにもまあお答えになりましたが、側面的な支援ということで考えますと、どのようなことを支援していこうというふうに支援できるというふうにお考えであるか、その点についてお聞きをしておきたいと思っております。

それから先程私質問いたしましてお聞きしている中で、まああの国の行政の中で後期高齢者医療の場合まあ受け入れて持続可能なそうした医療を前提とするというふうには、大前提だということにお答えになりましたが、先だっても私昨日の条例の提案の中でもお聞きをしたわけですが、国の施策としてはできるだけ国が持ち出す医療費を減らしていこうというのが前提でできております。で、医者にかかった場合の診療報酬について医療機関では定額ということで打ち出されてきて、この制度がそのまま導入されますと医療機関に支払われる診療報酬というものは6,000円というふうに決まっておりますので、今までのような診療が高齢者の方が本当に受けれるかどうかいうことは大変に疑問であります。そういう内容でありますと飯島町に住んでおいでになる高齢者の方たちの今まで保たれてきた健康、医療に受ける治療を受けるというそうした安心安全の、飯島町で安心して暮らせるという根底になるそうしたものが崩れていくのではないかと、私を私は非常に危惧をしております、そういうことについてこの制度が持ち込まれたときに、飯島町に住んでいる皆さんがどういう状態に陥るのかということについて検証をしていないで、まあそういうことではいいのではないかと、またそういうことが起こったときに考えていけばいいと、国がそうした見直しをするだろうでは、住民の健康や安全を守っていくというこの飯島町としての町長のこの決意の一端では、これは違った方向に動いていくのではないかと、私には大変に心配しておるところでありまして、その点について私はさっきどういふふうにお考えなのかと、そういう点をどういふふうに見ていくのかということもきちんとしておいで提案なのかというふうにお聞きしたわけですので、その辺もう1回お聞きをしたいと思っております。

町長

商業に対するまあ行政支援というのは、総体的には申し上げた内容でございますけれども、まあ具体的には、まあ工業もそうでございますけれども、一つの融資というものに対するこの制度資金の活用ということ、枠も増額をして運転資金、設備資金というものをこっちで用意をしてやっていくというようなことでございます。直接その店に対しての経営に対して行政がどうのこうのっていう、なかなかこの立場にないということを是非ご理解いただきたいと思っておりますが、ただあのそうしたいろんな相談やら考え方についてですね、今、所管課の方も定期的にその懇談、検討会を定期的にやっておりますので、そうした出た内容、要望というようなものも十分こっちも斟酌をして行政としてできることは具体的

な部分も含めてやっていくと、こういう考え方で、このことがまあ側面支援という形でありますので、予算の中でいくら盛られておるのでどうのこうのということとは別問題でひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それからまあ後期高齢者医療、はっきり申し上げてこれがまああのそれぞれの考え方の中で制度的に悪いので飯島町はこのことを受けて整備をしていくということは如何なものかというわけにはまいりませんこれは。何としてもこれは国のこれからの後期高齢者の医療制度という一つの国の施策に乗っかって、良い悪いはまたひとつの検証の場が出てよようと思えますけれども、この具体的な国の施策に乗っていくのがこの法治国家であり、またそれぞれの自治体の取り組み方であるということですのでございますから、その枠の中で精いっぱいわれわれも努力をして、いろんな課題も出てくるかと思えます。従って私としてはその考え方に沿った形の中で、事務的な対応も含めてこのことは進めていかなきゃならないとそういうことを申し上げておるわけでありまして。

議長
6番
野村議員

他に質疑ありませんか。

それではあの町長の施政の点について1点お伺いをいたします。実は「ふるさと納税」これにつきまして私まあ20年度の施政の方に入ってくるかなという考えの下に細かい点までずっと提案してまいりました。この中に今読んでみまして森林税はありますけれども「ふるさと納税」はない。これにつきましては現在国会審議中でありましてけれども、やはり私、細かい点でいろいろ申し上げてきましたけれども、応援態勢、支援体制、これについての考えが町長乗っておりませんけれども、やはり国会、今やっておりますので、終わって成立してからの出たところ勝負、言葉は悪いかもしれませんけれども、そういう考えでこれから進めていくのであるかお聞きしたいと思います。

町長

確かにこの事に触れての記述と申しますか述べてないわけでありましてけれども、以前にまあ野村議員からも議会の中でお話いただいた経過もあると思えます。おおいに期待をいたしております。ただあの県下でもいくつかの市町村の中でその取り組みが始まっておるわけでありましてけれども、今国会で審議をされております。当然まあ成立してくると思えますけれども、町としてのその受け皿をどうしようかなひとつの使途に、やっぱり飯島から都会に出てふるさとを想う気持ちの皆さんが、どういふふうにふるさとを想う、その具体的な手法、使い道はどういふことにひとつ充てるのが、合意が得られていくかというようなことも含めて今、新年度早々から検討をしていくという段階になっておりますので、決してあの具体的な記述がないからといってこのことが、ないがしろにしておるわけではございません。大いに期待をしながら町としてどういう部分へ受け入れて、そうしてその推進をしていく、先般もまあ東京へ出向いていろいろと懇談もいただきましたけれども、そうしたPRもしながらお願いもしながら、受け入れていく方のまた組織的なまとまりというふうなものも合わせながら、今後ひとつ早々に検討してまいりたいというふうな考え方でございます。

9番
平沢議員

只今のふるさと納税に合わせた一つの形の中で、今年度新規の事業として「信州森づくり事業」、これが上っております。これに関してはやはり、これは制度資金を利用していくものだと思います。それで各地区においては既に地域委員会でもうこの取り組みをし

てなさっているところがありますが、この点についてですね、一応、町の方としても年次計画的なものを作成して取り組んでいくものかどうか、この点も併せてちょっとお答えください。

町長

細部はまた担当課長の方から申し上げますけれども、この森林税についてはふるさと納税的な考え方とはちょっと違うわけでありまして、県下に住んでおる方々が住民税に上乗せをして500円いただくと、個人ではそういう形でございます、それを原資に森林整備を図っていくということですので、言ってみれば一つの事業目的のためにまた広く地域住民から浄財をいただくということには変わりはないわけでありまして。それを最大限活用して町も今までもやってまいりましたけれども、更にこの財源を活用する中で森林整備を進めていくという位置付けの予算でございます。当然あの年度別計画的なものは策定をして見通し得る財源も含めて検討していくということになります。ちょっとその辺のところを担当課長の方から申し上げます。

産業振興課長

20年度から県税として森林税が導入されます。個人の住民税の均等割に500円増額それから法人税も一定の額を収めるということで、580,000,000円くらいになるということですのでございますが、それがまあ町のいろんな事業推進にあたる費用、それから実際に間伐をした場合に県が補助をするというようなところに充てられてくると思えます。詳細なパンフレット、資料につきましては昨年のうちに1回お示しした内容でほぼ固まっておりますのでございます。当町ではどういふふうに進めていくかということ、今、森林整備計画の5年の見直しの時期にきておられて、今その見直し作業行っておりまして、今月中に固まる予定になっておりますし、林務委員さんにも相談をしまして、飯島ではどういふふうにやっていくかということを検討したところでございます。実際にはあの田切地区がですねその受け入れ態勢がある程度整ってきておりますので、町としては北の方からだんだんに南の方へやっていこうということで計画をしております。ただあの境界確認をしてその後その所有者がそれを間伐するかしないかということに意思決定をさせていただいて、実際事業をして県から支援を受けるという方式になりますのでかなり時間はかかると思えますが、森林税は5年間ということになっておりますので、できるだけ県の枠を飯島町へもって来たいということ、県としてもこの間、飯島町にモデル地区を作ってくださいというふうな話があったので、それは飯島町で受けてできるだけ早く大きな面積をこなしていきたいというふうな考えでおります。ただあの行政だけではできませんので、住民の皆さんの協力を得て一緒に境界確認とかそういったあの準備段階がいかに整うかによって事業の進捗よく状況が決まってくるので、町としては林務委員さんの意見、検討しながらを極力北から南に向かって進めていきたいという基本的な考え方を持っております。以上です。

1番
森岡議員

それではすこし質問をしたいと思えます。まああの町の財政の厳しいということは今日に始まったことではない、これはもうそうした見通しの中で年々大変になっていくということは明らかかなところでございます。まあそんな中で本年の予算を組む中では財源不足のために基金の取り崩しなどして予算を組んだというような前年のこともなく、まあ予算が組めたということでありまして。まあこれにはあの今度できました地方再生対策費の64,000,000も大きく影響しておるんじゃないかなとも思うんですけども、まあそんなこ

とで基金を取り崩さず予算が組めたということは評価したいわけです。まあ今後その内容を十分にまた精査したいと思いますが、そんな中で財源確保のためには「まちづくり交付金」というようなものも活用してまちづくりを進めております。その活用する財源を活用しての一つの事業に循環バスの運行があります。まあこれは当初から3年計画の中で進めていくということで始めて、今年も継続してやりますとこう書いてありますが、まあ非常に幾度か議題にも上がって話題にも上ってきたことですが、この進め方について少しお聞きをしたいんですけども、町長の考え方ってというのは町民の足を確保するっていうような発言で聞かれた、これは交通弱者の足を確保するのかその辺が大きな違い、確かに住民要望の中から出てきて、誰でも安心して住むことのできるまちづくりのためには町民の足の確保は結構なことですけども、町民の足を確保するっていうには予算も財源も規模も巡回バス程度じゃあ間に合うんじゃないんですけども、そう辺のところをどういうふうに捉えてこの事業していくか、またまあ補助金がらみですから3年間かかるといえば3年間で行くんでしょうが、それが行政的な手法として何かその時間がかかり過ぎるような気もいたしますが、その辺の考え方。

もう1点はこれはまた違いますが、継続事業を推進していくと、まあ上下水道のような場合特に大きな事業でこれは途中で切っては効果もないわけで結構なこと、まあそれが出来るということで結構なことなんですけれども、その中に飯島処理区の2期工事の設計を、ちょっとこれ私の認識不足ですが、そこまでもう入っていく、これは確かに継続でもいいんですけども、水道事業は非常に大きなお金がかかり、そのために今町は苦しんでおるわけですけども、どんどん進めていくんだからちょっとこの概要を教えてください。

それからまああの喫緊の課題は医師不足であります。一朝一夕に解決しないと町長は申しておりますが、これはもうほんとに喫緊の課題で町独自の政策ではできない問題ではありませんけれども、その辺の町長の努力決意をお聞きしたいと思います。

町長

先ず循環バスの問題であります。非常にまあ対応も苦慮しておる一つの施策であることは事実であります。町民の足の確保というこの言葉の使い方があります。総論的に考えた用語としてまあ町民の足の確保、じゃ町民といってもどの範囲の足かという話になるわけでございます。基本的には私は交通弱者、移動の手段を持たないこの町民の皆さんの足をできるだけ確保すると、で、同じような生活圏ができるような確保していくこれが一つの基本的な考え方であり、中期総合計画に盛ったのもそうした考え方の中で出てきた施策だろうと思います。で、始めて見たところがなかなかこれはあの町民の厳しい目で見られておる、まちづくり交付金事業を入れての施策だから、国の補助のあるうちだからまだというような甘い考え方は許されないわけでありまして、この燃料が高騰しておる中に空席の目立つバスが動いておるといふ町民的な感情、心情の問題もあるわけでありまして、できるだけまあ乗っていただいてその効果が上がるようなというふうにして始めてきたけれども、なかなか現実には厳しいと、で、昨年12月に一度この対策協議会という組織がございますので見直しをして、できるだけまあ意見を聞いたうえでこのコースや時間帯やというふうに見直しをいたしました、根本的な解決というかその住民感情をぬぐい去るような状況には至っておりません。ただあの昭和病院当りに行くにはかなりの利便性が、人数的にも増えておるといふような状況も聞いております。近々あのその協議会をやったまた4月以降の対応をしてまいりますけれども、試行だということで、のんびんだらりに重ね

ていくという考え方は毛頭持っておりません。いわゆるもう一度この町民の足というものの中身は、交通手段を持たない弱者の足の確保をどうするかという原点に戻っての見直しを9月までには結論を出して、そういう意味で先程あの述べ方としては方向付けをしていきたいというふうに申し上げたかと思っておりますけれども、そうした考え方の意味でございますのでよろしくお聞きしたいと思います。であの、一つの決断をしなきゃなというふう

飯島浄化センター、七久保はそういうわけで完成いたしますが、1期で進めておる飯島浄化センターは今普及率といいますか、つなぎ込み率もだいぶ上げてきていただきましたので、当然のことながらこれは第2期工事をして事業完了という形になります。現在のところまだ若干余裕はありますけれども、この今までの補助金の申請をした事業計画の枠組みの中で考えていく必要もございますので今その準備をしております。今後の事業の方向について担当課長の方から若干申し上げたいと思います。

建設水道課長

下水道の飯島町の浄化センターの関係でございますけれども、2期工事の関係でございますけれども、当初の計画の2分の1の立地を建設をして今一部供用開始をしているところということでございます。それでこれから、つなぎ込みが進んでいく中で100%の要するに立地をするところということで計画を進めてきているところでございます。その2期工事の立地を設置をするわけでございますけれども、この情勢の中で人口増じゃなくて人口減になってくると、当初の計画は増で右上がりの計画でありましたけれども、そういう状況を見ながらこの立地の計画を立てまして、小さい、当初より2期工事は少ない立地を計画をして、今年設計をし、来年からその建設をしていくと、これで完成ということになるわけでございますので、23年度には建設を終わるといふことで計画をしておりますのでお願いをしたいと思います。

町長

医師不足、昭和病院の経営、先程も申し上げた通りでございますし、もう連日のように報道もされておる内容で、もうご承知のとおりであります。一朝一夕にはなかなか解決できない根の深いこの課題でございますけれども、何としてもまあ直接われわれが共同運営しておる昭和病院、そしてこの上伊那地域連携の中でこの地域医療を確保していくという基本的な考え方に沿って今いろいろと医療問題懇談会や研究会やということで、伊南行政組合でもそうでございますけれども、あちこち不足しておる医師をまあ獲得合戦と言っちゃあ言葉があれですけども、もう既に若干感情的な部分もあちこちでは出ておるような部分もありますので、まあそうしたことも含めながら医師確保を何ともしめて、昭和病院としての総合病院としての最低限度のその形態は整えて、病院の一つの存続を期してまいりたいということで今頑張っておりますので是非ひとつご理解をいただきたいと思っております。またあのこのことについては診療を受けられる住民の皆さんにも是非ひとつご理解をいただきたいというふうによく言っておるわけでございます。1次医療、2次医療、特に1次医療でできるこの開業医、個人医の方についての範囲をひとつ、何でもかんでも総合病院の中へ駆け込んでということではなくてですね、身近な開業医でできる処置は是非お願いをして、総合病院の方の負担が少しでも軽くなるような形でご協力いただきたいということでもあります。そんなことでひとつ頑張ってもらいたいと思っておりますのでよろしくお聞きいたします。

2番

曾我議員

予算編成に当って一つお伺いしたいんですが、その入札制度について、まああの今までいろいろなところが議論されてきておるし、最近の新聞には大型事業については一般競争入札をするというような話も時々新聞に出ておるような状態ですけども、まああの大型事業から物品納入までまあ地域振興策も兼ねて地元の業者を優先するということが大変、まあそういう部分では理にかなったことではあると思うが、その姿勢については従来どおりということですか、少しは何か変わった発想があるかその点伺いたいと思います。

町 長

公の物品購入なりまた事業を進める上でのこの入札制度っていうものは、公平性それから透明でなければならない、それからできるだけ安価なこの価格の中でいいものを収めてもらったり作ってもらったりと、これはもう大原則であります。そこでまああのいろいろと考え方があるわけでありまして、一方ではそのことを全くのこの一般競争入札の中で、特に価格の問題等を重視しながら付していく場合、それからその一方で地元の企業をやっぱり育成していくという部分もあるわけでございますけれども、今の一つの大きな時代の流れの考え方としては自由な競争の中でできるだけ安く良い成果品を納めてもらうと、こういうことが大原則でありますので今後 4 月以降この飯島町でも一般競争入札制度を導入していくべき今検討に入りました。そのことを今委員会等の中で十分議論をして一部取り入れていくという方向で今検討しておるところであります。

4 番

坂本議員

ではちょっと教育関係で子ども広場のことをお尋ねしたいのですが、まああの七久保地区では非常にサポーターの人達が協力的な方が多く、もうじき 1 年経とうとして子ども達は盛況な形で学年を超えて遊んでいる現実がありますけれども、それでもやはり週一のサポーターの人が月 4 回なんですけどやっているわけで、その現状を見ているとこれが長期的に継続していくっていうのはすごい努力がいるっていうか、まああの住民の方達の参加があってできることだと思うんですが、現在、飯島町の小学校の体育館で学童クラブがあるわけですが、学童クラブは親御さんたちがお金を出されて、それでちゃんとサポートされる方を雇い、その中でやっているわけで、子ども広場というのはそうではなくまあほとんどボランティアに近い形でやっていて、それを 3 地区に広げていきたいという思いはよくわかるんですけども、まあ今の七久保の段階では林業センターという場所があってそこでやっているんですが、やはり子ども達にとっては体育館で遊ぶとか運動場で遊ぶとかそういう広いところを使って、学年を超えて交わるっていうことがすごく教育上にはいいことだと思うんですけども、それをあの具体的についでいうかどういふふうに考えて今後 3 地区に広げていこうと思われているのか、それともその教育現場というその中で学校が終わった放課後の延長線で、学校では子ども達が遊べないのか、そこらへんの兼ね合いをどういふふうに考えていられるのかちょっと聞きたいと思いますのでお願いいたします。

教育長

お答えします。子ども広場の放課後子どもプランであります、学童クラブと放課後子ども教室はもともと質が違うものでありまして、国の方では一体的に取り組むということを行っているわけですが、学童クラブはご承知のように 4 年生までの子どもを対象にした事業でありまして、放課後子ども教室、具体的には七久保子ども広場は 6 年生までというふうに対象になっているのはご承知のとおりであります。申すまでもなく学校教育は一定水準を保っているわけですが、地域においてはですね地域の教育力の格差があってはならないというふうにも思っておるわけでありまして、そこでその地域の教育力を高めなが

ら子どもをサポートしていくということは、やはり地域の教育力を回復するものであり、地域のみならず子どもを守るという、そういうことで地域の教育力を高めるものであるというふうに考えております。ご質問の学校の諸施設を使えるかどうかという点につきましては、学校とも連絡をとりながらどういふところが可能であるのか、まあ地域の声としてはですね、一つの学校生活と区切りをつけたうえで活動の場を提供したいというような声もありますので、このところについては細部詰めていかななくてはならないというふうにも思っております。七久保地区は先進的に取り組んでいただいているわけでありまして、飯島、田切、本郷地区についてはですね、窓口としてはそれぞれ受け皿といいますか担当窓口は違うところもあるようでありましてけれども、地域の皆さんがそれぞれ子どもを受けてくださるということで現在進んでいるところでありまして、大きな課題はやはりサポーターをどう確保していくか、どういふような具体的に支援をしていくかというのが今後の大きな課題ではあります。実際に動き出している地区では子どものサポートをするのがある程度確保できればすぐにも着手できるというふうに話をうかがっているところでありまして、以上であります。

議 長

8 番

竹沢議員

他にございますか。

子育て支援に関しまして充実した予算を計上していただいておりますので、そのことについて評価申し上げるところであります、昨日も補正予算で若干触れましたが、例えばですね、昨年からのスタートした商工会と連携しての子育て応援券交付事業、これ以前も申し上げてありますけれども、この事業そのものはいいんですけども、商工会ともしっかり協力をしてよりキッズのための商品の対象商店の確保ということについて以前申し上げたこともあると思いますけれども、町内の商店の皆さんに協力して多くの商品が町内で買えるようにしないとこの制度を有効に活用できないじゃないかということも思うわけでありまして、その点が 1 点と。

昨日も補正予算で質問しましたが、本日の日報にも当町の子育て支援センターの平均 17 人ほどの利用があるということで、高い評価をするわけですけども、昨日の答弁にもありましたけれども、親子の生活力のうんぬんということで答弁がありました。町民の側に立っていろいろ考えてみますとそういう考え方ってね冷たいように感じるんですよ。あのもっと町民の皆さんが有効に利用できるためにはどうするか、で行政はそのための必要なお金ですとか人事的なものを配置するのは当然ですけども、もうちょっとその温かい姿勢が必要じゃないかということで、そういうことについての見解を求めます。

町 長

子育て商品券もできるだけまあ子どもを育てる段階での必要な経費負担を少なく、それから一方ではまあ商業の皆さん方が自分のお店で売り上げを伸ばしていただくことにつながれるようにと、こういうまあこの考え方の下に商工会と連携してまあ作った制度であります。最初のメニューからかなり幅を広げて飲食まで含めてというようなことも今やっております。であのできるだけ豊富な商品というメニューをそろえていただいていることは常々お願いしておるわけでありまして、なかなかそのさっき言った滞留率とも関連してですね、置いてもなかなかその棚卸しの形になってしまうというようなこともあるようであります。苦慮しております。うんと回転がよろしい方がいいんですけども、その辺にまあ飯島の商業の難しい点があるというふうにも思っておりますが、まあいずれにして

もまたあの事務的な部分も含めて近々また商工会との懇談会も予定しております。29日
でございましたか。ざっくばらんなそうしたもうお話しの中でいろいろと町の商業のこ
とについてもお互いに考えてまいりたいというふうに思っております。

教育長

子育て支援センターの利用のことについてのご質問ですが、他市町村にあります
子育て広場的なものと当町の支援センターの目的とは似ているようではありますが若干違
うというふうに私は受け止めておりますし、生活のリズムを区切りをつけるということが決
して冷たいというふうな受け止めはしておりません。むしろ生活リズムをきちんと親子
共々つけていただく、午前の利用をしていただいて、一端仕切りをといえますか、家に戻
って食事をし、時には母子で昼寝をするというそういう区切りをつけるということは大事
なことというふうに私は認識しておりますし、むしろそういうことを促すことが利用を促
進、むしろ利用後の促進といえますか進んでいくことではないかというふうに私は考えて
おります。以上です。

議 長
7番

他に質疑ございますか。

宮下寿議員

先程宮下覚一議員の方からまああの商業の部分についてまあ質問をしていただいたわけ
であります。そのところでもう少しお聞きしたいのはですね、先ずもって私も商人であり
ます。そういった部分で思い起こしますと、先ずこの広小路の拡幅、これは私が飯島町に
来てから初めて知ってその時の思いも未だに持っております。そしてまあ拡幅が行われた
わけです。しかしはるか前にあったそういった計画がいろいろな形の中であれだけまあ若
干といえますか、若干というよりも随分遅れてまあ拡幅がされたわけであります。そう
いったことを考えますと、簡単に言うと力のあるあるいは余力のある頃にそういったもの
が、例えば拡幅一つとってもやっているのとやっていないのではずいぶん違ってくるはずな
ですね。ですと今度まあバイパスがまあきちっと開いた場合に、まあ23年でいえば堂前
線が開くまでという部分で、先ほどもおっしゃっていたように、プロジェクトチームと
いいますかそういったものも立ち上げていただいて検討しておられるということですね
でも、そのやはりどなたでも分かっていることだと思うんですが、道が1本開くというこ
とはこれは大変なことであると思います。どの近隣市町村あるいは全国を見ても良い道が
開いたことによってその街中を通っている国道なり、県道なりそういうところに住んで
いる商業者、あるいはまあ商業者に限らずですね、お店という形を持っているところが確
実に死んでいくわけです。これはどこを見てもそういうわけですね。ということになれば今
上には農道があり、今度確実に道路財源のいろいろな問題もありますけれども、バイパス
が開通した暁には町中のこの国道を通る交通量というものは減るわけです。当然のように
そしてもう通過地点という形になるのはだれが考えても分かることだと思います。そう
いった時にやはりこれをなんとかしなくてはいけない、これは私たちも商売をやっている者
も同様の考えで一緒になってやっていかなければいけないことでは、もうそれは重々分
っているわけですねけれども、まあ先ほど商業の側面的支援といえば融資の増額をしてい
くような形をとっていただく、これも大変重要なことだと思います。しかしやはりそれだけ
ではなくてやはりまちづくりというビジョンですね。飯島区というか、町中だけではなくて
全体もそうですけれども、もっとこう行政と我々商工会にしても住民にしてももっと入
り込んで話し合いをもっと密にして、本当の意味で先ず町長がこのまちづくりのどういったビ

ジョンを持っているのか、じゃあそれに対して我々はこうしたいんだとかっていうも
っと密な話し合いっていうものを今後本当にやっていかないと、23年に堂前線のところまで行
って堂前線も開いたっていうのをもうそんなに遠い話では本当はないわけであって、も
っとこれから今年度20年度においてはもっと密な形でいろんな形を持ってやっていただき
たいと思うんですけれども、そういった部分で町長のお考えは如何でしょうか。

町 長

まああの飯島の場合特にこのバイパス通過整備という問題、それから関連するアクセス
という問題でこの既存商店街との方向をどういう方向付けにしていくかっていうことは非
常に難しい問題、おっしゃるように必ず一つの大きな道ができると空洞化していくとい
うことがまあ避けられないわけではありますが、その辺のところをどういうふう
にまあ地域の商業、特にやっている皆さん方との力を出してどういう方向に行くか
っていうことはやっぱり行政と関係する皆さん方との十分な話し合いをして、少
しでもその他に見られるような空洞化的なものを防いでいかなきゃならんとい
うことはもう承知であります。今それじゃ具体的にまああしますこうしませ
うっていうわけにはちょっとまいりませんが、今度の地域計画を立てる土地利
用計画の上にもそのことが一番ポイントになるんではないかと思
いますので、まあ宮下議員もその商業の当事者のお一人でもございます。是非
まあいろんな知恵を出し合ってですね行政もいろんなまあぶつちやけた話を
しながらですね、この飯島町の活性化というものに結び付けていきたいとい
うふうに思っておりますので是非ご協力をいただきたいと思
います。

議 長
10番
内山議員

他にありますか。

先程来、医師不足の問題、それから昭和伊南の運営の中で大変な危機にきていることは
申すまでもございませぬが、その形の中で今まで伊南行政の行政単位での負担でもってそ
の病院の運営をしてきたという格好の中で、今まであの他の形の中で生協であるとか、ま
あそういったような形で個人的な資金をお願いしてっていうような形での医療もされてお
るところがあるわけですが、この昭和伊南の中ではそのような個人的な資金を集めるよう
なわけにはいかんものかどうかということと、それからそれはそのことに対しては住民の
意識を高めていただくというようなことをこの改革の中で考えられておるんですけれど
、そういったことをすることにおいて住民ももっとその昭和伊南病院の運営、それから自分
達の病院なんだっていうようなこういう意識を高めることにも繋がるんじゃないかと思
いますが、そういった考え方はお持ちかどうかちょっとお聞きをしたいと思います。

町 長

まああの昭和病院に限らず自治体病院は今経営が大変であります。であのまあ中にはあ
の個人の開業医は別にしても厚生連の病院だとかあるいは医療生協の診療所だとか、それ
から県立病院というものも木曾や下伊那にはあるわけでございます。それぞれの運営母体
が資金運営費を出しながらの運営ということになるわけでございます、確かにそれじゃ
木曾郡とこの上伊那郡を比べてみて3つ上伊那は自治体病院があるわけでありませ
ぬが、共同運営、まあ辰野の場合は単独運営になりますが、それぞれ必要な方が一赤字計上
の場合は自らの責任で補てんをして運営していかなくちゃならんと、同じ地域の病院であ
ろうが木曾なんかは県立病院でありますから県費投入という形になって不公平ではないか
って、同じこの地域の医療を確保していくというそういう議論がよくまあ広域連合あたり
にはなされまして、県の方にも今度の伊那中央の産科の病棟の増築なんかにつきま
しても、県の

言うこの同じ地域医療の問題なので県費補助をということでやっておりますが、ちょっとまだ解決出来ておりませんけれども、そういうことがあることは事実でご承知のように昭和病院も4市町村共同運営の自治体病院であります。自らの責任は自らでやっていくと、当然その経営状況というものはオープンにして住民の皆さん方にご協力をいただく部分は理解してもらって、協力をさせていただきなきやならんと、でまあ現実問題として今、診療科目も減ってきたために平成19年度見込みではまた赤字の計上の見込みであることはご承知のとおりでありますけれども、まあこれを埋めるためにはかつての高金利である病院建設の資金なんかを繰り上げ償還をするペナルティー無しの、まあこれはあの町の行政も財政もそうでございますが、そういう道が開かれましたのでかなりの部分が繰り上げ償還してあるということでもあります。ただ現実としてそうした赤字もございます。内山議員もその資金部分について町民の協力をというような、これをはアレでしょうかねあの寄付を募るといいような意味の考え方でしょうか。

10番
内山議員
町 長

寄付というかまあ株というか。

まあちょっとその辺については一つの検討課題として受け止めさせていただきたいと思いますが、やっぱりあの自治体病院の経営というのは設備投資あるいはいろんな機材器具の購入の場合にも起債を起こして、先程申し上げた高利な金利の部分を繰り上げ償還して低利に繰り替えていくというそういう制度に乗っかってやっておりますので、まあ新しい駒ヶ根の組合長さんもいろんな考え方も打ち出されておりますけれども、今、時にそうした繰り上げ償還の部分で対応をしてギリギリで頑張っていくという考え方で今始まっておりますので、お話の件についてはまた受け止めさせていただいてまた部内の中で検討させていただきたいと思います。

議 長

他に質疑ありますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。以上で総括質疑を終わります。

只今提案された総括質疑しました第15号議案から第22議案までの平成20年度予算8議案につきましては予算審査特別委員会へ審査を付託して行います。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで3月9日をもって任期満了により退任される、河野教育委員長からご挨拶があります。

教育委員長

少し時間をいただいております。昨日は塩沢良和さんを新しい教育委員としてお認めいただき大変ありがとうございました。私の個人のことですけれども、もうだいぶ前になります、30年ぐらい前の話ですけれども、私が消防団の幹部になったときに団長さんからこういうことを教えられました。消防の幹部になりたいと思ってもなれるものではない。人からおまえやってみろっつって押されたからできるんであって、そのことを大事にしろと大切に考えていけと、そういうことを教わりました。その他消防団を離れても非常に役に立つ、災害の時のどういう処置の仕方だとか、そういったことも大変勉強になりました。でただまああの私も消防団の幹部っていうのはどうもあまり適任でなかったと思っています。私はご覧のように背が低いんで部隊訓練をやったときにも後ろの方で、声は聞こえるんだけれども何処にいるか分からんっつって言う連中がおります。

議 長

教育委員をお引き受けするときも、その団長さんから教わった、押されたからなれるんだという、そのことを大切にしろということは何時もお考えしておりましたので、そういう気持ちでお引き受けしました。で、私が教育委員にならなかつたら出会うことのない大勢の方々とお会いがありました。今日おいでになる皆さんもその私が出会った大勢の人たちです。大変その方たちからいろんなあの知恵をいただきました。いろいろと教えていただき、それがみんな私の財産になっております。ただその財産を私がどれだけ教育委員として活躍できたのか、退任するにあたって大変忸怩たる思いをしております。私も今年の10月になると、今大変議論されております後期高齢者に入ります。また新しい生き方を考えていかねばとそんなふうにも思っております。どうも大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

河野教育委員長には平成8年3月から当町教育委員に就任され、特に平成9年3月から今日まで教育委員長としての重責を果たされ多大なご貢献をいただきました。12年の長きにわたり当町の教育行政の進展・充実に多大なご貢献をいただきました。今日の飯島町教育行政の姿あるは河野教育委員長のご尽力によること誠にご大なるものと、議会を代表し心からの敬意を表し感謝申し上げます。ご苦労様でした。ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

散会時刻 午前11時56分

平成20年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成20年3月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者	宮下 覚一	議員
	坂本 紀子	議員
	野村 利夫	議員
	森岡 一雄	議員
	平沢 晃	議員
	三浦 寿美子	議員

○出席議員（12名）

1番 森岡 一雄	2番 曾我 弘
3番 宮下 覚一	4番 坂本 紀子
5番 三浦 寿美子	6番 野村 利夫
7番 宮下 寿	8番 竹沢 秀幸
9番 平沢 晃	10番 内山 淳司
11番 松下 寿雄	12番 織田 信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林広美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	折山 誠
議会事務局書記	吉川 恵子

本会議再開

開 議 議 長	平成20年3月12日 午前9時10分 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりです。 ここで出欠について通告のあった議員等の報告をします。曾我弘議員が体調により早退の旨届出がありました。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 3番 宮下覚一 議員
3番 宮下議員	それでは一般質問トップということで通告によりまして質問いたしますけれども、実は昨日までの予算審査の中で答えが出ている項目もありますけれども、改めて町長から答弁をお願いいたします。 最初に町の当面する姿について順次お聞きしたいと思います。まず本定例会で実質高坂町政の2期目のスタートとなる新年度予算に対する町長の施政方針が示されました。その一部を引用させていただきますが、自立を選択し町の発展のため協働のまちづくりを目指して多くの種をまいた1期目の町政は、まさしく町民主導の姿の芽を出すことができたと言われております。高坂町長が今多くの町民から課せられた課題は自立し持続可能なまちづくりであるといえます。その実現のために掲げられている2大目標、一つは協働のまちづくり、そしてもう一つは人口増活性化対策であろうと思います。この協働のまちづくりにつきましては、これから先、町民の皆さんの自主的な行動、また活動を期待しつつ、せっかく芽が出た姿を大切に育てていかなければなりません。そこでこの中の一つ、協働のまちづくり推進事業として今年度250万、4月からの新年度にも同額の250万が計上されました。この予算における推進事業の活動状況と予算の執行状況、合わせて今年度の実態を勘案する中で、新年度に期待をする物は何であるか先ずお聞きいたします。
町 長	それでは今議会一般質問の最初の質問者であります宮下覚一議員の質問にお答えをさせていただきます。 先ず最初に町の当面する姿、あり方等について最初のご質問でございます。この協働のまちづくり推進事業の活動状況、また次年度に期待するものとはということについてでございますが、お話ございましたように、平成18年度から平成22年度までの飯島町中期総合計画におきましては、行政と地域等の連携によります協働のまちづくりを重点といたしまして、これからのまちづくりに取り組んでいるところでございますし、私も二期目のスタートにあたって今お話ございましたように、最重点課題、取り組む課題として進めてまいりたいというふうに受け止めておるところでございます。 その中での施策といたしまして「協働のまちづくり推進事業補助金制度」というものを創設して今運用しておるわけでございますが、この制度を活用してそれぞれの実績等の状況であります。この制度のできました平成18年初年度の4地区におけます地域

づくり委員会の設立の準備等に対します支援、更には各種の団体等におきましては区、耕地、及び一般団体に対しまして安心安全な地域づくり、あるいは地域の資源並びに伝統文化等を活用しての「地域活性化事業」というものへの支援をいたしてまいりました。全体では平成18年度7件、243,000円の補助金を交付をしたところでございます。若干まだPR不足、あるいは浸透不足というような面もございまして、思ったような補助金交付という実績は得られませんでしたけれども、続いて本年度19年度でございますが、4地区におけます地域づくり委員会の立ち上げ、いわゆる設立並びにそれらに対する会議の開催への支援ということと共に、団体等におきましては区、耕地及び一般団体に対しまして、例えば青少年の健全育成の活動であるとか、それから地域の住環境の整備事業などに支援を決定しておりまして、事業現在推進中のものも含めて現在8件、660,000円ほどの交付決定をしておるところでございます。徐々にではあります補助制度が浸透されてきておるようにも思っております。前年に比較しまして若干まあ増加傾向になってきておるという傾向でございます。また花機構からの助成、あるいは農地・水・環境保全向上対策事業、児童遊園地の設置の補助事業、原材料の現物支給などの他の支援や補助制度というものを活用していただきまして、協働のまちづくり事業の取り組みにもいただいております。

なお平成20年度におきましては、この協働のまちづくり推進事業の補助金制度につきまして、あらゆる機会を通して地域の皆さんにお伝えをしてPRをしていくとともに、区長さんや耕地総代さんの皆さんにも改めてお知らせをしながら、制度内容の啓蒙に努めてまいりますけれども、どうか気軽に協働事業等の取り組みに対しまして町への相談もしていただきたいというふうに思っております。協働まちづくり推進事業補助金につきましては事業費の2分の1以内、限度額200,000というふうになっておりますが、この補助制度を含めましておおいに活用をいただきまして、地域の皆さんとともに協働のまちづくりの推進とともに職員もできるだけの耕地担当制、区担当制への対応も含めて地域の活性化に取り組んでいただくことを切に期待をしておるところでございます。

今答弁いただきました数字からしますと、まあかなり低い数字であるわけでございます。せっかく2,500,000盛ってある中でですね、この執行状況ではやはりこの予算の目的とする意図が生かされていないというふうに言わざるを得ません。また住民の皆さんに十分理解されていないことであろうと思わざるを得ないわけでございます。この推進事業の支援基準でございますが、最初の1回のみあるいは立ち上がりだけであって、継続支援はダメということに間違いはないですか。

今、制度的な内容につきましてはそのおっしゃる内容のとおりでございます。まあその事業を考えますと単発で終わるということに等しいんじゃないかというふうに思うわけでございます。長年にわたってとは言いませんけれども、立ち上がりからある程度軌道に乗るまで少なくとも2・3年くらいは支援をしてもいいのではないかと思いますけれども町長の考えはどうでしょうか。

まあこの補助金制度はいわゆる立ち上がり支援、初期での立ち上がり支援を、一応年度的には事業制度とその捉えては3年間という目標で今やっておるわけでございます。1つの事業に対する内容としては今申し上げたとおりでございますが、この制度全体的には3年を目途に立ち上がって、そこからまあ本来の目的でありますこの自立をしてみんなで考えて、自らの実践をしていってほしいと、こういう期待の中からそういう制度

を設けてございますので、平成20年度全くいよいよこの3年目に入るわけでございますので、また状況を見ながら更なる判断が必要であればまたしてまいりたいというふうに考えております。

宮下議員

次、最初の質問に関連しますけれども、地域づくり委員会の運営あり方について考えをお聞きいたします。このことは今答弁ございましたように、町内4地区で昨年それぞれ区長さんを中心として地域づくり委員会の立ち上がりを始めとし、多くの組織の芽が出たところでありまして、それぞれ各地区の役員の皆さんに敬意を表したいと思っております。しかしながらこのこうした活動内容が一般町民の皆さんにはまだまだ理解されていない、またこの4月からは役員が代わるという現状があるわけでございます、そんな中で何か活動を始めようにも活動資金がなくては動きようがないという状況だと聞いております。住民の皆さんから寄付や資金集めもできないということで、運営自体四苦八苦しているのが現状であります。従ってこのまちづくり委員会へもですね運転資金というか立ち上がり活動資金支援金を出せないかと思っておりますけれども町長いかがでしょうか。

町長

この地域づくり委員会への立ち上がり支援ということにつきましては、当然あのこの制度補助金制度の交付対象になりうる団体であるわけでございますが、ただこの立ち上がり支援ということでございますので、昨年6月までに各4地区立ち上げていただきましたけれども、主にはこの会議費等が中心という形になっております。若干その辺の経過を申し上げてまいりますが、この中期総合計画におきます協働のまちづくりを推進するに当たって、中心的な組織としてこの地域づくり委員会を設立をいただいてその方向づけをいただいたということでございます。それぞれの経過の中で慎重にまあ1年かけて各地区に取り組んでいただいた結果として立ち上がりを見たということでございます。で、今申し上げましたこの地域づくり委員会につきましては、この補助制度の対象の自治組織及びまちづくり団体というものに該当いたしますので、平成18年度の組織設立の検討協議から補助金を交付してまいりました。本年度も交付決定をしておるところでございます。この補助の内容は運営費に消耗品などの需要費、あるいは郵送料、講師謝礼、旅費といったようなものにつきまして10割、100%の補助で、これに合わせて1回の会議につきましては3,000円というものを基準にして支援をしておるところでございます。これも交付期間につきましては設立検討から始まって軌道に乗っていくということの期待を込めた3年間というふうにしてございますので、当然次年度平成20年もこのことを続けてまいるとこのように思っております。このような形態で補助金を交付しておりますので、今後またいつも申し上げておりますようにこれはなかなか一朝一夕でこの地域づくり委員会が軌道に乗るといふわけにはまいらない部分も多くあると思います。試行錯誤を重ねながらそれぞれの地域の住民の皆さん方が自らの知恵と発想で取り組んでいただくという息の長い課題でございますので、ひとつの区切りは区切りとしてまた見直すべきところは再検討しながらできるだけの支援を今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

宮下議員

この地域づくり委員会がやはり一番軌道に乗ってもらわないと協働のまちづくりはできないわけでありまして、従ってその今答弁いただいたその会議費で3,000円ということでございますけれども、これではねやはりそのコピー代で終わっちゃうんですね。従ってそのまああわよくば支援事業の予算がかなり余っているわけでございますので、こちらへ充当をできないかということをお願いするわけでございますがどうでしょうか。

町長

まあ一応これはあの交付要綱で定めております基準でございますので、この予算執行の中で流・充用をするというようなことはいかなものかなというふうに思っております。で、その要綱の制度的な根本の部分をもういっぺんまあ再検討する必要があるということでございますので、新年度において必要な検討をしてまいりたいというふうに思っております。

宮下議員

それでは次に3点目でございますけれども、リニア中央新幹線計画についての考えをお聞きしたいと思います。まあご承知のとおりJR東海では2025年に東京・名古屋間の営業運転を目指して、リニアの建設費については約5兆1,000億円の試算を示したうえで、全額を自己負担するという方針から現時点では南アルプスを貫通するトンネルを建設してほぼ直線で結ぶ、つまりCルートを想定していると発表されたところであります。まあこれは甲府から諏訪・伊那・飯田市を通るBルートとは異なるわけでありまして、飯島町にとりましても経済的効果を考えれば当然Bルートしか考えられないわけでございます。このルートでの早期開通を望むところでありますけれどもこれについての町長の所見をお聞きしたいと思います。近況と併せてお答えください。

町長

それではこの中央リニアモーターカー新幹線、これに対する町長の思いはということで現況も含めてのご質問でございますので、まあ思いということでございますので私個人の思いも含めて若干申し上げておきたいと思っております。

お話にございましたようにこのリニア中央新幹線につきましては昭和48年に国の基本計画が決定をされまして、ルートといたしましては東京都近辺を起点として山梨、長野、岐阜、愛知等を経由をして、最終的には終点を大阪近辺ということで、この全線を約1時間で結ぶという夢の超特急構想であるわけでございますが、当然まあ主要な経過地としましては甲府市付近、名古屋市付近、奈良市付近と定められております。現在はルート上と想定されておりますこの山梨リニア実験線があるわけでございますけれども、これを中心に実用化を目指した走行試験あるいは技術開発が進められておるという状況でございます。基本計画やこの関連する図面等から見ますと、長野県内ではこの伊那谷を通るルートになることが当然まあ予想されておりますけれども、まだ確定をしたわけではございませんが、一方で昨年来このJR東海が、お話しございましたように、自前の建設に向けてとりあえず平成2025年までに東京・名古屋間を自費でもってまあ営業運転を開始したいという表明がございました。その事前調査となるこの水平ボウリング調査というものを山梨県のこのリニア実験線の延長線上、早川町というのがございますけれども、ちょうどこの南アルプスの私どもの対岸、向になるわけでありまして、ということで始まったというふうに報道されております。それから昨日の新聞でございましたか3月の19日の日に長野県側の大鹿村大河原地籍でこの水平ボウリングが始まるというふうに報道されております。この夢の中央リニア新幹線の建設がにわかに現実味を帯びてまいりました。この直線的な路線計画で南アルプスをトンネルを通して伊那谷に入ってくるという可能性がいろいろとまあ言われておるわけでございますけれども、まあ私もといたしましてはこの調査結果を重大な関心を持って見守りながら、かつ沿線地域の自治体の一員としても対応もしていかなければならないというふうに考えております。まあこれはあのこのリニアの果たす役割というものはここで申し上げるまでもなく、産業、経済、文化、教育その他いろんなまあ経済効果というものが期待できますし、また一方ではあの環境に及ぼす影響等もいろいろまああるわけでございますけれども、

これらを総合的に解決をして、やはりこの本州の動脈としてのこの中央リニアというのが実現できることを基本的には私も多いに期待したいということでございます。

それでまああのBルートである諏訪回りという問題と、今度まあにわかには現実味を帯びておるような印象を持って受け止められております、南アルプスをトンネルで抜いて直線的に行くことについての考え方がどうかという形になるわけでございますけれども、今この飯島町も含めて長野県あるいはこの沿線9都道府県という大きな組織もございますが、これで構成されておりますこの中央リニアエクスプレスの建設促進期成同盟会というのがございます。でその下部組織として長野県の協議会、それから上伊那では上伊那地区期成同盟会、それぞれ議員の皆さん方にもその立場でご協力をいただいておりますけれども、それぞれの活動を展開をしておるわけでございますけれども、これまでの基本的な考え方はといたしましてはこのBルート、諏訪回り伊那・飯田、それから名古屋方面と、こういう一つの設定ルートで誘致促進を同盟会として取り組んでまいっておる経過がございますので、まあ私自身もそうでございますけれども、やはりこれはあの今までの運動の1つの方向づけでやってまいりましたので、基本的な考え方としてこれを第一義的に考えてですね、今後のJRの東海のまた調査の結果等を踏まえた方向付けがどのようになされてくるかということをよく注意をして他の市町村共々に対応をしていくということが必要であるというふうに現在のところでは考えておる次第でございます。

宮下議員 このトンネルルートはですね、かつて金丸代議士がいみじくも言っていたことが実現しそうな勢いでございます。このルートから外れる形のある諏訪や上伊那地域ではですね、Cルートつまりトンネルルートでは沿線要望と異なると言っているものの、今同盟会で動きはあるとは答弁がございましたけれども、一向にこの反対運動というものが見えてこないわけでございます。JR東海の試算によればですねBルートにすると約1兆円の工事費が上乗せになるということでありまして、また運行時間のロスを考えれば当然トンネル案になってしまうのではないかという心配がされます。従ってこの早急にこれに対処する運動を起さなければならぬのではないかと私は思うわけでございます。そういったことを鑑みた時にですね最近になってやっとその伊那市長の談話あるいは飯田市長の談話が聞こえてきておるわけでございますけれども、伊那谷としての動きが見えないということで、まあ伊那谷の重鎮的な立場である高坂町長がですね先頭に立って行政としての動きはどうかというふうに思うわけでございますけれども、もう少しその前向きにこの運動をやってほしいと思っておりますけれどもどうでしょうか。

町 長 まああのこの問題につきましては昨年末にこのJRの考え方が、調査に入ることが報道されていまして、今3月各議会あたりでも、県会もそうでございますけれども、いろいろとこれについての質問が出されておるようでございます。会長である伊那市長もそうしたことに對して答えられておりますが、やはりあの基本線はこの同盟会で確認をしておるよう、県もそうでございますが、諏訪回りのBルートという形になります。まあ飯田の市長の見解等はまだ決定していないのでまた方向が出された時点でまた期成同盟会としてどういうふうに調整するかということは今後の問題だというような答弁をされておりますけれども、いずれにいたしましてもこの調査がこの夏くらいまでには終わって、一つの方向が出されるということ踏まえてですね、今後また広域連合や期成同盟会の中で当然これは一つのどう対応していくかということが重要な問題として提起

されてまいりますので、私もその一員としてひとつ、まあいろんな微妙な問題がちょっとあろうかと思えます。地理的にも南と北では同じ同盟会のメンバーの中でも、というようなこともございますので、ひとつJRの方向等とも勘案しながら一緒になってまた対応を検討していくという段階でございます。

宮下議員 4点目でございます。町の消防団員の皆さんには各自の職業に就きながら日夜火災予防、防災活動等に本当にご苦労さまでございます。この4月からまた新しい組織で新年度が始まろうとしているところでございまして、団員の一層のご活躍を願うところでございます。まあかつてわれわれも若かりしころは当たり前のこととしてこの地域の消防団活動をやってきたものでありますけれども、しかしながら近年の社会状況はこの消防団員の確保が非常に難しくなった、苦慮すべき点が多いと聞いております。新年度に向かう町の状況はどうかお聞きいたします。

町 長 次の町の消防団員の確保の現状、またその対策についてでございます。町の消防団員の定数300人体制で現在いってございまして、4年ほど前からやはり一部にはこの欠員状態が続いて現代にきておるということでございます。本年度現在で300名の定員のうち5名欠員という形が生じておりまして、295名の団員でまあ活動をしておるわけでございます。大変まあお話にございましたように、この団員の確保については飯島に限らずどこの市町村もなかなか大変というふうの現状があるわけでございます。特にまあこのことにつきましては、その一因として団員の非雇用者化という問題がございまして、いわゆるサラリーマン団員の増加に伴いまして、雇用の環境の問題等もございまして、なかなかそれを雇う事業所等の理解との問題で苦慮しておるという1つの現実の問題があるわけございまして、ただこのことがあの消防活動いわゆる地域を支えることに直結をしておりますので、是非ひとつその事業主のご理解あるいはまた地域でのご理解をいただいて、確保していくということは当然のことでございますし、その精いっぱい努力をしておるところでございます。これに関連して当町では今年4月1日から国が進めておりますこの消防団員の協力事業所表示制度というものを施行すべく準備をいたしました。本年度は消防団活動への便宜や従業員の入団促進などの事業所としての消防団への協力が社会貢献として広く認められてきたと、こういうことございまして、県なんかではそうした場合には協力事業所としてこの事業税の減税措置であるとか、建設工事の入札参加資格の優遇というようなものも具体的に入れ込んで、団員確保に支援をいただいておりますということでございます。

で、町もまあこの欠員に対する、欠員ができるだけないような形で確保ということで、その一つとして消防団ともいろいろ協議をしております。この団員の確保を図るための規則を一部改正をして4月から進めてまいります。例えば一部幹部の皆さんの年齢、定年年齢、この引き上げ等を行う規則の改正をして、できるだけ確保を図ってまいりたいということでございます。同時にまたこの地域へも区長さんや総代さんお願いをして、あるいはまた消防団自らが作成したビデオ等もCEKでもってテレビ放映をしてその啓発に努めておるところでございます。で、一応4月からはこうしたことも含めて一応300名の確保ができました。新年度からは、まあこうしたあの団員の確保が難しいというようなこともございまして、数年前から女性団員を消防団員をひとつ入れてというようなことも各市町村で取り組んでおるのも事実でございます。飯島町でも消防団ともご相談をしながら、そうした道を模索してきたところでございますけれども、一応

その辺もこの4月の迎えるにあたっての対応をしまいいりまして、4月から飯島町始まって以来2名の女性の消防団員を確保する見通しとなりましたので、是非また違った意味からこの女性としての消防団員の職務の部分等も含めて、活躍をいただきたいということを期待をしております。今後とも団員確保につきましては地域を挙げてひとつご協力をいただくようにご理解いただきたいと思います。

宮下議員 団員確保につきましては行政として前向きな答弁をいただきましたので、次に移ります。

5点目でございますが、住民基本台帳カード、通称、住基カードでございますけれども、この取り扱われるようになってから約5年になろうとしておると思いますが、町の現在の利用状況、また発行状況はどうでしょうか。上伊那管内では悲しいかな飯島と中川を除いて6市町村でこの4月から住基カードの発行手数料を無料にするということがありました。高坂町政では今までいろいろとその前向きに先頭を立てて事業されてきたというふうに評価しておりましたけれども、これについては非常に残念でございます。町の現在の利用状況、数字まあ低いものと思います。これはやはり町に自動交付機がないということが一番の問題ではないかというふうに思われます。飯島、中川の南部をエリアとして一日も早い設置を望むところでございます。利用状況と併せて町長の考えをお聞きいたします。

町長 次に住民基本台帳カードの導入の現状とそれから町へのこの自動交付機設置についての考え方でございます。この住民基本台帳カードの現状につきましては、平成15年度から制度化をされております。現在5年目ということになりました。ちょっと数字を申し上げますが、当町の発行状況平成15年度は29枚、16年度が342枚、17年度は375枚、18年度386枚、そして19年度2月末の数字でございますが344枚、合計で1,476枚という数字でもってカードが発行されております。人口に対する普及率14.7%ということございまして、現郡下の中では上から4番目のまあ位置という形になります。ちょうど真ん中ごろになります。

で、この利活用に関しましては当町の使用人員91人でございまして、カード発行に対して6.2%ということになっておりまして、これは今お話にございましたようにちょっと郡下でも一番低い位置にあるという形でございます。この利活用を上げていく努力が必要であるというふうに受け止めております。ただまあ使用件数は370点件1人当たり4.07回ということになっておりまして、これは郡下の中でちょうど真ん中4番目という数字に出ています。現況はそういうことでございますけれども、今後もまあこの住基カード普及についてのもう少し徹底した啓発をしていく必要があるというふうに認識をいたしております。

そこでこの1つのこの支援となる自動交付機につきましてでございますが、現在上伊那広域連合の中で郡内で7台設置をしておるわけございまして、伊南地域におきましても駒ヶ根市、宮田村に1台ずつ設置をされております。この現在の自動交付機を利用した証明書等の自動交付サービスの内容といたしましては、住民票や戸籍、印鑑登録証明書をはじめとして各種の納税証明書などの7種類の広域対応ができるということになっておりまして、ただ町内に自動交付機がないためにこのサービスを受けるためには隣接の駒ヶ根市までいかなきゃならないということになります。住基カードの普及率が比較的高いにもかかわらず、町民がそれに利用した自動交付機のサービスの恩恵に浴せな

い状況ということになっておりますので、なんとか是非ひとつ早期にその整備を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。で、現実問題として今これを取り仕切るのがこの総務省の管轄でございます。外郭団体である地方自治情報センターというのが東京にございますけれども、宝くじ等の販売還元金を原資とした形でもって補助を受ける仕組みがあるわけでございますけれども、これを利用して当町でも早期にこの導入を検討したいというふうに考えておるしまして、今いろんな手続きを進めておるところでございます。これに合わせてこの無料化という問題もセットで考えていくという位置付けでございます。3月から4月にかけての申し込み期限で20年度の分が採択をされるという形になります。なかなか全国的に競争率激しいために予断を許しませんけれども、数日前もこの情報センターから職員が見えまして、具体的なお願いをしておりますけれども、ただあのそうした考え方を持ちながらも平成20年度のこの当初予算の中にはそのことを含めてございませぬ。少しまあリスクもございまして方向が出た段階でこれは補正対応という形で今後お願いしてまいることが出てくると思っております。是非ひとつご理解をいただいて、その折にはよろしくお願ひしたいと思っております。6月ぐらいまでには一つの方向が出ると、出していかなければならないという確信の中で今現在やっております。それに合わせて無料化という問題も併せて対応をしたいというふうに思っております。

宮下議員 いくらか明るい話でございます。この交付機が入ることによって、この交付機の利用によってですね、役場の延長窓口がまあ節減できればより効果が期待できるわけでありませぬけれども、この自動交付機利用と窓口の関連についてお尋ねします。

町長 今窓口業務のこの時間外取り扱いにつきましては、水曜日と日曜日をまあ設定をして時間延長してそれぞれ対応をしておるところでございます。ただずっとあの数年間やってまいりまして、水曜日の平日のこの夕方というのが非常にまあ利用率が少ないと、まあ費用対効果ばかり論じられませぬけれども、やはりあのほとんどないのに開庁していかなものかというような、経費もかかりますので、この水曜日については新年度は廃止をして自動交付機のセットとして併せてその対応をしていくというような今検討段階に入って指示してございます。日曜日についてはやはりこれは休みの日でいろいろとあのその要望もあるかと思っておりますので引き続いて、自動交付機が入る入らないにかかわらず続けていきたいという考え方でございましてまあやっておりますけれども、今このそういうことで時間外窓口利用も含めて自動交付機の導入も併せて総合的にまあ判断していきたいということでございます。

宮下議員 まあ費用対効果ということが出ましたので、この交付機設置に対する事業費はどのくらい考えておりますか。

総務課長 現在のところ見積りでございませぬけれども、自動交付機の設置をしましてまあ設置場所その他についてとか、あとのセキュリティーの問題もありますので、確定した状況ではございませぬけれども、見積りの計画段階では14,900,000ほどを見込んでおります。なおあの先程町長が申しあげました交付金等をこの財源として50%ほどを見込んでおりまして、その他の設置に対しましては特別交付税の措置もあるというふうに内容を確認いたしておりますので、そういった財源を使いましてこの事業を遂行してまいりたいと考えております。

宮下議員 次6点目でございますが、町の指定管理者制度につきまして平成18年度に運用され

てから2年が経過しました。振興公社を中心として指定されたそれぞれの皆さんの努力によって一応の成果は得られているというふうに思われます。平成20年度3年を経過するにあたりまして次なるステップと申しますか契約の更新があるわけですが、この更新時、入札時にですね純然たる民間業者の参入はどう考えておられるかお答えください。

町 長

この指定管理者制度、民間活力を導入して民間登用を含めて国の制度として自治法の改正によって門が開かれた内容でございます。町もいろいろと検討をいたしまして公の施設の管理運営等を中心にして指定管理者制度を設けて、いくつかの団体にこの指定管理者として現在軌道に乗りつつあるというふうに捉えておるところでございます。で、具体的にはこの18年度から公園や農産物の直売所いわゆる道の駅でございますけれども、をはじめとして10施設現在やっております、町の振興公社をはじめとして道の駅の花の里いじま利用組合等に管理者としてのお願いをして維持管理を委託して指定して運営してきております。今後におけるまあ公共施設の管理でございますけれども、真にまあ民間活力が更に生かされるようなことも検討をしていきたいという形でございます。町の今の中期総合計画の中ではできるだけまあ民間にゆだねて町の行政のスリム化をと、と同時にこの費用対効果の中での民間の力を引き出すという形の中で、まあ一つには保育園の社協への委託管理指定というような大きな構想も出ておるわけでございますけれども、ちょっと今そこまでなかなかいろんな状況で踏み込むというわけにはまいりませんけれども、いずれにしてもシルバー人材センターも大変まあ力をつけてやっていたいておりますし、その他委託としてまあ宿日直業務を始めて、いろいろあるわけでございますのでその辺をもう一度また3年経ちますので一整理して、契約がまあ3年ないし5年というようないろんなあのももございまして一つの節目になる20年度になろうかと思っておりますので、今後また実態をよく鑑みながら、できればまあNPOあたりも設立をしていただいて、その受け皿というようなことも期待をするわけでございますけれども、ちょっと飯島の場合なかなかそこまで進んでおりませんが、そうしたことも含めて今後の検討を前向きにしたいというふうに思っております。

宮下議員

次に移ります。この度、県においてですね県内の観光施設を計画的かつ戦略的に推進するためという目的のために、平成20年度から5年間に取り込むべく、主な施策や達成目標を盛り込んだ、つまり観光立県長野の再興計画、長野県の観光振興計画が策定されました。まあこのことは県全体の観光について考えられることでありまして、いろいろな分野にわたっての膨大な計画でありますけれども、まあその中に当然ながら市町村、町での役割あるいは主体的な取り組みが提示、盛り込まれているわけでございます。それに対する今後の町の対応はどう考えておられるかお聞きいたします。

町 長

次のご質問のこの県の観光振興計画に対する町との関連性、また対応についてでございます。この県の観光立県長野再興計画、少しあの説明をすればよろしいんですけどもちょっと時間の都合でご承知かと思っておりますので省かせていただきたいと思っておりますけれども、長野県が非常にスキー客あるいはスケートも含めて非常にあのこの最近落ち込んでおる、入り込みが落ち込んでおるといようなことにひとつの発想があるようでございまして、それをどう再興していくかというように、最近まあ非常にこのグリーンツーリズム的な捉え方を長野県としてどう位置付けていくかということが、1つの基本のように感じるわけでございますけれども、まあ県の再興計画と飯島町の対

応について少しレベルの問題が違いすぎて、なかなかその連携といっても難しいわけがありますけれども、いずれにしても今町が進めておりますこのグリーンツーリズム、それから都市間交流ですね、それから里山のトレッキングといったようなものは、この町の自然環境を売り出していく一つの県のこの再興計画とマッチする部分があるというふうに思っておりますので、PR等も含めながらまた上伊那広域連合とのこの連携していく、これを縦軸にした取り組みが非常にあの有益ではないかというふうなふうにも捉えておりますので、また十分、県ともそうした身近な一つの部分で対応できる受け入れというふうなものも含めて、連携をとってやってまいりたいというふうに考えております。

宮下議員

特にこの上伊那地方は二つのアルプスなどの景観を生かした広域的な観光を今答弁ございましたような推進をすべきというふうに謳っておりますし、まあ体験型の観光を主要施策と捉えるべきというふうに謳っておりますので、その辺を含めて今後の検討を期待いたします。

次、2項目目でございますけれども、ちょっと時間がないので、地域産業活性化計画についてお聞きしたいわけでございますけれども、2番目のですね、この県内で企業誘致に積極的な上伊那地域の8市町村で構成されているというこの協議会でございますが、この組織の内容、構成メンバーどのように成り立っているのかお聞きしたいと思います。まあ要するにこういった先駆的な取り組みは多めに評価するわけでございますけれども、まあどちらかというどうしてもその大きい市部、伊那・駒ヶ根市部が中心になってしまうのではないかとこの懸念されるわけでございます。従ってこの構成メンバーが重要であると思っておりますのでその状況をお聞きいたします。

町 長

ちょっと時間の関係でなんでございまして、二つ目のご質問、この地域産業活性化の問題でございます。全員協議会でも若干ご説明してまいりましたけれども、新しいまあ一つの活性化、企業立地に向けての国の施策に基づく取り組みということでございまして、平成18年度の後半から企業立地促進法に係る情報によって、長野県では唯一率先して上伊那広域連合が中心となりましていろんな勉強会や準備設立に向けての検討を重ねて、去年の10月に上伊那産業地域活性化協議会というものを設立して現在に至っております。それぞれ上伊那8市町村はもちろんでありますが、県も入り、それから伊那、駒ヶ根あるいは郡部の商工会議所、商工会等とも連携をとりながら構成組織をしておるわけでございますけれども、これはあのそれぞれの一定規模の企業を導入して、その経済効果を期待する一つの考え方が基本でありますけれども、市だから大きいから小さい自治体だからということのこの色分けの中で不利・有利ということは、この組織そのものでは毛頭考えておらず、上伊那全体としてこの企業先端企業を入れてくるという大きな目標の前提に立っておるわけでございますけれども、現実問題としてやはりこれはあの、じゃあ協議会全体で計画をしてここに入れたら次はこの市町村へと、こういう裾分けのふるい分けをするというふうな組織では毛頭ないわけでございますので、やはりそこは導入努力というものは各市町村の考え方や努力で決まってくるということでございますので、メリットはそれぞれございましてけれどもやはりこれは市町村間競争そのものであると、結果としてその協議会のこの制度が機能をしていくと、こういう位置付けでございますのでよろしくお願い申し上げます。

宮下議員

それでは町から誰が出ておるか、今までどのくらいの会議をもったか、それから今答弁の中でメリットという話がございましたけれども、町にとってのメリットは何かお願

町 長 いします。
あの全体のまあ理事者等の会議では広域連合の正副連合長会の折に、そうした中間報告的なものが出ておりますので、そういう意味では理事者自らが参画しておりますけれども、事務的な部分につきましては担当である産業振興課長がそれぞれ組織として参画をしております。であの、メリットにつきましてはこれは今も申し上げましたけれども、一つの指定を受けてその制度に乗っかって、特に技術支援だとかいうようなことはいろいろと国・県の方から受けられますけれども、特にあの現実的な部分として投資額に対するこの固定資産税の課税免除をした場合の交付税措置、これはあの今までのもう農工法等ではこれが廃止になってまいりますけれども、この制度を受けてまいりますとその恩典に受けられるということでございますので、仮に導入が成功をして企業立地がされれば飯島町なら飯島町のメリットにはなるということでございます。他の町村の場合にはまあ雇用というものが市町村間交流の中で若干は出て来ようかと思っておりますけれども、直接飯島町のメリットというものにはならない。一にも二にもこの制度をPRしながら、それぞれの市町村が導入努力をしていかなきゃならないとこういう状況でございます。

宮下議員 会議はどのくらいあるわけですか。

議 長 答弁漏れです。会議の。

産業振興課長 これは上伊那地域産業活性化協議会というのが19年の10月2日の日に設置されました。構成員は先ほど申し上げたとおりいろんな団体が入ってきております。ここにはあの全体の理事会みたいなのがありまして、その下に幹事会というのがありまして、この幹事会というのが私どもの課長職がそれぞれ入っております、いろんな計画書を策定しております。今までに4回ほど私共は出て行っております。それをたたき台を何回も何回も議論しながら上の理事会等に持ち上げて行って、理事会でも何回も検討しながら計画書ができて、2月1日の日に国の同意を得ているということでございます。以上です。

宮下議員 質問を終わります。

議 長 4番 坂本紀子 議員

4番 坂本議員 おはようございます。では2番目として、先ごろ駒ヶ根市のテナント4店での火災、先日の夜の中川での林野火災、また昨日の岩間での住宅火災等、火事が続いております。この場を借りまして皆様火の元には十分気をつけられますよう一言言い添えておきたいと思えます。

では通告に従い、人事全般についてお尋ねします。先の平成20年度における町長の施政方針演説の中、次期長期構想に向けて職員人事・育成のための人事評価制度の試行とありました。平成18年度及び19年度、国から国家公務員及び地方公務員の定数純減と給与構造改革を早期に実行するようにと町に通達がありました。これは現在どのように進行中でしょうか。国からの通達の詳しい内容については定員純減を2011年まで継続する。給与水準の見直しにあたり比較対象企業規模を100人以上から50人以上の民間企業と同水準まで引き下げる。ボーナスの支給月数の地域格差の反映を図る。特に民間事業者と比べて水準が高いといわれている技能労務職員を民間と同水準まで引

き下げる。この技能労務職員というのは清掃職員、学校給食員、用務員、自動車運転手、守衛、電話交換手、バス事業運転手、のことを言いますが、後、特殊勤務手当を削減する。互助会への補助金を削減する。級別職員構成を是正する。まあこれは県においてなので、知事等の高額な退職手当を適正化するとあります。教職員等人件費を削減する。民間企業の実態を踏まえ能力主義や実績評価を取り入れ公務員制度全体の改革を早期に開始せよとあります。この10番の内容は既に5・6年前から一般企業では行われている人事評価制度であります。富士通が始めたといわれていますが、その方法論はいろいろであります。昨年の12月の定例会の一般質問で宮下寿議員が、町の財政が苦しい中、早期の実現をしてほしいとお尋ねしていましたが、その時のお答えは「18年度中に飯島町に合った人事評価制度を立ち上げていきたい」でした。現在どのように取り組んでいられるのか、これを作るに当たりコンサルタントなど外部委託をしたのでしたらその会社名及びその費用はいかほどか。また制度の内容を的確に手短にお答えください。

町 長 それでは坂本議員からは人事について大変まあ多くの項目から質問をいただいておりますけれども、先ず最初に人事院公務員制度改革制度の内容に伴ってのお話でしたが、町では既に平成18年度においてこの地域総合計画、ふるさとづくり計画もそうでございますけれども、定員管理の対応それから給与制度の改革の問題等も既に着手をして、今その線に沿って進めて、職員の協力も得てやっておる状況でございますので申し添えておきますが、その中で特にこの人事評価制度の問題でございます。現在進行中の内容、それから具体的にそれにかかわることについてお答え申し上げますが、人事評価制度については制度の構築がほぼ完了をいたしました。平成20年4月からの施行に向けて現在制度説明、評価者の研修など、職員に対してこれらの研修会を今鋭意進めておるところでございます。これらの評価の制度、もういっぺん整理して申し上げますが、職員の人材育成という観点、それから能力向上を第一の目的といたしまして、職員の職務遂行能力を評価分析をして個々の能力の開発・育成を効果的に進めて、結果として住民サービスの向上につなげていくとこういう一つの考え方。それから仕事に対する働き甲斐や達成感をもたらすことによりまして、職員の士気を高めるとともに全体としての組織力というものも高めていくという考え方。更に知識、技能、職務遂行能力など、能力全般を評価をして人事等における資料として公正な活用に資していくと、こういうことを支援する仕組みとして制度構築を図ってまいりました。制度のこの構築にあたっては職員が納得できる仕組みを作り上げるために、庁舎内に人事評価制度検討委員会というものを組織をいたしまして、職員自らの手造りを前提にして検討を重ねてまいりましたが、併せてこの制度の構築に対してはやはり専門的な見地からの支援を得るために、「株式会社ぎょうせい」という会社に業務委託をしております。全国的に非常に多くの例で市町村の対応について取り組んでおる会社でございます。で、平成19年度における契約金額が2,520,000円、20年度新年度予算では2,310,000円というものを予算計上させていただいておりますけれども、これらの専門的な見方の支援も受けて制度の充実を図って定着してまいりたいということで現在進めておるところでございます。

坂本議員 この今の質問の中で、職員自らが入って人事評価委員会を作っているということで、とてもそれは良いことだと思います。で、これの実態、だから過去の実態をみるに多くの自治体での人事管理は甘く、処遇・処遇にメリハリが付いていないということもあって、年功序列での昇格が多く、評価される側はどう評価されて今に至っていたのか本人

に明確にされていず、何年も働いているうちに仕事に対するやる気が失われてしまい、町民サービスに支障をきたしたり組織の業績が上がらなくなっているということで、このような人事評価制度の活用が促されているところですが、飯島町の平成5年よりの人事異動を調べてみますと確かに年功序列という点は、年功序列での昇格が多く、係長に早い人で40代前半になり、課長級で50代中頃でなり、その後5・6年勤めて退職されるというような形になっていました。中には課長級10年以上経験されている方もいらっしゃいまして、過去15年の内で女性においては課長補佐が最大の昇格で2人おり、課長になった方はおられません。過去の人事において課長は誰によってどのような基準で選ばれているのか。また課長以外の人事は誰がどのような基準で決めていたのかをお答えください。現在、課の中の人事であっても決定は課長ではないと聞いておりますが、この具体的な職責でございます課長は誰によってどのような基準で選ばれるのかという質問でございますが、課長職に限らずこの人事というものは客観的な視点を最重要にいたしまして、まあ必要に応じてこれは理事者間で意見交換協議もいたす場合もございますけれども、そうしたことを踏まえて最終的な人事決定は町長にある、これが基本原則でございます。特に定められておる基準というものは明文化したものはございませんけれども、いずれにしても適材適所、総合的にいろんな面から判断をして課長職というものの選人を行うと、同時にまた課長以外の人事でございますが、これも誰がどのように基準があるのかということでございますが、基本的には今答弁したとおりでございますけれども、ただ職員管理全般につきましては副町長が主たる任務の中でやっております。人事の最終的には町長の判断となりますけれども、この辺につきましてはやはり副町長以下各課長等の意見、職場の状況を十分把握をしながらこれも適材適所、で、年齢の低い若い職員層についてはできるだけ長い職員生活の中でいろんな体験をしていくことも必要でございますし、それからやっぱり専門的な知識も必要であるというようなことの中で、総合的にこれらも判断をして人事というものはなされていくとこういうことで現在やっております。

町長 その際における評価内容は本人に開示されていないと聞いておりますが、その点はいかがですか。また今後女性に対して、やる気のある人にはそれなりのポストを与えるつもりはあるのでしょうか。

町長 まああの幹部職員、特に課長を中心にした幹部職員については、その登用に際してはこちらの期待感と行政の携わる職務の内容というものを、特にまあ重点的な部分も含めてですね、そのことを若干申し上げてその任に就いてもらうというようなことはありうると思っておりますけれども、一般の職員についてこれこれこうだからここへというようなことの説明は一切はいたしておりません。女性登用の問題につきましてもこれはあの男子職員女子職員だからということの中で色分けしていくというようなことは考えておりません。男女共同参画ということの中で女性の力にも期待をしておる部分があるわけでございます。いろいろとあの意欲のある自分なりきの考え方というものもそれぞれ職員持っておりますので、その辺も斟酌しながら今後の人事は進めてまいりますけれども、特にまた今後制度として進めてまいります人事評価制度の中でもこの辺はかなりまあ浮き彫りになってくる課題として、ひとつの登用の目途となるのではないかとこのように期待をしておるところでございます。

坂本議員 女性全てが男性同様の働き方をしたいと思っているわけではないと思っておりますけれども、

過去の人事の異動の状態を見ていますと、ちょっと辛口な言い方をしますと、女性是不平等と思われる扱いが多く見られます。今後もし勉強する機会を与えてレベルアップができるよう引き上げていくことも必要だと思いますがその点はいかがですか。

町長 男子女子職員としての平等な対等なひとつの職務姿勢として期待もしておりますし、またそのように是非努力もしてほしいというふうに思います。

坂本議員 今回の飯島町の人事評価の内容を見ますと、対象者は全職員ということで就業期間が6カ月未満から臨時職員、嘱託職員、派遣及び町長が認めた職員までと全般になっており、とても良いことだと私は思っております。正規職員以外多くの人たちも役場の仕事にかかわっている以上この制度の対象にしたことは、やる気を起こさせるうえで大切なことです。特に臨時職員においては不定期な雇用だったり、定期であっても仕事の内容によってはその能力が過小に評価されていたり、処遇において財政が厳しいからと残業代カットということもあるようです。今後この制度が構築されていく中で、臨時であっても職員の1人であることに変わりがなく、正当な評価と処遇を与えていただきたいと思っております。現在の臨時職員及び嘱託職員の採用方法はどうかっているのでしょうか。またそれぞれにおける人数はどのくらいなのかお答えいただきたいと思っております。嘱託職員から正規職員になったり、臨時職員から嘱託職員になったりすることの道は開けているのでしょうか。その点についてもお願いいたします。

町長 今後スタートしていく人事評価制度の対象として臨時職員というものはその対象に含めてございません。ただまあ臨時職員といってもそれぞれの町の行政・業務というものの一端を担っていくわけでございますので、その責任と義務はその採用する時点でしっかりと確認をして、ひとつの行政に携わる正規職員等との同じ考え方でやっていただきたいということは期待をして申し上げてまいりますけれども、採用期間のいろんな期間の問題もございまして、そうした対象には含めていないと。待遇等につきましてはやっぱりあのいろんな情勢、経済情勢も含めてですね正規一般職員とのバランスもとりながら必要な改善は今までもしてまいりましたし、今後ともそういう考え方で進めてまいりたいと思っております。

坂本議員 人数について。

町長 ちょっと答弁漏れで失礼いたしました。まあ臨時・嘱託あたりからこの正規職員一般職員への、まあ昇格といえますか採用変えといえますか、この道については臨時職何年やったから、あるいは嘱託職を何年やったからやるという一つの基本的なルールはございません。それぞれ必要な採用計画に基づいて、またその新規募集する場合には公募という形の中でその範疇に入ってくださいと、いう形は当然これはあの結構なわけでございまして、改めてまたひとつ町の試験を受け直していただいて、採用の判断をするという今システムでなっております。

坂本議員 人数については。

町長 人数のご質問でございます。現在嘱託職員は21名、臨時職員は51名ということでございます。特に嘱託職員、臨時職員の職につきましても、例えば教育委員会サイドでいきますと、学童クラブの指導員とかいわゆる学校の支援員、まあそういった職、それから一般事務職として現在お願いしている内容でございますけれども、こちらについては正規職員の代替分ということで、産休の代替とか、それから休職中の代替職員、こういったところをお願いしている内容を含めまして只今申し上げた人員でございます。

坂本議員 この飯島版の一般評価制度の内容を見ますと、一般職員を1次評価者である係長や課長補佐が評価し、この1次評価者を2次評価者である課長が評価する、この課長は副町長が評価するという仕組みになっております。この評価した内容が人事に反映されるようになるわけですが、最終決定の人事は先ほども町長の答弁にありましたように、町長ということになるのでしょうか。例えばこの人事に対して今後の評価制度の中で人事に対して不服がある場合、最終調整役という形の立場も出てきますけれども、調整者の役割があるのですけれども、これは副町長の仕事となるわけですか、それとも町長がそれをやるのでしょうか。

総務課長 制度構築の中で現在ご質問の内容につきましては第1次評価者が、まあいろんな職種がありますので平均的なところで申し上げますと、現場を一番熟知している、また部下を把握している係長が第1次評価者として評価をいたします。それからその評価に対して2次評価者という制度を作っております。これは各課でいえば課長が2次評価者という形になります。ただし2次評価者を直接は評価をせず、第1次評価者の評価においていろんな調整を行う意味で1次評価者の評価したものを判断するという形になります。それから最終的には調整者という形で一般職員の場合には副町長が、また係長等から課長につきましては町長が調整者という役割を担うという形、それから今ご質問にありましたように、最終本人の評価に対する不服の申し立てがあれば、それも受ける別の機構を設けると、こんなことで今後評価に対するひとつの基準を示しながら的確な評価ができるように制度を構築してまいりたいと、こういう内容でございます。

坂本議員 今のお話からしますと、まだ決まって、まあこれから今年度やっていくということで、その最終調整者が別の機構を設けるというお話で、具体的ではなかったですけれども、その中で、いつも評価される側っていうのは自分が下の位置に、下というか一般に言って次にその上の係長が評価していくというその段々の段階の中で、評価されていても職務が決まっているということですが、その逆のサイドつまりは評価される側が、まあ一般的にはその一般職とか、保育園でしたら保母さんという形になるわけですが、その人たちが課長級とか園長を評価するという項目は、この読みますと人事評価制度の中にはなかったんですけれども、それはどうしてなのでしょう。というのはあのいろいろ調べましたら、既にこの評価制度をやっているところではですね、この逆の形も取り入れたところがありまして、というのは部下による上司の評価っていうほうが評価にばらつきがないということと、的を得た評価が多いということで、この部分も一部評価中の形の中に入れ込んでいるところがありますけれども、こういう点についてはどう考えていらっしゃいますか。

総務課長 この人事評価制度につきましては非常にあの評価基準その他について制度を運用していく中で難しい点がございまして。評価される側、評価する側が十分この制度を熟知して、この制度の目的たるその職員の能力開発だとか、それから研修そういったもの、自分が欠けている点を補って職員として立派な職員になると、まあこういったことを理解していないとできないという部分がございます。現在のところでは今、議員がおっしゃったように、それぞれの上司が部下を判断するという形になっております。また飯島町の場合の組織でいきますと、例えば課長職の人数については非常に少ないわけございまして、それらを的確に把握できるという点においては、副町長や町長が十分判断できるものというふうに解釈しております。

坂本議員 確かにあの現在の課の統合により、かなり課長職の方たちの人数も減ってきていて、今の課長の答弁に対してはよく解ります。それでもまあそういうふうに評価っていうのは非常に難しいという部分もありますし、逆に課長に対してのその能力っていうかそういう部分でも、それを開発していくための、例えば現在課長職にある方たちがそれぞれの立場での、職員っていうか自分の部下をレベルアップさせたり、例えば政策の中で物事を決定したり、ということにおいて職務における勉強とかいうのは具体的に何か研修会とかいう形でやっておられるのでしょうか。その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

総務課長 職員の研修につきましては県並びに国がやはりそういった制度を持っております。また町村会等におきましてもそういった制度を持っております。また町独自としても研修会を行っております。特に課長職につきましては課長としてのいわゆる一般的な課長職としての研修の機会、それからその職務に対する専門的な知識を得るための研修の機会、こういったものをそういった機関を通じて研修の機会をとらえて研修をいたしております。

坂本議員 あと次に異動についてお尋ねします。一般の企業にとっての人事異動というのは同じ課の中での異動くらいなもので、課をまたがって異動するというのは役場の特徴かと思われまして。しかし将来の管理職の育成を思うと課を異動して全体を見られる人材をつくるという意味で必要なことかと思われまして。ただ過去の人事異動を見ますと課の中から動かない人は動かず、また1年くらいで異動する、まあその方が毎年毎年1年で異動するとは、そうは言いませんけれども、1年でまあ2年務めて1年で別の課に異動するという方もおられます。その人事決定の方法というのは先程も町長権限にあるとおっしゃいましたけれども、課長級を決定し順次次の係長という形に決めていくのか、その方法についてお答えください。

町 長 まあこの異動の問題につきましては、これはあの専門的な分野でのこの専門職というようなことで採用した職員と、いわゆる飯島の一般の職員として採用した職員とおのずからまあ考え方は変わってくるかと思われまして、今おっしゃるのはこの一般的な職員の中で、あまりまあ1年とか1年未満とかそういう頻繁な異動は私もあまりよくないというふうには思っておりますが、ただあの行政事務というのは非常にあの今置かれておる課題に対応する行政事務もちろんであります。特にまあこの福祉の問題あるいは農業政策等の問題、まあその他もいくつもありますけれども、非常にあの国の施策というものが頻繁に変わって新しい施策も出てまいります。従ってあのなかなかあの限られた職員の中でそれをこなしていくというのはむしろ大変なことで、職員も大変苦勞しておるわけでありまして、やはりそれらを一つの形として責任をもって処理する機関というものは、当然2～3年というようなサイクルの中では必要であろうかと思っております。ただあの役場の職員としてですねこれはその職務のみならず、これはあの全体の奉仕者という形で呼ばれておるわけでありまして、特に最近のこの協働のまちづくりの中では担当制度、それからいろんな住民とのつなぎ役パイプ役というものが果たしていかなきゃならないという一つの使命、側面を持っておる、そのことが期待される職員像でもございまして、いろんなことを覚えて、そのことだけは知っておられるけれども他のことは説明できないっていうわけにはなかなかまいりません。従ってあのあの程度若いうち、っていうかまあ中堅くらいまではいろんなことを広く覚えて、やは

り自分の財産としてこれは住民の一人としてやっぱり奉仕して行ってもらうという姿勢が大事だということで、そういう観点に立ってまあ人事というものは進めてまいりたいというふうに思っております。先に課長がこういう立場だから係長をこの人をどうのこうのというようなことは意識的にやるというわけにはまいりませんが、まあいろんなバランスの中、それから適材適所の中で総合的に判断していくべきものというふうに思っております。

坂本議員 特に今後重要と思われる福祉係、保健医療係、それから現在の農政係など、国の政策が毎年変動したりする中で業務をこなしていかなければならず、条例、法令などの知識をその中で獲得していかなければならないので、そういう部所に関する異動はなるべく少ないような点がいいかと私は思われます。それとあの現在の職員の年齢構成表から見ますと、18年度の時点では40歳代の男性が少ないのですけれどもその原因はなぜだと思われておりますか。またあのこの中で今後計画的な人事の採用がなされていないかと思われまうけれども、これから先このことをカバーし採用計画はどう考えておられるのでしょうか。

町長 まあ新しい施策が出てくる職場についての異動はできるだけ差し控えてというようなお話もごございますけれども、まあそれはそれとしてひとつの考え方も置きながら、やはり全体的な人事というものも考えていかなきゃならないということもございますので、これはその都度また判断の中で対応していくべきものというふうに考えております。で、この今の役場の職員の年齢構成についてのことでございます。確かにあの少し今中堅どころと申しますか、その手前くらいのところが年齢的に空白状態になっておことは事実でございまして、このことにつきましてもちょっと遡りますが昭和40年代、この後半あたりから飯島町は圃場整備事業というものを、全町的に事業推進をしております経過がございまして、非常にあの行政対応も地域と一体となってその相談やら事務手続きやらの任に追われた時代があったわけがございまして。当時の既存の職員数ではとても対応できる状況ではなかったという歴史がございまして。かなりの人数をその時に増員募集をして採用した経過がございまして、これはやはりあのその事業が終わればそれで退任というわけにはいきません。やはりこれは職員構成の問題でございましてそのことが現在につながった年齢構成ということでございますので、どうしてもそれ以降の採用については控えざるを得ないという状況の中から、今こうした一部に空白年齢というものが出ておるといふことは是非ご理解いただきたいと思っております。

まあ今後職員削減もひとつの課題として進めていかなきゃなりませんし、また一方で新しい事務事業も、しかもまたそのいろんな職務が複雑化してきて、地域住民の皆さん方のサービスとの関連も非常にまあ難しい時代にもなっておりますので、その辺を十分見極めながら、少しでもこのバランスのある年齢構成が若干ずつこう繋がっていくような採用というものを、総合的に判断をしていく必要があるというふうに現在そうした認識で進めておるところでございます。

坂本議員 次に採用する場合の方法なんですけれども、採用方法に関してはどのような形で行っているのでしょうか。もちろんあの地方公務員ということになりますと、その資格が必要だと思っておりますけれども、それ以外の部署により先程の専門職という形での募集もあるかと思っておりますけれども、募集する際における方法とかその判断基準はどういった形になっておるのでしょうか。その場合における現職の職員の親戚とか血縁などはどう考えて

町長

おられるのか、この2点についてお答えください。

新規に職員を採用する場合の方法あるいは基準ということに関連してのご質問でございます。この採用する場合には当然のことながら、次年度なら次年度の採用の考え方というものを基本的に内部で定めまして、今それぞれお話してまいりましたような状況の中で判断をして採用予定人員というものを掲げながら、その事務に着手するという形になります。当然これはあの受け付けの期間を定め、それから募集告示をいたします。告示と同時にホームページや有線、新聞等を通じて募集広告を行う場合もございます。で、その募集者によりまして第1次試験というものを実施をいたしまして、これはあの県下統一して長野県町村会に第1次試験というものは委託をして実施しております。全くのこれは一つの考え方でございますので、それぞれの当該市町村がこれに介入する余地は全くないという、手続き上はないという形になります。で、統一試験でございますのでこの教養試験、適正化試験、それから性格診断等々論文も含めての各筆記試験を行うわけがございまして、でまあ1次試験を合格者というものを決定をする。で、これに基づいて2次試験というものをを行いますけれども、これは今度は当該市町村の責任として実施をして、個別面接というものが具体的に入っております。町長はもちろんでございまして、副町長、教育長、総務課長等が事務的なお手伝いの分も含めてこれに担当をいたします。こうしたことを総合的に判断をして公務員としての町職員としてのこの適応性、人格、意欲等を考慮しながら選考をしております。常にこの平等、公明的な判断に基づいていかなきゃならないということは当然でございまして、親戚・縁者等との関連でそのことを一つの選考の中身に入れるということは、これは決してあってはならないし、やっておらない、もう論を待たないところでございましてお含みいただきたいと思っております。

坂本議員

今の方法を聞いて安心をいたしました。まあそういうふうにはなっていると思うのですが、中には町民の方たちはその方法論についてはよくわからない方もいらっしゃると思います。まあいろいろとおっしゃる方もおられます。人事評価っていうのはどうして出来たかと言われればまあ、役場が行うべき多くのサービスとか政策の能力アップを図るという手段だという中にこの人事評価というのの位置付けがあるわけで、職員の間には差をつけるためだけの評価には私はなってはいけないと思っております。今まで不透明であった人事の部分に大きくメスが入ることにより、職員一人ひとりのやる気が最大限に引き出され、良質の行政サービスが適切なコストの上で提供されれば住民にとってはうれしいことであると思います。総額の人件費が適正であれば、評価によって職員の給与に差をつけるかどうかは住民にとっては意味のないことだと思っておりますが、また自治体で働いている職員にとって評価を給与に反映させることはどの程度とするかということは今後非常に慎重を要すると思われまう。まあインターネット上の市職員、県職員、一般職など多くの方々の意見を聞きますと、人事評価制度をやった方が良いという方がとても多いです。飯島町としてはこの制度をどれくらいで定着させるつもりでおられますか。その点はどうか。

町長

まあ慎重が上にも慎重に内部協議も重ねて専門家の知識等も入れて作っていく人事評価制度でございますので、できるだけこれはあの職員にオープンにした形の中で示して、またその理解をしてもらって定着をしていきたいというふうに思っております。何年度で完成という達成というわけにはいかないかと思っております。特別の目標年度を持っておる

わけではございませんけれども、まあ数年の中でこの定着して、その後不都合な部分があればまた見直しを重ねて長期的な一つの制度として定着をしていきたいというふうに思っております。

坂本議員 ということは特に期限っていうのは何年とかっていうことは設けていないんでしょうか。

町長 特に設けてはございません。

坂本議員 まあこの人事評価というそのものの内容が職員の方たちに理解の上でされなければ、これらが有効に働くとは思われませんので、それには時間がかかるかと思われまます。評価される側にとっては個々人の差が努力でその差を埋めるできないほどのものであるとき、それに対して劣るものというのは将来に希望が持てずやる気を失ってしまうのです。だからこそ透明性と納得性が必要でし自分がどう評価されたのかを知りたいのは山々だと思います。その点飯島町の人事評価制度に含まれた内容となっているのはこの透明性と納得性においては評価の中ではどのような形で含まれているのでしょうか。

総務課長 今度の制度の構築につきましては透明性というのは非常に大切なことでございます。本人の評価の結果欠けているところをまあ研修やいろんな機会を通じて補っていくということが必要でございますので、そういった点については本人と十分コミュニケーションをとりながら職員を育てていきたいとこんな制度の内容になっております。

坂本議員 先程言いましたのは評価される側の話ですが、評価をする側の立場としてまああの課長職、課長級の方たちなんですけれども、まあ課長の皆様にとっても全てを知り尽くしたというわけではなく、公平性において部下を評価できるかっていうことはなかなか難しいことだと思います。またあの過去における管理職世代において自分にされてきた評価基準とは異なる形での評価となるでしょうから、大きな課題ではありますけれども、その評価をする者達はそういう点では何かそういう勉強会とかそういうのは今後やっていくとは思いますが、具体的にどういう形で行われていくようになるのでしょうか。

総務課長 評価する側の研修でございますけれどもこれは毎年繰り返して評価者研修を行ってまいります。特に新しく係長ポストに就く皆さん等につきましては初めての業務になるわけでございますので、そういったものを含めて評価者の目というのを一定に保つような研修の機会は設けていきたいというふうになっております。

坂本議員 最後の方に人材育成ということにも関連するわけですが、現代は様々な生き方の価値観が多様化している中で、仕事に生きがいを見つけるタイプと仕事はそこそこでプライベートを大切にしたいというタイプと、まあ対極にしますとそういう2つのタイプに別れてくるかと思えます。その場合にやる気のある職員については権限と責任を与え中核の人材として育てていく、逆に言えばまあ仕事は時間内やればよいという形の方たちには単純労働の人材として育成のレールを分けていくというような、そういう考え方もあるかと思えますが、そういう点はどのように今後の人材育成という形ではどういうふうに考えておられますか。

町長 まあ現職員それから、これからやがてはまた採用して新規の職員として町の行政事務を携わっていく職員いろいろあるわけですが、一様に基本的にはこれは第1次2次試験を経てそして特にまあ面接等の段階におきましてですね、この飯島町が好きで、でこの住民福祉いわゆる住民に接するそのことが是非ひとつ希望を持って勉強

して職員として頑張っていきたいと、非常にあの意欲に燃えて前向きな考え方を持っていて、そのことを期待して採用して来る職員がほぼ100%。であります。まあやってみてこんなはずじゃなかったという職員の中にはおりますけれども、従ってスタートラインでは一様にそのことに燃えて職員となって来たその期待を買ってまいりたいというふうに思っておりますので、ただ途中でいろんなまあプライベートの方が大事なので仕事の方はそこそこというふうなことでは困ります。やっぱりこれは住民協働という形の中ではやっぱり地元へ帰っても1住民であり、職員の立場というものは変わらないわけです。ありますから、そのことに思いをしてもらって是非ひとつ更にやる気を出す、なかなか職員のこれからの対応も地域の人の関わりの中で厳しい目で見られることは当然でありますけれども、やはりそれだけの意欲を持って決意をして職員として入っていただいたわけですのでそのことをひとつ将来ともに支えて責任と義務を果たして、そしてその中でひとつまた自分なりの人生を描いて行ってもらうと、こういうことだろうと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

坂本議員 では最後に様々な角度から質問してきましたけれども、人事は非常にデリケートな問題であり、かといって現状のあいまいな価値評価の中では働きにくいと思われまますので、この飯島版の人事評価制度を私が聞きまして時には、まああの町長の答弁の中では期間は設けていないとありましたけれども、5年かそれより短い間には是非定着するように頑張っていたきたいと思っております。で、職員の方たちは今後も長きにわたりこの役場で働いていかれる方々ですから、職員の方たちとの協議と話し合いを納得のいく内容となるようによく話し合いをして、この働き易い中での人事評価制度というのを構築して行っていただきたいと思えます。

またこの人事評価制度が新たな人事の改革の一端となり、組織業績を上げる一つの手段となることを願っており、質問を終わらせていただきたいと思えます。

議長 坂本議員に申し上げます。職員の職制上での男女登用に関する質問で、この場として適切さを欠いたと思われる言葉づかいがあったと思われまますので注意してください。以上です。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を11時5分といたします。休憩。

午前10時52分 休憩

午前11時 5分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。この後の質問者から選挙管理委員長に答弁を求める旨の通告がありましたので、鎌倉金蔵飯島町選挙管理委員長に出席いただきました。ご出席ありがとうございます。鎌倉委員長には答弁についてよろしくお願ひいたします。一般質問を続けます。
6番 野村利夫 議員

6番

野村議員

それでは通告書に基づきまして平成21年、来年の3月任期満了に伴う飯島町議会議員の選挙に向けて質問をいたします。初めに鎌倉選挙管理委員長さんをはじめ選挙管理

委員の皆様には、常日頃明るい選挙の推進また棄権防止等啓発などご尽力を心から敬意を表したいと思ひます。また今日はマスコミの関係の方も見えておりますけれども、マスコミの方については町のPRまた情報等も届けていただきまして本当に私の方からも感謝を申し上げたいと思ひます。そしてまた今日はこのマスコミの紙面も使わせていただきますので初めに申しておきたいと思ひます。

先ず初めの1点の問題ですけれども、この質問につきましては選挙違反ではございません。けれども飯島町として恥ずかしい、恥じることでありますので正常時に導いていくという私の願いを込めて始めに申し添えておきます。

先ず第1点の過去の特性選挙の反省と正常選挙への導きの考えについてであります。初めに特性選挙という私は言葉を使わせていただきました。これについて少し説明をしたいと思ひます。この特性はマスコミの飯島の選挙を表現した言葉であります。ひとつここで原文を読んでみますが、「飯島の特性というのか本当に選挙は何が起るかわからない」まあ少し略しまして、「告示日に2人が駆け込み形となった」と、これは新聞の紙面でございます。また「駆け込みやっとな数に」これはタイトルであります。また「前々回、前回に続いて告示日に駆け込み」また「無投票のまま終わった」とか、それで中には「滑り込み出馬」「新人が遊説せず当選してしまう現象さえあった」と、こんなような記事も載っております。滑り込みというのは野球でいえば滑り込んでアウトかセーフかこの如何に際どいことをここに表しておるわけでありまして。それで私は広辞苑の方を見てみました。これは特性です。そのものだけが有する他と異なった特筆特性、また日本語大辞典、これについても「そのものに備わった特別な性質」まああのこれを読んでみまして私、当を得ているか、的に合っているかというように感じたわけでございます。その中で定数にならなければ締め切り日時に駆け込み、定数オーバーになれば辞退する、選挙運動なしで当選、有権者が知らないうちに当選する。まあ信念を持って立候補することを願うわけでありまして。そこで私このような特性選挙をどのように見られておられるか先ず町長と選挙管理委員長両名に質問をいたします。

野村議員から公職選挙、まあ特に振り返っていくつかの町議選のことに触れられて、特性という言葉が使われてのご所見がございました。まあ最初あの前段部分で私が選挙に対する基本的な考え方だけ申し述べて、以下また選管委員長の方からお答えをいただくようになっておりますけれども、まあ町議選に限らずですね、全ての公職選挙は明るく正しく執行されなければならないということはもう申し上げるまでもないわけでありまして。一方この選挙というものは、主権者たる国民であり地域住民が行政に参画をしてその意思表示を行使をするという、大切なまあ最も日本の国民の基本権として大切な機会であるわけでございます。立候補する側もそしてそれを選ぶ1票を投じる側も真剣に考えて、この尊い権利と義務というものを果たしていただきたいというのが基本的な考え方でございます。そういう意味で来年3月の町議選に際してはそれぞれ自らの意志で真に町の発展を考える多くの立候補される皆さん方を期待をしておるところでございます。

それでは選挙にかかわるご質問でございますので、選挙管理委員会の立場からお答え申し上げます。今お話にありました1年後の町議会議員一般選挙についての件ですが、先に申し上げておきます。選挙関係は全て地方自治法と公職選挙法に基づいて行われます。いつの選挙においても正しい選挙が行われるよう違反、事件の無いようにしてい

ただくよう日頃から啓発活動を行っているところでございます。全てが選挙管理委員会のできるわけではございません。行政でなければできないところもあります。そういう区別もしてまいって来ておりますが、例えば条例制定とかあるいは改正ですね、それから予算等、これは選挙管理委員ではできないわけでございます、町がするわけでございますけれども、過去の町議会議員一般選挙は任期の満了の月の下旬に執行されております。町議会議員一般選挙については任期満了は30日以内とこうなっております。選管としてはこの3月に一つの選挙が終わったばかりでございますので、新年度になりましたらだんだんと取り組んでまいりたいと思っております。またこの選挙はいつも投票率が良く、80%前後で有権者の関心が高いように思われております。公職選挙法で制限されるところもありますが、立候補される方は事前の準備が必要かと思ひます。

それでは、

質問者に申し上げます。今選管委員長からお答えいただきました内容でよろしいですか。

いいです。

それでは以下の内容については選管委員長さん自席でお答え願うこととなります。ありがとうございます。

それではこの飯島町と同時に選挙になるのはこの北信の信濃町、そしてもう一つは高遠町でありますけれども、高遠町は伊那市と合併しちゃったわけでございます。両町とも約選挙1カ月前、まあ飯島も同じでありますけれども、事前に説明会、これには立候補の顔ぶれが出揃い、報道では選挙戦へとこうなっております。まあ飯島の記事を見ますと飯島は噂の立候補者の予定見込み特性があるので、先ほどの特性でありますけれども、まあ水面下の動きなど現段階では報道できないと、はっきりしたことを言えないことになってきております。まあ定数になるかどうかというような締めくくりも出ております。そうしてまた宮田村、宮田村はこの3月30日に選挙を行うわけでございますけれども、宮田村については2月の26日に事前説明会がありました。もう定員に出ております。そうしてまた2月の20幾日ですか、ちょうど26日前になるんですけれども、もう1名の方が立候補して選挙戦だと、これが普通正常な形だと思います。私も勤務の関係で県内の各市町村に住んで選挙をしてまいりました。まあ飯島のようなこういう例は今のところ記憶にもないし、なかったのであります。このようなことからこの選挙に関する町外の方、まあ伊那谷の方、県内もあります。いろいろな方おりますけれども、そして飯島に來られた方、まあ來られて選挙に臨んでいる方たちですけれども、まああの言葉の中に「変わった町」「おもしろい町」「不思議な町」というような面でも、まあ名の知れた、この方面で名の知れた町になってきておるわけでございます。このように他の町と同じ選挙に変わった特殊な行動があるのは、ひとつの選挙の戦術かもしれません。私はそのようにも見つ場合もありますけれども、この戦術かもしれませんけれども、この要因は何だと思ひますか。選挙管理委員長に先ずお聞きしたいと思ひます。

それではあの特性選挙と正常選挙についてでございますけれども、選挙は全て先ほど申し上げましたけれども、公職選挙法に基づいて執行されます。公正な選挙を望むところでございます。満25歳以上で選挙権を有する者であれば立候補できるわけで、政治に参加し地域のために活動する意思のある者が立候補されると考えられます。告示日の時間内に適正な届け出があれば受理をすることとなります。ただ多くの届け書類を作成するにはそ

議長

野村議員
議長

野村議員

選挙管理委員長

町長

選挙管理委員長

れなりの時間がかかると思うので事前の準備が大切と思われま。選挙期日が近くなれば事前の説明または届け出書類等の事前審査を行い、告示日には短時間で届け出が終わるよう今までは啓発・指導してきております。まあ締め切り時間に忙しいときもありましたが、長いうちにはいろんなことがあります、今までは問題になったことはございません。ということでまあ選挙に立候補される予定の皆さん方につきましては、できるだけ早くご準備が必要かとこんなように思っております。また地域において活動されることを希望するものでございます。以上です。

野村議員

それではこの選挙これは民主主義の根幹になす選挙であります。立候補者は自分の考え抱負を有権者に知ってもらわなければなりません。また有権者を、私は考えますが、大事にしてほしいと思います。ここで有権者の厳しい目が必要と考えます。また有権者の方でも目覚めて投票することあります。立候補者は信念を持って堂々と立候補をし、選挙戦に臨むことであります。そこで私ひとつ紹介をいたします。町民の声、これはまあ17年、13年もありますけれども、「選挙で選んだ人でないと議員として認めるわけにはいかん」と、これは女性の声。もう1点は「無投票でもやむを得ないがたとえ1日でもたすきをかけて公約を訴えてほしい、そうしないと議会の不信を招くだけだ」という男性の声もあります。またこの無投票の時の選挙管理委員長は当選証書の付与式で「当選証書は有権者との信頼関係の証、証です、有権者の声各議員が抱負がお互いに届いていないまま議員活動に入るが、責任を持って豊かな住みよい町づくりにご尽力を願います」とこんなようなことも言っています。

それでは特性は先程申しましたように違反ではありませんが、特性のこの実態、事実これはあることでありますので、まあ広報あるいはお知らせでも、または後援会でも結構ですけれども町民に知らしていただき、正常か正常でないか考えるチャンスを与えたらと私は考えます。このことについて選挙管理委員長の所信をお伺いいたします。

選挙管理委員長

立候補をされる皆さん方におきましては先程申し上げたとおりでございますけれども、町民まあ有権者ですね、これに対するいろいろのPRでございますけれども、これは今までもやってきておりますけれども、更にこの啓発活動については努めてまいりたいとこんなように思っております。

野村議員

それでは第2点目の、若者の投票率が低いとその向上対策は、ということについて質問をいたします。先ず投票率であります。選挙管理委員会には私はお尋ねをいたしました。これにつきまして選挙管理委員会では年代別の投票の内容は持っていないということの回答をいただきました。そこで私は衆議院議員、参議院選挙の年代別の分析を使わせていただきました。その動向も変わらないと思います。実はこの数値については選挙管理委員会へ県・国から調査が来ておまして、そうして飯島町の1カ所を抽出して調べたものであります。これが全国のまとめも私の方に数値がわかりましたので、それと対比しながら質問をしていきたいと思。先ずこの数値は第3投票区、これは成人大学センターであります。実は全国的にみて飯島町は投票率が良いわけではあります、全国的に同じでありますけれども、20代前半まあ20歳~24歳、特別低いわけではあります。飯島町も同じであります。数字を見てもと15年の衆議院選挙、16年の7月の参議院選挙、17年の9月の衆議院選挙、また19年昨年7月の参議院選挙、この4つでありますけれども、全国的な取りまとめが手に入ったのは17年9月11日の衆議院選挙であります。この時には飯島町は20代前半は飛び抜けて数字が良いわけでありま

す。この時は51%を記録しております。この4つで低いときは37%、まあ37%から40台で51とこの間を動いておるわけでございます。あとは非常に成績がいいわけでありま。まあ中には88%というような数字があります。まあ平均で71から79%の数値を示しております。その中で議員選挙、議員選挙は平成元年これは91%という成績を収めておるわけでございます。91.26%、それで5年は無投票、9年は86.98%、これは全体で数字です。それで13年は無投票、そして17年は79.59%とだんだんに下がってきておるわけでございます。それで私が来年のというのはこの飯島の選挙は1回おきに無投票がありますので、また無投票になっては困るということで私はこれを唱えておるわけでございます。そこで全国的に平均より良いわけでありますけれども、20代の前半これの向上対策はどのように考えておられるか選挙管理委員長のお考えをお伺いいたします。

選挙管理委員長

それでは若い皆さんの投票率の低い件でございますけれども、選挙では国民に与えられた数少ない意思表示のチャンスかと思。選挙を自分の問題として考えていただき、大切な1票を無駄にしないように明るい未来を決めるための考えていただき、啓発活動を今まで行ってきております。さらに続けていくわけでございますけれども、今お話がありました投票率を上げる有効な手段がないのが実情でございます。これはあの全国的なことでございますけれども、選挙別にもよりますが、20代の投票率は極端に悪いわけでございます。当町におきましては30から60%くらいとまあこういうことになろうかと思。すけれども、また毎年講演会や大会等がございます選挙の。報告がありますがなかなか難しい状況でございます。まあ全国から見ると長野県は投票率が高い方にランクされておりますが、有権者20歳になる前の子どもさんたちに対する啓発もこれからは必要じゃいかとこんなように思っております。既にやっておるようなこともございますけれども、政治を少しでも考えていただきたいと思っております。選挙啓発のポスターとか、あるいはチラシの関係とか、子供議会とか、まあいろいろとございますけれども、できるだけ分かり易く啓発・指導をしてまいりたいとこんなように思っております。今若い皆さんは非常に勤務もいろいろで、土曜日、日曜日、祝日等、更には夜間の勤務もあると思。そのために平成15年から始めた「期日前投票」ですね、これを長時間行っております。利用の呼びかけをしておりますが、当町ではこの制度を活用での投票率は13から16%になってきております。最近非常に%も多くなってきております。選挙別にもよりますが、前回の当町の選挙では1,300人くらいでございます。で、参考に申し上げますけれども、20から24歳ですね投票率は約30から50%、24歳から29歳は30から60%こういう状況になっております。今申し上げましたように選挙によってだいぶ違います。国の選挙あるいは県の選挙ですね、町の選挙、これによって投票率が変わってきております。今後は市町村の様子を聞きながら参考にできることがあれば取り入れてまいりたいとこんなように思っております。とにかく明るい選挙活動をしてまいりたいと思。また何か良い案がありましたら教えていただきたいとこんなように思っております。以上です。

野村議員

それでは投票率のアップについて、アップするにはそれぞれの選挙に関心を持っていただくことであります。ことに一番身近な町議会議員選挙にはことに関心を持っていただきたいと思。そこで若者に関心を持っていただくために、投票立会人などに登用する道を考えてらどうか、まあ登用する方法には指名あるいは公募もあると思。す

けれども、選挙管理委員長のお考えをお伺いいたします。

選挙管理委員長 投票当日の立会人でございますけれども、今まではそれぞれの地域にお願いしておりますけれども、前回でしたか、投票立会人の公募をいたしました。わずかな人員でございましたけれども、だんだんこれは良いことだと思いますので考えてまいりたいと思います。

野村議員 それでは資料の関係でありますけれども、私先程申しましたように年代別の資料は選挙管理委員会にはなかったわけでございます。そこで町議選、町会議員の選挙の年代別の、男女別など選挙結果の分析がないとのことですが、最低限の分析をしてほしい、そうしてまた今度は9投票所から7投票所になりますので、これもその率には関係してくるんじゃないかと、そのようなことでこの結果を作って、次の選挙の啓発啓蒙に活用していただくことを大事と考えますが、選挙管理委員長はどのように考えておられますかお願いいたします。

選挙管理委員長 県におきましては年代別のその投票率ですね、これはあの出ておりますけれども、町においてはそこまでまだ行っておりません。これは今言われたようにいろいろと啓発活動も有効だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

野村議員 それでは第3点、立候補の届け出に供託金の証明書の提出の義務付けをしたかどうかという質問でございます。これは公職選挙法92条に書いてありますけれども、この文を読んでみますと、現在、町村の議会の議員の選挙を除く全ての選挙において候補者ごとに一定額の現金または国債証書の法務局に預け、その証明書の提出をしなければならなくなっておりますけれども、文章の前段が町村議会の議員選挙を除くこうなっております。それで今除かれておるわけでございます。この供託というのは、はっきりこれも書いてありますけれども、真に当選を争う意思のない候補者の乱立を、(みだりに出る)乱立を防止する目的でこの制度をされたものであります。これは解説等にも書いてあります。まあこの供託証明書がないと届け出はできないわけでありまして。また立候補して途中で辞退をすれば没収される。そうしてまた有効投票約10%ですけれども、その有権者の数等いろいろによって変わってまいりますけれども、得票しなければ没収されると。現在の町議会議員は全国的にみて平成の大合併で町の人口も多くなってきております。もう1点は過去の名誉職的から現在は住民の考えも多様化全て、複雑多岐にわたって、議員定数も少なくても議員も専門化してきている、などであります。そうしてまた今の飯島町の現況から見て、私はもう適用していてもいいんじゃないかとこんなふうに見えるわけでございます。選挙管理委員長のお考えをお聞きしたいと思います。

選挙管理委員長 供託金の件でございますけれども、今言われたとおりでございますけれども、選挙によっては額が違いますけれども、町村の議会議員以外は全部あるわけでございます。これはあの当選を争う意思のない人が無責任に立候補することを防ぐためのもので、法に定められております。ご質問の件は公選法の改正についてで大きな問題であります。全国的にこのような声が出てくれば国の総務省の判断ですることになるかと思っております。まあ県や郡、あるいはその他の場で検討する機会があれば提言してまいりたいと思います。なお供託金等の返還等もでございます。当選した場合、あるいは落選しても一定数の得票を得た場合には返還されることになっております。以上でございます。

野村議員 この実行にあたっては今委員長からお話ありますように、公職選挙法の改正等が必要になってまいります。また改正する時が私はきておるんじゃないかと考えます。まあ私たち議員もそれぞれ行動を起してまいりたいと考えておりますので、選挙管理委員会の、

先ほども機会があればというお話ありましたが、選挙管理委員の会議あるいは研修などの機会がありましたら法改正の必要性を是非働きかけてほしいと思いますので、再度ではございますけれども選挙管理委員長の所信をお伺いいたします。

選挙管理委員長 今申し上げたようにいろいろとあのそういう場面があればですけども、無いのが実態でございます。まあ選挙管理委員会は明るい選挙とか、あるいはいろいろと推進協議会がありますけれども、そういう検討する場面がありません。ですから大会等で大雑把なことを言うだけでありまして、まあ時間をかけてそういう検討をしているわけではございません。で、今申し上げたとおりまあとにかくお話をお聞きしましたので、機会があればどこかの場面で提言してまいりたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

野村議員 それでは第4番の若者をはじめ多くの立候補を促すためにポスターの作成、選挙カーの使用を公営で認めたらどうかと、公営という言葉は公職選挙法を初めそれぞれのこれに求める条例等はみんな公営、公費の負担は公営という言葉を使っておりますので、私も使わせていただきました。選挙運動の一部は選挙管理委員会などによって行われ、その費用は国や地方公共団体が負担しております。今度の予算案の中にも5,220,000ですか来年の選挙が盛られております。これは金のかからない選挙のために、また候補者間、候補同士の間で選挙運動の機会均等を図る手段として採用されている制度であります。これは市議会議員までは認められておるわけでございます。公営となる内容は選挙の種類によって異なります。これはあの別表ができておりまして、全て盛られております。まあ現在は私たちは「はがき」のみ認められております。これは142条でございます。ポスターについては約143、選挙カーについては141と、ここに明記してありますけれども、市議会議員は認められておるわけでございます。まあ先ほどね、3点目の質問で申し上げましたけれども、全国的にみて平成の大合併で各町村、まあ町の人口も多くなってきている、または先ほど申し上げましたように定員が少ない、議員の定数が少ない、このようなことから複雑多岐多様にわたって議員活動も大変であります。まあ専門化してきております。そこでポスターも出さずに選挙カー使用せず当選するという先ほどの声にもありますように、飯島の現況があります。こういうことからして法で定める金のかからない選挙のため、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として必要ではないかと私は考えます。選挙管理委員長の所信をお伺いいたします。

選挙管理委員長 公営のやる件でございますけれども、選挙費用の一部を地方公共団体が負担することは選挙運動の機会均等を図る手段として採用される制度でございます。町議選においてはいくつかが公営で行っております。広報とかポスター、掲示用とか「はがき」の件ですね、これらがありますけれども、まあこれはあの公職選挙法の中にあつて条例化すればできることもあると思いますけれども、条例制定は先ほど申し上げましたように選管でできるものではございませんが、町にもまあいろんな都合があろうかと思っておりますので本日はお聞きしていきたいと思っております。また今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。まあ非常にあのこれは公職選挙法の改正ということで、先程もありましたけれども大きな件でございますのでそんなことでお願いしたいと思っております。なお、市あるいは県におきましては条例化されたものがいくつかございますけれども、まあ町におきましては今申し上げたとおりでございます。ですからこれらは実施するには全て条例化が必要かと思っております。以上です。

野村議員 それではまああの第3項目と同じになってまいりますけれども、この実行については法の改正が必要、また改正の時が私は来ているんじゃないかとこんなふうにも思っております。まあ先程と同じように管理委員長の会議、研修等いろいろとありましたら先程と同じようにこの機会に出していただきたいとまた望んでおきます。そうしてこの事案については公職選挙法の改正がなされる場合は、それに伴う条例の制定もあります。この改正が必要になってまいります。そのようなことから先ず選挙管理委員長の考えをお聞きし、そうしてまた町長の条例の制定等ありますので、このポスター等いろいろの公営を認めることについても町長の考えをお聞きいたします。

選挙管理委員長 只今の件でございますけれども、これは市町村によって違うと思っておりますけれども、それぞれ実施しておる市町村の状況等をお聞きした上で、今後検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

町 長 まあこの選挙公営という部分につきましてはいろいろとまあこれまでの歴史経過があるように思います。選挙公営というのは公費でもって選挙運動の一部を実施するという形になるわけでございまして、国政レベルそれから県のレベルそれから市町村レベル、市町村といっても市とまた町村ではこのまた扱いが全然違うというふうにも思っておりますけれども、傾向としては公営化というものが叫ばれて、今お話にありましたように、できるだけお金のかからないような、そして選挙運動・活動というものはできるだけ公平なこの機会の中でやっていくということが、やはり重要視されるというこの時代の流れの中で、こういう経過が歩んできたというふうにも思っております。それでまあいくつか国政レベルから町村レベルまで公営の内容も違うわけでありましてけれども、国はかなりのまあ部分でも公営化が図られてやっております。で、同じ市町村の中でも市と町村とでは、今お話のありましたように、選挙カー運動用自動車等も公営で入っておる部分もございまして、町村、まあ町も含めてでございますけれども、「郵便はがき」については一定の枚数の郵送料、それから条例規定の中ではポスター掲示場の公営設置、その他まあ選挙広報、主義主張といえますか政策を公で捉えて1紙面に会してそのことをやる、こんなようなことが公営化でやっております。

で、公選法の中では市で義務化を課せられておる部分と、町村が任意で課せられておる、と申しますか選択されておる部分とまあ使い分けがされておるわけでございまして、飯島町でおきましてもその公職選挙法で規定をされておるこの「はがき」それから選挙広報、それからポスター掲示場の設置については公営でやっておるという、取り組んでおりますので、これがあの基本的な公職選挙法の考え方そのままにまあ踏襲しておりますので、まあこれ以上公営を町村のこの規模で増やしてどうかという問題かと思っておりますが、やはりこれはあの最初申し上げた、野村議員さんもおっしゃっておるような、この原点に立ち返ってですね、やっぱり立候補自ら決意を意志を表して、そしてそこには政策考え方というものを訴えて、公営でできる部分は公営で取り組んでいただくことにして、後は自らの自助努力といえますか町もまあ財政事情というような問題もございまして、全員にこの「はがき」を無料でというような事情にもちょっとございませぬので、やはりそれは今ある公営制度の上に乗っかって、あとはひとつ自らの判断と決断による選挙運動を展開していただくということでひとつ活性化を図っていただきたいと、このように考えておりますので、今、町村レベルでこうした公営化の問題について議論した場面もこれまでございませぬけれども、今の私の町長の立場としてこれをさらに拡大し

た公営化というものは、当然まあ法の問題もございましてけれども、拡大をする考えは今のところ持っておりません。以上でございます。

野村議員 最後にまあこの選挙については信念を持ち正々堂々と立候補し、正々堂々と戦い、有権者の重い重い票を背負わせていただいて、そうして議会に臨み使命を果たすことが私は大事だと思います。実はこの問題についてもある集会で私お話ししました。非常に飯島町の慣例があるから野村大変だよと、野村に任せるわという意見もいただいてきておりますので、そのように重い重い票を背負って議会に臨み使命を果たすことが大事だと考えます。現在まで質問の中でいろいろ提言をしておりますが、正常に導くことを求めて、そして念じまして私の質問を終わります。

議 長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時53分 休憩
午後 1時30分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
1番 森岡一雄 議員

1番
森岡議員

それでは通告に沿いまして質問を行いたいと思います。早いもので合併論議の末、自立を選択し協働のまちづくりを目指し、行財政改革プランとしてふるさとづくり計画をもって3年が経過いたしました。その間、町長選挙もあり無投票で町長は信任されました。このことは自立のための協働のまちづくり体制の構築と自主財源の確保、財政の健全化を託されたことであり、また自立のもとで出発いたしました今議会においても同じことが言えると思います。更には地方自治の発展のためには合併自立にかかわらず協働のまちづくりは大切であります。私はこのような思いからふるさとづくり計画の実施状況と課題ということでお聞きをいたしたいと思っております。最初に行政の役割は何か、一口で言えば住民福利の向上であると思っております。私また持続可能な自治体の構築とよく言われますが、それは住民福利の向上が伴う持続可能な自治体と解釈いたしますがいかがでしょうか町長の所見をお伺いいたします。

町 長 それでは森岡議員から、ふるさとづくり基本計画の実施状況と課題に関連しての所信の町長としての考え方のご質問でございます。お話にございましたように3年前にいろんな議論の末、町は他の近隣4市町村とともにそれぞれの道、自立の道を歩み始めたわけでございます。当時まあ大変厳しいこの地方自治の現状の中で町が自立をしていく上での、仮に自立した場合の姿というものを設定して、同時にまた合併協議等の一つの方角も模索しながら議論をして、両方の内容をお示しして最終的に住民意向調査、住民投票というところになりました。結果はご覧のように自立を選択をして一歩歩み出したとこのことでもあります。当時の状況から財政状況等国・県・地方を通じてぜんぜん変わっておりません。三位一体等いろいろな制度は打ち出されてまいりましたけれども、むしろこれは地方にとって大変厳しいものであるというふうに受け止めておるわけでございます。ただそこにもやはりこれは、今お話にございましたように、住民あって地域あつてのこの自立の道、少しでも町民の皆さん方が生活の実感明るさを抱けるような、

将来に希望の持てるようなこの地域づくりの上に立った自立でなければならないということは私も再三申し上げてまいりましたし、今、森岡議員のお話のとおりでございますので、このことをいろんな形の中で住民の皆さん方も胸に受けとめていただいて、町の行政もそうした視点に立って進めていかなきゃなりませんし、また各地域や個々の住民の皆さん方も今までのようなこの行政任せというような考え方でなくてですね、自らの地域は自らの発想で作っていくんだという、この気概に燃えていただいたこの両輪の取り組みが無いと、この持続可能な福利の向上を伴っての地域づくりはできないというふうに私も思っておりますので、今後ともいろんな形の中でそのことを住民の皆さん方とキャッチボールをしながら進めてまいりたいと、このように考えておるところであります。

森岡議員

ふるさとづくり計画の実施状況を見ますと、18年度末で計画に着手した件数は50件、内容は順調に進んでいる事、なかなか軌道に乗らない事、検討を要することなど出てまいりました。また事業内容から見ますと庁舎内での改革、外へ向かっての改革、また新しく作り出すことと削減することなどに分けられます。順調に進んでいる事業は機構改革、定員の削減、補助金負担金金品給付の見直しなどがあり、なかなか軌道に乗らない事業は協働によるまちづくりや職員の耕地担当制、人材育成などがあります。行政改革を進めるに当たっての留意点として私は次のように考えます。できることから始めることは現実的ではありますが、目的のためには、やり安いことのみではなく必要なことへの努力を惜しまないようバランスが大切であります。特に財政的な数値に関心が偏りがちであります。行政改革の先は、先ほども申し上げましたように、住民福利の向上が伴う持続可能な自治体の姿に繋がなければならないと考えますがいかがでしょうか。

まあこれは町長も当然のこととお答えになると思います。新年度予算でも子育て支援の充実や保育料の軽減措置、障害福祉金や介護慰労金への配慮が見られます。厳しい行財政の改革という流れの中では、その点を危惧しますのであえてお尋ねをいたしますがいかがでしょうか。

町 長

ふるさとづくり計画を実践していく上での課題の中で、この進行状況についてのお話もあり、また取り組みへの留意点ということでございます。行財政の改革を基本といたしますこのふるさとづくり計画の進行状況、3年が経過するわけでございますけれども、過日開催をいたしました基本構想審議会、森岡議員にも委員の一人として出席をいただいて、その折りにもご報告をさせていただいてまいりましたけれども、人件費の削減、民間委託などとともに指定管理者制度の導入、それから各種の補助金・負担金の削減、行財政需用費等の削減などの、これら行政諸経費の削減につきましては、これらの計画に基づきましてこれまでにほぼまあ、お話にございましたように、概ね計画どおり進めてきております。また一方のこの住民負担の見直しの問題につきましても、施設の使用料や住民窓口でのこの各種の手数料、健康診断の自己負担金の問題、それから定期的な見直しを含めたなかでのこの水道料金の問題、国民健康保険税といったことにつきまして、これもまあ計画に沿った改定の見直しを実施をしてきておりますけれども、その一方でやはりこの中期総合計画に基づきます大きな一つのこれからのまちづくりの柱であります、この人口増というものを目指して、そのための子育て支援等に対するこれに直結するような想定するものにつきましては、一部まあ見直しをしながら現実的な対応柔軟な対応をしていく必要があるというようなことで、今度の新年度予算の中にも一部そ

のことを盛り込まさせていただいたということでもございますし、更にまたこの財政等との一つの考え方も含めてですね、計画ではこの町税の独自の税率を一部に引き上げてというようなことも盛り込まれておりますが、あるいはまた保育料の計画的な引き上げというようなことも盛り込まれておりますけれども、この辺につきましては今申し上げた基本的な考え方の中で少し先にまた見直して一つの課題として置いておくということではありますが、当面は見送りとさせていただきたいというふうに、他のいろんな形の中で頑張っていきたいとこういう考え方でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それからこれもお話にございましたが行政機構改革の問題につきましても、平成18年の4月から一部、課等の再編統合を行いまして、大課、大係制というものを実施をするとともに、一般職の職員等の削減計画に基づいて計画的に実施をしてまいっております。計画的というよりも少しその計画削減の方が年度的には先に進んでおるといような今の状況でもあります。若干そのことが職員体制の中で厳しい状況もまあ現実としてあるということも十分承知をしておるわけでございます。

そこでまあこれらのこれからのこのふるさとづくりの計画の取り組みの問題でございますが、基本構想においてもこれからいろんな課題の中で十分また協議をしていただくことになろうかと思っておりますけれども、この計画そのものについての22年度までの大綱的な基本的な見直しというものは今考えてはおりません。必要なこれからの事務事業の対応等見ながら部分的にはこの随時検討修正を加えていく必要があろうかと思っておりますけれども、制度的な部分基本的な部分については今のこの姿でもって当分まあ向かっていきたいというふうに思っております。更に加えてまたこの地域医療の問題といったようなこと、それから福祉のいろんな後期高齢者医療等も新規なこうした制度が次々とまあ誕生をしてまいります。当時のふるさとづくり計画の策定時と大きくまあ様変わりしておる現実の問題もございまして、職員の数の問題もそのことはいろいろに影響して参っております。その中期総合計画と合わせながら、引き続き基本的には人口増活性化、子育て支援、企業誘致といったようなことを中心にひとつ進めて、それに対する必要な行政としての人的体制も含めた見直しと申しますか、この実施計画上でのローリングや予算編成の時の一部修正見直しというものは当然出てまいりますけれども、そういうことを検討しながら今後とも計画を進めてまいりたいということでございます。

森岡議員

まちづくり計画の具体的な内容についてはそのように進められていくということであり、次にお聞きをいたしたいのはこのまちづくり計画、要するに地域づくり推進委員会等のことでもありますけれども、この推進体制枠組みをどのようにしていくかということについてお伺いをいたしたいと思います。町長はこのたびの施政方針の中で住民との協働のまちづくりについて重点施策の第1位に挙げられております。協働のまちづくりについては昨年各地域に組織が立ち上がりました。未だ緒についたというばかりで結果を問うものではありませんが、このことを具体的に進めていくその枠組みづくりとかどのように進めていくかその辺の所見をお伺いをいたしたいと思います。

町 長

具体的な協働のまちづくりの体制構築の問題でございます。これからのこのまちづくりの重点であります協働のまちづくりこの体制につきましては、先ず一つとしてこの常にお話にまいります推進母体としての役割を果たしていただく地域づくり委員会というものが、昨年6月までに各4地区に組織化をされたわけでございます。1年弱という経

過の中でそれぞれの地区におきまして取り組みが検討されておりますけれども、組織化されます時点から事業実施にあたりまして町といたしましてはこの押しつけ的な考え方でなくて、これは極力行政としては控えながらも大原則にしておりますこの協働の観点という考え方の中で、自ら地域の皆さん方が発想をして取り組んでいただくということに力点を置きながら、ただ側面的にはこれらの目標というものに向かって行政としても精いっぱいご支援を申し上げていくという考え方でおります。人力的な面それから補助金制度、先ほども出ておりました補助金制度の両面でもってまあやっていきたいということでございますが、あくまでもこの主体的な進めるあるいは取り組む内容については地域の委員会で自らひとつ実践してほしいというふうに期待をしておるところでございます。

同時にまたあの各区の間、地区間それから耕地なんかにもまあいろいろあの他の耕地を参考にしながら取り組んでいくという事業も当然出てまいりますので、横の連携というものも当然これは必要になってまいります。そこにまあ行政はどういうふうにこの支援をしていくかということの中で、そのパイプ役をひとつ果たしていくのが職員全員からの耕地担当制という位置付けにしておりまして、それぞれの区の関わり方それから出身母体を中心にした職員の耕地への関わり方、それからまた同じ職員でございますのでそれぞれの地域との連携の情報交換といったことを中心にしながらやっておりますけれども、なかなか職員も減少してまいりる状況の中で、対応に苦慮する部分もあろうかと思っておりますけれども、アンケート調査等もやってみましてそのことに期待するご意見もかなりございますので、引き続きそのご期待に添えられるようにひとつやってみようというのと同時に、まあ耕地によってあのいくらかこの温度差もあろうかと思っておりますが、是非これはあの職員のそうした部分を活用いただけるようなことをお願いして、区長・総代会なんかでも常にお願ひしておるわけでありまして、若干その辺があのことらの思っておる感度とずれておる部分もあることは事実でありますので、まあこれは一朝一夕の中ですぐこう溶け込んでというわけにはいかない部分もありますけれども、その辺のところを今後ともいろんな考え方の中で強化していかなくやならんというふうに考えておるところであります。いずれにいたしましてもここ1・2年数年の中でできるだけこの地域に根ざした地域づくり委員会主体の協働の地域づくりまちづくりができるように期待して、それに対する必要な支援は申し上げていきたいというふうに思っております。

町長のお考えはお聞きをいたしました。そこで私の方からの見方ではありますが、あのこの協働のまちづくりについて、まあよく協働協働言われますけれども、言葉だけがまあ氾濫していてその実態が見えないというのが今日現在の姿であります。またあの協働という概念についても人によって違いがあるような気がいたします。そこで今協働のまちづくりは全国的に展開をされておりますので、いろいろ調べてみましたが協働のまちづくりの大綱はどこも同じであります。まあ目的が同じでありますからそういうことですが、問題はこの推進をする手法において様々なものが出ております。まあ肌理の細かさあるいは資料を見てその内容説明がわかりやすいと、まあいろいろあるわけです。先ず1例を挙げてみますと協働のまちづくりを進めるには環境の整備に力を入れることが先ず大事だと、例えば住民、職員への意識の啓発、または何のための協働かという目的目標を共有すること、更には真に協働を理解しつつ課題を的確に捉えて活動できるよ

うな人材の育成、更にはまあ何をしたいかということで活動事例の紹介、そして庁内推進体制の整備、職員の支援体制の整備とこういった協働のまちづくりを進めていくために地域に組織だけを作ればいい、あるいは若干の指標を出せばいいというだけではなくて、細かなその準備を同時に進めそれをしてしながらいかなければなかなか先へは進まない、そんなようなことを実感するわけでありまして。またその中では年次別の推進スケジュールを作って年度ごと検証しながら足りないところは補い、という作業も大事になってくる、まあこのようにみましたときに飯島の計画書は少し目が粗いのではないかなどこんなふうに感じております。また実践にあたって、今町長地域の自主性ということを強調されましたがこれも大事であります、そうしたまだこれから出ていく事業体でありますので支援ということが非常に大切になってくる、その辺が飯島町においては少し物足りないのではないかなどこんなふうに感ずるものであります。

19年度の監査報告でも指摘されております。ふるさとづくり計画について活力のある自立のまちづくりを進めるためには総括的な企画立案調整のできる部所が十分機能することが重要であると指摘をされております。また私が新年度の予算審査の中で感じましたことは協働のまちづくりが縦割り行政の中で進んでいることとあります。例えば総務課の地域づくり委員会、産業振興課の農地・水・環境保全向上対策、社会教育の公民館活動、生涯学習まちづくり計画、スポーツ連絡協議会、まあこのようにいろいろあるわけですがこれらは大きな目標は行き着くところは協働のまちづくりであります。全課を挙げての意思統一と総括的な取り組みが必要ではないでしょうか。先ほど言いましたが地域の自主性の尊重は協働の原則の一つであり大切なことではあります、地域には人材も不足がちでありまだ体制が出来上がっておりません。協働のまちづくりには総括的に推進のできる庁内の体制の確立が必要と考えます。私はこのように受け止めますが町長のご所見をお伺いいたします。

町長

確かにまあ協働という言葉が先走りをして住民の皆さん方は何をどのように取り組んでいいか、特にまたその取り組みの内容とそのメニュー的な問題も含めて戸惑いがあることは事実であります。そういうこともあって昨年の6月の各組織の立ち上げのときにも、私も4カ所ともお伺いしておりますけれども、いろいろと議論が生まれてなかなか立ち上げに難渋された地域も印象として持つておるわけでございます。ただ組織だけを作ってそれからスタートしていろいろ考えるっていうことでなくて、その規約に盛り込む内容についてかなりの時間で議論をされたように記憶しておりますけれども、まさにそのところなんだろうと思っております。であの、まあ難しく考えれば切りがないわけでありまして、今までこの延々とやってきたこの地域というものを作ってきたその過程の中でのやってきた取り組みというものが、もう即、協働のまちづくりに直接繋がっておるといふ部分もあるわけですし、それから新しいこの時代の中で新たにこの取り組んで発想していかなくやならんという問題もありませんので、まあその辺も両方含めての規約に掲げられておるといふふうに理解をしておりますけれども、実践はこれからでありますので、今言う、その支援も含めて精いっぱい、決して縦割りになるようなことでなくて、地域の皆さん方が広くまあ考えていただいて、そこにまあ必要な補助金なり人的な支援をしていくというのが一番理想的でございますので、そんなようなことでやっていきたいと思っております。ただまあそれをあのいろんな地域間や地元とのこの思いというものを行政とどういふふうにああマッチしていくということの中で、今お話

森岡議員

にございましたように、この各所管で対応しておる部分も結果的には協働のまちづくりといろいろあるわけでありますので、現在は総務課にありますそのまちづくり推進室を中心に行って、後、枝の部分では当然これは繋げていかなきゃならんということがございますから、4月以降またこれは名称を変えて新たな1本化した組織ということは今考えておりませんが、これまでの農地・水・環境なんかでも一応これは協働のまちづくりの取り組みの一環として位置付けて、そこには一つの所管であるまちづくり推進室から発信をした枝としてのこの実際に事業に取り組む内容については、やっぱりこれは農水省等の関係が出てまいりますので、そういう使い分けの中でお互いに協力し合って意識を共有しながら今取り組んでおるのが現実でございますので、今おっしゃるこの協働のまちづくりもその体制強化がどうしても必要だということは十分承知をしております。従ってこれからも更にその連携、内部的な行政の中での強化を中心に図って、できるだけ支障のないような運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

森岡議員

それでは次の質問をしたいと思いますが職員の定員管理についてであります。どこでも人件費の増向は経営体にとって非常に大きな影響を与えるものであります。自立を進める飯島町にとっても人件費は大きな課題であり、職員の定員管理において平成27年度を目標に100人体制の管理計画を立てました。しかし実態はこの3年間で管理計画以上の減員が進み、19年度目標133人に対して121人であり12人の過剰退職です。このことは財政的には人件費の大幅削減として財政改革の効果のように見えますが、飯島町にとって真にプラスになることでしょうか。計画目標以上の削減は金銭に代えられない弊害を生むと思いがいかでしょう。大量の退職は人材という大事な資源を失うことでもあります。人材という資源の流失ではないでしょうか。私は過剰退職ということと計画ではありますが単に100人の体制を整えるというところに危機感をもっています。定員管理について町長の所見をお伺いいたします。

町長

町の職員の特にまあ一般職の職員の定員管理計画、これはあのふるさとづくり計画並びにその町の定員管理計画というものの中で位置付けられておまして、それぞれ整合性を図りながらやっておるわけでございます、まあ目標として今、ふるさとづくり計画の期間中に100名体制というものを一つの目標に進んでおるわけでございます。いろんな自己都合、希望退職等も含めて今この年度計画途中におきまして予定の定数をオーバーする一つの削減といいますか現実の職員数の状態が進んでおるわけでございます。一方でまたこれはあのいろんな新しい国や制度が出てきて、町独自のこの人口増や若者定住や企業導入やといったような、あるいは福祉の問題も含めて新たなこのマンパワーを要するひとつの施策が生まれていることは事実でございます。従ってあの先程も申し上げましたようにこのふるさとづくり計画100人体制というその掲げた目標はそこに置きますけれども、年度ごとの採用計画あるいは事務事業のいろんな動きの中で、必ずしもこれはあの数字先行で100にもって行けばすべて終わりというわけにはいきませんので、行政サービスとの兼ね合いの中でその辺を慎重にまあ考慮しながら、ただ全体的には人件費の削減というものは、これは一つの基本的な捉え方としてやっていかないと、町の財政の将来展望があり得ないということでございますので、いろいろな考え方をかみ合わせながらひとつ慎重に対応していきたいというふうに現在思っております。

森岡議員

定員管理については町長もそれなりに結果からみて柔軟にということでもあります。

確かにあの行政からの報告の中でもこんなことが出ております。事務事業の見直しという項目を挙げておりますが、行政需要の増大によって事務事業の見直しが迫られているというようなことや、職員の定員削減によって計画以上に進んでいるので事務事業の増加傾向との絡み合わせで大変だというような報告も出ております。重ねて申し上げるわけではございませんけれども、弊害あるいは課題というものが見えておりますのでその過剰退職の是正といいますか、計画どおりに実施することと100人体制についてはその内容の検討見直し等を更に進めていくべきとこのように考えております。まあ町長からはお答えがありましたので私もそのように思っておりますのでよろしくお聞かせしたいと思います。

それでは次の項目に入りたいと思います。飯島町の森林の現況と課題ということでございます。村井県政では今、山が大変だと、このままでは山が死んでしまうということで森林税を創設し森林の管理について「信州の森づくりアクションプラン」を立てました。戦前戦後いやその昔から山は地域や国の大きな財産でありました。それにより国も地域もどれほどの恩恵を受けてきたか計り知れませんが、それが昭和40年代高度成長期を境に安い外材に押されて森林は衰退の一途をたどって来ました。町の行政の中でも森林への関心は高いとはいえない位置となってきました。私自身もそのような感もありましたが、国家100年の大計を思い、また今日的な環境問題や自然災害を考えると、改めて町民の皆さん共々に関心を持っていただきたいとの思いがありましてお聞きをするわけでございます。

先ず第1に飯島町の森林の現況と課題、そして基本的な森林行政に対する基本的な考えをお伺いしたいと思います。

町長

2点目のご質問であります飯島町の森林の現況と課題についてであります。最初にちょっと数字的なことを申し上げさせていただきたいと思いますが、当町の森林面積は現在6,257haあるわけございまして、町の総面積の約72%ということになります。その内に国有林を除くその山林面積、これが4,300haあるわけございまして、この町の持っておりますこの伊那谷と申しますか気象あるいは土壌といったこの自然条件に恵まれて、檜をはじめ赤松や唐松の適地として森林が醸成をされてきたわけでございます。その手を加えてきた人工林率というのがございましてこれが53%ございまして、県の平均全体を上回っておる町の森林の面積の状況でございます。この53%以上の人工林の内に植えてから26年から45年経っているものが約45%ということになっておまして、今この健全な森林を更に後世に伝えて伸ばしていくためにどうしても今後手を入れていかなきゃならない。お話のとおりでございます。間伐や枝打ちを実施をしてこの強い林、森にしていくことがどうしても不可欠であるというふうになるわけでございます。で、そうした状況の中で特にこの町有林と区有林の点につきましては、まあ厳しい財政状況もいろいろあるわけでございますけれども、やはりこれはあの計画的に保育事業というものがこれまで先輩の皆さん方のご努力も含めて進められてまいりました。特にこの居住地に最も近い個人有林については間伐や枝打ち等の保育事業の課題がいま最大の問題でございます。一見まあ非常にこの未整備放置をした山林というものが目立ってきておりますので、この辺のところをなんとかしないと今後森林の果たす役割、特に災害対応の問題、水源涵養の問題それぞれ環境に及ぼす問題と出てまいりますので、対応していかなきゃならないわけでございますけれども、この放置

をされている要因というのがいろいろあるわけでございまして、山林の山を持っておる方のまあ当然高齢化が進んでおりますし、それからそれに対する後継者もないというようなこと、それから昨今言われてまいりましたこの材木の市況低迷等まあ非常に林業をめぐる厳しい社会環境とともに、飯島町ばかりではございませんけれども、この手が入っていないという特に個人所有の山が多いわけでございまして、特にまたこの作業道なんかの整備もなかなか進まない面もございまして、そうした問題を投げかけておるわけでございます。

この森林行政というのはこの短期的なすぐ目先の問題では解決できない問題でございます。100年200年の大計に立ったいわゆる「緑」のこの社会資本の整備という形で捉えて、森林の持つ、果たすその役割の多面性というものを十分に地域住民というか国民の皆さんがご理解をいただいてそして新しいまあ、県もそうしたことに思いを寄せての今度の新しい森林税の取り組みだと思っておりますので、また事業の面はそれぞれ検討をしてみたいと思いますが、そうした考え方の下にこれを捉えていく必要がある大変大きな行政課題であるというふうに認識をして必要な対応をしてみたいというふうに思っております。

森岡議員 それでは新年度の予算の中にも盛り込まれておりますが、信州の森づくり事業の概要と県のアクションプランの活用、町の対応についてお聞きをいたしたいと思っております。

町 長 それでは今後のまあ具体的な施策としまして今、県が打ち出してまいりました長野県の森林づくり県民税を財源とする各種の事業に関連して町の取り組みを、少しまあ新年度予算の中でも申し上げましたけれども説明申し上げたいと思っております。

特にこの里山の個人有林、今申し上げたこの間伐等の手入れが大変遅れておると、将来に崩壊の危機に瀕しておるといようなことに着目をした県の施策であります。この平成20年の4月1日から導入をされます「長野県森林づくり県民税」これを財源にして各市町村でこれを補助事業として積極的にまあ捉えていく必要があるとこういう考え方でございまして、このためにはまあ一行政のみならずこの県とも森林組合ともやはり連携をして、間伐等の森林整備に必要な経費の補助を受けていくという形になりますし、また団地化によるこの森林整備を地域ぐるみで進めていくための活動支援対象にもされておることになります。で、具体的に飯島町の場合平成20年度の着手の内容でございまして、事業地域は昨年よりまあ実施を取り組んでいただいております田切地区におきまして、特に区有林を中心に30ha余りのこの団地化の取り組みが今なされて手が入っておることから、手始めにはまあここをひとつの最初のモデルケースとして県と協議の中で取り組んでまいります。田切の西山区農村整備対象地域という位置付けでもって、これも先程の田切の地域づくり委員会の取り組みという位置付けでもって、いただいておる面もございまして、非常にまあ期待をしておるところでございまして、特にまあいきなり入っても個人の山がなかなかその不在地主っていいですか、若い皆さんは自分の家の境もわからないといようなこともございまして、いわゆるこの森林国土調査版といような地籍調査といようなことにもなるわけでございまして、この衛星からのこの測量機械を使って一部に使ってその境立てを先ずしていくといような、このことはやはり将来の森林を持つ県関係でも大事な基礎的な部分でございまして、そこから始めてその区域をはっきりしたうえでこの間伐枝打ち等の作業に入っていくというこの二段構えでやっていく計画でございまして、今後随時まあ5年間ぐら

いの一つの壮大な計画でございまして、だんだんと地域に広げてしかもあの区単位の事業とともに個人的なひとつの取り組みも並行してやっていく必要もございまして、これは全町的にその希望があれば1haが5,000円ぐらいの自己負担で済むという形になりますので、鋭意努めてまいりたいということで新年度の予算の中にもひとつ計上をさせていただきますところでございまして。

森岡議員 それでは次にちょっと角度を変えて、飯島町には町民の森があります。ここは昭和52年、時の町長によって飯島区池の平一帯を町民の森と指定しました。そこには先人の遺徳を宣揚しその心を後世に伝えたいとの思いがあったかと推察をいたしますが、この町民の森の由来についてお聞きをいたしたいと思っております。

町 長 まあ山の大切さという位置付けの中で町が指定してあります町民の森、これについては折りに触れて広報やなんかでもお知らせをしておるわけでございまして、この場面においてもやはりPRの一環ということでございまして、ちょっとその今までの経過を振り返りながら是非住民の皆さん方にもご理解をいただきたいというふうに思っておりますけれども、この町民の森につきましては通称「池の平」という地籍でございまして、この池の平という地籍の中に林道の辰巳ヶ線というのが与田切沿いにずっと行って入って行きますとございまして、これを2キロほど北の方へ曲がりくねって参りますけれども、入った林道沿いにある素晴らしい檜の美林という形になります。標高が約1,060mの地点、面積は全体で5.8ha、このなだらかな一段にある地形の樹齢約80年という檜の森林でございまして、昔この池の平には庄福寺という、かつて役場の庁舎の本寺でございましたけれども、この修験道場があったとの言い伝えが残っております。大正の末期、当時のまあ小林音吉村長さんという方が衆議を結集して自ら陣頭に立って公有林の事業を行って、村の基本財産の造成に努めるという考え方を基本にその後代々の首長が継承をして現在は郡きっての、まあ長野県切つてのと言ってもよろしいかと思っておりますけれども、非常に県知事さんなんか注目をしていただいております。檜の美林に至っておるとこういってございまして。

そうした功績を称えて構成に伝承をしていくために飯島町が合併20周年これは昭和53年の3月でございまして、これを記念したこの地を町民の森と定めて記念碑を建立をさせていただきます。2つの石碑からなる建立でございまして、そうしたことで後世にできるだけ多くの町民がそうした歴史をたどりながらこの山の尊さといものを味わってもらうために位置付けしたといものでございまして、その整備と今後のPR利用促進といったようなことになるわけでありまして、整備につきましては昨年列状間伐等も一部やったりして、間伐を含めた手入れをしてきております。年々してきてまた今後にも必要に、だいたいあの間伐してまいりましたので、この一部のこの庁舎にかなりこの用材を使わせていただいたといことでございまして、手入れはまあ今後続けてまいりますけれども、そのPRをして地域住民の皆さんや都会辺りから来るこの森林浴も含めた利活用という問題につきましては、ちょっと今のこの時期の中で、まあ私どもの努力PRも足りない面もあるかもしれませんが、なかなかご利用いただけないというのが施設的な面も含めてまあ現実としてございまして、昨年の千葉の子ども達が留学に来てそのトレッキング等をする中で、是非池の平の町へご案内といようなことで下見をいただいてコースへ入れたかったわけでありまして、ちょっとその周辺のまあ都会の方から見ると非常に恐怖に感じるといような印象もあったようで、どうも

落石が危険だかもしれない、道路が少し荒れておるといふようなことで、残念ながらあの山に行っていたく事が出来なかったわけでありましてけれども、まあこれはこちらの整備のひとつの責任の部分でありますけれども、必要最小限な災害対応も含めて整備をしていかなきゃなりませんけれども、なかなか現実に追いついていかないというのが財政問題も含めて現実の問題としてございますので、今後はまあまたもう一度この町民の森というものの意味を整理してですね、できるだけまあイベント等が可能なのかどうか、そこに結びつくようなPRをどういふふうにしていったらいいかといふようなことをまたもう一辺、このご質問をいただいた契機にひとつやってみようと思っております。

森岡議員

只今お話をいただいた経過の中でその先人の遺徳を偲び、また町民としても森への関心を高めていきたいまあそんなふうにするわけでございます。只今お話のありましたように早速あそこをどのように活用するかといふことは非常にまあ課題も多いわけでございますが、これらを機会に是非ひとつ何か活用できるように検討をいただきたいなど、今まで考えて見ましてもこれといった、あそこに対するそうした対応はなかったわけですが、森へのあるいはそうしたことへの意識を高める上でも是非とも検討をしていただきたいと、そんなことを申し上げまして一般質問を終わりたいと思っております。

議長
9番
平沢議員

9番 平沢 晃 議員

それでは通告に従いまして、主タイトルでもあります平成20年度の行財政改革指針の中から以下大きく2つに絞って質問をしてみたいと思います。1つとしてはこの新たな予算が上程されましたのでその中から財政健全化について、2つとして行政評価制度について順次質問をしてみたいと思います。町長2期目のスタートの行財政でありますから、町民のみなさんも関心を持って成り行きを注目しておりますので、具体的に分かりやすい答弁をお願い申し上げます。地方自治体を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。連日のように新聞紙上には長野市を取り巻く信州新町と中条村、そして自立、合併に揺れている小川村の住民投票の問題、南に目を向けて見ますればこの合併支援を県に要請している阿智村と清内路村、そしてこの中央アルプスを挟んだ王滝村では財政再建団体の可能性も高まっており、この身近な地方自治のあり方に様々な課題が浮上しているのが現状でございます。自己決定それから自己責任が問われ三位一体の改革によりその流れが加速しているのが現状ではないでしょうか。しかし社会の情勢が如何に変わろうとも、この飯島町に暮らす全ての町民が安心して日々の生活ができて生きがいを感じることができることが、このまちづくりをすることが町政であり、住民主決定機関であると同時にこの政策提言も併せて行うのが議会の役目であると私は認識しております。自立し持続発展可能なまちづくりにはもちろん大胆な行政改革は必須であるとともに、この町の未来を見据えた諸施策を的確に講じていかなければなりません。そこで財政健全化に向けて本年度はどのような取り組みをなさるつもりなのか具体的に説明をお願い申し上げます。

町長

平沢議員から先ず財政健全化に関連して新年度予算を含めたこの健全化に向けた具体的な取り組みの問題のご質問でございます。当町の財政運営上の1番の課題でありますのは今この公債、いわゆる町債であり借金になるわけでございますが、この公債及び繰

出金の適正運用、それから経常経費の抑制、基金の積立、という4つにひとつの大きな課題として持っておられるわけでございます。この中で公債管理につきましては大型事業が起債の発行によって賄われてまいりました結果、公債費が残高が大変大きくなっておりまして、将来世代への負担が年々重くなっておる現状でございます。そこで平成19年度から今この3月までの19年度から3年間をかけまして、国が実施をいたします「保証金なし繰上償還」なかなか今これはあの政府系資金が繰上償還という道が閉ざされておったわけでございますけれども、全国のそうしたいろんな財政状況を国が勘案する中でこの道が一部開けてまいりました。いわゆるこのペナルティーなしの保証金なしの繰上償還というものが認められてこの活用をそれぞれの市町村が対応しておるといふ状況でございます。で、これを行うことにより公債費負担の後年度負担を軽減を実施をしてみたいと思います。併せて予算編成の中でも申し上げてございますが、起債の発行額を最小限度とするように事業を十分に精査選択をして起債制度を有効活用しながらもこの抑制を図っていくという予算編成にさせていただきます。ただし今お話にございましたように、この活力を求めたまちづくりのいろんな施策もございまして、その辺は選択と実行、いわゆるメリハリのある部分で対応しながらという形で編成をしておられるわけでございます。それからもう一つのこの繰出金の運用の問題でございますが、この規模を繰出基準の範囲内とすることを基本といたしまして、赤字の補てん的な繰出しにならないように事業運営に留意をしてみたいと思います。またそうした予算にしたわけございまして、この繰出しと申しますかあの先程の繰上償還にかかる財源というものは財政調整基金から一部充当をして、19年度等も余剰財源が出た部分をこれに充てさせていただいておりますけれども、新年度もその基本的な考え方を変わらずにこの一般行政経費に財政調整基金等のいうものを繰り上げをするということは今年はいたしませんでした。で、特に今後はその町のみならずこの広域連合でありますとか、それから伊南行政組合等への外郭団体が実施をする共同事業というのがございまして、これがまあいろんな面で繰出金が増加をしていくという見込みでございますので、各町村ともこれは十分連絡をとりながら、安易にこの長期にわたってこの繰出しが安易な形で増えていくといふことのないように、慎重にそれぞれ連携をして財政運営を行っていかんやならないといふふうに思っております。

それからこの行財政改革による経費の節減につきまして、これはまああの一つの課題である経常経費の抑制ということに繋がるわけでございますけれども、先程申し上げておりますように引き続きふるさとづくり計画に基づいた改革を基本に一層の細かいところからの削減努力といふものをしてまいります。今年度も基本的には3%対前年比削減といふ一つのシーリングの中で対応した予算編成となっております。

それからこのいわゆる景気のその時々々の動向や三位一体を含めた交付税改革といふようなことの中で、まあ新年度は一時的にこのふるさと再生といふような枠の中で、都会からの財源を一部地方へといふことの中で4,000億ほどのこの財源が回って措置できましたけれども、これはあの将来持続できるようなものではございませんので、全体として今後とも交付税といふものは非常に削減をされていくといふ流れは変わりございませんので、そうしたことを考えますとこの不測の事態に将来備えるためにできるだけまあ厳しいけれども基金に積んで、でまたその基金を大切にまあ財政の弾力運用に充てるといふようなことの柔軟な対応をする中でやっていくということでございますし、それから

今後今進めておりますこの重点施策である若者定住や、それから新たな企業導入、といったことへの将来にまあ投資に対するまあ果実って言いますか、将来の税収というものを期待をしながら、できる限りのこの基金の積立を行って一層の健全財政の運営に努めてまいりたいとこういう基本的な新年度予算への取り組みでございます。

平沢議員

只今財政健全化に向けた重点施策のガイドラインはお聞きしました。順を追って私は繰上償還それからさっき繰入金の話と公債についてはもう少し町長の所信を後刻お聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。それで町長はこの施政方針の中で中期総合計画を具現化するために、次代を担う子ども達の育成支援、それから町の活力を強力に推進するとともに財政基盤を健全に保つことを念頭に協働と子育てで未来を育む健やか予算とこのように位置付けて協働のまちづくりを推進していくと表明されております。そこで私はその後段の方のこの財政構造、これについてこの一般会計における財政力等、それから主要な財政指数の動きについてお聞きをしたいと思っております。

先ず3年平均でみるこの経済力指数が年々低下するのに対して経常収支比率が86.6%と高い水準にあります。この70%が警戒ラインでありますからこれは既に突破しております。このものについての何らかの改善策は、先程ちょっとちらっと申し述べましたが、検討しているのか再度これをお伺いいたします。

町長

各種の財政指標の中で課題になっております一つのこの経常収支比率、飯島町は非常に高い水準にあると、この改善策についてでありますけれども、平成18年度の決算におきましてこの飯島町の経常収支比率が前年度に比べて1.4ポイント増加をしております。主な要因につきましてはこれは福祉関係の扶助費が増大をしたこととそれから維持補修費や補助費の増加によるものでございます。それからまた公債費や繰上金の増加も一つの比率を上げる要因となりました。で、一方でその人件費に関しましては2%の減少、物件費につきましては0.2%とわずかな増加傾向に留まっております。まあ増加をした部分これは当然義務的経費の分で増加するのがありますけれども、これはまあ医療費の問題とかまあいろいろ介護費用とかいうことが起因してまいりますけれども、いわゆるこの庁内の中で自助努力でやれるものについては若干なりともこの改革の成果が表れてきておるといふふうに分析をしております。

それでまあ今後はこの社会福祉面、今申し上げましたけれども、こうしたあの需用費が更に高まっていくだろうといふふうに見ておりますし、それから施設関係の維持整備というものがかつていろいろこの公共事業的なことも含めて建物、道路、河川、その他数10年、2・30年、40年と経過した中で非常に疲労をしてきておる、施設の維持補修にかかる費用というものが今後かなりバカにならない数字になってくるということがございますので、これはやはりどうしても優先充当していかなきやならない、まあ経費を抑えていかなきやなりませんけれども、必要なリニューアル維持補修はしていかなきやならないといふふうに思います。こうして考えてまいりますとこの経常経費の抑制というものは改革の推進による一層のまあ経費削減、繰上償還を活用した公債費の負担軽減というものを更にまあ検討をして実施をして、全体的にこの財政の弾力性というものを高めていかなきやならないといふふうに思っておりますので、ただこの経常経費に占める比率というのはこの数字の1ポイント2ポイントで議論するというのもですけれども、そのときのそのパイ、財政の大きさパイの大きさによってこれはすぐ変わる

ものであります。従って一喜一憂しておってもいがかかと思っておりますけれども、ただあの全体的な上昇傾向を何としても留めて、削減の方向へいかなきやならないという一つの基本的な考え方でございますので、特にその辺の大きな要素を占めるのがまあ人件費の問題が要素を占めておりますけれども、これは先程の議論でもありましたが、削減方向の中で改善はしておりますけれども、今後この数字が減ればのめいいというだけの議論でなくてですね、いろんな総合的な判断の中で経常経費というものは抑えていく努力が必要といふふうに考えております。

平沢議員

ご答弁いただきました。やはり総合的に考えることは一番ベターだと思っておりますが、この点につきましてはですね、去年のこの決算時に財政の硬直化が進んでいるということを監査委員からもこれは指摘をされておりました。それで更なる行政改革の推進はまあお願いしたいとこういう意味で申し上げたところでございます。

次に起債制限比率、これも年々上昇しております。まあつまり悪化しております。これは仕事をするためには、先ほど町長申したとおり金が必要であります。自己財源がなくて借金をするそれが比率を高めることになり、この平成18年から起債借入れの基準指標となった財政の基本数値である実質公債費比率、これがまあ今現在16.7%、これでこのままいくと3年後には18%を超えるだろうとの試算をお聞きしておりますが、まあこのような状況で推移しては将来の財政運営にこれは問題がないかどうかこれもお聞きしたいと思います。

町長

従来の起債制限比率いわゆる最近の指標の呼び方では実質公債費比率ということについて、これに上昇に伴う対応策でございます。この実質公債費比率は大型事業を起債でまあ賄ってまいりましたために、過去の事業のために上昇する今、この偏在がピークを迎えて来つつあるということをご承知のとおりでありまして、上昇をする状況でございます。平成23年度までその傾向が続いてまいります。この新しいまあ財政のこの健全化の中で捉えておる実質公債費比率というものは、18%がこの起債発行の際に許可が必要となるこの基準となってまいりました。当町の場合現在16.9%、今お話がございました数字でございますが、これはまあ郡下の中で低いからといって安閑しておれる数字でもございません。平成22年度までにこのままの繰上償還を一部対応しなくて行った場合には、18%を超える見込みといふふうになるわけでございますので、そこで再三申し上げておるこの予算の中で、3年計画に渡って国のペナルティーなしのこの繰上償還制度を活用して繰上償還を実施してまいります。このことによって実質公債費比率が18%にならないようにコントロールをしていくという一つの考え方でございます。なおこの20年度から施行されます財政健全化法では4つのこの指標の公表が義務づけられてまいります。特にこの中で早期健全化団体となる基準、今先程この王滝の例なんかも出ておりますけれども、これはまた更にこの上の数字で実質公債費比率で25、これを超えますと一切の事業がストップ、許可が認められないというようなことで非常に事業の推進に影響が出てまいりますけれども、これはもう破たん寸前くらいの状況にといふふうに我々は理解しておりますけれども、そう前の指導の入る18というのをまで行かないような自己目標というものを掲げて今後とも財政運営の健全化というものを維持していきたいとこういう考え方でございます。

平沢議員

この実質公債費比率これは一般会計から特別会計の繰上額がまあ多いこともこの要因と思われるので、まあその点も留意されたいと思っております。それからもう1点こ

の自治体の財政力を判断する指標であります財政力指数、これについてお伺いいたします。この財政力指数は地方交付税の算定に用いる基準財政収入額と基準財政需要額、この関係であります。これも過去3年間の平均値を用いてこの数値の高い自治体ほど財政力が高いといわれております。1を超えると地方交付税の不交付自治体となります。かなりあの南箕輪村なんかはそういう一つの形の中で非常に財政力指数がいい状態になっているとお聞きしております。これで当町の場合は3年平均で0.438でこれも年々悪化してきておりますが、この状態で将来に不安はないのかどうか、この点もお尋ねをしたいと思っております。

町長

財政力指数の問題でございます。自治体のいわゆるまあ財政力、これの姿を現すこの数値が財政力指数という形になりますけれども、今お話ございましたここ数年わずかながら飯島町の財政力指数は上昇傾向にございます。従来の30%台が40%台に入って推移をしておるといある形になります。であのお話にございましたようにこの分子となる基準財政収入額、標準的な町に合わせた収入額というものはこれはあの景気の動向、まあ景気全体の景気ももちろんでございますけれども、1・2の企業の税収等の決算の内容については大きく振れる要素を持っております。それから全体的な税収の変動、それから国からくる譲与税交付金、こういったものについても政策的な部分でかなり左右される不安定な性格をっておるといのがこの財政力指数でございますので、そう簡単にこの飯島町に固定したこのくらいだというわけにはまいりませんけれども、やはりこれもお話がございましたように、自前の財源というものを何としてもこの力をつけていくということが一番の町の活性化発展のためには最も大切なことでございますので、是非これが右肩上がりになるような将来の施策というものを講じていかなきゃならないと、できるだけこの他の依存財源に頼ることのないような自主財源の確保というものがどこの市町村もこれは至上命題でございます。そのためにも常に申し上げておりますこの人口を増やして、そして若者定住をしてそして企業導入を図って、そこから生じる果実、税というものを期待をしながら精いっぱいこのそうした取り組みをしていくということで、新年度予算もそんなことを申し上げておるところでございます。

平沢議員

それでは次に財政調整基金について、これは18年度で7億円余ありましたが、本年財政調整基金から1億8,000万円これを繰り入れをしております。先程ちょっとちらっと町長申しておりましたが繰入金の話でございますが、この財政調整基金は文字どおり財政を調整するための基金であります。今年度の繰り入れは一応ちょっと見えますと国庫支出金等の大幅な減少に対応するものかなあとお考えですが、国庫支出金や地方譲与税これ等の減少はこれは今年に限らず来年度以降も続くことが予測されます。今後も財政調整基金の繰り入れで対応をするのかどうかこの点についてお伺いしたいと思います。

町長

まああの財政調整基金につきましてはどのくらいの規模が理想、適当で飯島町の場合であるかということは一概に申し上げられませんが、何かあった場合の不測の事態に耐えるためにもこれはかなりの、現在今7億円ぐらいの規模の財政調整基金持っておりますけれども、この辺のところは維持していきたいというふうに思っております。ただこれもあの健全財政を維持するためのそのための事業をしていくにはどうしても年度決算間の中で調整が当然出てまいりますので、当初予算の中で一部充当してまた財政運営の状況を見ながら積み立てをしていくと、場合によっては崩さなくて済むというよ

うなことの繰り返しを従来もやってまいりましたけれども、そんな考え方の中でやってまいります。いずれにしてもこの目先だけのことの基金があるから行政一般経費を当初予算の中で安易に財政調整基金を充当すればいいということの考え方は今後とも厳に謹んでいかなきゃならないというふうに思っております。

平沢議員

今申したとおりこの財政調整基金でありますからまあ慎重に取り扱いを願いたいところでございますが、まあこれは来年の来年度以降もですね本年度と同額の財政不足になると仮定した時にですね、今の基金7億円余ですが今年1億崩しますので、まあ数年間の後にほぼ無くなると思っております。まあこの点の対応策も併せてあとでちょっとお聞きしたいと思っておりますが、この基金に頼らない財源不足対策であります。財源不足が今年度のみでなく数年間は続くであろうと予測される場合ですね、まあ飯島の場合はそういうふうな傾向だと思います。その場合の基金の繰り入れ以外の対応策を考えるべきではないかということでございますが、まあ基金が無くなってからこの水準を急減する、それよりもあらゆる水準を落として長く続けるのが本来のあるべき姿ではないかと私思いますが、この点についてももう一度お伺いしたいと思います。

町長

この繰り上げ償還につきましては平成19年度も含めて3年計画でやると、まああの19年度と20年度が1億余りの大きい数字を繰り入れるわけでございますが、21年度も3年目になりますけれども、これはあのガタンと規模が落ちてまいります。数千万くらいだと思いますけれども、で、これでひとまずまあ当面のこの事業を推進していく上に必要な18という一つの財政健全化の指導の目標であるのは当然維持できるという試算の中でやっておりますので、今ある基金を更にこの繰り上げ償還に使って数年で無くなるという図式にはしてないわけでありまして、まあ慎重にやっっていかなきゃならないと、で、財源不足も当然これはあの今後とも続くという厳しい見方をしておりますけれども、これはやはりあのナシガケの基金を使ってでも背伸びした行政財政運営事業を取り込むというわけにはまいりませんので、いわゆるまあこの実施計画に基づいた事業の取り組みというか、実施を前提にしてその歳入の枠の中で予算を組んでいかなきゃならないというふうに考えて、今後ともその事業のための実施計画のローリングを重ねていくという形になります。支出の方を固めて後財源がないから安易に繰り入れということではなくてですね、入るを図ってまあ支出を考えていくこういうことだろうと思えます。で、もう少しこのじゃそれに代わる財源をすぐみつけるって言ってもなかなかこれはそんなに打出の小槌があるわけじゃございませんので、地道な努力の中で企業導入等も含めた将来の税収を確保できるような施策をやっていくということと同時に、非常にあの景気の問題も左右してまいりまして、ご承知のように、にわかにかう世界経済おかしくなってきましたので、大変まあ予断を許さない、心配をしておりますけれども、政治的にもそしてまた原油をはじめとする、あるいは穀物の高騰等をはじめとするその経済の影響がなくて、右肩上がりの経済成長ができるようなことがひとつ切にまあ期待をしておるところでございます。

平沢議員

それぞれまあお伺いいたしました。将来の財政運営を見極める時にですね、一般財源の33.9%をまあこの飯島も地方交付税に依存していると、こういうふうな状況の中でこの財政事情は現状の行政サービスをこのままで維持できるのかどうかちょっと疑問に思われます。これに対してはその新たな施策がお考えがありましたらお聞かせください。

町 長 今の財政規模、収入等の規模からみて現在のこの行政サービス水準を維持していくかどうかということは、なかなかこれは予断を許さないと思います。経常経費的なまあ人件費の一部を含めてですけれども、精いっぱい削減努力はしてまいりますけれども、その一方でいわゆる義務的経費、医療費の問題、介護の問題、その他いろいろと出てまいります。これは当然右肩上がりにいくということは明らかでございます。その辺をまあ財源との折り合いをつけていくかということで大変厳しいわけでございますけれども、だからこそ毎年々のこの実施計画のローリングというものを慎重にやっておりますね、確実な見通しの中で財源確保をして予算編成をしていくとこういうことになるかと思いません。

平沢議員 そのような状況の中でこの地方公共団体の財政の健全化に関する法律がまあ昨年6月に制定されて、早期健全化と財政再生等の基準を定める政令が昨年19年の12月に公布されたことはお聞きしておりますが、先程申したあの臨時特例措置、この関係でちょっとお聞きしたいと思いますが、いろいろの課題も申し上げたいと思います。平成19年から21年度までのこの臨時特例措置、これで要件を満たした地方自治体への繰り上げ償還が認められたということで、この保証金も免除されるというもので、この公債費の先ほど申したように多い当町にとっては、これは又と無い私は朗報だと思って早期の取り組みを願うところであります。しかしこの要件にある財政健全化に向けた新規の計画の策定と、それが実施されることとありますが、当町ではそのこの取り組みにどのような計画があるのかちょっとお伺いしたいと思います。

町 長 まああの新しい国が門戸を開いた繰り上げ償還制度、利率のかつての高いものから優先して償還が認められるということで、非常にあの各市町村にとっては最大限の活用をすることが大事だと思いますけれども、何でもかんでもこれはあのそのことでいいよというわけにはまいりません。それなりきの各自治体の努力の結果が見えないとこれは認められないという大原則がございますので、それがまあ言ってみれば飯島町に行けばこの集中改革プランにあります行財政改革の着実な推進といいますか、努力目標にどのように対応しておるかということで、具体的には行政改革の集中改革プランというものもそれを満たしておまして、これが認められてその道が開けたとこういうことでご理解をいただきたいと思えます。

平沢議員 行政改革、まあいろいろな形の中で取り組んでいかなきゃならないことはわかりますが、まあ当町ではこの平成23年頃が下水道の償還のピークを迎えるんじゃないかなろうかと思われませんが、そうするとさっきの繰り上げ償還でいきますと22年以降の返還の公債費見ていくとまあほぼ横並びで推移していきではないかと思われま。それでこのこれが財政に及ぼす影響はどうなると推測しているのかどうかわかる範囲でお答えください。

町 長 平成22年ぐらいまでは今のこの18というものを、この水道のピークを迎えても3年計画の中で十分対応できるとこういう考え方で今進めておりますけれども、まあその後ですなまたあの堂前線の問題とかそれからその他若干いろんな新規に取り組まなければならない問題に対しての起債、交付金の残の部分の起債という形で取り組んでいく部分が出てまいります。またもう一辺そのことはもう一辺計画を見直して、財政計画を立ていかなきゃということでございます。ただその事業が償還が始まりますのは5年以上先というような話になりますので、やはり基金を十分また力をつけてできるだけ蓄

積をして、そうした対応にも耐えられるような財政運営というものを進めていきたいというふうに思っております。今のところ数字的にこういくらになるというような年次別計画というのはちょっとこの段階ではございませんのでよろしくお祈いします。

平沢議員 当町だけではなくて各市町村ともに実質公債費比率の状況から見ますと、この借金返済にあえぐ自治体が広がっているのは現実でございます。まあ一層の歳出抑制、人件費いろいろ含めた形の中でそういうことも先程からお聞きしておりますが、策定している町の財政健全化計画、これの見直しについて将来の財政負担を軽減すべきであると私は考えますが、この点は町長はいかがお考えかお伺いいたします。

町 長 平成20年度からこの財政健全化法に基づく4つの指標の義務づけがして公表をするということに義務づけされておりますので、今その健全化計画というものの最終的な詰めを今事務方の方でやっておる最中でございます。明らかになった段階でつぶさに住民の皆さん方に公表をして、理解を得ていきたいというふうに考えております。

平沢議員 まあ国、地方自治体ともに財政状況が厳しいことは私が今更申すまでもありませんが、その厳しい厳しいと言いつつも財政運営にちょっとあまり大きな変化があるように感じられません。予算編成方針は飯島町のふるさとづくり計画、それから先程申しておるこの集中改革プランに基づいて作成していることは認識しておりますが、この予算要求書を査定して積み上げ方式で編成がなされているのではないかとこの懸念するところもござい。ということはこの地域づくり委員会及び農村保全対策委員会のいよいよ実施年度を迎えておるわけでございます。向こう5年間のこの時限で事業が計画されておりますから、それと合わせてまちづくり交付金等の計画もありますので、しっかりした中期財政試算を立てて数値目標を盛り込んだ財政運営指針を作成して、この健全財政確立のために進めるべきと提案いたしますが、この点町長の所信をお伺いしたいと思います。

町 長 これはもうおっしゃるとおりでありまして、数値目標をもって少なくとも3年間の事業実施については実施計画の中で位置付けして、ただあのその年度年度でピンとその最後の桁まで合わせたというような見通しができない場合が多いわけでございますので、大筋の面でまあ交付税や税収やというようなところを折り合いをつけてですね、きちんとした財政計画に基づいた、あの積み上げ方式が懸念されるというふうにもおっしゃいましたけれども、これはあの当然積み上げ方式をトータルして最終的に調整していくのが大切なことでございますので、基本的には中期総合計画それから前年度から踏襲しております実施計画してローリングした分をどう対応するかというようなことも含めて積み上げ方式が一番必要なことだと思いますので、そういう方式によって、議会の最終日全員協議会で向こう3年間の実施計画の考え方を表をもって数字をもってお示しをしたかと思っております。

平沢議員 それでは全協の時をお待ちしております。よろしくお祈いいたします。それではちょっと今度は第2の方に移っていきたく思います。まあ先ほど午前中ですが同僚議員から人事評価についての質問がありました。これに対等して行うのが行政評価と私は理解しておりますが、この行政評価についても特に政策評価についてまたお伺いしたいと思います。まあこの先程申しているとおり国も地方もかつてない厳しい時代にあり、この従来の手法と感覚では自治体として存続できないといったことが懸念されております。まあ民間企業は生き残るためにはそれぞれいろいろ苦慮しておりますが、まあリス

トラ等の企業努力を重ねておるわけでございます。行政は通称に言うとお親方日の丸だなんていう言葉がございましたが、倒産がないから安心だというこのセリフは私はもう死語だと思っております。倒産できないだけに民間の努力より、より以上の努力をしなければならぬと考えております。そのためにとかく多い前例踏襲といった手法を改めて経営感覚を取り入れて、町長のリーダーシップをはっきりと行政改革を強力に推進すべきであると考えております。そこで第1点としてお伺いしたいのは、いよいよ町長2期目に向けて蒔いた種が芽を出したと、これをしっかり育てる事務事業の総見直しであります。先程来言っているこのシーリングの問題もありましたけれど、マイナスシーリングではなくて新たな取り組みも視野に入れて、ゼロベースから2期目でありますから始めることについては町長はどんなお考えをお持ちでしょうか。

町長

次の質問事項でございますこの行政評価制度に関連して、まあ町長2期目のスタートにあたってその基本的な考え方と更にまた毎日のこの業務見直しの中で、どういうふうに行財政改革を進めていくかという総体的な問題でございます。まあ今も財政指標、健全財政を維持していくためにいろいろと取り組んでおる内容について申し上げてきたところでございますけれども、特に部内的な経常経費の節減努力というものは引き続いてやっつけいらなきやならない、と同時にまた国の地方財政に対する措置というものも、これはまあ1つの政策の問題でございますので毎年、今年保証されたからといって来年保証されるこの部分もないわけでございます。大変まあ見通しにくい部分もございまして、景気の動向に左右されるこの税金等も含めて着実なその財政見込みを立て、それに見合う一つの支出、事業実施というものを慎重に見極めて毎年の実施計画のローリング作業という形の中で、まあゼロベースというか今までの基本は崩せませんけれども、継続事業もございまして全部ゼロからというわけにもまいりません。必要な継続事業を進めながら新規のものについても更に、このふるさとづくり計画でも先送り、あるいは一部廃止というようなメニューもいろいろ個々にあるわけでございますが、そうしたことを前提にしながら、かといってこれはああいうふうにあの今、生き残りをかけた各自治体の競争間の問題がございます。従って必要なところにはまあ子育て支援や福祉の問題やらそれから企業誘致の問題やらというようなことについては厳しくてもそちらの方へ重点的な財源充当をしてメリハリを付けていくと、こういう基本的な私のスタートにあたっての考え方で予算編成もしておりますので、その辺についてはまた予算の中でも詳らかにしておりますけれども、是非ご理解をいただきたいというふうに思っております。

平沢議員

今申したとおりその継続事業がほんとに多い当町にとっては、行政事務の削減ということはこれは即行政サービスの低下に繋がりがかねないと思っておりますので、住民との十分な合意を求めて行ってもらいたいことを申し添えておきます。

職員が自ら担当する事業について基本的な政策方針に照らしたこの事業の目的や効果、社会的な環境、それから今後の改善方法などをチェックシートに記入して数値化した手法や、優先順位をつけることにより事業の目的や効果を目に見える形で示すことのできる仕組みがこの行政評価システムであると文書に書いてありました。そこでこの当町でも事前評価と事後評価、これをどのように検証しているのかこの点ちょっとお聞きしたいと思っております。

町長

まあこの限られた財源の中でいろんな事業をしていく、当然それは効果がある形とし

て結果的にですね評価されなければならないと、無駄な事業は一つたりともこれは許されるわけにはまいりませんけれども、その辺を非常にあの私ども内部の中でもシビアに捉えてとっております。それぞれ公共事業それからソフト・ハードにかかわらず常に事業検証をして、次の予算編成、実施計画への盛り込み方の考え方、もう予算編成というよりもこのローリング作業、振り返って次の事業の新年度の枠組みにするというこの作業こそがまさに予算編成そのものでございまして、膨大な資料と分析によって出してくるわけでありまして、これをまあ課内の問題として、あるいはまた副町長以下の第一次査定、それから最終的には理事者ということで、これは例年9月前後頃の秋の作業になるわけでありまして、そうしたことを含めて今やっております。ただあのこれをシステマ的にひとつきちんと位置付けていくことが理想なわけでありまして、前段の人事評価制度なんかとはちょっとまた違って、この行政評価システムというのもこれは開発してソフトを組むにはかなりの労力っていうかシステム構築が必要でございますので、今考え方としてはその研究を今しておりますけれども、まだこの行政評価システムというものが自動的に判断できるようなシステムに飯島町の場合はまだ出来ておりませんけれども、これらの課題で今取り組んでおるといってご理解をいただきたいと思っております。いずれにしても効果測定と申しますか費用対効果がどうであったかということ、常にどんな事業においても慎重にしてこれを明らかにして次の対応をしていくということがどうしても必要な課題であるということでは捉えております。

平沢議員

まさにこの費用対効果のそのままだと思っております。まあこれは慎重にやることによってこの大きなメリットが出るんじゃないかなろうかと思っておりますが、これからのこの地方行政のあり方を考えるときに、この経費の削減や体制のスリム化、これを実現するために業務の外部委託は必要でこれは積極的に導入すべきであると私は考えております。まあこの良い例が一昨年からは始まっている指定管理者制度、この意向はこれは私は大きな行政改革の一端として高く評価をし、一層の推進を願うところでございます。それで先程も前同僚議員のときに答弁申し上げておりました3年目の更新時期を迎えて今後の検討が重要視されるところであります。集中改革プランによるこの極度の職員不足が生じる状況を鑑みまして、早めの対応は避けては通れない問題です。従ってこの経費削減や体制のスリム化は自治体永遠の課題と私は考えますが町長はいかがお考えか所信をお伺いいたします。

町長

まあこれはあの午前中の宮下覚一議員のご質問にも触れて申し上げておるところでございますけれども、行政のスリム化と申しますか、こうした厳しい状況の中でスリム化をしながら民の良さ、民間活力を入れていくこのメリットというものを両方をにらみ合いながらやっていくということは今お話のようにこれは当然必要なことでございます。3年目に入った指定管理者制度の更にまあできるだけ拡大をしていきたいということでは思っておりますけれども、ただまあこれはあの公の施設の管理という問題には必ずその責任がついて回りますし、この民の考え方だけでそのサービスの部分が経費効率だけではなかなかいかないというのがこの行政の運営の中にあるということはお承知のとおりだと思いますので、その辺のところを何でもかんでもまあアウトソーシングといいいますか、その民に委ねてといういかない馴染まない業務もございまして、全体的にはその門を広げていきたいと思っておりますけれども、4年目に入ります。慎重にまあ検討をして今後の対応していきたいというふうに考えております。

平沢議員

それではちょっと次に、自治体の財政状況が悪化して従来のような総花的な施策展開はできなくなっていることは事実でございます。情報公開等によって非効率な事業などこの税の用途について住民の関心が現状は強まっております。この行政評価システムの狙いはそうした事業がどの程度住民の役に立っているか、これを検証する仕組みだと私は理解しております。従ってこの住民に行政評価の基準を明確に示して、アンケートや討論会などを通じて行政の点検に如何に住民に参加をしてもらえるかがこの今後の大きな課題と考えますが、この点町長の所信をお伺いいたします。

町 長

このことは非常に大切なことでございまして、情報公開そのものはもちろんでございますけれども、町の施策を今後進めていく上に特にあの現在の中期総合計画を立てるときに住民アンケート等もいたしまして、このそれぞれやってきた施策がどうなのかというようなことも触れてアンケートいただき、評価された部分となかなかそうでない部分とありましたけれども、そういうことはやはり今後とも進めていく必要があると、大切な税金から出るこの各施策でございますので十分その効果というかその果実が住民に還元されていかなければならないというふうに思っておりますので、またいずれこれはあの中期総合計画がまた始まってまいりますので、そうした手法も用いながら、住民の皆さん方の意向というものは常に把握しながらそれに対するまた情報公開というものも精いっぱい努めていきたいというふうに思っております。

平沢議員

最後になりますが、特公賃住宅もお聞きしますと、もう19戸という募集以上のまあ町外の方からの応募があったとお聞きしております。この取り組みも人口増対策の一環としてはほんとに高く評価はするところでございます。それでももちろん優良企業の誘致は全ての課題を解決する最高の手法と私も考えております。基本となるこの住民協働の推進を町長自らがリーダーシップをとって目に見える形の財政効果を期待するところであります。厳しい財政状況下であるが上に次代を担う子ども育成支援とともに、町長の2期目の決意をお聞きして質問を終わります。

町 長

まあ再三申し上げておるとおりでございますので、精いっぱいの努力をしてまいりたいというふうに思っております。

平沢議員

質問を終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時25分といたします。休憩。

午後 3時12分 休憩

午後 3時25分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

5番 三浦寿美子 議員

5番

三浦議員

それでは通告に従いまして最初に後期高齢者医療の問題について質問をいたします。これまでも後期高齢者医療制度については町議会場でたびたび取り上げてまいりました。後期高齢者医療制度は高齢者の医療を別建てにして差別をするもので、受けられる医療を制限するとともに低所得者から保険料を罰則を設けて徴収する制度となっております。生活面、健康面に負の形で大きな影響が出ることを私は大変な危機感を持って心

配をしております。更に2月13日に厚生労働省が決定をいたしました医療報酬や医療内容を見ますとこの制度の問題点が一層明らかになり、高齢者の多い飯島町の町民の健康や福祉に対して深刻な問題を引き起こすことが予見されます。その点も含めて改めて町の姿勢を正したいと思っております。

国は高齢化社会の中で医療費を圧縮し持続可能な制度にするためだと財源難をその理由にしております。しかし社会保障のためとって導入をいたしました消費税は過去18年間で188兆円に上りますが、この分は159兆円の企業減税の穴埋めに使われております。歳出面でも公共事業、軍事費などの伸びと比較して社会保障関係費は低く抑えられております。他国との比較でみましても社会保障給付はユーロ先進国の6割程度に過ぎません。またわずかな地方消費税交付金で町の国保会計や福祉が守れてきたのでしょうか。取るものは取っても見返りが無いこの国のやり方では私はおかしいと思っておりますがいかがでしょうか。つまり財源がないのではなく社会保障以外に国民の税金が多く使われているためであって、国の財源政策の転換をすることが国民の命を守る制度を真に持続可能にする道であるということはこの数字からも明らかであり私はそう考えております。また現在全国で後期高齢者医療制度についての陳情が512の自治体で出ております。中止撤回を求める意見書が提出されております。先日国会では野党4党が廃止法案を提出をしており、お隣の岐阜県の大垣市では高齢者を色分けするこの制度に反対する立場ということで、自民党提案の廃止を求める意見書が公明党以外の賛成で可決をされたと言われております。他の多くの自治体では国が決めた制度なのでやむを得ないという姿勢をとってはおりません。法に不備があれば手直しをすればよいというほど私は安易な考えはないと思っております。障害者自立支援法はその弊害がNHKをはじめ多くの報道機関で指摘をされて、政府は手直しを余儀なくされております。しかしその間に多くの障害者の方が施設から去るなど犠牲を伴うものでございました。昨年の参議院選挙後には後期高齢者医療制度の社会保険の家族の保険料の徴収方法がわずかに手直しをされました。せざるを得なかったわけでございます。これほど批判が集中した制度でございます。自民党・公明党による医療改革法の国会での強行採決によってこの法律は成立をしており、とうてい審議を尽くしたとは言えるものではありません。

そこで私は町長に確認をしておきたいと思っております。6月の定例会での答弁で「住民の皆さんの声を制度にどう繋いでいくのか、どのような方法で反映をさせようと考えているのか」という私の質問に対して、「町内のいろんな声を広域連合に上げるための努力をさせていただきたい」とこのように回答をいただいております。この考え方に変わりはないかどうかお答えをいただきたいと思っております。

町 長

三浦議員から後期高齢者医療問題、特にまあ制度的な部分も含めての自らのご意見、それから町長に対するその6月の申し上げた見解ということでございます。いろいろ考え方はあろうかと思っておりますけれども、今議会中にも申し上げました、いろんなこの国民の中での議論を踏まえてですね、むしろこれはあの賛成をする人反対をする人考え方の違う人がいろいろあるわけでございますけれども、1つの民主主義の国家として将来のこの特に後期高齢者高齢化が進む社会の中でこの医療という問題を捉えて、それを先進国の一員として持続可能な医療制度を如何に構築をしていくかというこの結果に導かれた制度を国が自ら進めていくということになるわけでありまして。で、6月に申し上げましたこれはあの当時まだそうなかなか浸透した考え方もなくて、いろいろ暗中模索の部

分も当時としてはあったかと思えますけれども、いずれにしても制度としてはもうこれで行くという方向が出ておりましたので、私もこの町長の立場として住民の皆さん方のいろんな意見があることは承知しておるので、これを広域連合、具体的な運営母体になるわけでございますけれども、県の広域連合の方に機会あるごとにお伝えをしていくということで、上伊那の広域連合長会の中でもそうした意見も出ておりますので、直接間接にその声を繋いでおるといことは事実でございます。結果として今のこの流れになっておるといことでご理解をいただきたいと思えます。

三浦議員 ではもう1度確認をさせていただきたいと思えますが、これからもそういう立場で広域連合の方に町民の皆さんの声を繋いでいただけるというふうに解釈をしてよろしいのでしょうか。

町 長 まあこれはあのこの一後期高齢者医療の問題にかかわらずですね、私も今度の1期お世話になって2期目の出馬にあたって、まちづくりの基本は住民主体の行財政運営にあるんだということを申し上げてまいりました。ただこれはあの町民の皆さん方がどちらかの100%の考え方でもっていくというものはあり得ないわけでありまして。まあそこに民主主義の1つのルールというものがありますけれども、できるだけ多くの意見を取り上げながらも、またあの一部に賛成できない意見もありながらもそこはひとつ十分議論をして全体としてこの支持される政策というものに向かっていくのが、これは法治国家の考え方でございますし、そのまた傘下にある地方自治体としても同じ考え方であるべきだというふうに思っておりますのでそのようにご理解をいただきたいと思えます。

三浦議員 それでは次に質問をしたいと思えます。町では対象者の方に制度についての説明会を行いました。住民の皆さんの一番の不安には私は答えていなかったのかなというふうに感じております。保険料が年金から天引きされるということは理解できたけれども、制度の内容についてよくわからなかったという方が多いのです。使われた資料にも医療についての説明はなかったと思えます。今度の制度についてどんなに診療を受けても医療機関に支払われる診療報酬は6,000円となっております。これは厚生労働省が2月の13日に決定をした内容に基づいて私は言っております。高齢者75歳以上が医療機関にかかる病気はほとんどが慢性疾患です。それも複数のそれぞれに分野の違う病気が多いと思われま。内科、整形外科、眼科、歯科、その他諸々の病気が慢性疾患として挙げられております。主治医に診療計画を立ててもらわないと他の医療機関で診てもらえない、そういうような形になってくるのではないかと伝えられております。診療報酬が支払われるのは1人の患者について1医療機関等のみになるとなっております。医療機関がそんなに持ち出しになる診療を長く続けられるはずがないというふうに私は考えております。処置、検査、レントゲンなどの画像診断、医学管理など全てで6,000円の診療報酬しか出ません。こうして医療を抑制せざるを得なくする制度が後期高齢者の医療制度だというふうに理解をしておるわけです。説明会では保険料の徴収方法が主だったのではないかとこのように思っているわけですがけれども、しかし対象となる皆さんが特に心配をしておられるのは後期高齢者の医療制度が実施をされたあと、自分の受けている現在の医療、またあるいは今後受けることになる医療がどう変わってくるのか、その中身について知りたいわけでございます。その点、説明がされたのかどうかお聞きをしたいと思います。

町 長 只今のご質問は2月に国のまあ中医協、これの答申の付帯意見として出された部分で

あろうかと思えますが、診療報酬600点×10円単価で6,000円というものを月の上限として検査項目等の設定単価を設けていくと、点数を設けていくとこういう内容だと思えますので、細かい部分につきましてはまた担当課長の方から申し上げますけれども、一通り私の方で現在、まだ正式なこの行政を通しての説明会というものも出されておられません。今の三浦議員の方も新聞報道等でまあ承知をされている部分で、私どもも同じそういうレベルの問題になるわけでございますが、この後期高齢者は慢性疾患の継続的な管理が必要とのいう観点から外来医療に包括点数というものの、後期高齢者診療料を設置するこの診療報酬改革案がまとめられて4月から実施をするという形になりました。この一つに600点、6,000円という部分があるわけでございます。これはあ他の診療機関も含めてその患者さんの総合的な診療計画を作成をいたしまして、心身にわたる総合的な評価や検査を通じて継続的に診療する主治医への報酬というものの新設の制度でございます。これ以外にも当然のことながら後期高齢者、いろんな病状を見るための措置があるわけでございますので、これだけではないということでございますけれども、その中に新たな支援策として入院中から退院後の生活を見通した入院医療の評価、あるいは入院の前後で継続した医療が受けられるよう地域の主治医に継続指導料というようなものを、更にまた在宅医療を進めるためにそれらを支える項目も盛り込まれておるといことになります。で、今回の後期高齢者にかかわらず外来の自己負担額というものは低くなるわけでありまして、入院や小児科、産科等については国の試算では一部高くなるという試算が出ております。で、総体的にこうしてこの診療報酬改定による影響というものは後期高齢者の今お話の部分の6,000円の診療料のみを見込むのは難しいわけでありまして、他の新設をされたこのいろんな入院前後の療養等の含めた支援策も合わせたこの改定の影響というものは、入院費の伸びというものは総体的には懸念をされるという形になります。でまあいずれにいたしましても後期高齢者の皆さん方には今後とも地域の先生方に1次医療を診ていただきまして、入院が必要になれば病院にというこの地域医療の役割分担、住み分けというものを常にこれからの医師不足対応の面からも是非ひとつご協力をいただきたいというふうに思っております。

でこの出された中医協の付帯意見としての6,000円制度の問題につきましては、いろいろとまあこれからやっていって常にかこの実施後の状況を検証をしていくということに特にまあ付帯決議がなされておまして、国も当然そうした決議に基づいてやっていくと思えますけれども、いずれにしてもこれは先生とその患者さんの信頼関係ということにも尽きるわけでありまして、この検査項目が6,000円を月限度としてそれをはみ出る部分はお医者さんの方でこれはカットしますよという、このお医者さんという一つの崇高な、人の体、治療というものを診る立場の先生方として、自動的にこのことが切れて十分な検査医療が受けられないということには即はならないんじゃないかということでございますので、是非まあその辺はお互いに信頼をしていかなきゃならないし、先生と患者さんとの信頼関係もそういう部分で培われていくんだらうということでございますので、まあこれは一つの発足をしてその検証をしていかなければならない部分もあろうかと思えますけれども、飯島町としてはそうした形の受け入れの中で推移を見守って制度を運用していくと、こういうことで考えておりますのでよろしくお願ひします。

只今町長、中医協の答申というふうにおっしゃいましたが、既に厚生労働省の方からこれは病院の方に指示も、具体的には出ておりませんが、今の内容については通達が入

三浦議員

っているようでございます。2月の13日のこの厚生労働省の決定をした後期高齢者医療制度のこの医療の内容について、今後対象者の皆さんに知らしていかなければならないというふうに思うわけです。既に3月も半ばに近くなってまいりました。4月1日からの実施をされるという内容の医療でございます。直前まで国民の皆さんに内容が知らせないこと自体がこの制度の不備を示す何物でもないというふうに思うわけですが、大変な大問題だというふうにはお思いにならないのでしょうか。

先程もまあお医者さんがそんなことをするわけもないというような医療を打ち切るなんていうことは信頼関係の中ではないだろうというふうに町長おっしゃいましたけれども、しかし診療計画を立てて主治医には6,000円の診療報酬が出ますが、他の医療機関には出るわけではありませんのでこれでいきますと、そうしますと例えば血圧が高い、膝が痛い、整形外科でいままでは診てもらっていたそういう方たちは主治医と相談すれば、それは整形外科へ行くようにというような指示をいただいたときでも、主治医には6,000円の診療報酬、整形外科では診療報酬が出ないということになってしまうのではないかと、そのような私は受け止めをしているわけです。こうした時にもしそれを主治医から紹介を受けた医療機関でありましたら長く治療を続けるというふうになるでしょうか、私は大変にそのことが、これからだんだん治療が受けられなくなっていく要因になっていくのではないかと、このように受け止めるわけですが、その点いかがお考えでしょうか。

町長

その前の質問で申し上げたこの中医協の方針ということではなくてですね、誤解があったら訂正をさせていただきます。付帯意見としてそのことが出されて検証をしていくとこれを厚生労働省の方が受け止めて公表したと、こういうことの段取りでございますのでお間違いのないようお願いしたいと思います。それでこの主治医の6,000円の報酬の部分とそれから紹介状等によりますこの病院の方への転送した患者さんの対応との問題につきましては、いろいろとそこにまだあの正式な厚労省を通じた仕組みの問題が流れてきておりませんので、従ってあのPRお知らせ住民の皆さん方にご理解をいただくというようなことのまだ段階にまで至っておりませんが、近々まあそのことがあります。速やかな対応をした中でできるだけまあ精いっぱいこの啓発に努めてまいりたいと思いますけれども、ただあのこの高齢者医療制度につきましてはもう昨年からありとあらゆる機会を通じて町といたしましても啓発しておりますので、その基本的な考え方の部分についてはご意見はいろいろあるかと思いますが浸透しておると思えますし、またついこの2月から3月にかけても連日のように役場の職員が対談方式でもってこの啓発に勤めさせていただいて見ていただいておりますけれども、まあ今後ともこれは4月以降制度が発足いたしますけれども、繰り返し繰り返しまた制度の浸透を図ってご理解いただけるような努力を行政、町といたしましてもやっていきたいというふうに思っております。ちょっと必要によって補足をしてください。

住民福祉課長

それではあの町内のまあ説明会をしてまいりましたので、その中での意見ということ、それからこちらの方で説明不足ではないかというようなことをちょっと言われましたので、説明をしたいと思いますが、実は町内9カ所で説明会を持ちました。これはあの2月の13日以前でありましたので厚生労働省の出るこの6,000点以下後期高齢者診療料の前でございますが、町内9カ所を回りました。特にあの保険料が一人ひとりから徴収するという説明、それから医療については今までどおり個人個人の保険証カードでもって

医療は受けられると、こういうことは説明をしてまいりました。特に診療報酬が6,000円で打ち切りになるなんちゅうことはその該当の皆さんに言うことでもないし、私たちの聞いているところでは今までどおり医療については受けられると、こういうことで聞いておりましたのでそういう説明をしてあります。以上であります。

三浦議員

先ほど確認をいたしましたように、町内のいろんな声をまた広域連合にも是非挙げて行っていただいて、広域連合の方でも分かっている点がありましたら是非1日も早く住民の皆さんにこの問題についての内容の説明を問題点も含めて行うように求めていただきたいというふうに思います。

4月から住民の皆さんに直接関わる問題ですので一刻も早く広域連合に繋げていただきたいと思います。町長は9月の定例会の折の私の質問に、保険料や生活困窮者で医者にかかれないことがあってはならない、またケースバイケースの中で福祉の面という観点からも個々の対応をきめ細かくする必要がある。生活保護基準以下ならこれは対応をしていかなければならないという内容の答弁がありましたが、その点についてのお考えに変わりはないでしょうか。

町長

各世帯等の負担につきましては若干今までの制度と変わってまいっているわけですが、基本的な考え方として9月の議会で答弁申し上げたように、現実的な一つのそれぞれの個々に当てはめた対応はしていくことについては今も何ら変わっておりません。

三浦議員

確認をいたしました。後期高齢者医療制度は建前では今までどおりお医者さんに75歳以上の方もかかれることになっております。当然説明の中でもここにもそのように書いてあります。この皆さんに配られた説明ですね、しかし実際にはお金がなければ保険料は払ってもかかることができませんし、6,000円に見合った医療しか、まあそういう中でだんだんに受けられなくなるという事態が生じた場合には、全ての75歳以上の方が一人ひとりが対象になってくるそうした医療ですので、この制度に対して対象になる方々は大変に不安も大きくなってくるわけです。こういう中での各世帯での負担はどのようになっていくのかどう変わっていくのかということについて、あまり長くないように、変わり方を教えてください。

町長

各世帯の負担はどう変わるのかということでもちょっとまとめて申し上げたいと思いますが、その前にあの今、この医療というものが特に個人医にかかっているその高齢者の方が、「はい今月6,000円になりましたのでこれで打ち切りますから」というようなことがあり得るでしょうかどうか、これは人道的に考えてもこんなことは医者と患者との信頼関係から考えればあり得ないというふうに私は思うんですけれども、万が一そういうことがあればまたこれは大きな問題でありますから行政も一緒になってまた対応を、町の医師会等も諮りながらやってまいりますが、今はとにかくこうした考え方が出てまいりましたので、その信頼関係の上に立ってその打ち切り医療というようなことが決してあってはならないということで努力をさせていただきたいというふうに考えております。

そこでこの各世帯負担どういうふうに変っていくかということですが、後期高齢者医療制度は一人ひとりが保険料を納める仕組みになります。ご承知のとおりかと思えます。国保税を従来納めていた方はこれはあの4本立ての所得割、固定資産税割と世帯割、平等割の4本立てで成り立っていたわけでございます。今度のこの後期高齢者医療制度はこの内の均等割と所得割の2本立てという算定になります。従って一人ひと

りの負担額の増減は一人ひとり皆、家庭の状況所得の状況によって変わってまいることになりま。高くなる方、低くなる方、同じくらいの方、それぞれおるわけでございますけれども、ただ社会保険の被扶養者であった方につきましては今まで保険料の納付というものは、その扶養家族でございましたので主たる給与所得者の範疇に入っておりますから、この保険料の負担は納付はなかったということでございますので、この分については当然これは負担増になる、でこれはあの先程確認もいただいたとおり、先程軽減の特例の凍結等で従来からも申し上げてまいりましたけれども、そのとおりの内容になります。それから一人ひとりのこの試算の額につきましては18年度の税額から試算をされるという形になっておりまして、ご希望の方についてはお知らせをしておるわけでございますけれども、制度改革に伴ったこの各世帯の試算算定につきましては現行の情報センターのシステムでは今のところ算定できないために、今この段階ではっきりした情報はお伝えできないというふうに言われておるところでございます。

三浦議員

直接4月から制度が変わったので6,000円の範囲内ではできないと言って病院から治療を制限されるということは私もないと思っております。しかしこのことが続けは実際には医療機関の病院とか診療所様々なそういう医療機関では経営が収入が少なくなるということですので、持ち出しになるということであれば経営も厳しくなりますので、だんだんと制限ということをせざるを得なくなってくるのではないかとこのふうに見ておるわけです。そういうことで75歳以上の方は当然今までどおりに医療にかかるとお医者さんに行くことが出来て、かかることが出来るということになってはいますが、長い間には徐々にそういうことが生まれてくるというふうに見るのが私は正しい見方ではないかと、今までもいろいろな制度を見てきてそのように私は思っているわけです。

それでは年金が180,000円未満の年額180,000円未満の方の普通徴収の対象者の方はどのくらいいるのでしょうか。180,000円未満ですのでまあ生活保護基準以下というふうになるというふうに思うわけですが、今までは何とかなっこう生活も苦勞をしてされてきたかもしれませんが、これからは保険料の徴収が入ってきますので一層生活も困難になり、またお医者さんにかかるための費用も捻出することさえ厳しくなってくるという人が出てくるのではないかと考えるわけですが、そこで救済する手立てが必要ではないかというふうに思っているわけですが、その辺は万全な準備ができていのでしょうかお聞きをしたいと思います。

町長

低所得者の方に対する軽減措置等につきましては担当課長の方から申し上げますけれども、その今の前のご質問の、今4月からすぐにそういうことにはならないと思うけれども、いずれ長い内には足切りになってしまうというような懸念があるというお話でありますけれども、まあその点に関してだからこその中医協の答申の付帯決議の中にそのことが盛り込まれて検証をしていくという一つの方針が出されておるわけでございますから、制度が発足したそのものがずっと未来永劫に行くというふうにはとても考えられません。課題問題があればこれは大きな声としてまた制度改革も含めた形に当然まあ行き着くはずでございますので、その辺はやはり注意深く見守りながら、ひとつとにかくまあ信頼関係の上に立ってやっていく医療というものはまさにそのことだと思っております。そんなことでひとつ対応してまいりたいというふうには思っております。

住民福祉課長

最初にあの軽減の問題につきましてはでございますが、被保険者が約1,720人ほどになると思っております。その関係で飯島町全体の43%くらいが7割、5割、2割の軽減に

当る人であるという試算が出ております。従いまして軽減前におきまして1人当たり57,247円という年間保険料でございますが、軽減をされますと48,000円くらいに1人当たり平均がなるんじゃないかとこんな見込みでございます。まああの年金が180,000円以下ということの資料については今出ておりません。従いまして介護保険の状態を見ますと普通徴収で40人くらい約2%から3%の方が普通徴収、それ以外の方が特徴とこのようになっておりますので、これらを参考をお願いをしたいなとこのように思います。以上であります。

三浦議員

保険料は年金から天引きで確実に徴収をされます。年180,000円未満の方も今先程40人くらいというふうに言われましたけれども、口座振り替えなどの形で普通の徴収ということになるわけですが、払えないとペナルティーがあるというふうな制度になっております。以前に私がお聞きしたときに飯島町はこの制度についてのこの未納者について資格証を発行しないというふうにお答えをさせていただいた記憶があるのですが、この点を確認したいと思っておりますがいかがでしょうか。

住民福祉課長

保険料の滞納において悪質な場合については考える必要があるかと思っておりますが、一般的にどうしてもというような場合には保険料の徴収猶予あるいは保険料の減免といったものが長野県の後期高齢者医療の条例の中に謳われておりますので、それらを見比べていきたいとこのように思っております。

三浦議員

只今確認をいたしました。この制度においては年金から天引きされるのと180,000円未満ということで悪質などということが考えられない方々が対象となっておりますので、資格証を発行するという事はないというふうには私は理解をさせていただきます。

町長は施政方針の中で、社会の情勢が如何に変わろうとも飯島町に暮らす全ての皆様様が心豊かで安心して暮らしを営み幸せと生きがいと誇りを感じることが出来る地域づくりまちづくりを行うことが使命であると思っております、と所信を述べておられます。頼もしく思っているところでありますが、所信を是非貫いていただきたいと思っております。この制度の後期高齢者医療の私は被害を最小限にとどめるような形での町としての施策などによって全力を尽くしていただきたいと、先ほども申しましたように、保険料は払ってもお医者さんにかかれない人の無いような対応をしていただきたいと思うわけですが、私はこの制度が実施をされますと長い目で見ていきますと医療面だけでなく介護の問題、在宅医療の問題にも波及してくるのではないかとこのふうに見ております。それというのも例えば今まで受けていた治療がお金がないがために十分にかかれなかった場合には、薬一つ抜いたために重大な介護の必要な体になってしまったという方もおいでになりますので、そうしたことが生まれてしまえば町の中の介護にも影響がある、そういうことも含めて大変大きな問題に発展していくということを心配しているわけですが、是非この制度についてまた実際に制度が実施された中での検討、研究、皆さんの声も聞いていただいて、問題があるそうした場合、問題があると思っているわけですが、是非国に対して中止撤回を求める意見書を上げると、そういうことをしていただきたいというふうに希望をいたします。この件についての質問はここで終わらせていただきまして、次の質問に移りたいと思っております。

次に私は質問をいたしますのは食の安全についてでございます。中国製の農薬入りの冷凍餃子の事件が大きな波紋を呼びまして、次から次へと類似の事件が発生をしております。以前から輸入食材についてコストハーフによる残留農薬などが食の安全とい

教育長

う観点から問題視をされてまいりましたが、今回は私は学校給食の食材の安全について現状と今後の課題への対応をお聞きをしたいと思います。様々な角度から安心安全な学校給食の提供を心掛けていただくそうしたことをございますので、お答えをいただきたいんですが、簡潔な形でお答えをお願いしたいと思います。

学校給食の食材の安全についてのご質問ですが、成長発達過程にある児童生徒を対象にした学校給食がですね、まあ安心して実施されるためには良質で安全な食材の確保が不可欠であるという議員のご指摘は改めて申し上げるわけでもありませんけれども、従いましてこの食材管理につきましては、先ず食中毒の予防を中心に子ども達の健康を害する恐れのある食品添加物、この中は厚生労働大臣の指定添加物、それから既存の食品添加物とありますけれども、これに合わせて消費期限等のチェックが厳しく求められておりますのでそれに従って重点的に行っているところであります。また今あのお話にありましたように未だに解決されないまた政治問題化しつつある中国産冷凍餃子の問題、あるいはBSE問題、残留農薬に汚染されている等々の輸入食材につきましては、十分な注意を払っているところでありますけれども、これらの残留農薬等の問題につきましては今申し上げました食品添加物の範疇に入りますので、公的検査機関の科学的、客観的な判断の検査に委ねられているのが現状であります。保護者の給食に対する安全を求める声に応えとともにですね、児童生徒の心身の健全な発達のために給食に携わる関係職員が一丸となりまして教育の一環として、子どもの命を預かっているという認識に基づきまして給食づくりに専念しておるところであります。

具体的に食材・食品の購入実態でありますけれども、昨日も一部お答えいたしました飯島産の純農産物の利用状況でありますけれども、全体の約9%であります。調達先につきましてはですね、今JA等を通じて米・野菜・果物等、その他につきましては指定のルートで購入しているところであります。具体的な食材の受け渡しについて検収簿に基づいて食材の品質・鮮度・異物混入・包装容器等の状況、それから品質保持期限などの点検をですね担当の職員が行っておるところであります。以上であります。

三浦議員

いま学校給食の食の安全についてお聞きをしましたが、是非今後の検討課題として私のはあの特にパン内に含まれる残留農薬などが問題もされておりますので、その辺の研究についても今後の課題として安全安心な学校の給食に心掛けていただきたいと思います。

次に、雇用の問題として通告をいたしております。今飯島町の人口の内758人が外国人とのことでしたが、多くの方が町内外の企業へ派遣労働者として行っておられると思います。飯島町に一時的に住んでおられるそうした外国人の方が多いわけです。また正規の労働者から非正規の派遣労働者に置きかえられていることが社会問題となってクローズアップをされております。3人に1人が派遣労働者とも、若者においては2.5人に1人とも言われております。飯島町の中においても私は例外ではないというふうに思っております。町内の企業における雇用の実態や町内居住者の雇用形態について把握が必要ではないかというふうに思っているわけです。町民の経済力が低下をしている要因である、そういうことであるとしたら対応策も検討が必要になってくるわけです。京都府においては企業に対して非正規労働者を正規雇用にすることを求める内容の条例があるというふうにお聞きもしております。今後のこのことについては地域づくりという観点からもそうした視点でも求められてくる内容と思いますが、この実態調査をする必要があると私は考えているわけですがその点についてどのようなお考えか簡潔

町長

にお答えください。

この雇用問題につきまして町内企業への派遣労働者がどんな状況にあるかということでございます。まああの全国的な動向、それからこの県下、郡下等の動向につきましてもいろんな情報をいただいておりますけれども、この系統付けた統計数字というものは実際のところ出ておらないのが現状でございますので、まあ町内、時間もございませんので町内の実態、状況を知り得る範囲内でちょっとご報告を申し上げておきますけれども、これは労働基準監督署これはあの法律的には労働者派遣法という国の法律に基づいた正規に手続きを踏んでの就業という形で、人材銀行等が仲介をして労働派遣がされておるものがございますが、これを監督管理する労働基準監督署、あるいは県の労政事務所、商工会、飯島町、それぞれあの関係する機関はいろいろあるわけでありまして、具体的な調査は行っていないはっきりしたデータは持っていないのが事実でございます。ただあの外国人の方、今飯島町内には758人、これは3月1日現在でありますけれども、一応住んでおられるという登録になっておりますが、じゃこの中で派遣法に基づく労働者が、まあ派遣法に基づかない部分もあろうかと思っておりますけれども、どのくらい居るかということは、ご承知のように飯島の1つの企業等を中心にしてかなりの人が勤めておられて、700人前後くらいではないかというふうに思っております。これはまあお話にございましたようにあの雇用の確保という部分、企業立地の雇用の確保という部分では大変大きな役割を果たしていただいておりますけれども、一方でまた行政としましても頭の痛い問題もないわけではない、ひとつにはこれはあの未収金問題に若干関わっておる現実もございますし、それからお話にございました地域の協働のまちづくりという形の中で、どうしても孤立したアパート住まい等が多いわけですので、なかなか日ごろの住民との接触がうまくこういかないという面もあろうかと思っておりますし、加えてまあゴミの問題や消防の問題やそれぞれ生活環境に関わるいろんな問題もあることは事実でございますが、これらを一般のまた町民の他の皆さんとうまくこう整合性をもって協働のまちづくり、理想でありますけれども、なかなか語学の問題も含めて苦慮しておるのが実情でございますが、またこれはあの去年もこの派遣労働者を取り仕切るこの雇用事業者がですね、この代表者を呼んでいろんな地域の問題も懇談会をさせていただきまして、行政面の問題やらまたそこに暮らすいろんな課題についてご指導いただくものと協力をいただくものとそれぞれあれして、だんだんにではありますけれどもそうした皆さん方も含めて地域の住民としてのまた役割と義務を果たしていただく、こんな様なことを現在考えて進めておりますのでよろしく願いいたします。

三浦議員

実態調査はやられた。やっぱり必要はあると思いませんかと思いませんか。

町長

また何かのこれは機会をみてですね、関連する労働基準監督署や労政事務所とも連携の中でいっぺん調査をしてみる必要があるんだろうというふうに思っております。

三浦議員

次に産業廃棄物の処理についての問題ですが、県が地元の合意条項を廃止をいたしました。町としてのお考えをこの件についてお聞きをしたいと思っております。地元の合意という問題でどのようにお考えでしょうか。

町長

端的に申し上げますけれども、今までの廃棄物業者が県へ許可申請する場合には地元の同意というものを一つの文書の形にして条件にしておりました。これが今、県会中の条例の中でそのことを廃止をして住民合意を形成する事前段階の説明会辺りで十分合意を得なさいと、こういう一つの考え方で形式的なその添付書類ではなくなったというこ

とでございます。まあこのことがいろいろ言われておるわけでございますけれども、要はこれはあの廃棄物の立地につきましてはその合意書があるかないかの問題でなくて、如何にこの地域としての受け入れられる合意ができておるかどうかと、こういうことがやっぱり一番基本でございますので、条例は地域の意向を無視してこれを受け付けるといことは決してあり得ないということでございますから、形は変わっても今までどおりの合意形成というものは必要だろうというふうに思っております。

三浦議員

終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 4時17分 散会

平成20年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成20年3月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 竹沢秀幸 議員
 宮下 寿 議員
 松下寿雄 議員

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄 3番 宮下覚一
 4番 坂本紀子 5番 三浦寿美子
 6番 野村利夫 7番 宮下 寿
 8番 竹沢秀幸 9番 平沢 晃
 10番 内山淳司 11番 松下寿雄
 12番 織田信行

○欠席議員（1名）

2番 曾我 弘

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林広美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 （産業振興課長 兼）
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長 兼）

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠
 議会事務局書記 吉川 恵子

本会議再開

開 議 平成20年3月13日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
ここで欠席通告のあった議員の報告をします。2番曾我弘議員から病気治療により欠席の届出がありました。
ここで4番坂本紀子議員から昨日のご自分の一般質問に関して、発言の申し出がありますので、ここで許可します。

4番
坂本議員 昨日の一般質問の中で、皆様の不愉快な思いを抱かせたことをお詫びし訂正したいと思
います。言葉の中で、「過去の人事の異動を見ると女性は刺身の具のような扱
が多く」というところを「女性は不平等と思われる扱いが多く」と直し、また言葉上の上
での「彼ら」を「課長の皆様」と発言の言葉を変えたいと思います。

議 長 只今、坂本紀子議員から昨日の一般質問における発言について、不適切な表現の訂正
の申し出がありました。「刺身の具」という字句は「不平等に」、「彼ら」は「課長の
皆さん」に訂正することについて、会議規則第62条の規定に従い議長がこれを許可し
ます。なお、関連する理事者の発言については、関連箇所につきまして理事者の同意を
得てこれを取り消し議事録から削除したいと思いますが、理事者よろしいでしょうか。
異議ありませんか。

町 長 異議ございません。
議 長 只今理事者の同意が得られましたので、関連する理事者発言についてこれを取り消し、
議事録から削除することに異議ございませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議 長 日程第1 一般質問を行います。昨日に引き続き通告順に質問を許します。

議 長 8番 竹沢秀幸 議員
8番
竹沢議員 改めておはようございます。通告に基づきまして一般質問を行いたいと思
います。私ども議員は執行権がございませんので常日頃いろんな政策提言しておりますが、是非前
向きな答弁をいただいて実効あるものになるよう冒頭お願いしたいと思います。最初の
質問ですけれども、税収納率の向上対策についてということで、前段いくつかの状況をお
聞きする中で政策提言してまいりたいと思いますが、最初に平成19年度の決算見通しにお
きますところの税の収納状況、並びに滞納繰越分も含めた収納状況はどのようにな
っているのか現状をお尋ねいたします。

町 長 それでは竹沢議員から税収の収納率の向上対策につきまして何点かの質問をいた
だいておりますが、先ず最初に、19年度、現年度におきますこの税収収納見通しについて
お答えを申し上げます。税の収納にあたりましてはその収納率を高めるために関係職員

はじめ精いっぱい努力をしておるわけでございますが、特に平成19年度のこの収納状
況につきまして個人住民税の普通徴収分、現年課税分につきましては、ご承知のように
国の税源移譲によります税率改正による税額増加の改正があったために、この影響で県
下だいたいほとんどの市町村がこの収納率が低下をしておるといふふうにお聞きして
おります。また報道もされておるところでございます。当町でもその影響でこの個人の住
民税普通徴収分、現年19年度課税分につきましては、見通しでは1.5%ぐらいどう
も前年を下回るというふうに見通しております。全力を挙げてまいりますがそんな
状況がまあ予想されるというふうに捉えております。そこでまあ町税全体では収納率
前年に比べてやはり厳しい状況にあるわけでございますが、0.5%ぐらいの低下とい
うふうにこれもまあ見込んでおるところでございますけれども、出納閉鎖までに向けて
全員一丸となってまあひとつこの収納対策に更にまあ努力をしてみたいというふうにし
ておるわけでございます。なおまたあの国保税につきましては税率の改正がございま
したけれども、現年課税分につきましてはほぼ前年と同じ同率の収納率になるというふう
に今のところ見込んでおります。以上です。

竹沢議員 只今現状の収納状況について答弁がございまして、税源移譲等の問題等からめまして
下回っているという現況の報告があったところでございます。次にあの我町も口座振り
替えの推進ということを宣言をして推進してきておるわけですが、現状における口
座振り替えの普及率、それから月末に各金融機関から口座引き落としした場合に残高不
足で落ちなんだ場合に、再度あの翌月の月上旬に振り替えをしていただくように口座へ入
金していただくそういう手続きの再振り替えという作業もしておると思っておりますが、
普及率とそれからそういう再振り替えをしたことによる収納率がそこで上がるわけ
ですけれども、そこら辺の効果の実態についてお尋ねします。

町 長 お話にございましたようにこの口座振り替え制度につきましては、この税の収納手続
き等の簡素化を一層まあ推進するためにもこの口座振り替え推進の町という一つの宣言
議決をお願いして進めておるわけでございますけれども、その実態それから再振り替え
制度も実施しておりますのでその数字を申し上げますが、町で現在口座振り替えて納税
をしていただいております方は個人住民税では全体の約72%、固定資産税で87%、軽自
動車税で72%、国保は90%というふうになっております。納期限の内に口座振り替
えができない場合には毎月12日ごろを目途に再振り替えの手続きを行っております。
で、この再振り替えでもまだこの口座振落しができない方につきましては、法の定め
るところによりましてこの督促状を発し、更にまた滞納整理という順序で進めていくこ
とになるわけでありまして、で、再振り替えにおけますその収納の効果につきましては、約
まあ80%ぐらいこれが回収できるという効果をあげておるといふことをご報告申し上
げます。

竹沢議員 現状の当町における収納の状況等々について理解しましたが、そこでこの納税者の負
担を平準化するために長野県下の81市町村の中で、いわゆる集合徴収ですので各税目
をまとめまして、というのは各税目によって税額が確定するのが6月ころになります
ので、そこから10カ月ということで各税目を一緒にしておいて10カ月で割ってこれ
でそれぞれ納税していただくということによりまして、納税者の軽減負担とまた収納率の
向上という側面から実施している市町村がありますけれども、これほどこの市町村であ
るかお答えください。

町 長

今このお話にございましたいくつかの基幹税目を月を平準化して集合徴収していくという、そのことがあの収納率のアップに繋がるという一つの考え方の側面の中で実施しておる町村もあるわけでございます、長野県下では特にあのこの集合徴収の対象として実施しておりますは住民税、個人の住民税、それから固定資産税と国民健康保険税のこの3つが中心で、18年度になりますけれども、これは県下4町村ございましたが平成19年度今、長野県構成市町村は81市町村ありますけれども、この内の大桑村とそれから豊丘村と木島平村とこの3つというふうに承知をいたしております。

竹沢議員

只今答弁がありましたように私も以前、合併協の仕事をしておった県職員を通じまして、県の市町村課の方からの調査を引き出しまして手元に資料ございますけれども、答弁のとおり近隣では豊丘村、それから木曾の大桑村、木島平村ということで、3つの村が固定資産税、個人住民税の普通徴収、それから国保税、3税併せて集合徴収を実施しております。で先般、豊丘村の税務関係の職員にもお聞きしましたが、豊丘の場合は相当古くからこの制度を取り入れてやっておるということをお聞きした次第であります。そこで固定資産税、個人住民税の普通徴収をですね現在の4期徴収から10カ月徴収に条例改正をいたしまして、国民健康保険税と合わせて3税の集合徴収を実施することによりまして納税者の負担軽減、また収納率の向上を図るという必要があるというふうに思うわけでありまして、そこで町長よく日頃おっしゃっていますけれども、町民の目線に立った政策ということを他市町村に先駆けて実施するという考え方が大事だと思うわけでありまして、そういう意味でこの自立のまちづくりの一環として、また常に私が提言しておりますキラリ輝く飯島町の一つの施策としておやりになることがいいんではないかというふうに思いますけれども、この点についておやりになるかどうかお尋ねいたします。

町 長

まあ今申し上げた他のいくつかの村で実施しておる3税についての町でも集合徴収の方法を実施したらどうかというご提案も含めてのご質問でございますが、ちょっと申し上げますとこの税の納期は個人住民税の普通徴収分、これは6、8、10、1の年4回でございます。それから固定資産税につきましては4月7月12月2月のやはり4回、それから国民健康保険税は6月から翌年の3月までの10回徴収とこういうことで制度化をされてそれ沿って課税徴収事務を行っておるわけでございます。なおあのこの国民健康保険税につきましては65歳以上の世帯に対しましてこの10月からは年金からの特別徴収に移行するというようなこと、それから住民税につきましては平成21年の10月から年金からのまあ特別徴収が予定をされておるというような背景もここにあるわけでございます、納税者のこの負担軽減に一部まあ繋がっていくのかなあという見解も出されております。で、町といたしましてもまあこうした制度改革にもよってできるだけまあ収納率の向上に繋がるようにというふうにも期待をしておるわけでございますけれども、この滞納等の関係につきましては町といたしましてはこの町税については一応誓約をただいて分割納付という方法も道を開いてご相談に応じておるということもございまして、こういう状況でございますのでこの当町といたしましては今後そうした納付の年金からの特別徴収というような推移を見守りながら今後の一つの検討課題とさせていただきますというふうにお答えしたいと思います、更にまた今実施をしておる村の状況等もまたもう一辺聞いたうえで今後の検討課題としたいというふうに申し上げます。

竹沢議員

只今、今後の検討課題ということでご答弁をいただいたところであります。関連をして少しまた申し上げたいと思いますが、町長ご存じかもしれませんが、先の予算審査特別委員会で私の質問でも明らかになったところでありますけれども、近隣の飯田市が平成19年度から実施を開始をいたしました税のコンビニ収納についてであります。これは地方自治法施行令第158条の2の改正が行われましたことによって実施できるものでございます。上伊那広域におきましても順調にいけば平成21年度以降制度化されることになるということで、セブンイレブンですとかローソンなどにおいて金融機関との契約を含め全国どこでも24時間納税できるということになるかと思えます。また当町におきましては収納率向上のための役場組織の一部を改正し特別の収納の室を設けることによって、収納率を向上させるということで4月からスタートするわけでありまして、その成果が多いに期待されるところでございます。先程も提案いたしましたけれども、集合徴収方式は今の事務処理システムから考えますと、単に飯島町だけでということではなくて、上伊那広域連合のまあ直接は情報センターですけれども、そうしたところとの摺り合わせによりまして実施の方向を見いだしていくということが必要になるかと思うわけでありまして、過去の経過から見ましてもこの広域連合の情報センターの業務というのは、伊那市を中心として良いか悪いかは別にしてここがリードして物事を進めてきておるそういう経緯がありますので、そうしたところへも働きかけて同一歩調で取り組むべきではないかというふうに思うところであります。

関連をいたしましてこの上伊那広域連合の情報センターの件ですけれども、平成21年度を目途に公的化の（最適化）作業が進められているということで、いくつかの問題点を抱えているというふうに認識をしております。このまま推移していきますと、いわゆる繰出金の問題もありますけれども、構成市町村の業務が公的化（最適化）の結果として増大するということが危惧されるわけでありまして。そういう意味ではこの税の集合徴収の問題と合わせまして情報センターの公的化（最適化）事業についても、単に事務方の皆さんに任せるだけでなく町長自ら広域連合の正副連合会長等々においてですね、おおいに議論をして市町村の業務量が増えないような現状の各市町村で協議をして事務事業を推進していくと、そうしたことに支障ないようなそういう方向が求められると思えますけれども、こちら辺についての町長の見解を求めます。

町 長

次のこの収納事務の共同処理を飯島町も先行してあるいはまあ検討して取り組んでいったらどうかということでございます。現在お話にございましたようにこの収納事務は上伊那広域の連合の中の情報センター、これでまあ一括共同処理をして情報センター独自の開発システムによって収納事務を行っておるわけでございますが、平成21年度から全業務のシステムが上伊那の広域情報センター独自のシステムから民間企業のシステムに変更になるために現在必要最小限システムの変更のみを対応としておりまして、新たなシステムを作ることができない状況になっておるというのが現状でございます。でこの21年度からの民間システムの中には集合徴収というものは含まれておりませんので、導入する場合は新たな負担というものが発生してくるということになります。また集合徴収を導入した場合今後検討していく予定のコンビニ収納というものができないという弊害も逆に一方で出てきてしまうということもございまして、この集合徴収の導入については今後の検討課題としたいとは思いますが、当面の今のシステムからいって難しいというふうにお答えをせざるを得ないわけでありまして。只今お話にござ

いましたこのいよいよ全体でのこの上伊那情報センターの公的化（最適化）業務が始まるわけでございまして、これが軌道に乗るまでにはまだかなりいろいろ課題もあるように思っておりますけれども、その辺の公的化（最適化）に向けてこの共同処理というものがどういうふうにまあ議論されてきたかということ、これは幹事会の中でもいろいろ煮詰めて来ていただいておりますので、ちょっと担当課長の方から補足を説明させていただいて、このことについてやはりあの時代の流れに情報化とともに収納率ができるようにできるだけ上がるようなことも考えていかなきゃなりませんので、上伊那広域連合の一員としてもこれは取り組んでまいりますけれども、経過のことについてちょっと担当課長の方からお答えさせていただきます。

総務課長

今あの情報センターの最適化の問題についてのご質問がございました。その件についてはあの私の方からお答えをさせていただきます。現在情報センターで使っております汎用コンピューターがリース切れになるということ踏まえて、次の新しいシステムを導入するという形の中で検討された結果、最適化事業という形の中で、まあ方式を少し変えた方式で情報センターの共同処理を行っていかうとこういうことで採用されたのが、いわゆる従来方式は情報センターで全てを集めて処理をして、まあ市町村からの派遣を求めて行っていく方法から、情報センターをスリム化して各市町村に一部業務を割り振りながら処理をしていく方法が良からうということで、一致を見まして現在進めている内容がまあ従前の方法と大きな方法の違いでございます。従いまして現在情報センターに派遣しております2名の職員、これは現在の計画では飯島に帰ってくる予定でございます、情報センター最終的には6・7名の職員で運営していく方向という決定がされております。従いましてこの2名の職員が飯島に帰ってきた範囲で市町村の今度の業務改革が行われればまあ一応イコールになるわけでございますけれども、まあそれ以上の細かいことが生じるという懸念があるということで、現在その点については理事者を含めて広域と十分意見を交わしながら対応しているところでございます。

竹沢議員

それぞれご答弁いただきました。いずれにいたしましても、集合徴収ってのはひとつの方法でございます、要はあの冒頭お答えいただきましたように、税源移譲の問題等々含めまして収納率下がっているということで4月からそれべしの組織機構の改革もいただいて、収納対策の室を設けて更に収納率を上げていくということの報告も出ておるわけでありまして、金額では数千万に及ぶ金額が一般財源化されないというこういう現実があるわけでありまして、この課題については是非今後とも積極的に取り組んでいただきまして、収納率向上によりまして町民の皆さんの税が公平に納めていただいて、良いまちづくりができるようにご努力をいただきたいということを申し添えておきます。

次に2つ目の質問ですけれども、ふるさと大使の増と友好姉妹都市的な交流の拡大についてということでございます。ふるさと大使の増及び自主的に交流を始めている市町村ですとか、市町村の一部の地域について町民の皆さんが自主的な交流を進めている部分等々があるわけですけれども、これについて将来的な友好姉妹都市などを展望する中から、そうした活動を支援することによって当町のまた活性化にも寄与するという観点から質問したいと思います、とりあえずあの以前に私が質問いたしましたふるさと大使の委嘱の中でですね、若いふるさと大使少ないのでそういう意味も含めましてスポーツ大使の委嘱ということをお二人お願いをした経過がございます。横浜ベイスターズ的那須野投手、それからプロゴルファーの米山みどりさんですけども、これについてその

町長

後いかに取り組んだのか経過をお尋ねいたします。

それでは2点目のふるさと大使を増やして、更にまた友好姉妹都市提携の縁結びも増やしてまあ町の活性化を図ってというご提案に対するこのふるさと大使の部分のご質問でございます。飯島町のこのふるさと大使につきましては委嘱をしております10名の内に2名の方から体の体調不良というようなこの申し出もございまして、辞任の申し出がございまして、実質現在8名の方に大使としてご活躍をいただいて、いろんなまあ町の情報発信を含めたお手伝いをいただいておりますということでございます。そこであの2月の議会全員協議会の折りにも考え方をご報告させていただいて、ご理解を得るように今、して参っておりますけれども、やはりあの町に何かとこのつながりご縁のあるお二人の方、岩間辰志さんとそれから円山武さま、このお二人についてそれぞれの今までの町との関わりの中で、ふるさと大使で是非お願いしたいというようなことで、このお二人については過日の議員研修の折りにもご一緒させていただいて、お目にかかっていたいただいておりますけれども、本人からも前向きなご返事をいただいておりますので是非お願いしたいということと同時に、その席の折りにも同席いただきましたトラベルキャスターのご承知の津田令子さんという方がおりますけれども、この方にも是非全国いろいろな形の中でそうした活動をされておる方でございますので、町にとっても非常にまあ情報発信のためにも活性化のためにもお手伝いいただけるということでございまして、この3名の方を4月にも正式に委嘱を申し上げて、ふるさと大使として任命してまた他の大使の皆さんと一緒にご活躍いただくようお願いをしてそんな手続きをしておりますので、またその折りにはよろしくお願いしたいと思います、更にまた若い方も含めたこのふるさと大使というようなことで、かつて竹沢議員からもご提案がありましたし私も直接間接にお目にかかったこともございますけれども、横浜ベイスターズ的那須野投手ですね、これはあのお父さんが飯島七久保の出身でございます、これもまああのお願いする中によってはこれは非常にインパクトがあるということですが、いずれもうちょっとまたそのご活躍の状況を判断をしながらと思っておりますし、また米山さんにつきましても同じようなことでこれからのまたひとつの検討課題ということで今、胸の中にも置いてあるところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

竹沢議員

それでは只今のお二人は検討課題ということでありますので引き続き課題として捉えておっていただきたいというふうに思います。それで只今答弁にありましたように先の東京においてのふるさと大使の交流というのは一定の成果があったというふうに私どもも思うわけでありまして。更に只今答弁にありましたようにこれは4月の21・22ですか、この日に新たに今おっしゃった岩間さん、丸山さん、津田さんの3名をお呼びして追加委嘱するとそういう計画だというふうに承っております。そこであの更にですね、ふるさと大使をということできつか提案したいと思いますけれども、例えば熊本県の人吉市、ここがいろいろと今我が町と交流が始まっております。特に人吉市の本田節さんですけども、国土交通省地域振興アドバイザーとして全国的に活躍されておりました、特に飯島町に対しましては、飯島町の飲食店の皆さんが今真剣に取り組んでいるところの桜を咲かす会のさくら井をはじめパロックですか、などなど「さくら肉」の料理についてまあ指導いただいておりますということで、飯島町へ数回訪れていただいておりますので、全国的な展開をなさっている方でありまして、そういう意味でそ

の方もひとつ検討の課題に入れていただけたらどうかと、それからあの先般もご一緒に東京八重洲の店舗を見てまいりましたが、内堀醸造の会長さんあたりもお願いしたらどうかかなぁということで、このお二人について課題として取り上げていただけるか町長の考えをお尋ねしたいと思います。

合わせましてあの大使もそういうわけで委嘱していきますとどんどん人も増えてまいります。従いましてあの今回は議員研修と兼ねてそういう交流の場を持ったわけですが、どなたかの大使の方をですね代表者をお願いをして、精力的な活動をしていただいて取りまとめ年に1回くらい東京あたりでその交流会を持つと、そこへまあ理事者も参加して交流をして情報交換をしたり今後の活動またお願いしていくとそんなような取り組みをしたらどうかと思いますので、以上2点についてお尋ねします。

町長

まああのふるさと大使につきましては町のこの活性化、情報発信、飯島町を全国に知して売っていくということの手段の中では有力な手段と考えておりますので、今後とも更にまた皆さん方のお気付きって申しますか、意の中にある方がございましたら是非ご提案をいただきたいということ、先程申し上げるべきだったと思いますけれども、そんなふうに是非お願いしたいと思っております。それでこの具体的に今名前が出ましたこの人吉市の本田節さん、この方は何回もこのまあ馬肉を中心にした料理を起こしておる町の共通の一つの土俵にある方でございまして、何回も飯島へ来ていただいて、つい先日このシンポジウムなんかにも私も一緒にお目にかかって、少し、そのふるさと大使という言葉も使ったうえで意向打診してございます。もう一人お見えになった方と同時にやっておりますけれども、いずれ今後ちょっとある程度の接触をしながらまた更にそのことの深めていきたいと思っております。また内堀醸造の会長さんは常にこっちへ見えておりますので、またこれもあの東京や名古屋で見ただいたとおりに新しい事業展開もしておりますので、この辺もまたこの胸に置きながら今後とも検討課題とさせていただきますようにお願いしたいと思っております。

代表者をおいてあのふるさと大使全体としてのまあ活動をお願いする部分と個人的にお願いする部分といろいろまああるわけですが、かつては後藤純雄さんにその任をお願いしていろいろとまとめていただいて、特に後藤さんは全国の会長さんでもございましたので、非常にあのその点飯島の大使の一人として以上にまあ町のことを想っていただいて、ご活躍いただいたことをほんとに感謝申し上げますが、今亡くなられて特にその中心になっていただく方がこの方というふうに決めてございせんので、是非ひとつまた近いうちに今度の3人を正式にお願いをいたしました後にそのことをひとつまとめてまた一度皆さん方にご意見を伺って決めて、柱になる方というふうにして思っております。であの、今後の進め方についても個々にまあいろいろと名刺を配っていただくとか、資料だけお送りするというだけでなくですね、議会の皆さんやまたそれぞれの他の必要な団体があれば常にそうした方たちと接触いただくような機会を、こちらへ来ていただく場合それからまた出向いていただく場合、それぞれできるだけ機会を最低1年1回ぐらいは設けていきたいというふうにして思っておる、今経費の点もございましてけれども、今まで50周年の時に全員来ていただいて有意義なそうした集いができましたけれども、今後ともそうしたことも取り組んでまいりたいというふうにして思っております。

竹沢議員

それではあの積極的に課題として捉えて取り組んでいただきたいと思っております。次にあ

の友好姉妹都市的交流の点の課題ですけれども、現在あの当町は奈良県斑鳩町と有機的に交流しておるわけですが、近所の町内のいろんな団体含めましていくつかの市町村とまたその地域と交流が始まっております。そうしたことで姉妹都市を展望した交流を深める必要があるのではないかというふうに思うわけでありまして、いくつかの例を申し上げて行政的に支援していただけないかということでもあります。ひとつはただ今も触れましたけれども、熊本県の人吉市でありまして、ふるさと大使のあの同市の市会議員の松田さん始め市会議員の方も何回も飯島へ訪れていただいております。であのこの市なんですけれどもさくら肉の関係で栗と二つ縁があると思います。1つはあのさくら肉のことはまあいいとして栗もですね実はこれ栗の産地で小布施の方へ実際は栗を出荷しておるということでございまして、先般もこの議員の皆さんも飯島町へ寄りましたがその後、小布施へも行っております。ということで当町これからあの20ヘクタールの栗の工場を作るということございまして、そういう意味を含めて展望しますと栗のほうでも縁が出てくるんじゃないかなということでありまして、そういうものを含めた一つの交流の相手としてどうかということでもあります。それからマレットゴルフを中心にして静岡県の掛川市ですけれども、市町村合併いたしましたので旧大須賀町の地域でありますけれども、とのこういうところで先日も幾人かの町民の皆さんが向へおじゃまして交流を深めてきたようでありまして、市当局や議会等も含めまして歓待をいただいたそうですけれども、こうしたところ。それからあの先般議員また理事者含めまして研修を行いました朝霞ブランドの一翼を担うところの当町出身の宮沢フルーツ本社のある埼玉県朝霞市との交流、あるいは何年も継続して行っておりまして、小学生の農業体験ホームステイの受け入れと向こうの産業フェアへの当町の出展と、そんなことで交流が始まっております千葉県、などが考えられるわけでありまして、一部、海のところもありますし、当町にない特産物が向こうにあってこっちにはないということで差別化というか交流する意義があるという市町村かとも思われますが、そうした部分との交流が民間レベル等を含めまして始まっておりますけれども、これらについて町長としてまあどのような考え方、また支援とかという意味で所見がありましたらお尋ねいたします。

町長

やはりあの同じ町の活性化それから交流というものを今後大事にしていくというこの行政取り組み、民間交流の中で、大切なこの友好提携、まあ姉妹都市まで行くかどうかは別にいたしまして、これについてのご質問でございます。現在この町の友好都市提携につきましてはご承知のようにこのブラジルのフェラス市、それから斑鳩町、奈良県斑鳩町でございますが、この2つでございます。まああのフェラスのブラジルにつきましては非常にまあその後の政治情勢といいますか、国柄の違い等もいろいろございまして、かつてはこの移住が取り持つ縁ということの中でスタートをした姉妹提携でございますけれども、当時の市長さんの井口さんはまだご健在でありますけれども、こうした行政政治面からの第一線を引かれたということの中でなかなかあの海の向こうの遠い国でもございまして、国全体ではいろいろと交流が深まっておりますけれども、私どもの姉妹都市としての交流はその後まあほとんどこの交流がないという実態でございまして、なんとかこれもいろんな折りに情報交換だけはというふうには思っておりますけれども、そういうまあ状況でございます。

一方のこの斑鳩町につきましてはもうご承知のように年間を通して四季折々、またいろんな機会の中で交流が深まっておりますことはご承知のとおりでございますけれども、特

にこの2月21日の日にこの10年という経過となりました。10年前の2月21日に提携をしましてちょうど10年ということで、その折りにも向こうの町長さんはじめ行政当局とこの深まりを更にまた未来につなげて、両町村が交流を深めて進展していくことを誓いあったところでございます。まあ通信手段でございますけれども、そうしたことで誓われたところでございます。

で、お話にございましたようにこのいろんな相手とのこの特産品や、まあ大須賀なんかもマレット、それから農村交流、それからふるさと大使がそれぞれの町村にもおられるというような総合的な判断の中で、更にまた1・2の提携をしていくということは非常にあの有益なことかとは思いますが、やはりこれはあの一つの機が熟すという部分もございますし、その前提には当然あの民間交流的なことが、あるいは団体交流ということが先行して機が熟してきてというようなことの中で、まあ行政としてどうかということが大切ではないかというふうに思っております。まあ言ってみればあのそれぞれの友好都市を提携していく上にそれぞれの共通する価値観というものがあるかどうかというようなこと、そしてその効果、メリット、それから住民の理解度とかいろいろ行政が直接動く場合にはそうしたこともきちんと位置付けていかないと、なかなか民間交流のフラットな考え方だけではいけないというふうに思っておりますので、今後そうしたことの自主的な民間的交流は町といたしましてもできるだけのまあ支援をして、支援といっても今斑鳩町の交流の支援については50,000円というような予算の中からの支援をして行っていたかというようなこともございますけれども、またあの必要に応じてそうした具体的な部分があれば若干利便を図るような部分も含めて検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもまた竹沢議員おっしゃるようなひとつの情報を議員の皆様やそれから町民の皆さん方からいろいろな交流を通じて是非情報をお寄せいただいて、そしてまた整理をして今後の対応をしていく必要があるんじゃないかとこんなように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

竹沢議員

それではあの只今の課題につきましてはまたあの民間レベルでの交流等深まりまして、熟してきた段階で是非取り上げていただいて交流が深まるように検討をいただきたいというふうに思います。

続いて3つ目の質問であります。道の駅周辺の安全対策についてということでございまして、道の駅もお陰様で大勢の皆さんで賑わっております、まあ当町の中でも一番集客力の高い場所かなというふうに思うわけでありまして、今後平成20年度着工で栗の工場もできるわけでありまして、更に集客能力が高まるということが期待されるわけでありまして、この地域におけます来訪者また地域住民の交通を含めた安全対策というものが課題になるわけでありまして、詳細はまた後で触れますけれども、こちら辺についてどう対応するのかお尋ねいたします。

町長

それではあの、道の駅花の里周辺のこの交通安全対策という問題でございます。先般もまあお1人の高齢者の方が、まあすぐ傍ではないんですけれども、県道飯島線の少し南のところで死亡事故が発生したというようなことで、大変まあ残念なことであったわけでございますけれども、で、今あの道の駅の周辺それからこれから栗加工の施設があるそこへまあ立地をしていくというようなことの中で、当然人の出入りの多くなるのを期待するわけでございますし、一方でその交通安全の面も心配していかなくならないということで基本的な問題として捉えておりますけれども、特にまあ今度の道の駅を拡張

して、あのエリアを全体としてこう賑わいをするについて、道の駅の部分の向の業者の方ともいろいろと最終設計に今入っておりますので、その辺も少しまあ余裕を持ったような形の中で安全対策にも意を注いだひとつ設計をしていただきたいなということで、今、担当課通じて対応しておりますし、それからあの、あのエリアの内部にも今、学生沢川ですか、少しまあ歩道橋がかかっておるわけでありましてけれども、あれをあのもう少し利便性が通行できるようにちょっと階段方式になっておりますので、バリアフリー化といいますか、ずっとスロープで行ったり来たりできるようなそういうことも今新年度予算の中で考えて対応をさせていただきたいと、またあの具体的な住民要望もあるかと思っておりますので、またそれぞれの個々の対応をしながら安全対策は講じていきたいというふうに考えております。

竹沢議員

只今住民要望含めて安全対策に対応していきたいという答弁がありましたが、そこであの地元からの要望がありまして、周辺に街路灯の設置、それから道路西側に歩道がありますけれども、あすこの側溝のグレーチングとか溝蓋を着せる問題、それからガードレールの設置、それからあそこにケーキ屋さんがありますがケーキ屋さんのちょっと北側のところの道路の待避所がありますけれども、あそこも相当舗装等が痛んでおります。そういうものを含めまして安全対策の必要があるわけでありまして、県道バイパスということでもありますので長野県の管理下ということでもありますので、長野県伊那建設事務所へこれらの課題についても働きかけをしていただきたいと思うわけでありまして、取り組んでいただけるかどうかお答えください。

町長

総体的な安全対策はあの周辺講じていかなきゃというふうに思っておりますが、あの今、書面的に区なり地元の耕地の中でこちらの具体的なこの施設として要望がきておる件数につきましては、今のところちょっとないわけでありまして、まあその辺もまた竹沢議員ひとつ地区の皆さんとのひとつお願いをして、具体的にどの部分をどういうふうにするかというようなことの中で、県にお願いする部分それからまた町で施す部分、まあ今後のこともいろいろございますのでまた総合的に判断をさせていただきたいというふうに思っております。

竹沢議員

それでは只今の課題は何かこっちへ振られちゃいましたが、そういうことでよろしくお願ひします。続いて4つ目の課題の地域づくり事業の推進についてであります。最初に村井県政は元気づくり交付金というのを始めまして2年目になっておりますけれども、当町における平成20年度の申請状況ですけれども、町及び他の団体含めてどのような事業をどのような事業主体が展開しておるのかお尋ねします。

町長

次のご質問でございますこの地域づくり事業の推進に関連して元気づくり交付金の申請状況でございます。この県の地域発元気づくり支援金は市町村や公共的団体が住民の皆さんと共に自らのこの知恵と工夫によって自主的にまた主体的に取り組んで、地域の元気を生み出すこのモデル的で発展性のある事業ということに対して長野県が支援金を交付する事業でございます。平成17年度に当時田中知事の時代にコモンズ支援金という名称から始まって現在の考え方としては継続事業になっております。19年度から現在のこの元気づくり支援金というふうに名称替えをされました。そこであのこれまでもいろいろ事業、町も申請をしてかなりの成果も納めてまいりましたけれども、今具体的に20年度に向けての申請状況でありますけれども、町の関係分ではこの防災関係の総合ハザードマップ作成事業というのを一つ挙げてございます。それからもう一つは水害

対策の備品の購入整備事業、この2件を町自体の分として申請をすることになっております。それから公共的団体の部分では七久保区関係の安全安心な地域づくりとしてのAED、いわゆる除細器、緊急対応の問題でございます。これの導入と救急救命講習会の開催事業、ソフト事業になりますけれども、これの1件、計3件を申請してございまして、この2月の8日に県のヒアリングをもう既に受けておりまして、4月に地方事務所単位でもってそれぞれの市町村代表はじめ審査員によって審査を経て4月の下旬には内示をいただくとういうことになっております。で、この件につきましては、まあ町の申請分はもちろんでありますけれども、公共的の団体につきましても町として採択にあたっては十分フォローアップをしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

竹沢議員 残すところわずかとなりました。昨日からあの協働のまちづくりについてお二人の議員からも意見が出ておりますけれども、4つの地域づくり委員会が発足しております。そこでこの間の予算特別の委員会でも申し上げてありますけれども、年2回のね、定期的な区長耕地総代会だけでその地域づくり補助金について説明するんじゃなくて、実際に過去2年間やっておる各団体とか耕地とかありますけれども、その事業をやった実践例をね、交流をしてまたその制度を説明するような、そういうための区長や総代や各団体を集めたそういう学習会っていうかですね、そういうものや経験交流をして不均等に発展していくこの事業をですね、お互いに研修し合っで学んでいくということによって新しい創造事業が展開できるんじゃないかということで、そういうことを是非やっただけいたらと思ひますが、それについてのお考えを述べていただいて質問を終わりたいと思ひますがよろしくお願ひします。

町 長 今度のはあの町の地域づくり交付金、支援金でございますけれども、昨日もそれぞれの議員にお答えをして、協働のまちづくりの一番まあ根幹を成すこの取り組みでございまして是非ひとつ活用をしていただきたいということで、いまひとつまあ予算の枠に対してのこの事業を取り組みというものがこちらの期待したほどには至っていないということも申し上げましたけれども、今、年2回の区長総代会これはあの行政報告やお願いが中心でございますので、まあ当然このことも含めてその時にお話は申し上げますけれども、これとは別な形でこの4月に入りましたら早々に今年の取り組みの内容、あるいはまた打ち合わせというような、それから各地区間での連携というものも兼ねて一会議予定をしておりますので、その辺も含めて今お話にございましたことを十分またあのこちらとしてもやっで対応してまいりたいと思っておりますので、今年もそれぞれの地域でできるだけまあこの事業に取り組んでいただい、多くの補助を得て地域の活性化が図れるように協働が図られるように是非ひとつご協力をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

竹沢議員 以上で終わります。

議 長 7番 宮下 寿 議員

7番 宮下議員 高坂町長の実質的な2期目のスタートとなります20年度の予算が組まれました。施政方針の中では次世代を担う子ども達の育成支援と町の活力を強力に推進することと、なによりもそのベースとなる財政基盤を健全に保つことを念頭に予算の軸足を「協働と

子育てで未来を育む健やか予算」と位置付けられました。そこで子育てと町の活力これをも一つのキーワードとして通告に従いまして質問をしていきたいと思ひます。

教育長 最初に保育園の除雪について伺います。ここのところようやく春めいた陽気になってまいりましたが今年の冬は昨年に比べ降雪量が多かったと思ひます。特に3園合併となった東部保育園では以前と比べものにならないくらい駐車場などの面積が広がって、除雪作業も大変だったことだと思ひます。そこで今年の飯島、東部、七久保の各保育園の駐車場などの除雪の状況はどうであったのかお答えください。

それでは私の方からお答えいたします。ご指摘のようにですね、今年の降雪の様子を見ますと気象変動と関連があるかということで、私も心配をしているところであります。保育園の除雪でありますけれども、対応はですね、原則的には保護者会の皆さんの自主的主体的な努力によって実施しているというところであります。実際の作業でありますけれども、いくつかのグループに分かれて連絡網を通じてですね、保護者会長がそれぞれに除雪要請を発信して除雪を行うというそういう体制が整っております。これまでもそうでしたし、今年もそのように実施したというふうに承知しております。さてあの駐車場につきましては大変面積が広い、従いまして人力による除雪は大変なことでありまして、東部保育園につきましては保護者会等の手配により機械除雪を行ったというふうに報告を受けております。七久保保育園につきましては使途目的が多様で林業センターの利用者等の関係もありますので、多目的な駐車場という性格から七久保区で対応しているというのが現状であります。

宮下議員 只今教育長の方からまあ現状というものを聞きしたわけですがけれども、その協働という観点からいたしますと子どもが通う保育園の除雪を保護者の皆さんが自主的に行う、まあ教育長の方も申されておる、これは大変やはり筋が通っているし、結構なことだと私も思ひます。毎日の送り迎えて駐車場など使うのは保護者の皆さんなわけですから、しかしですね保育園に通う子ども達の年齢からいたしますと、保護者の皆さんは若い働き盛りの方がほとんどで、共働きの方も多いのではないのでしょうか。朝の大変忙しい中で自分のところの除雪もしなくてはなりません。それに加えまして保育園の除雪にも、今お聞きしたように、保護者の皆さん連絡を取り合っで出て来ているという、まあこれは現時点やっでいただいておりますがやはり大変なことではないかなと思ひます。そこでやはり考えられますのは今教育長もおっしゃったように重機での除雪というものをやはり考えて依頼をされるわけです。今教育長も申されましたがちょっと私の方の聞き取りからもちょっと申し上げますけれども、例えば東部保育園ですね、これは保護者の方の中に建材会社の方がいらっしやいまして、私がちょっとお聞きしただけでも非常に格安の料金で除雪をしてくださっていると聞いております。やはりこの費用というものは保護者会費の中から出されているようです。そのやっでくださっている保護者の子どもさんはこの3月で卒園をされてしまうということですがけれども、幸いなことに引き続き協力していただけるようであると聞いております。しかしこのこともいつまで続けてもらえるかということとはまあ今の段階ではわからないわけであります。

また飯島保育園ですけれども確かこの冬からだっでと思ひますけれども、ボランティアで私の知人が重機で除雪を行っております。耕地の除雪も行っでくれているので、何時までにか掻いてくれと言われましてもすぐにOKというわけにはまいりません。特に自分の仕事が終わっでからですので雪の状況をみてですね、夜中から開始するというこ

とが非常に多くて、その時にまたもう、いきなり早朝から掻いてくれよと言われるというのはやはり大変なこれは労力といいますか、ことだと思えます。また役場の方の中にもお1人、時間の許す中で掻いて下さっているということを私も聞き及んでおります。七久保保育園では保護者の皆さんの中でグループ分けをして降雪量に応じて、やはり出勤の人数などを調節をされ、評議員はじめ職員の皆さんとともに、また区の皆さんも一緒に、林業センター今も教育長おっしゃったとおり、掻いたりしているそうであります。このように3園の様々な状況というものはあるわけですが、行政として対処することがあるのではないのでしょうか。駐車場は先ほども申し上げました保護者が基本的にまあ使うものだから保護者が全て責任をもって行うということだけではあまりに冷たい話なのであります。保育園は基本的には行政の管轄であるわけですので、その行政が何もしないというのは語弊があるかもしれませんが、しないということではやはり済まされないのではないのでしょうか。重機を持っていてやってくれる人がいるうちはいいわけですが、それができなくなったときにどうするのか。もしやってもらえても他の例えば業者の方がもし入ってやってくれたとして、そういうときには今までどおりの料金でもやっていただけるかも、今でいえば想像でしかありませんけれども、高くなったとき保護者会費だけでですね、運営できなくなってしまったとしたらばどうするのかと、やはり今年の冬の、最後の方は非常に重い雪で、最初のころはやはり季節的にも新雪のような状況ですのでまあ掻き易い。後半のような雪の状態でしたらほんとにあの雪をあの駐車場を人海戦力で掻いていくということはどう考えても大変なことで重いわけです。そこで行政として補助を出すとかあるいは除雪をしてくれる人を一緒になって探すとか、行政としても保護者とのそういった場合に話し合いをですね、先ず是非持ってらって現場の意見をよく聞いてほしいと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

教育長

あの保護者がですね勤めているというのは過去にもありまして、今年改めて勤めが多くなったというわけではありません。あのよくいわれる言葉にですね、雪かき、草かき、落葉かきという言葉があります。これはですね地域住民が自主的に主体的に行う仕事と申しますか、まさしく私は地域づくりの原点であるそういうふうに認識しております。行政頼みと申しますか行政でできるところは可能な限り対応することは申し上げるまでもありませんけれども、しかしですね、雪をかく姿をですね親が雪をかく姿をですね子どもに見せるということ、そして行けば僕たち私たちのためにですね親がかいてくれたという姿を見せることが私は、現在言われているモンスターペアレントとかですねヘリコプターペアレントとかですね、そういう親にはならないといえますか、むしろそういう協働協力こそ今これからの社会求められているのではないかなというふうに思っております。

しかしそうは言っても駐車場が大きくなったという新たな課題も生まれておりますので、この点についてはどういうふうに対応していくか、対応すべきかということは今後話し合ってですね、保護者とどういう方向がいいのか具体的に考えていくという必要があるかと思えます。現時点で教育委員会としてどのような対応をしているかということについて、まあ基本的な考えといえますか具体的な対応については次長の方から申し上げます。

教育次長

それでは私の方から町が行う支援といたしまして、今まで行ってきております状況に

ついてご説明をさせていただきます。先程宮下議員の中にもございましたが、除雪の機械を所有している個人それから建設業者等そういった皆さんの斡旋もしてきております。また町の機械が空いている場合にその燃料費実費で機械をお貸しする場合も今までもありました。それからまあ特別な大雪の時や昼間の降雪時の時のような場合におきましては、直接教育委員会の職員とか、今まで町長部局でありましたので、町の職員が町の重機を使って除雪のお手伝いをする、そういうことは今までもやっております。またあの費用面の問題もありますので今後地元の除雪組合等もそれぞれありますので、そういった方面へもこう協力を働きかけることもまあ一つの考え方なあとという形で、まあ一つの方法としては考えてまいりたいというふうには思っております。まあいずれにいたしましてもその保護者会の方から現時点で教育委員会の方へこういうふうにしてほしいという要望もまだはつきり挙がってきているわけじゃございませんので、その要望が出された時点で、先程教育長の方でも申し上げましたように、まあ十分保護者と納得いくような形で話し合いを持ちまして、最善の方法での支援を考えてまいりたいと思っておりますので、そんなようなことで考えております。

宮下議員

今、教育長の方からですね、これは基本的なことということでご意見伺ったわけです。そのとおりだと思います。昔から今は何が変わったんだと言われればそのとおりであります。しかしですねこういった世の中の情勢が少しずつ変化をし、大家族であったものが核家族化していくこういった状況は全てがみんな昔とイコールというわけにはいかないわけであります。その中で特に核家族になっていった場合には非常にまあ忙しい、こういった世の中ですので朝あるいは晩のそういった活動といいますか生活自体が忙しいということは昔よりもちょっと若干生活の形態が変わっていると思っておりますので、なんとかですねその辺はご理解をいただいてまあ基本的には、先ほども教育長おっしゃったように、先ず自分、子どもからすれば父母がですね、そういった動くということを見せるということは私も十分わかります。しかし少しでもそういったところに細かい視点を持って行政としてみてあげていただきたいと思うわけです。この間も保護者会長の方が見えてその要望というか、こうしてほしいんだけどどうかと、というようなことにちょっと伺ったこともあるそうです。いいお返事はいただかなかったんですけれども、そのように聞いております。そういった意味ではやはりきちっと保護者の方も要望書といえますか要望という形で行政の方にも出さなきゃいけないと今特に思っておりますので、やはりこれから新年度に向けて例えば保護者の方、あるいは保護者会長の方も代ってくださるので、その年度当初においてですね、引き継ぎも当然保護者会の中で行われますけれども、やはり教育委員会としてもまた新たなその保護者会長さんをはじめ役員の皆さんとの話し合いをですね是非持っていただいて、そこから出てくる保護者の悲鳴といえますか要望、そういったものをまあ精査していくわけですが、全てが受け入れられるものではないということもわかりますけれども、十分聞いていただいて、で、きちんとした形でまた返事をさせていただくとそういういわゆる会話ですね、これはやはりこれからうんと必要なことだと思いますので、この辺においては是非お願いをしたいと思いますけれども教育長いかがでしょうか。

教育長

保護者会はあくまでも任意の組織でありますので、しかし既存で今まで活動を続けてきている組織でありますので、保護者会の中での意見あるいは必要な場合には当然教育委員会としましても同席し、指導助言をすることも必要になってくることもあろうかと思

います。そういう折りにはですね、共々に課題を共有し解決、より良い方向であくまでも子ども達のために最善の方法は何であるかということ保護者と協議していくことは大事であるというふうに認識しております。

宮下議員

是非よろしくお願いをしたいと思います。あのこれは保護者の方も言いつ放しではなく、お互いの今も申し上げましたけれども、会話の中から理解をしながら一番良い方法をとっていただくということで、是非お願いします。

それでは続きまして2つ目の循環バスの今後の取り組みについて質問をいたします。昨年より実施している循環バスの試行運転でありますけれども、1回見直しをしてルート変更なども行われたわけでございます。しかし予想もしなかった石油の高騰、町民の意識はこのようなガソリンが高いときにほとんど乗っていないバスを運行するのはもったいないと思っている人が多いように思われるわけです。実際に私のお店に買い物に来てくださったお客さまの中にも、ストレートにそのようなことを私も言われました。こういった状況の中で町長はどのように現状を見ておられるのか先ずお聞きをいたします。

町長

次のご質問でございますこの循環バスの今後の取り組みの中で先ず今運行、試行運行しておる現状認識として町長どのようにということでございます。またあの後ほど細かい見直した数値等は申し上げますけれども、いずれにいたしましても昨年のこの7月から試行運行という形ではございますけれども、中期総合計画の一つの方向付けの中で町民の足の確保、そしてその町民の足というのはこの議会でもいろいろとまた新年度予算の総括質疑でもいただいておりますけれども、現実的にこの交通手段を持たない人のできるだけ足を確保のためにという、こうまあ位置付けで試行運行を重ねてきておるわけでございます。当時のまあ社協に委託をした福祉バスを発展的に解消をしてこのバスに切り替えた、こういう位置付けで国土交通省のまちづくり交付金の試行予算をいただいておりますね、交付金をいただいて、実証実験という形で今進めております。期待したほどに今、乗っていただけてないというのがはっきりしたこの私の見解でございますし、多くの町民の皆さんもそうしておると、非常にまあ胸も痛むし見るに耐えないという率直に申し上げて印象を持っております。この実態、まあ石油が上がったから下がったからということですぐ止めるとかというような議論でなくてですね、将来的にこの位置付けをどうしていくかということは今後の大きな行政課題であると、いろんな方面からの議論を重ねて方向を出していくとこういうことで今考えております。

宮下議員

町長は6日の総括質疑の中でもですね、バスの目的は交通弱者の足を確保することであると、ただ今もおっしゃってございましたけれども、そしてまた苦慮もしている、補助ある内という甘い考えはよくないということもおっしゃってございました。昭和病院へのそういったあの便ですね、その分においては若干数が伸びているとおっしゃってございましたが、期間をこの試行のですね期間をフルに活用することも確かに大切ではありますが、病院行き以外の便が現状のままではやはり町民の理解を得られるとは思えません。他のやはりこの県ですとか市町村のですね循環バスなど、そういった形態の状況などは当然まあ調査をされていると思いますけれども、思い切った転換を図る時期にもう来ているのではないかと思うわけです。その総括質疑の中にもですね、9月に今一度この見直しというんですか、結論ちょっと、私も申しわけないですが聞きずらかったんですが、出すというようなことを言われたような気がいたします。まああと半年も同じようなこういった状況が続けるということではいかがなものかと、町長の決断がある

程度必要な時期にきていると私は思います。今は先ほども町長おっしゃっていたように、以前のですね福祉バスとそういうようなまた形に戻すとか、他に例えば予約制でのワンボックス型の形の車にするとかですね、抜本的な変換がもう求められているのではないかなと思うわけです。そろそろ町民に対しまして町長の考えをやはりはっきりと示すべきではないか、その辺も含めて今一度今後の考えをお答えいただきたいと思います。

町長

今の利用形態につきましてはお話を申し上げたこの受け止め方をしておるわけであり、そういう背景があるからこそこの7月にスタートしたこのコースなり時間帯なり、内容というものをもう一辺再検討、当時の時点で成し得る再検討をして、12月に改正ダイヤ的な運行網をもって改善をしたところでもあります。従来の6路線から3路線にしてコースもできるだけ、あのいろいろとアンケートも取っておりましたので、それをできるだけまあ要望を入れられるような配慮をしながら、JRとの電車との接続のコースやら、それから買い物客の利便性やら、それから特にあの昭和病院にダイレクトで行ったり来たりできるようになっていくという配慮をしながらやってみて、若干まあ改善をしてきておることは事実であります。特にあの昭和病院のコースについては全体に乗っていただく方の約60%ぐらいを占めておると一つのこれはキーポイントになりますけれども、そうしたこと、それからそうしたことを含めて全体的に1日の乗っていただく方の数が従来の見直し前の20.9人から26.2というような、一応まあこれはデータの数字でございますけれども、若干改善してきておると、であの、乗らない方についてはもうストレートにそういう気持ちで受け止めることは事実だと思いますし、で一部のこのそれを当てにして乗っていただけて生活をしてやっているとまあ実際この26.2人のほとんどの方はそういう受け止め方をしておりますので、まあこれはあのどういうふうに総合的に今後判断するかって言うことはこれからのまた一つの検討課題になりますけれども、両面ございますので、ただまあ原油や灯油がガソリンがこういう状況でありますので、非常にあのストレートにそのことを批判を受けやすい状況にあることは十分承知をしております。従ってあの新年度予算には一応当初の考え方で盛ってございます。であの、国交省の方の実証実験の試行というものを9月までにはその結論を出して、それから今後どういう形で存続するのか、あるいはまた見直し転換を図るのかということの結論を出していかなければなりません。今町にはそのための立ち上がりから協議会を組織をして、いろいろとコースについての細部までまあ実際のこの運行についての協議をいただき、諮問し答申をいただいたという経過もございますので、今後それらの協議会の皆さん方も十分今の実態というものは把握をしていただいて、それぞれの意見をいただくかと思っておりますし、また最終判断までにはいろいろとまた各それぞれの住民の皆さん方のご意見を伺ったうえでと思っておりますけれども、一応9月前までのそれじゃ何時の判断という形になりますけれども、できるだけまあ速やかなことにして、その同じ運行していく場合にも今お話にございましたデマンド方式、いわゆる予約制によってこの効率よくですね、無駄のないような運行も一部まああのここ伊那あたりの様子を見ておりましたが、一部の地域でそういうことを取り入れてスタートしようとしておるところでございます。従ってあのそんなようなことも導入も含めてですね最終的に判断をして決断をしなきゃならない、こういうことでひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

宮下議員

9月にはまあ結論を出さなければいけないということを今、までにですね、というこ

とでいきますとまあ今3月、後半以内、それでこの半年の中でですね町長のこう頭の中にあるのはこの3月末でもう一度そういった今回の見直しをされて、それをもう1回やられてその9月までに結論を出すというふうなお考えなのか、どの辺で今20.9人から26.2人に増えたと、ましてや病院の方のコースということは非常に大事なことでありますのでこういうことは分かるわけですが、どのあたりにもう一度その見直しをかけ、その9月までの結論に至るのかというふうな考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

町長

まああの4月スタートに向けて次の更なるダイヤ改正とかコース変更とかまあそういうことは今あの考えておりません。これはあのひとつの今それなりきの定着をして、そうくれんくれん変わるというわけにもまいりませんので、ただあの今までのこの課題整理をするこの協議会を今月の24日の日に予定して会議通知を差し上げてございます。そこでまあ一整理をして新年度に向けてのまたいろいろとご意見が出てきようかと思えますけれども、であの、これはひとつ手続き的なことがございまして、陸運局それから国交省とこうまああるわけでありまして、今の見直したダイヤでもって当分の間この手続きを経ておりますので、この1カ月2カ月のうちに更なるこのダイヤ改正をもってまた最終的に判断というわけにはちょっと事務的にはいかないというふう聞いておりますので、こうした協議会のあるいはまた住民の皆さん方の意向を総合的に判断する中で、最終的にはもう方向を出していくとこういう段取りになっていくこととなると思いますのでそのようにひとつご理解をいただきたいと思えます。

宮下議員

3月の24日に協議会が開かれるということをお聞きしたわけですが、まあまたダイヤ改正はなかなかできないと、あの私も思うのはもうそのダイヤ改正という問題ではもうなくなっているのではないかなというふうな思うわけです。そうですね、ですので是非ですねこの24日にですねそういったものをほんとにもう一度話し合っていたら、また行政側としてもうこういった形も考えているというようなものをぶつけ合っていたらこの9月までの結論に至っていただきたいと、十分な話し合いを持ってやっていただきたいと、せっかく町長がですね町民の皆さんのためと思って福祉バスの形態から地域循環バスというものにせたくこう良くしようという部分でやった事業のわけですので、これをなかなかこういった状況の中で言われてしまうというのは町長も非常に残念だなという思いはあると思えます。そういった意味で最終的なものに行くと、まあ最後の段階かなという気がいたしますので、やはり町長の思いと町民の思いとのやはりどこか1点きちっとしたところを探っていただきたいとこのように思いますので、是非お願いいたします。

それでは最後の質問項目であります企業誘致とスマートインターチェンジについてお伺いいたします。スマートインターチェンジということで前回12月の定例会でも質問したわけでありまして。続けて聞くといいかげんにしろと思われるかもしれませんが、あえて今回もスマートインターチェンジというところでお伺いをするわけです。

先ず今後の企業誘致というものをどのように考えているのか、新年度予算では新規事業の企業誘致に関わる農・工実施計画策定という部分に2,520,000円、企業誘致促進事業補助に1,000,000円、とこれからも引き続き企業誘致に前向きな姿勢がうかがわれるわけですが、現在の状況や今後の展開を含めお答えいただきたいと思えます。

町長

最後の質問でありますこの企業誘致またこれに関連した再度スマートインターチェン

ジでございまして、先ずこの今後の企業誘致の展開をどのようにまあ考えていくかということでございます。それぞれいつもまあ申し上げておりますように、この町の中期総合計画の後期計画の最大のまあ重点戦略と申しますか取り組みの一つとして、協働のまちづくりと共にこの人口増活性化対策を挙げておるわけでございます。でこの企業誘致につきましてもこれはこの人口増活性化対策の一つの有効な最大のまあ柱の一つであるというこの認識の下に、積極的に誘致活動を展開をしておるところでございます。平成20年度まあ予算の中でもこの立地に向けた条件整備、農村工業導入の手続きの問題やまあ一部企業を導入した場合の補助といったようなことを盛ってあるわけでございますけれども、何らかの形と申しますかこれが20年度には具体的な成果として出てまいるといふふうに思っておるところでございます。既にあの冒頭初日の議会報告の中でも申し上げてございまして、当面する20年度の土地開発公社の取り組み業務の中で3つの工業団地、大小はいろいろございまして、そこに導入目的を具体的に持った形での工場用地の造成をして分譲をしていくと、こういう今取り組みをして参っておりますけれども、これはひとつの方向付けが出ております。

更なるまあ企業誘致導入ということについて今後とも先々精いっぱい努力をしていくということでございます、これには若干手続き的にもこの農振、農転、それから今同じようにその農工法の導入の手続きと、それで特にまあ町の候補地としては一部農地からどうしても転用せざるを得ないというような土地利用状況の事情にございまして、最大のこの手続きには国のひとつの大きなこの理解をいただかなきゃならない手続きも待っておりますので、それらを総合的に進める中で慎重かつ積極的に用地選定を行いながら、また企業のノウハウ求めておる内容等も判断しながら一般質問に出ておりましたこの上伊那産業立地の活性化基本計画に乗っかってですね、積極的に進めてまいりたいというふうな思っております。

でまあ、若干あのこれに関しては今議会最終日の全員協議会の中で触れて若干申し上げたいと思えます。それであの次にインターチェンジ、スマートインターチェンジとの関連もございまして、この企業誘致に絡んで非常に有効な手段であるということの中でちょっとお話し上げたいと思えますが、この当町のインターチェンジ、松川と駒ヶ根があるわけでありまして、どちらも大体まあ15分と、まあ田切と七久保では若干の差がございまして、平均15分くらいを要するという位置付けになるわけでございます。であの確かにインターチェンジまでの時間が短縮をされればそれだけ企業誘致の有利性も増してくるというふうには思うわけでありまして、まあ今までこの企業導入活動をやってきてですね、この飯島に置かれた15分の、じゃ5分縮まる、10分縮まるというこの条件というものが実際にこの飯島に企業誘致としてくる一つの選択肢の中ではそう重要な要件ではないというふうな受け止めてまいりました。いろいろなあの要件が他にもあるわけございまして、決してそのみが第一義的な条件ではないというふうな受け止めておまして、もっとまあひとつその地域の土地のいろんなまあ条件、まあ単価も含めてそうございまして、それから若者、特にそこに勤める従業員の志向や雇用が確保できるかどうか、排水問題はどうか、むろん景観的なことも一つございまして、そんなようなことの方がむしろこの条件のウエイトとしては多く占めておるということを実感として持って、担当共々やっておるわけでございますけれども、従ってまあ非常にこれはあの土地が安くて環境が良ければ企業とい

うものは来るということはもう、それでしかもインターに近いことでは確かに越したことはないわけでありませうけれども、極めてこれはあのいろんな要素が絡まってこの企業導入というものは市町村間の競争が厳しく大変まあ厳しい状況にあるということを申し上げておきたいと思えます。

宮下議員

今町長の方からスマートインターチェンジの方でもうなんか結論染みてしまうようなところまで言っていたいでしまったわけです。この後どう言っていたのかなと今非常に迷っております。とりあえず聞いてください。まあご存じのとおり伊那市では新聞報道にもありましたけれども、小黒川のパーキングエリアにスマートインターチェンジを計画をし、2010年秋の社会実験を目的に新年度予算案に測量や基本設計の業務委託という部分で3,000,000円を計上したわけでありませう。でまあ前回私お伺いしたときにそう簡単に手を挙げるわけにはいかないと、情報を掴めば掴むほど簡単ではないというのが実感だと、細かいことを言えばいろいろあるとおっしゃったわけです。まあその辺をお聞きしたかったわけです。でもなんか結論を言われてしまったので非常に聞きづらい部分があります。情報という部分です。ねその時先ずその12月の時点でどの程度掴んでいたか、あるいは行政としてできるこのくらいかかってしまうんではないかなという想定を先ずされたのかということでは先ずお伺いをしたいと思えます。それとですね国交省では新年度予算からスマートインターチェンジ関連に目的を特化した臨時交付金の創設を表明をし、各自治体が独自に行っていたアクセス道路整備などこういったものを支援し、スマートインターチェンジの促進を図る方針を明らかにいたしました。ただしこの予算案がこれ今、喧々諤々としておりませう、通るか通らないかという問題もあるわけですが、こういった方針はとりあえず出してきていると、そしてまた当町のようにサービスエリアですとかパーキングエリアこういったものがないところに設けられます本線直結型ですね、こういった形のスマートインターチェンジというのが初めて設けられまして、昨年9月から社会実験がある地域で行われておるようであります。そこで町長先程も申し上げましたが、前回の時点で先ずどの程度情報を掴んでおられ、どの程度想定をされたかということと、例えば飯島のどこにインターチェンジを想定をしたことがあるかという部分をお聞きをしたいと思います。

町長

まああの12月の議会で宮下議員からご質問をいただいた時点の考え方につきましては、確かにまあこれは非常にあの私も常にいろんな公用車なんかでもこのスマートインターってありますか、カード式の中で利便性でやっておるのを見ておりますので、飯島町にもこれがあれば松川や駒ヶ根でなくて途中で入れるのになあという実感を持っておりますし、ぜひ欲しいなという気持ちもこれはやぶさかでない実感として持っておりますが、ただまあ中身をいろいろ考えますと、当時まだあの国からの正式なそうした通達というようなものも当然予算審議前ですし、ひとつの方向はありますか考え方が新聞報道で出された時点での宮下議員からのご質問であったというように思っております。あの切り抜きも当然持っておられると思えますけれども、まだあの皆目、漠としておってですね国の補助は入るって言うんだけれども、じゃ全国でどういう条件を付してそのことを進めていくって言うようなことは全然皆目見当もついていない状況でございまして、ただあの一般的にはそのサービスエリアから出入りする、それからその前後のインフラが整備されてですね、独自の自前で地元の市町村が負担をして、それでそれに行くその経済効果いわゆるこの通行台数、利用効率がどのくらいかかってということが非常に大きな

決め手になるということが報道されておりましたので、そうした場合にただまああそこにはできるからうちも欲しいなぐらいの感じではとてもこれは上で取り上げて頂けるべきものでもないというような判断をしておりましたので、ただまあ平均して3億から8億これにかかるという数字を見ただけで少しまあこれはという感じをいたしました。

で当然あのいろいろ聞いてみますとやはりこのそうした利用度の密度の高いところはひとつの有利な条件になってまいりますけれども、あまりその既存のインターに近いところでこれがいくらあの、まあ伊那の今報道されておる部分が果たしてどういうふう展開するかわかりませうけれども、できればまあ飯島の場合、松川・駒ヶ根約20キロ間ですからその真ん中ぐらにあるのが一つのこれは飯島としては、もしそういう捉え方をしていただけるならば、一つの条件に当てはまっていくのかなというふうにも思っておりますので、まあ飯島の中心部ないしはまたそれに利活用できるようなこのインフラが整っておる施設とその交通量と、こういうことのイメージで申し上げたわけでございます。従ってまああの当面他の事業とのいろんな関係もございませうし、それで町負担というものが億単位でこれから進めていくという形になると、財政上どうなのかなという後年度負担の問題も出てまいりますので、もう少しひとつ状況を判断しながらの夢を持ちながらの検討課題と、こういうことでお答えする以外今日のところはよろしくご理解いただきたいと思います。

宮下議員

3億から8億と前にも申し上げたわけでありませうけれども、それはあくまで目安ということで、私が思うにその基本的にじゃどの辺に、じゃ飯島で作るんだっただの辺だというふうに考えますと普通は上へ上がったところの飯島のバス停のところを取りあえず想定するわけですね。しかし考えてみますと非常にあの段差の大きい部分で、私素人から見てもこのアクセス道路、金かかるんだらうなというふうに思えます。正直私もそういうふうな見方をするわけですが、そのOKが出るかわからないんですけども、もつとこの飯島の例えば作るって言うふうな形を持ったときに、七久保の高遠原近辺ですかね、あの辺が一番飯島の中で段差が少ないのかなとまあそういった場所っていうのも少し頭の中に入れてみてもいいかなと、まあしかし入れる前に夢だと言われてしまうのでなかなか難しいんですが、何故こんなにくどく言うかっていうのはですね、その町長が先程最初に企業誘致にはそれほどこのインターチェンジ15分15分くらいって言うものはあまり関係がないとおっしゃっております。その辺が誘致される側の企業はどう思っているのかなって言うのは正直私も分かりませうが、やはりこういった道路交通網といいますかね、そういった部分考えますと無いに確かに越したことはないわけですね、そうするとがあった方がいいと、まあ金もかかるという部分はよくわかるんですが、最初に申し上げました、その町長は今後の企業誘致の考えていくその規模ですね、そこがですねどのくらいの想いがあるのか、もう一つ二つ来ればいいよということであれば、まあそんなに私もガナル必要はありません。しかしですねちょっと時間がなくなるので、タタッと1点申し訳無いんですが、この企業誘致だけでなく他にも観光面ですとか、いま問題になっている昭和病院がダメなら伊那の中央病院へ行くと、そういった場合にそのままストーンと乗って行けるって言う、単純ではありますけれども、そういった短縮のメリットって言うのも出てくるって言うように考えるわけです。そういった意味で是非ですね先ずその企業の誘致のイメージと、最後にこういった他にもメリットがあるのでこの検討をですね是非やっていただきたい。今後も続けていただ

いて夢を夢で終わらせないような状況が生まれれば私はいいかなと思います。以上最後お聞きして終わりたいと思います。

町 長

まああの今日この時点で一部伊那が報道されておるようにも、予算を持って具体的に取り組むという段階ではないということだけはまあ申し上げながら、ただひとつこれはあの中期総合計画がもう今年度後半来年度にも始まってまいります。その中にまあ重要な位置付けとしてこの町全体、特に伊南バイパスアクセス道路、それからいろんなあの中期総合計画の見直し、新しい計画づくりでございますので、土地利用計画も含めたこの町全体をどういうふうに、企業導入用地も含めてですねやっていくという次の時代へ、世代への青写真を描く大事なまあ一つのプランを作っていくわけですので、当然リニアの問題もいろいろまあどういうふうに取り組んでいくかですけれども、そうした今のこの夢もやっぱりあの総合計画ですから夢も盛り込んだ計画でないと、出来る出来ないはまたその努力によりますけれども、そうした今のことも含めて活力が出てくるような地域づくりに勤めてまいりたいと、こういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

宮下議員

ありがとうございます。以上で終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議 長

休憩を解き、会議を再開します。一般質問を続けます。

議 長

11番 松下寿雄 議員

11番

松下議員

それでは通告に基づきまして平成20年度予算内容について今後の財政見通しについてをお伺いをいたします。昔から残り物には福があると言われておりますが、一般質問にも福があるのか是非福があるようにご答弁を期待するものであります。

それでは質問をいたします。新年度予算上程に対する町長の施政方針を伺い、おおいに期待するものであります。先に通告してありますが何点かについて理解を深めるため質問をいたします。町長は一期目の検証をする中で住民、地域、行政のそれぞれの分担による、いわゆる協働のまちづくりの推進や将来を担う子ども達の支援、また健全財政など必要な事業に重点配分して、なおかつ起債の繰り上げ償還は今後の財政力を確立するための施策として予算編成に当たったことは評価するものであります。

道路特定財源暫定税率廃止について質問をいたします。ここで道路特定財源が一般財源化され、なお暫定税率が廃止となった場合、既に新年度予算編成を行っている町の財政に対しての影響は、また事業に対してはどうか、財源不足はどうかをお伺いをいたします。

廃止となれば厳しい財政、過日地方団体においてもこの道路特定財源確保、暫定税率廃止反対の決議を行っております。仮に廃止となれば厳しい財政状況の下、地域の自立活性化や住民生活の観点からも必要な道路整備が困難となり、また維持補修や公債費負

担の多い自治体にとって道路以外の分野、教育、福祉予算にも影響が出るのではと思うところではありますがどうかお伺いをいたします。

当議会においても昨年12月議会においてこの問題で全会一致で意見書を提出しております。またこの3月定例会においても飯田市議会が、また駒ヶ根市議会においても意見書提出を可決をしておると言われております。当町においては念願の153号伊南バイパス工事もようやく着工し、用地買収も順調に進んでおります。伊南バイパス工事に対する影響はどうか。お伺いをいたします。

町 長

それでは今議会一般質問の最後の質問者であります松下議員の質問にお答えいたします。福があるかはどうかわかりませんがまあ精いっぱいまたご理解をいただきたいと思います。全般的な20年度の予算内容の中で、特に道路特定財源の一般財源化、これがもし廃案等なった場合の町に対する影響に関してでございます。この道路特定財源堅持、道路整備事業の促進につきましては飯島町議会におかれましてはかつてまあ再三にわたって強いまあ意志表示をいただき、全員一致の中での意見書採択等を出していただいて、私ども理事者側、それからもっと広くは地方6団体一体となったこの運動に取り組んでいただき、何としましてこの堅持をということの中でご協力をいただいてまいりましたことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

そこでこの道路特定財源が道路事業費へ充てることを目的としておる財源である以上、これが一般財源化されますと道路事業以外の目的にも当然充てられるという形になってまいります。国の試算によりますとこの道路特定財源の内いわゆる暫定税率に占める部分は51%ほどになるということになります。これが廃止されますと道路特定財源として充当される事業は必然的にまあ縮小されるということになることはこれは明らかでございます。一般財源というものとして他の事業に振り向けられていくという形になります。同様にこの影響につきましては県が46%が特定財源分という形で同様の扱いとなっておりますように聞いております。で特に市町村の関係につきましてはこの特定財源が配分の中では地方道路譲与税あるいは自動車重量の譲与税、更には自動車取得税といったことの中の配分でそれぞれ交付されてまいりまして、これ総体的には43.3%という暫定税率の分という形に交付されております。これをまあ飯島町の財源としてカウントをいたしますと約7,000万円という影響額、まあいわゆる減収という形になってまいりますので、これまででもそうございましたけれども、特に平成20年度の予算の中ではこうしたことは一切想定をせずに予算編成をしております。これはあのほとんどの全国の市町村がそういう考え方でございますけれども、もしこれが流れてしまうというような形になりますとこの道路の建設そのものも含めてですね他の事業にいろいろと大きな影響を及ぼすということはもう当然というふうにご理解をいただきたいと思ます。

と同時にこの一部であります一つの税目である仮にこのガソリン、まあ盛んに言われております揮発油税、ガソリンの暫定税率が廃止になった場合、これの及ぼす影響になるわけでございますけれども、この揮発油税というのはその全額が道路整備に充てられる国税でありまして、税収の4分の1は地方の道路整備臨時交付金という形で地方の私どもの市町村に配分をされてまいります。この臨時交付金を除いた分は直接的に地方へ配分をされるものではありませんけれども、税収が減少した分は国の直轄する道路事業あるいはこの県の実施をする新設あるいは改良、道路維持等への甚大な影響が及ぼす、

こういうことになってまいります。従ってこの揮発油税の暫定税率は本則の2倍ということになっておりますので、廃止になった場合は今町が進めておりますこのいろんな補助事業等についても交付金などによる特にまあ国交省の担当するまちづくり交付金の交付金などに大変まあ大きな影響も出てまいりますし、この国費による特定財源というものがほぼ半減するという形になってまいります。でこれまであのいろんな想定の中で国や県の方からも示されておる見解があるわけでございますけれども、これが廃止という形になりますと今まで進めてきたこの半減する国の財源の配分の中では、かつてのまあ建設に対する償還の部分それから最小限の今ある道路のだいぶこの痛んできておる古い道路も橋もトンネルもとこういうまあ形であるわけでございますけれども、この最小限度の維持補修ぐらいにしか回らないということでございますので、当然まあ新規の採択であるとか今進めておる直轄あるいは県単、県営の道路事業についても甚大な影響を及ぼすということでございますので、今お話にございましたように当然まあ飯島町も特殊な事情があるわけでございます。伊南バイパスの飯島工区、この始まった飯島工区、それから今次の延長で始まろうとしておるこの竜東線の問題、更には堂前線のアクセスの問題についてまあ先行き非常にまあ不透明であると、このままここをほっぽり出されてしまうということではないとは思いますが、その竣工目標がかなりまあ先に行ってしまうというようなこと、まあ一部にはまた事業ストップというような形の影響がございますので、どうかひとつ議会の皆さん方は一致してそのご理解をいただいておりますけれども、地域の住民の皆さん方にもまた県民国民すべての皆さん方にいろいろご意見あろうかと思っておりますけれども、そこのところをひとつ十分留め置いていただいて、予定しておる道路事業、国、県、市町村計画どおり進められるように、まだまだ地方インフラ整備が必要でございますのでご理解をいただきたいというふうにご考えておるところでございます。

松下議員

只今答弁いただきましたように、町に対する影響が多にあるということで、私たちはまあ既に理解を深めているわけでありましたが、まあこの国民、住民から見るとガソリン代がまあ単純に25円下がると、そういうことで考えますとこれはまあ当然下がった方がいいというわけで、最も当たり前のことだと思います。しかし今町長が言われたように町に対する道路事情ましてはまたそれ以外の予算執行にも響くというようなそういうことでございますので、まあ町長として当然これはあの町民に理解を深めていただくというその機会を設けていただく中で、まああの理解をしていただくようなことを是非やっていただきたいと思うわけでございます。ちなみにあの決してこれはまあ安いほうがいいわけですが、日本がガソリン代が決して世界から見ると高いわけではございません。まあいろいろとまああのヨーロッパ、イギリスあたりは今の単価でいくとリッター当たり223円、ドイツが229円、それからフランスが216円と、まあ韓国あたりでも193円というような値が出ておりますが、その面からいっても決してまああの日本のガソリンが高いというわけではございませんので、まあその辺も理解をしておくまああの公開、情報を公開していただきたい、まあそんなふうにご考えています。是非まあそのことをお願いします。それからあの私はどうしてもこれ皆様に理解をしていただかにはあならんということを思っております。かつて中央道を建設するときにまあある政党は大反対をしたわけでございます。その理由は軍事道路、軍用道路になるとそんなことで大反対をした経過がありますが、しかし中央道はできたわけであ

ります。今から35年ぐらいになりますか、まあそのために私は今の伊那谷の発展があるということを確認しております。道路というものは地域に対して文化交流や経済発展に大きく寄与するものであると思います。今ではこの伊那谷は日本でも有数の精密工業地帯に発展し、企業進出も目覚ましいものがあります。またIターン者、Uターン者も増え、伊那谷経済の原動力となっております。その恩恵に浴しているということも理解をしていただきたいと考えるものですが町長の考えをお伺いをいたします。

私も今の法律が全て良いと思っているわけではありません。今後は地方の生活道路に力を入れてくれることを願うものであります。中央道開通に伴う伊那谷、また飯島町に与えた影響についてどのように町長はお考えかお伺いをいたします。

町長

まああの中央道をはじめかつての道路政策が特にこの伊那谷地方、飯島も含めてこの伊那谷の夜明けとまでも言われたこの中央道の果たす役割というものにはもう数字的なものはちょっとここにごさいますけれども、想像を絶するひとつの時代の幕開けになったのではないかと、それが今のこの伊那谷の姿があるという形だと思います。その影響は計り知れないというふうに申し上げたいと思っておりますけれども、ただ今この現状でまた今後の状況の中で判断するにいたしまして、また新しいこの経済圏構成というようなものも出てきておりますし、それから特に言われておりますこの交流圏域の拡大というようなこと、更には東海地震をはじめとする危機管理の問題というようなことも当時としてはあまりなかった時代でのこの時代の移り変わりということも痛感しております、この道路の果たす役割というものは今の国道153号あるいは広域農道、中央道だけではまだまだこのインフラ整備としては不足しておるということが言われておまして、またそのとおりでございますので、そうしたことによってこの伊南バイパス、竜東線というものひとつのそうした諸々の新しい時代の課題に対応する必要不可欠であるこの道路整備であるということひとつの共通の認識として持っていて、決してこの無駄な道路というものを作る視点ではないと思っておりますので、当町の特殊な事情も含めてですね、ご理解をいただきたいというふうに思います。

松下議員

まあそんなわけで今あのいろいろと無駄な道路だとか何だとかという議論があるわけですが、まあ私が思うに地方はこれからだと思います。何故かと言うとこれで道路行政をストップされた場合にはやっぱりこの今言われている限界世代とか限界地域とか言う、そういうところが益々寂れていって、まあ今言われておりますコンパクトシティというような構想も上がっておるわけですが、そのコンパクトシティもまあ一部考えはいいと思っておりますけれども、そのようなことに力を入れていくと益々その限界地域、中山間地が寂れていくとまあそんなことを考えるわけでございます、是非私たちも協力する中で地方に対してはなお一層の道路行政に対して力を入れていただくよう、町長も地方6団体を通す中で是非推進をしていっていただきたいとそんなふうにご考えています。よろしくお願いたします。

それでは繰上償還と将来の財政見直しについてお伺いをいたします。持続可能な自立のまちづくりを掲げ一般会計においては財政健全化を目指し、総額276,000,000円の起債の繰上償還を平成21年度までの3カ年間で実施して、今後の数年間に大きく実質公債比率が高まるための事前策として行うことは高く評価するものであります。私も12月議会においてできることなら繰上償還を早くやったらどうかというような質問もしておりますが、まああの3カ年続けて償還するという事は非常に今後の財政に高く評価す

るものであります。まあしかしながら当町におきましては今後数年間大型事業が続く予定であります。しかしながら町の財政上最も求められる自主財源である町民税であります。他市町村を見たときはかなり税の伸びがあります。しかし当町においては前年対比0%の状況であります。まああの所信表明でもありました多少の上向というようなお話もありましたが、なかなか経済の状態難しい段階でそのように是非いくことを願うわけでございます。財政の確保、確立については企業誘致また人口活性化対策など対応について町長の努力は認めるものであります。その効果が出ているのかまた現在建設中の特定公共賃貸住宅の入居者の募集状況とその内容についてもお伺いをしたいと思います。

町長 繰上償還の問題と将来の財政見通しの問題であります。失礼いたしました。新年度予算でもご提案申し上げました過日の補正予算でも一部19年度対応というようなことで、繰上償還をしながらこの実質公債費比率を一定水準に合わせて次の事業展開が安定したまあ取り組みができるようにということで、ご提案申し上げているところでございます。そのことが財政の健全化ということと共に、将来に対する持続可能な財政運営ができるという考え方の下に進めておるわけでございますけれども、今この3年間の中で2億数千万の償還をすることによって、一応まあ18%に届かない位置での推移ということを想定した財政運営という形で進めておりますので、今後とも予断を許しませんけれども、そうした考え方の中で極力努力をして財政運営を進めていく予定でございます。

建設水道課長 特公賃住宅の現況でございますけれども、今4月1日から供用開始ということで申請件数20件、昨日をもちまして20件の申請が出ておりますのでお伺いをしたいと思います。

松下議員 企業誘致とかその効果はあったのかどうか。
町長 まああの企業誘致の問題について従来からもまあ町の取り組みとしていくつかの大型企業も含めて進めてきて最近ではまあ内堀醸造というような形にきておるわけでございますけれども、これはあの当初の3カ年の間の中では課税免除をして一部交付税補てんというようなことで、やっぱりあの企業誘致した後も若干投資の期間もございまして、まだあの全部が期待されるような税収というところまではまいっておりませんけれども、これは少し長い目で、そこに雇用する従業員の所得等も含めて相当のこの効果は出ておると、やはりこれ無くして自主財源の確保ということは望めないということでございまして、そんなことで今後ともそうした考え方で進めてまいりたいと思っております。

松下議員 まああの企業誘致もすぐ、則、財政に影響が増収というようなわけにはいかないということは、減免措置とかいろいろありますので承知をいたしておりますが、先程も工場用地の問題等もありましたけれども、是非早い段階で話をまとめていただいて是非企業誘致になお一層の努力を期待するものであります。またあの特公賃入居者募集状況についてであります。只今お聞きをしたところ20世帯の申し込みが既にあったと、これはほんとに所期の目的に達してよかったと思っております。この上は飯島町に永住をしていただけるよう行政も住民も快く迎え協働のまちづくりに参加していただけるようお願いするものであります。またこれにより次の建設計画を立てるのかについてお伺いをいたします。

町長 現在のこの制度といたしますか国交省の制度、まちづくり交付金の交付金事業を活用してこの特公賃住宅、今年度で第1弾と申しますか12戸建てて、引き続き2回目つ

ていいですか次の規模の計画をまあ実施計画上やっておるその前提でもって今国交省と事業採択を進めておるところという状況でございます。

松下議員 まあ、是非次の計画を立てていただいて、なおかつ人口、とにかく自主財源を求めなければ町の将来はなかなか開けないわけでございますので、是非まあそういう前向きの政策を行っていただきたいとそんなふうに思うわけでございますので、是非早い段階で、またあの地方分散というかまあこれ飯島町は4区あるわけでございますが、できることならまあ住む方は便の良いところの方がいいのかなあとは考えますが、まあその点、4区ありますので、まあそこらもね考えていかんとまああんまり偏って中心部ばっか良くなるということはまた過疎化を益々進行させるということになりますので、是非その辺も考える中で実現可能なところで選んでいただくとそんなことをお願いするものでございます。

財政の今後の見通しということでございますのでこれ質問いたしますが、今世界的にまあ例のサブプライムローンによる世界同時株安が世界経済に与えた影響は大きなものがあります。国内景気にも陰りが見え始め、各企業においても業績について下方修正しております。そんな中でありまして今後町においても町税の減収等が懸念される所々であります。まああの1地方といえどもこれ世界的なグローバルの時代でございます。即世界の経済にこの当町まで即響くとそういう時代でございますので、今後の経済情勢を注意深く見ていく必要があると私は思っております。町長はどのように考えているのかお伺いをいたします。

町長 確かにあの今年の夏ごろまでいろんな格差がございまして、それぞれの経済指標違って捉えておりますけれども、総じて今年の夏ごろまではこの右肩上がりの経済拡大、景気の拡大というものが続いてまいりまして、一部に税収の方も去年の9月の中間決算、該当の企業町内にもございまして、非常にまあ期待の持てるような税収で推移してきております。一部補正予算対応もさせていただいたところでございますけれども、でにわかにはまあ去年の夏過ぎから今言うこのサブプライムローン、いわゆる低所得者向けの住宅ローンの焦げ付き問題からアメリカに端を発して、またこのガソリンの高騰、昨日あたりはもう110円、110円ですね、を突破したというようなこのニュースも流れてきておりますので、それが経済に対する影響というものも非常に大きく影響していきというような懸念されております。それから併せてこのエタノール燃料との農作物の世界の作付け状況が様変わりしてきておるといようなことの中で、小麦やトウモロコシや大豆といったような物の高騰、これがまた日本にも少なからず食品の輸入食品の単価にも影響してくる、まあいろんなことを考えますとにわかにはまあ景気がちょっとこう危険区域に入ってきたというふうにいわれておりまして、3月期決算も軒並みまあ下方修正に今お話のようにできておりますので、その辺のところは新年度のまあ3月はこれで終わりますけれども、4月以降の景気に非常にまあ懸念をするというようなことでございます。飯島町の税収の見方はほぼ昨年並みの一般財源としての税収を確保、つていいですか考え方の中で計上しておりますけれども、市町村によってはかなり伸びを見込んだ市町村もあるわけでございますが、注意深く見守りながらまたこの補正対応も若干影響してまいりますので、その辺を間違いなく見通しをしながら財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

松下議員 そんなわけで是非注意深く見ながら町政に反映をしていただき、なおかつ健全財政に

力を入れていっていただきたいと思うところでございます。

それでは繰出金についてお伺いをいたします。まあ年度ごとに増減はあるわけですが、おしなべて年々右肩上がりに増額となっております。特別会計の運営内容を見たとき一般会計から特別会計に繰出す金額は多大なものがあります。また伊南行政組合、上伊那広域連合等、事務組合に対しても負担金がありますが、特別7会計で繰出金はいくらになるのか、また伊南行政組合の負担金はいくらか、上伊那広域連合にはいくらか、合計総額でいくらになるのかお伺いをいたします。

町 長

先程ちょっと早やとちって、このことに触れ始めて恐縮でございました。今後の特別会計あるいはまた伊南行政等に対する繰出金についての見通しでございまして。一般会計における当町の特別会計に対する繰出金は総額では方向としては増加をしていくというふうに見ております。国保特別会計における医療費の増加、あるいは介護保険特別会計への給付費の伸び、更には公共下水道整備に伴う起債発行による起債の償還の増加、これからピークを迎えていくというような要素が加わりまして、一応そういう伸びていくという見方をしておるわけでございまして。そこでまああのちょっと私の方からで恐縮でございまして、具体的な各会計への繰り出しの見通しを申し上げてまいりたいと思っておりますが、まず国保特別会計への繰り出しの見通しでございまして、現年度平成19年度は制度改正のためのシステム改修に関する部分が増えたために増額を最終的にはする見込みでございまして。20年度からは国保税の軽減分が減少するために前年度比率では82%ほどに収まるということで、以後横ばいというふうに見込んでおるところでございまして。それから老人保健医療の特別会計につきましては平成20年度から3年間は人件費が後期高齢者医療の特別会計へ移りますので、過年度分の医療費等の繰り出しのみを行いまして、以後廃止となる会計になるわけでございまして、繰り出し対象にはならないという形になります。それから後期高齢者医療の特別会計への繰り出しでございまして、長野県の後期高齢者医療広域連合の負担金として、これはあの保険料の軽減分でありまして事務費がこれに含まれてまいります。それとその他総務費ということで中身は人件費、事務費分、保険料徴収分というこの総係費的な費用も含めて予算計上しておりますけれども、今後の見方は今当初の見方でございまして横ばいというような捉え方をしておるところでございまして。それから老人保健医療特別会計につきましては今申し上げましたが、やはり医療給付費が伸びていくという、当然これはどこの市町村も全国的にそうございましてけれども、増えていくということございましてけれども、今後は先ほど申し上げましたこの残務整理分の会計が残りますので、そのことも含めて一応この老人保健医療特別会計とそれから合わせた分につきましては将来とも減額になっていくというこういう算式になってございまして。それから介護保険の特別会計につきましては介護保険の設立当初から右肩上がりでは繰出金が増えて推移をしてきておまして、今後ともまあ介護認定者の増加が見込まれるということから、毎年5%ぐらいの繰出金の増加を見込まざるを得ないと、こういう一つの統計的な見方をしておるところでございまして。更にまた伊南行政組合の負担金につきましては今後3年ぐらいは消防庁舎の建設という大事業が一区切りをいたして終了いたしましたので、今年度より少ない負担金が予想されるということで、新年度会計もそういう形で予算編成しておりますけれども、一方でこの昭和伊南総合病院の経営問題に絡んであります、な

かなかこの今の規模の医療を続けていくというような形になりますと、お医者さん不足というようなことも含めて、どうしても診療報酬の総体的な減が余儀なくされるということに繋がってまいりますので、いろいろとまたこれあの協議をしておりますけれども、繰出増もある程度あり得るかもしれないと余儀なくされるということがあるということをお伺いしておりますので、いろいろとまたこれあの協議をしておりますけれども、繰出増もある程度あり得るかもしれないと余儀なくされるということがあるということをお伺いしております。

まあいずれにいたしましても繰出金を適切な範囲で運用していくためには、それぞれの会計や組織が健全なこの体質を持ちながら財政運用を行うことが大前提ということになります。それぞれの事業目的に沿った最小のまあ経費で繰出をしながら効果を生んでいくような努力を町独自にまた関係市町村それぞれに連携をとって真剣に考えていく必要があるとこういう認識でございましてよろしくお祈りいたします。

松下議員

まあこれやむを得るところはそのやむを得ないと思うのはやっぱりその国保、老健、それから後期高齢者、介護保険等これはまあ何としても負担をしなければならない繰出金でありますので、まあその中でもまあ今言われております健康維持のための保険制度というか是非やっていっていただきたいとそんなように思うわけでございまして。まあその中でやっぱり懸念されるのは公共下水道、また農業集落排水事業ではないかと思うわけでございまして。特に農集排水事業については工事も終わっているわけでありまして、まあこの間の予算審査の委員会でも質疑があったわけでございまして、まあ未加入者もまあ%ではかなりあるわけですが、もう限界だというようなお答えもあったわけですが、まあそれにしても未加入者への加入促進をなおかつ図っていかねばと思っておるわけでございまして、その対応策について今一度お伺いをいたします。

また公共下水道も七久保浄化センターが完成し供用開始となります。新年度の繋ぎ込み予定世帯は80世帯とお聞きをしておりますけれども、1日も早い全戸加入を促すものであります。またこれらの事業は独立採算制の事業でなければならないと考えておりますが、民間企業においては試算表を作成し、まあ金融機関から求められるわけでございまして、当事業においても経営安定化を図るためにはやっぱり財源試算表によって経営すべきと思っておりますが、試算表を作成されているのかお伺いをいたします。

なお将来をどのように考えているのかもお伺いをいたします。試算表ができていようであれば資料提出を求めるものであります。またあの今、伊南行政組合、また伊南総合病院に対してのお答えもあったわけでございまして、とにかく今あの伊南総合病院においては医師不足問題等経営状態も決してよくありません。しかしこれは地域の住民の安心安全のため何があってもこれは協力をしていかなければならないと考えるものであります。また上伊那広域においてもゴミの中間処理場の今用地の確定がなかなか思うにまかせず、おるわけでございまして、これも用地が確定すれば処分場建設に伴うまた負担も当然増額になると思われまますが、これらの事業に対しての見通しについて、なおかつ負担金についてもどうなっていくのかお伺いを再度いたします。

町 長

今後まあ更なるこの負担増につながる要素として、伊南行政の昭和病院の問題、それから町の中ではこの下水道の借り入れに対する償還というような問題、これは避けて通れないわけでありましてけれども、一応その辺の見通しを立ててこの実質公債費比率というようなものも組み立ててあるわけでございまして、特にあの下水の事業につきましては今おっしゃるこの加入促進をできるだけまあ少しでも上げていくという努力をしていくことと同時に運営段階に、維持管理段階に入った場合のこの効率運営経営というもの

を両面でやっていかないと、この実際独立採算的な考え方も含めてやっていかないとまた一般財源の方に影響してしまうということでございますので、両面でひとつやっていきたいと思っております。その啓発の内容とそれからまた試算表があるのかなのかというそういう見方については担当課長の方から申し上げます。それから当然のことながら広域連合のゴミ中間処理施設が完成しますと、これはあの基本的には当初補助金と借り入れでまあ起こしてやっていくわけでございますけれども、最終的にはこれは広域連合の負担という形で各市町村にのしかかってくる問題でありますので、全然まだその辺のところは事業規模やそれからその見通しというものがまだ財政議論の中に入る段階ではございませんので、当然また近々の内にということで期待をしておりますけれども、用地の選定とそれからほぼ持ち込む物の内容と量についてはだいたい見通しが出てきておる、審議の経過の報道がありますけれども、両方睨みながらまた上伊那郡下の広域連合の中でできるだけまあ市町村に財源に影響の少ないような形でお願いしたいということでございますが、当然この繰出というものは避けて通れないとこういうふうに理解しております。

建設水道課長

試算表というものではありませんけれども、償還表によりまして計画を立てているということでございます。また農集排につきましては議員さんが申しましたように事業が終わりましたので完結をしておりますのでその部分について確立をして、この計算でいきますと平成44年に償還が終わる計画であります。それでまたあの途中、平準化債によりましてその償還を軽減をして償還をしていくということで計画をしておりますのでお願いをしたいと思います。

松下議員

農集排の方の資料がありましたらまた全協にまたお示しを願いたいと思います。それから最後になりますパブリックコメントについてもうちちょっと町長の深くお伺いしたかったわけですが、もう時間もまいりますので、まあこれ飯島町のふるさとづくり計画にもありますし、まあ高坂町長も2期目の施策として掲げておりますパブリックコメントについて具体的に何を行うのかをお伺いしたいと思います。

町長

このパブリックコメントについてでありますけれども、中期総合計画の一つの考え方もございますし、私もこれを捉えて2期目の立候補にあたっての政策の中での位置付けということで述べてあるわけでございます。町の行政運営・施策を作り上げていくについて住民の目からの一つの提案・意見というものの手法を取り入れていくと、これを行政に取り入れてできるだけまあ住民の自らの、まあ要望をかなえるというよりも、自らのこの提案の中で地域づくり行政運営をしていくという一つの考え方の中でのこの住民意見というふうに捉えておるわけでございます。ただこれがあのそこをコントロールしてどういうふうに集大成していくというのは行政そのものの責任であるという形になってまいります。当然のことながら財源を伴うことに関連してまいりますのでそういう一つの考え方でございます。であの今後どういうふうに取り組むかということにつきまして、すぐこの20年度ですぐ組織的にあるいは条例化してということにはなかなかまいりません。もう少しあの意見合意を重ねながら、ちょうどこの次の中期総合計画が控えておりますので、またいろいろこの基本構想審議会というのが一つのこの審議母体になるうかと思っておりますけれども、これに考え方を申し上げて、また前計画に引き続いてその位置付けをお願いするような形で、ここ1・2年のうちにその方向付けをして次期中期総合計画の中で実際に条例を制定してですね、検討をしていくということの一つの行

松下議員

政課題として今考えておる状況でございますのでよろしくお願いいたします。
議長、終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 0時00分 散会

平成20年3月飯島町議会定例会議事日程（第5号）
平成20年3月17日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
 日程第 2 第 3号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例
 日程第 3 第 6号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 日程第 4 第 7号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例
 日程第 5 第15号議案 平成20年度飯島町一般会計予算
 日程第 6 第16号議案 平成20年度飯島町国民健康保険特別会計予算
 日程第 7 第17号議案 平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 8 第18号議案 平成20年度飯島町老人保健医療特別会計予算
 日程第 9 第19号議案 平成20年度飯島町介護保険特別会計予算
 日程第10 第20号議案 平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
 日程第11 第21号議案 平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計長
 日程第12 第22号議案 平成20年度飯島町水道事業会計予算
 日程第13 請願・陳情等の処理について
 日程第14 議会閉会中の委員会継続審査について

平成20年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）
平成20年3月17日

追加日程第1 発議第1号 農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書の提出について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

- 3番 宮下 覚一 4番 坂本 紀子
 5番 三浦寿美子 6番 野村 利夫
 7番 宮下 寿 8番 竹沢 秀幸
 9番 平沢 晃 10番 内山 淳司
 11番 松下 寿雄 12番 織田 信行

○欠席議員（2名）

- 1番 森岡 一雄 2番 曾我 弘

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林広美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治 総務課財政係長 中村栄一
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 今村 昇	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 折山 誠
 議会事務局書記 吉川 恵子

本会議再開

開 議
議 長

平成20年3月17日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
町当局並びに議員各位には、連日大変にご苦労さまでございます。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれの委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。
去る5日・6日の本会議において付託した条例案件3件、新年度予算案件8件、陳情等2件について、それぞれ委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。
本日は、これら案件について委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされますようお願いいたします。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 諸般の報告をします。
1 番森岡一雄議員から公務のため欠席の旨通告がなされております。
2 番曾我弘議員から病気治療のため欠席の旨通告がなされております。
これで諸般の報告を終わります。
次にこのほど任期満了をもって退任されました河野通昭前教育委員長の後任として、教育委員長に就任されました今村昇さんに説明員としてご出席をいただきました。ここで就任のご挨拶をいただきます。今村教育委員長さんよろしく願いいたします。

教育委員長

[今村教育委員長 登壇・挨拶]
おはようございます。只今のご紹介にありましてとおりに、この河野前委員長の後、委員長をということでお受けいたしました今村昇でございます。どうぞよろしく願いいたします。教育委員という委員会というのはまあ少し前、責任の重さの割にはその存在感が薄いと乏しいというようなそんなことをよく新聞に出ておりました。確かにそんなように感じますけれども、まあそんなことを踏まえまして、中教審では今度若干の教育委員制度というのを見直しがありました。それによって若干は違うかと思えますけれども、まだまだ何かそういう存在感の乏しいそんな感じも強く感じます。まあそんなことを一つ一つ解決していかなくちゃなとそんなように思うわけでありまして、今日、子どもを取り巻く問題は非常にその岐路に立っているとそんなように感じます。どうしていいのかわ右往左往というところでしょうけれども、学力低下の問題それから非行の問題、特に非行は低年齢下層にまで下がってきておると、そんな大きな問題がございます。まあそんな問題をひとつずつ解決するには、やっぱり子どもの目線でもって私たち大人がいろいろと語りかけていかななくちゃいけないなとそんなように思っております。まあそんなことを一つひとつ微力ながらできたらなとそんなことを思っております。前委員長の河野さんの経験とそれから見識の深い方の後をやれということ、非常に身に余るというふうに思っております。けれどもまあ事務局では優秀な教育長さんをはじめ、粒ぞろいのスタッフと方々と、それから

議 長

私ども委員の皆さんもそれぞれいろいろの経験を持って臨まれた方々の、まあそんな方々のお力をお借りしながら、微力ながらそういった問題に一つずつ解決していきたいなとそんなように思っております。どうか皆様のご指導とご協力をお願いいたしまして最初の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくどうぞお願いいたします。

議 長

今村昇さんには今日までも町の教育委員としてご活躍いただけてまいりましたが、これからは教育委員長として飯島町の教育行政の充実進展に一層のご尽力をいただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

日程第2 第3号議案飯島町後期高齢者医療に関する条例。
日程第3 第6号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。
日程第4 第7号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例。
以上条例3議案を一括議題とします。
議事進行についてお諮りします。条例3議案の審議については予算審査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思います。異議ありませんか。

予算審査
特別委員長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。よって条例3議案の審議については予算審査特別委員長の一括審査報告及び一括質疑の後、討論採決をすることに決定しました。
それでは委員長報告を求めます。
宮下予算審査特別委員長。

議 長

おはようございます。それでは予算審査特別委員会の条例関係の審査報告を申し上げます。去る3月5日本会議において本委員会に付託されました第3号議案飯島町後期高齢者医療に関する条例、第6号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、第7号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例については、3月7日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第3号議案、第6号議案、第7号議案それぞれ可決すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程に出された意見について一部申し上げます。第3号議案についてでございますが、75歳以上の高齢者の医療を継続的に確保することを目的としてこの4月からスタートする制度でありますので、制度適用のためには条例を制定しなければならない。一方、診療報酬を定額制にするなど高齢者の医療を制限するものであり、制度自体が理解できない。というなどの意見がございました。以上委員会審査報告を終わります。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
宮下予算審査特別委員長自席へお戻り下さい。
これから議案ごとの討論・採決を行います。最初に第3号議案飯島町後期高齢者医療に関する条例について討論を行います。討論はありますか。

5番

三浦議員

それでは私はこの飯島町後期高齢者医療に関する条例のこの案に対して反対の立場で討論をいたします。後期高齢者医療制度の問題点については再三指摘をしてきましたので繰り返しいたしませんけれども、全国民の幸福を追求し福祉の増進をするという国家の基本に反するものだと私は思っております。戦中戦後の困難な時代を生きてきた、日本の国の成長を支えてきてくださった世代の方々への冷たい仕打ちだと私は思います。病人がいるのに病人を放っておいて豪邸を建ったり、高級車を買ったりするようなことはするでしょうか。先日も私は言いましたけれども、全国の中には512の自治体から中止や見直しを求める意見書が提出をされたり、千葉県浦安市のように低所得者の保険料の軽減を独自の施策で講じるなど、自治体の中には住民の痛みを軽減するための努力をしているところも少なくありません。それに対して飯島町の条例では政府の考え方そのまま、自治体として住民を守ろうとする何の対策も講じられておりません。何でも反対ではありません。私はこの後期高齢者医療制度そのものには反対をしておりますが、かといってそれに対して飯島町の条例がなくてはいけないというふうにはそれだけにはありません。一自治体だけが実施をしないというわけにはいかないということも十分にわかっております。しかしこういう時こそ住民への思いやり温かさをもって条例は作られるべきものと私は思っております。こういう点ではとてもこの条例を認めるわけにはいかないということで私は反対をいたします。

議長
9番
平沢議員

次に賛成討論はありませんか。

私は賛成の立場で討論を行います。平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。ご存じのとおりでございますが、この後期高齢者医療制度の下に基づいた新設条例であります。後期高齢者医療広域連合の下に上伊那広域では8市町村足並みをそろえて行う医療制度でありますから、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みが導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスの連携強化など高齢者の生活を支える医療として発足するもので、当町だけが取り残されるわけにはいきません。加入しないと無保険者になるわけですから医療費全額を支払うとともに、医療・サービスも受けられずに路頭に迷わすわけにはいきません。従って将来を見据えて総合的に判断してこの制度の持続可能な道を求めて進まなければなりません。高齢者の方々にふさわしい医療を目指していただきたいことを申し添えて賛成するものであります。

議長

次に反対討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第3号議案飯島町後期高齢者医療に関する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立多数です。従って第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に第6号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行いま

す。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第6号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、第7号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第7号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第5 第15号議案平成20年度飯島町一般会計予算。

日程第6 第16号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計予算。

日程第7 第17号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第8 第18号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計予算。

日程第9 第19号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計予算。

日程第10 第20号議案平成20年度公共下水道事業特別会計予算。

日程第11 第21号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。

日程第12 第22号議案平成20年度飯島町水道事業会計予算。

以上平成20年度予算関係8議案を一括議題とします。

議事進行についてお諮りします。平成20年度予算8議案の審議については予算審査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思っております。異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって平成20年度予算8議案の審議については予算審査特別委員長の一括審査報告及び一括質疑の後、討論・採決をすることに決定しました。

それでは委員長報告を求めます。

宮下予算審査特別委員長。

予算審査

特別委員長

それでは予算審査特別委員会の予算関係審査報告を申し上げます。去る3月5日本会議において本委員会に付託されました第15号議案平成20年度飯島町一般会計予算。第16号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計予算。第17号議案平成20年度

飯島町後期高齢者医療特別会計予算。第18号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計予算。第19号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計予算。第20号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。第21号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。第22号議案平成20年度飯島町水道事業会計予算。につきまして3月7日・10日・11日及び14日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案、第22号議案、以上8議案ともそれぞれ可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお審査の過程に出されました意見について要約して一部申し上げます。次代を担う子ども達の育成支援や町の活力を強力に推進すること。またその基となる財政基盤の健全化を念頭に協働と子育てで未来を育む健やか予算として、町長は7つの大きな目標を掲げております。その中で特に子育て支援、福祉支援、若者定住住宅の促進、また新たな基盤整備や企業誘致を含む地域振興等々、財政の厳しい環境の中にあつて総じてよく工夫され町の未来に向けた礎になる予算だと評価できる。一方で後期高齢者医療制度について生活弱者に対する独自の保険料負担支援など住民の立場に立った施策がない。などの意見がありました。なお更に健全な行財政運営に努めていただき、町長以下職員が一丸となつて住民に心から信頼され、かつ未来に明るい展望と光の見える飯島町を目指した行政運営を行っていただきますよう意見を付して、平成20年度の予算審査報告といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
宮下予算審査特別委員長自席へお戻り下さい。
以上で平成20年度予算関係8議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから議案ごと討論・採決を行います。最初に第15号議案平成20年度飯島町一般会計予算に対する討論を行います。
先ず、原案に反対討論を行います。

5番 三浦議員 それでは私は反対の討論をいたします。後期高齢者医療制度にかかわる条例に基づいた内容で、一般会計には後期高齢者医療特別会計の繰出金が計上されており、反対の理由は先の条例の反対の討論のとおりでございます。また道路特定財源の一般財源化について20年度予算についての町長の施政方針にありますので、私の見解をここで表明をしておきたいと思ひます。私個人といたしましては、今までは一般財源化をしても地方に必要な財源として配分されてくるのか、不要不急な大型公共事業に使われてしまうのではないかという危惧がありました。今は世論がそれを許さないところまできております。世論調査では60%は一般財源化を求めておるところです。一般財源化をして地方自治体の裁量で使えるよう強く求めるべきだというふうに考えております。生活を切り詰めても車の使用をせざるを得ない町民の暮らしを考えれば、暮らしも含めて有効に使うべきだというふうに考えております。酒税はアルコール中毒の治療のためには特定して使うようなことはありません。たばこ税でも同じです。私は住民の立場に立って国政に物が言える町政でなけれ

議 長
8番
竹沢議員

ばならないというふうに考えております。町長の基本的な姿勢の転換が今求められているというふうに私は思ひます。せっかく良い事業も取り入れた職員の皆さんの本当にご苦労をされた予算編成でありますけれども、そのことに対しては私、大変敬意を表するのですが、今述べたとおりの理由でありますので反対といたします。

次に賛成討論はありませんか。

原案賛成の立場で討論に参加したいというふうに思ひます。只今の反対のご意見ということで後期高齢者医療の繰出金が一般会計に盛られているため、先の条例案件を含めて問題ありだめだということが述べられておりますけれども、先程の条例審査でもご意見がありましたけれども、制度発足そのものは法律に基づき、また県の連合も立ち上がり、で、各市町村いっせいに条例も制定して行うことによりまして、世界に類を見ないこの国民皆保険制度を継続発展させるとともに、わが国の医療制度を育成しかつ、生活習慣病等々そうした病気を事前に抑制することによって医療費の抑制も図り、国民が健康で暮らせるこうした制度として移行するものでありまして、先のご意見のその国民の福祉後退になるというような制度では全くないというふうに私は思ひます。ただし、今の世の中一定の負担とかいうのも当然必要な時代でありまして、ただで物事するというようなそういう自由主義経済の世の中ではないというふうに判断するわけでありまして、応分の保険料の負担あるいは医療保険における一部負担というのはある程度やむを得ないのかなというふうに思ひますし、その制度移行については国の方でも若干のこの激変緩和措置を今回取られておるわけでありまして、そういうことも含めてこの制度移行というのはスムーズに全市町村が移行すべきものであるというふうに考える次第でございます。

次に道路一般財源化の問題についてもご指摘がございましたけれども、昨日も県の方で集会もあつたわけでございますけれども、目先のそのガソリンの25円みたいなものに捉われることなく、やっぱり10年20年という体系を見ながら、わが町そして県・国も含めまして道路づくりはこのわれわれ生活基盤のまた経済的な部分を含めた基盤づくりの根幹であると、そういうことをもっと認識をして目先のことに捉われずこの制度化について考えるべきであります。田舎ではだいたいわが町でもそうですけれども、一軒のお家で何台も車を持っているのが実態であります。そうして考えますと都会の皆さんに比べますと田舎の方がそれだけガソリンの負担も多いということで、当然そういう費用負担が税という形に変わって地方へ還元されて、地方の道路基盤が整備されるというのは当然のことだというふうに私は思ひます。そうした2点の反対のご意見に対する批判を申し上げ、続いて町長は今年度の20年度一般会計予算について「協働と子育てで未来をはぐくむ健やか予算」ということで41億7,500万の計上を致したところでございます。高坂町長2期目の芽を出し花を咲かせるという、そうした思いのメリハリのある予算だというふうに思ひますし、私ども町議の方、議員の方で立場で考えますと、これで4年目を迎えるわけでありまして、我同士の今期の仕上げの年というふうになるわけでありまして、私ども有権者の皆さんからご支援をいただいて、町民の皆さんの生活や暮らしが安全で安定したそういうふうになるように議場へ私ども送られて、議会の場でいろいろ政策提案申し上げたり予算を審査したり決算を審査したりする中で、共にまちづくりを推進しておるそういう立場でございます。そういう意味でわれわれ議員にとつても大事な年なのかなあ

というふうに自覚をしておるところであります。実施計画の中での重点施策の3項目を中心にして7課題につきましてメリハリの予算だというふうに思うわけでありまして、とりわけ財政健全化のための6%以上の起債等の繰上償還も3カ年計画の中でできるわけでありまして、こうした努力を引き続きお願いをしたいというふうに思います。何はともあれこの自主財源の確保ということがわが町にとって大事な課題だと思います。そういう意味の中で政策でも注意立っていますけれども、特交賃住宅など若者定住、そうしていくつかの子育て政策の支援策、また具体的に動きが出始めてきております企業誘致などを積極的に取り組んでいただきまして、人口増、税収の確保を一層努力されることを期待を申し上げて賛成討論といたします。

議 長
9番
平沢議員

次に反対討論はありませんか。
討論はありませんか。他に。

私も本予算案に賛成の立場で討論いたします。この一般会計というのは町の中核的な財政計画であります。よって私は部分的には判断してはいけない、総合的に判断しなければいけないという立場から、本当に本年の当町に置かれているこの厳しい財政事情は、事情下にあっては住民の全てが満足するというような予算は編成することは、これは至難であることは誰もが認識しておると思います。この財源が乏しいだけにですね、この行政サービスの大幅な拡大はありませんが、この中期計画あるいは総合計画の中のふるさとづくり計画と、それから集中改革プランに基づいてこの財政健全化計画を策定して効率的な財政運営を進めていることは、これは本当に高く評価するところでもあります。特にですね、今年度予算におきましては適正な公債負担を維持するためにこの公債の繰上償還と、それから繰出金の適正な運用はこれは、未来の飯島町を見据えた自立し持続発展可能なまちづくりのこれは礎を築く施策とともに、財政の健全化を図りつつ住民生活に真に必要な事業に重点配分した予算であると思います。それで特にですねこの5項目の重点施策である協働のまちづくり、それから子育て支援、若者定住、それから新規企業導入はこれは大きな目的である人口増と町の活性化の促進にこれは大きな基盤を作るものであり、新しい基盤整備と産業振興と安全安心なまちづくりは、活力と創造に満ちたこの町の将来の体系を確立するものと認識しております。従ってこの自立のまちづくりの基本となる地域協働の更なる推進に心掛けて、目に見える形の中で財政効果が現れることを願望いたしまして、私は本予算に賛成するものであります。

議 長
4番
坂本議員

討論ありませんか。

賛成の立場で討論いたしたいと思います。今期から始まる後期高齢者となる方の町民の46%が低所得者の軽減の枠の中にあります。施行にあたり丁寧な説明を望むものであります。また制度を運営する中で問題が起きたときは役場の迅速な対応を望むものであります。高坂町政2期目ということで子育て支援と教育、若者定住化、農地・水・環境保全に重点を置いた政策に期待したいと思います。財政健全化ということで公債費の繰上償還は今後の町の財政にプラスになる政策であります。また人事評価制度の今期からの試行という中で、職員の数と町での多岐にわたる事務事業との関係も今後考えていかなければならない問題だと思われま。循環バス運行においては他の町の取り組みを視察研究し、わが

議 長
11番
松下議員

町の利用者と話し合い、更なる見直しを図るべきだと思います。いくつかの問題を提起いたしました今年度の予算に賛成いたしたいと思います。

他に討論ありませんか。

まあ個々については今それぞれの議員からお話のあったとおりでございますが、私はやっぱりそのリーダーというものは如何にあるべきかということ、まあしっかり町長は認識をして町政に当たっておられるとは思いますが、木を見て森を見ずと、そういうことのないようにやっぱり先を見据えた行政に今後任期一杯4年間の任期をまっとうするような、そういう形で行政をやっていただきたいと、最終的にはやっぱり住民の福祉、安全安心だと思います。そこへどうやって就けるか、いろいろと施政方針でも述べられておりますけれども、やっぱり住民の声を聞く中でも、やっぱり住民の声が全て正しいとは言えません。そういうことでリーダーというものはその声を聞く中で、どうやって判断をし自分で政策実行していくかというのがリーダーの私は資質だと思います。その点を踏まえる中で今年度20年度を基に次に向かって政策実行していただきたいと、それを願って私は賛成と致します。

議 長

討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第15号議案平成20年度飯島町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議 長

ご着席下さい。起立多数です。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に、第16号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。原案に反対討論はありませんか。

討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第16号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第16号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に第17号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。先ず原案に反対討論はありませんか。

5番

三浦議員

私は反対の立場で討論をいたします。先に後期高齢者医療にかかわる条例について反対討論をいたしましたが、そのとおり内容的には同じであります。条例に基づいた内容の会

計でありますので反対をいたします。以上です。

議 長 次に賛成討論はありませんか。

9番 平沢議員 私は賛成の立場で討論いたします。私も先ほど条例の関係で細かいことは申し上げましたので縷々申しませんが、とにかく高齢者の医療費を安定的に支えるための特別会計でありますから、この点を総合的に理解して私は賛成いたします。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第17号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議 長 ご着席下さい。起立多数です。従って第17号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第18号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第18号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第18号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第19号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第19号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第19号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第20号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第20号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計予算を採決します。本案に対

する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第20号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第21号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第21号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第21号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第22号議案平成20年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

9番 平沢議員 私はこの22号議案に賛成の立場で討論を行います。水道会計はかつてはまあ本当に大変な赤字に苦しんでおりました。それからかなりの一般会計からの繰入も行ってきたわけですが、一昨年この水道料金の引き上げとともに職員のたゆまない努力で懸案改善されまして、昨年そして今年も3,700,000余の収益的収入があったということはこれは本当に高く評価するとともに、企業債もかなりありますがこの繰上償還もこれからの水道事業に対する非常にあの素晴らしいことだと思っております。しかし今後も石綿管の布設替え、あるいは今年取り組むこの緊急遮断弁の設置と合わせて、幾多にあります企業債、24件くらいあるその償還もまだまだ続きますので、健全運営に心掛けて進行していただくことを要望いたしまして本予算に賛成するものであります。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第22号議案平成20年度飯島町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第22号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 請願・陳情等の処理ついてを議題とします。去る3月5日の本会議において、所管委員会へ審査を付託した陳情等について、お手元に配布のとおり総務産業委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

議事進行についてお諮りします。各陳情等の審議については、これから委員長より一括

して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

宮下総務産業委員長。

総務産業委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る3月5日の本会議において本委員会に付託されました、20陳情第2号「森林環境税の創設と森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める陳情」につきましては3月6日に委員会を開催し、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり趣旨採択すべきものと決定しましたので報告致します。

なお審査の過程に出されました主な意見については、本陳情案件は森林環境税の創設を謳っておりますけれども、この税の用途、方法等がまだ固まっていない段階だということ。また長野県においては森林税を導入するなど森林・林業を取り巻く環境、現状はよく理解できるということでした。以上報告といたします。

続いて20陳情第4号「農業委員会必置規制の堅持に関する要請書」につきましては、3月6日に委員会を開催いたしまして、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。審査の過程に出されました主な内容につきましては、現在日本の食糧自給率は下がっており、今後の農地の保全のためにも地方都市や地方の市町村には委員会が必要である。また町の地域営農において委員会の役割は大きい。農業政策の推進のためにもどうしても必要である。とそんな意見がございました。以上委員会審査報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。

以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから案件ごとに討論・採決を行います。

初めに、20陳情第2号「森林環境税の創設と森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める陳情」について討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。20陳情第2号「森林環境税の創設と森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める陳情」について採決をします。この採決は起立によって行います。申し上げます。採決順序は初め本陳情を採択することに賛成の方を問い、次に趣旨採択することに賛成の方を問う順で行います。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。それでは初めに本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立ありません。

次に本陳情を趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 ご着席下さい。

起立全員です。従って20陳情第2号は趣旨採択することに決定しました。

議長 次に20陳情第4号「農業委員会の必置規制の堅持に関する要請書」について討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。20陳情第4号「農業委員会の必置規制の堅持に関する要請書」について採決します。この採決は起立によって行います。本要請に対する委員長の報告は採択です。本要請を委員長報告のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 ご着席下さい。

起立全員です。従って20陳情第4号は採択することに決定しました。

議長 日程第14 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり総務産業委員会、社会文教委員会及び議会運営委員会における所管事務調査のため、議会閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり決定しました。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時25分といたします。休憩。

午前10時 8分休憩
午前10時25分再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ただいま平沢晃議員から議案1件が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って議案1件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第1号「農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

議長 9番 平沢晃 議員

議長 農業委員会の必置規制の堅持に関する要望に対しまして、意見書を提出について提案説明を行います。わが国農業を目指す食糧自給率の向上と食糧の安定供給は、その生産基盤である農地の確保と有効利用及び担い手の確保・育成なくして、その実現はあり得ないの

であります。しかし農業農村の現場では昭和1ケタ世代のリタイアの本格化による担い手不足や農産物価格の低迷、遊休農地の増加など深刻な問題が山積しております。このような状況下でありながら地方分権改革推進委員会は平成19年11月16日に地方分権改革推進にあたって発表したこの中間的なとりまとめ、この中で農業委員会の必置規制を廃止し地方自治体が地域の実情に応じて農業委員会の設置を任意に決定できるようにすべしと機能を否定するもので、農業を産業基盤としているこの飯島町当町にとっては断じて容認できるものではありません。既に農業委員会制度はこれは平成16年の法律改正により地域の実情に応じた組織運営並びに活動の重点化、そして効率化が図られるとともに、同改正法案の可決に際して今後とも独立した行政委員会としての農業委員会の必置規制を堅持することとの、これは衆参両院の農林水産委員会の附帯議決がなされております。こうした背景のもとに農業委員会は農地と担い手対策を中心に、地域の課題解決に向けて精力的に展開するとともに、政府の食糧農業農村基本計画において遊休農地の発生防止解消と優良農地の確保及び担い手の確保と、農地の利用集積などの経営確立の支援とともに、地域の実態に応じた農業農村の活性化対策の実現というこの重要な使命を担っており、今後の農地政策の見直しにおいても農業委員会の役割が制度的に位置付けられております。自ら足で地域を歩き地域を守るこの農業委員の活動を基礎に、農業農業者の公的代表組織として元気な地域農業の創造に向けて農業委員会の必置規制が堅持されるように強く要望いたします。1つとして農地法などの法令事務の全国的統一性、公平性及び客観性を確保する観点から農業委員会の必置規制は今後とも重要であり堅持すること。2つとして、遊休農地の発生防止解消や認定農業者等の担い手への農地利用集積など、地域農業の振興や農政の普及浸透に果たす農業委員会の役割と機能を踏まえた農業委員会の活動支援に必要な予算を確保すること。以上の要望に合わせて意見書を上部関係機関へ進言したいと思いますので、議員全員のご賛同をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

4番 坂本紀子 議員

4番

坂本議員

では賛成者の立場で意見を申し上げます。近年の政府の政策は農業水産業よりも工業、商業、情報サービス業等の政策が優先され、生産効率の悪い農林水産業はおざなりにされているのが現実であります。工業立国を目指すあまり農業政策をなおざりにし、日本は先進国の中でもとても低い食品の自給率36%となってしまうました。昨近に起こりましたような中国での餃子事件、中国産食品食材にかかわる残留農薬の問題等輸入食品に対する安全安心の疑問がクローズアップされております。世論は自給率の向上を図るべきだという意見が多くなってきていますが、農業生産者の後継者不足及び荒涼農地の健全化はすぐには回復できない問題です。その中であって農業委員会の果たしてきた役割は大きなものがありました。農業生産地での優良農地が虫食い状態に土地開発され、宅地・工業用地になることに大きく歯止めをかけてきたことは事実であります。また農業生産物の価格安定を図り、農業生産者の確保育成を図ってきております。農業委員会制度は平成16年に法改正され、地域の実情に合わせた組織運営になってきております。農林水産省は昨年の11月に出した農地政策の改正の中で農地の情報のデータベース化をし、全国どこからでもア

クセスして農地情報を得られるというシステムを整備するとあります。企業が資金力にものを言わせ、農地を集約し、農産物の生産以外の目的に使う可能性は否定できません。そのためにも農地の権利移動の許可にかかわっている農業委員会は必要だと思うのです。今後の日本の食品の自給率アップを図るためにも農業委員会必置は欠かせないものとなります。ゆえに農業委員会の必置規制の堅持に関する要請に皆様の賛同を求めるものです。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第1号「農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書」の提出についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第1号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。

町 長 それでは3月議会定例会閉会にあたりまして一言お礼とご挨拶を申し上げます。去る3月5日から13日間の日程で開催されました平成20年3月飯島町議会定例会、議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会、常任委員会を通じて慎重審議を煩わし、連日に亘るご苦勞に対し心から感謝を申し上げる次第でございます。特に今定例会は私にとっても2期目のスタートとなる、真に自立し持続可能なまちづくりを目指して、みんなで汗する協働と健全財政の上に立った将来の活力あるまちづくりを目指すための次代を担う子ども達の育成支援を推進することを重点に、協働と子育てで未来をはぐむ健やか予算として編成をいたしました平成20年度各会計予算をはじめ、その関係条例、教育委員はじめ各人事案件、新たな国の施策である後期高齢者医療制度に伴う関係条例など、提出をいたしました28議案全て提案どおり決定いただきましたこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。また一般質問では9人の議員から質問をいただきまして、町の発展に向けた町政への取り組みなど、広範な行政課題に対して質問並びに提案もいただきました。これら議会審議中にいただきましたそれぞれの貴重なご意見等を重く受け止め、多くの課題に対して町長以下職員一丸となって、厳しい中にも活力あるまちづくりのために一步一步着実に専心努力してまいる所存でございます。議員はじめ住民各位の一層のご理解とご協力を切にお願いをする次第でございます。

今年は例年になく遅くまで寒さと雪も多かったその冬もようやく終わり、にわかには温かさも増して南の方からは桜の便りも聞かれるようになりました。春の本格的な農作業を前にしての準備も始まりました。今年も凍霜害などなくて春の作業が順調に進むことを切に願っております。

さて毎年のこととはいえ、春は別れと出会いの季節でもございます。卒業・卒園、入

学・入園、大人の社会では職場を初め様々な場での送られる人、送る人、迎えられる人、それぞれの感慨と希望を抱きながら時が移ってまいります。そのそれぞれの新たな出発が実り多きものであることを願い、改めて平成19年度の町政運営にご協力いただきましたことに心からの感謝を申し上げ、来たる平成20年度が災害もなく未来に開かれた皆で創る自然豊かなふれあいのまちづくりが進められるよう祈念しつつ、これに向かって職員と共に精いっぱい頑張ってまいりたいと思います。

最後になりましたが、大変ご多忙の中、今定例会にご出席をいただき審議をご傾聴くださり、また一部答弁もいただきました皆様、特に会期中に任期満了となられました河野前教育委員長さん、今村新教育委員長さん、林代表監査委員さん、鎌倉選挙管理委員会委員長さんに心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。終わりに議員各位には時節柄健康にはくれぐれもご留意の上、町政発展のために一層のご活躍をご祈念を申し上げて、3月議会定例会閉会のご挨拶といたします。本当にありがとうございました。

議 長

林代表監査委員様、今村教育委員長さんご出席ありがとうございました。

以上をもって、平成20年3月飯島町議会定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山 誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員